

第132回国会概観

第132回国会（常会）は、平成7年1月20日に召集され、会期は6月18日までの150日間であった。

開会式は、召集日当日に行われた。

同日の参議院本会議においては、7特別委員会が設置された。

今国会は、村山連立政権が成立してから初めての常会であり、また、今夏の参議院通常選挙を控え、本格的な論戦が予想、期待された国会であった。

召集日直前の1月17日早朝に阪神・淡路大震災が発生した。このため、被災者の救援、復旧・復興対策の確立、政府の初動対応の遅れ等をめぐる議論が国会序盤から行われ、前半は震災対策国会の様相を呈した。

また、3月20日朝の通勤時に起きたオウム真理教による地下鉄サリン事件、旧東京協和と旧安全の2信用組合の経営破綻と東京共同銀行の設立問題、急激な円高に伴う景気対策、経済問題等が中盤国会を通しての論議の中心となったが、こうした難問に直面したにもかかわらず、法案審議は大きな混乱もなく進められ、総予算は年度内に成立した。

しかし、終盤国会において、いわゆる戦後50年の国会決議と2信用組合の乱脈融資事件に係る政治家の証人喚問をめぐり与野党が対立する状況となった。

6月9日、衆議院本会議において、新進党欠席のまま戦後50年の国会決議が行われた。これに伴い、12日、衆議院において、新進党から村山内閣不信任決議案、土井たか子議長及び鯨岡兵輔副議長不信任決議案、中村正三郎議院運営委員長解任決議案が提出され、翌13日の本会議で賛成少数で否決された。

参議院では、12日、平成会から村山総理問責決議案が提出され、14日の本会議において賛成少数で否決された。

また、16日の参議院本会議において、3調査会の報告を聴取するとともに、請願審査等の会期末の議事手続きを行った。

【村山総理の施政方針演説等】

1月20日、衆参両院本会議において、村山総理が施政方針演説を、河野外務大臣が外交演説、武村大蔵大臣が財政演説、高村経済企画庁長官が経済演説をそれぞれ行った。

村山総理は、兵庫県南部地震による犠牲者に哀悼の意を表するとともに、負傷者、被災者に対しお見舞いを申し上げ、あらゆる手段を尽くして緊急支援措置等を講じていくと述べた。

また、行政改革は本内閣の最重要課題で、特殊法人については統廃合を含めた整理合理化を推進する旨述べた。さらに本年度内の規制緩和推進計画の策定

や地方分権大綱に基づく地方分権推進法案の提出を明言した。

経済については、為替相場の動向を含め内外の経済動向を注視しつつ、機動的な経済運営に努め、内外価格差の是正・縮小に取り組んでいく旨述べた。

政府 4 演説に対して、1 月 23 日及び 24 日に衆議院本会議で、1 月 24 日及び 25 日に参議院本会議で、それぞれ代表質問が行われた。

その質疑の主なものは、大震災の被災者の救出活動、政府の危機管理体制の強化と法整備、行政改革に対する対応、地方分権の推進、日本の国連安保理常任理事国入り、村山総理の訪米と日米関係等の諸問題についてであった。

【阪神・淡路大震災復旧復興対策の審議】

平成 7 年兵庫県南部地震災害に関する報告を、衆議院本会議では、1 月 20 日に小澤国土庁長官から、参議院本会議では、同 24 日に兵庫県南部地震担当の小里国務大臣から聴取し、24 日及び 25 日に質疑を行った。

報告においては、震災の現状、危機管理体制の確立、これまでとった政府の救援対策等について説明が行われ、災害発生時における事態掌握の遅れ、政府の初動対応の遅れをめぐる村山総理の責任問題、被災者の救援策、震災対策のための財政措置、自衛隊出動の遅れ等の諸問題について議論が行われた。

村山総理は、衆参両院本会議において、震災の復旧・復興対策に関する特別立法措置の検討を表明した。

政府は、震災発生当日、閣議で「非常災害対策本部」を設置するとともに、同 19 日には、村山内閣総理大臣を本部長とする「緊急対策本部」を設置した。

また、2 月 14 日には、閣議で平成 7 年兵庫県南部地震災害の呼称を「阪神・淡路大震災」と統一した。16 日には、村山総理の諮問機関である「阪神・淡路復興委員会」が初会合を開き、その後、同復興委員会の特別顧問に後藤田正晴衆議院議員及び平岩外四経団連名誉会長が就任した。

未曾有の震災被害がもたらされたことにかんがみ、衆参両院の被災地への委員派遣が 1 月 26 日、27 日の両日行われた。また、2 月 7 日の衆議院本会議において「兵庫県南部地震の災害対策に関する決議案」及び「兵庫県南部地震災害に関し国際的支援に対する感謝決議案」が、同 9 日の参議院本会議において「兵庫県南部地震災害に対する決議案」及び「兵庫県南部地震災害に対する国際的支援等に感謝する決議案」がそれぞれ全会一致をもって可決された。

政府は、阪神・淡路地域の復興についての基本理念を明らかにし、阪神・淡路地域の復興を迅速に推進することを目的とする「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案」をはじめとする震災関連法案を提出し、これら法案は、所管の常任及び特別委員会で審査され、全て可決成立した（V の 1 議案審議概況「阪神・淡路大震災関連法案等一覧」を参照）。

論議の焦点となったのは、政府の初期対応策、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部が設置されなかった理由、復興基本計画、財政援助、自衛隊の災害派遣、被災者の税の減免措置、復興財源の確保策、地震予知対策等の諸問題であった。

4月18日、19日の両日には、参議院の議員派遣が行われ、復旧状況の実情調査を行った。衆議院においては、4月11日、12日の両日にわたって議員派遣を行った。

【予算の審議】

今国会では、平成6年度第1次補正予算、同第2次補正予算、平成7年度総予算及び同第1次補正予算の4予算が成立した。

ウルグアイ・ラウンド交渉妥結に伴う農業合意関連対策予算を計上するための平成6年度第1次補正予算は、2月6日、7日の2日間、衆議院予算委員会において質疑が行われた。7日に賛成多数で可決、同日の本会議で賛成多数で可決され、参議院に送付された。2月9日、参議院予算委員会において質疑が行われた後、賛成多数で可決され、同日、本会議において賛成多数で可決、成立した。

質疑の主なものは、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費の内容及び予算措置、第1次補正の内容・性格、阪神・淡路大震災の被災者救援策・復興策と財源措置、東京共同銀行の設立問題等についてであった。

阪神・淡路大震災の復旧・復興事業と被災者の支援等のための対策費を盛り込んだ平成6年度第2次補正予算は、2月24日、25日の2日間、衆議院予算委員会において質疑が行われ、25日に全会一致で可決、27日の本会議で全会一致で可決され、参議院に送付された。2月28日、参議院予算委員会において質疑が行われた後、全会一致で可決され、同日、本会議で全会一致で可決、成立した。

阪神・淡路大震災に対する政府の初期対応の在り方、復旧・復興事業にかかわる財源対策、被災者の雇用対策、政府の危機管理体制の確立等について質疑が行われた。

平成7年度予算は、1月27日から衆議院予算委員会で総括質疑が始まり、2月25日に同委員会において賛成多数で可決され、27日、本会議で記名投票の結果、賛成297票、反対184票で可決され、参議院に送付された。この衆議院通過は昭和26年、27年の両年度と並ぶ早い時期であり、32日間という戦後最短の審議期間であった。

参議院では、3月1日から予算委員会で総括質疑が始まり、22日に委員会において賛成多数で可決され、本会議で記名投票の結果、賛成160票、反対73票

で可決、成立した。これは、戦後最も早い時期の成立であるとともに、成立まで戦後最も短い審議期間であった。

平成7年度第1次補正予算は、4月14日に閣議決定された緊急円高・経済対策の一環として、①円高に対応するための中小企業対策、輸入促進策等のために必要な経費を追加する円高・経済対策、②全国緊急防災対策、③阪神・淡路大震災の復旧・復興対策を3本柱に新施策を盛り込んで編成されたほか、サリン事件等が社会不安を増大させているため、犯罪対策費も盛り込まれた。

同予算案は、5月15日、国会に提出され、同日の衆参両院の本会議において武村大蔵大臣が財政演説を行い、質疑は翌16日の衆参両院の本会議において行われた。

衆議院予算委員会では、5月17日、18日の2日間質疑を行い、18日に新進党、共産党からそれぞれ提出の編成替え動議を否決し、同予算案は賛成多数で可決された。同日、本会議に緊急上程された同予算案は、新進党提出の編成替え動議を否決した後、賛成多数で可決された。

参議院においては、補正予算案の審議日程をめぐる与野党協議がまとまらず、坂野重信予算委員長の裁定により、審議は5月19日の1日だけとし、同日採決を行うことを決定した。この決定に平成会は反発し、同予算委員長の解任決議案を原文兵衛議長に提出した。しかし、この後開かれた与野党の国会対策委員長会談で、自民党は予算委員会に先立って本会議を開き、同予算委員長の解任決議案の採決を行うことを提案し、平成会も受け入れた。同予算委員長の解任決議案は、19日の本会議で賛成少数で否決された。

同予算案は、同日、予算委員会で質疑が行われ、賛成多数で可決された後、本会議に緊急上程され、賛成多数で可決、成立した。

【東京共同銀行の設立問題】

不正融資で経営が破綻し、解散した旧東京協和と旧安全の2信用組合をめぐる、衆参両院の予算委員会で5回にわたり延べ12名の証人喚問が行われたのをはじめ、同委員会を中心に、乱脈経営の実態、疑惑の解明、東京共同銀行設立の経緯、2信用組合への政治家・官僚の関与、2信用組合の処理に関する政府の責任、2信用組合に対する東京都の監督責任等の諸問題について質疑、追及が行われた。

2月7日、衆議院予算委員会において、平成6年度第1次補正予算の採決後、東京共同銀行の設立問題をめぐる2信用組合の乱脈不正融資問題で、大蔵大臣から、2信用組合の融資先実名入りリスト等の公表については、守秘義務等にかかわる重要問題であることから、国会におけるプライバシー保護の確保を要望するとの説明を受け、同委員会は3月16日に秘密会を開き、予算委員長室に

において同委員に限り閲覧された。

また3月20日、同資料は、参議院予算委員会においても、秘密会で予算委員のみに閲覧された。

本問題に関する集中審議は、衆議院予算委員会では2月22日、23日及び6月6日、12日に行われ、参議院予算委員会では3月14日及び15日に行われた。

6月6日に行われた衆議院予算委員会での集中審議で、連立与党側は、山口敏夫衆議院議員及び中西啓介前衆議院議員の証人喚問を要求する動議を提出したが、その採決をめぐり紛糾し、午後の審議が空転、同委員会は、7日、8日と流会した。

また6月12日、同予算委員会では、新進党欠席のまま集中審議が行われるとともに、17日に証人喚問を行うことを議決し、同17日、山口敏夫衆議院議員及び中西啓介前衆議院議員の証人喚問が行われた。

6月13日に開会を予定されていた参議院予算委員会での2信用組合及び地下鉄サリン事件に関する集中審議は、行われなかった。

証人喚問は、衆議院で3月9日に2名、同30日に3名、4月11日に3名、6月17日に2名、また、参議院で3月29日に2名について行われた。

喚問の中で、旧東京協和信用組合の高橋治則前理事長は、融資について十分な担保が設定されていると述べるとともに、大半の融資は東京都の事前承認を得ていたと証言した。これに対し、小久保久東京都労働経済局長はそれを否定したが、経営改善指導の効果がなかったことについては深く反省すると弁明した。さらに、高橋前理事長は、中西啓介前衆議院議員のパーティー券購入を認めた。

日本長期信用銀行の経営関与をめぐることは、それを否定する堀江鐵彌長銀頭取と高橋前理事長との間で証言が食い違った。

また、三重野康前日本銀行総裁は、東京都の監督責任を指摘するとともに、今回の救済措置を金融秩序システム維持のためであると強調した。

一方、山口敏夫衆議院議員の親族及び中西啓介前衆議院議員の秘書が関与する企業が旧東京協和信用組合から多額の融資を受けていたことが明らかとなり、3月22日、山口敏夫衆議院議員は新進党を離党した。

【オウム真理教関連事件】

3月20日朝の通勤時に発生した地下鉄サリン事件は、オウム真理教信者が関与していたことが明らかになり、その後、警察庁長官狙撃事件等も発生し、社会に大きな不安を与え、その早期解決が緊急課題となった。

本件では、4月3日、参議院予算委員会において地下鉄構内毒物使用多数殺人事件等に関する集中審議が、また4月20日、衆議院予算委員会でもサリン問

題等について集中審議が行われたのをはじめ、その後も衆参両院の関係委員会で当局に対して質疑が行われた。

くしくも、地下鉄サリン事件発生前に今国会に提出されていた「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」が衆議院本会議で3月30日に、参議院本会議において4月28日にそれぞれ承認され、また3月29日、参議院本会議において同条約締結に伴う国内法の整備のための「化学兵器の禁止及び特定物資の規制等に関する法律案」が特定物質サリン等の製造等の規制、罰則等の施行期日を修正して議決され、翌30日、衆議院本会議で全会一致で可決、成立した。

これに加えて、サリン等の製造、所持等を禁止し、サリン等を発散させる行為についての罰則等を定めた「サリン等による人身被害の防止に関する法律案」が急遽提出され、4月1日に閣議決定、19日に衆参両院本会議で可決、成立し、5月1日から施行された。

5月16日にオウム真理教の教団代表らが逮捕され、6月6日起訴された。

さらに、オウム真理教関連事件について、5月23日に衆議院本会議で、翌24日には参議院本会議において、野中国務大臣から報告を聴取するとともに質疑を行った。

このほか、衆参両院において、地下鉄サリン事件の捜査の現状と今後の方針、オウム真理教の実態と活動状況の把握、毒物及び劇物取締法とサリンとの関係、宗教法人法の見直し、オウム真理教の宗教法人法での解散、破壊活動防止法の適用等の諸問題について議論が行われた。

【急激な円高への対応】

3月下旬から4月上旬にかけて急激な円高が進行し、日米欧各国の外国為替市場において、円は一時急騰し1ドル=80円を割り込む事態となった。

4月14日、政府は緊急円高・経済対策を閣議決定し、実施した。これを踏まえて、政府は平成7年度第1次補正予算を編成し、国会に提出した。

野党側は、衆参両院の予算委員会の集中審議等を通じて、政府の円高・経済対策について、村山内閣を厳しく批判した。

【歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議】

本年は、戦後50年の節目の年にあたり、いわゆる戦後50年の国会決議の成否が終盤国会の焦点となった。

2月下旬から始まった同決議に関する連立与党内の調整は難航したが、6月7日、連立与党3党の幹事長・書記長会談において、「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」とすることで3党案がまとまり決着した。しかし、新

進党との調整ではまともらなかった。

同決議案は、9日の衆議院本会議に提出され、新進党が本会議を欠席し、連立与党の中からも欠席者が出る中、賛成多数で採択された。

参議院では、同決議は行われなかった。

【法案等の成立件数等】

今国会に提出された政府提出法案は102件であり、順調な国会審議を受けて全てが成立した。このうち、阪神・淡路大震災復興関連法案が16件、平成7年度予算関連法案が29件、平成6年度及び7年度両年度の補正予算関連法案が10件、一般法案が47件であった。

また、条約も提出された18件全てが承認された。

継続審議の政府提出法案は、3件全てが成立した。

参議院議員提出法案は、提出された6件中2件が成立し、衆議院議員提出法案は、24件（うち4件は前国会から継続）中9件が成立した。

参議院議員提出法案のうち、高齢社会対策基本法案は、国民生活に関する調査会の起草に係るものであり、5日の本会議で全会一致をもって可決され、衆議院に送付された。衆議院では、内閣委員会に付託され、継続審査となった。

【その他】

（参議院改革協議会）

2月8日、参議院改革協議会小委員会から報告書が提出され、議院運営委員会における各会派の合意に基づき、「参議院本会議議事速報」及び「参議院予算委員会総括質疑速報」の発行が3月から実施された。

また、貴族院秘密会議事速記録の公開については、3月15日の同改革協議会小委員会の報告書を受け、6月1日、同改革協議会はこれを了承し、同2日の議院運営委員会において決定された。その公開は、同5日から実施された。

（統一地方選挙の結果）

第13回統一地方選挙の投開票は、4月9日及び23日に行われた。これは、村山連立政権にとって、発足後初めての全国的規模の選挙であった。

選挙の結果、東京都及び大阪府の知事選挙では、既成政党が推す候補が敗れ、無所属の青島幸男、山田勇の両前参議院議員がそれぞれ当選した。

（旧日本新党の当選無効訴訟に対する判決）

5月25日、最高裁判所第一小法廷は、旧日本新党の松崎哲久氏が中央選挙管理会を相手取り、山崎順子参議院議員の当選無効を求めた行政訴訟の上告審において、山崎順子参議院議員の当選を無効とした東京高等裁判所の判決を破棄し、松崎哲久氏の請求を棄却した。

1 参議院役員等一覽

(会期終了日 平成7.6.18現在)

役員名		召集日	会期中選任
議	長	原 文兵衛	
副	議長	赤 桐 操	
常 任 委 員 長	内 閣	岡野 裕	
	地方行政	岩本 久人	
	法 務	中西 珠子	
	外 務	田村 秀昭	
	大 蔵	西田 吉宏	
	文 教	松浦 孝治	
	厚 生	種田 誠	
	農 林 水 産	青木 幹雄	
	商 工	久世 公堯	
	運 輸	大久保 直彦	
	通 信	山田 健一	
	勞 働	笹野 貞子	
	建 設	合馬 敬	
	予 算	坂野 重信	
	決 算	前畑 幸子	今井 澄 (7.6.16)
	議院運営	小川 仁一	
懲 罰	井上 計		
特 別 委 員 長	科 学 技 術	高桑 栄松	
	環 境	篠崎 年子	
	災 害 対 策	陣内 孝雄	
	選 挙 制 度	上野 雄文	
	沖 繩 ・ 北 方	坪井 一字	
	分 権 ・ 緩 和	小林 正	
	中 小 企 業	石渡 清元	
調 査 会 長	国 際 問 題	沢田 一精	
	国 民 生 活	鈴木 省吾	
	産 業 ・ 資 源	三重野 栄子	
政治倫理審査会長		下条 進一郎	
事 務 総 長		戸張 正雄	

2 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 平成 7. 6. 18 現在)

会 派	議 員 数	① 7. 7.22 任期満了			② 10. 7.25 任期満了		
		比 例	選 挙 区	合 計	比 例	選 挙 区	合 計
自 由 民 主 党	93 (6)	12 (2)	20 (1)	32 (3)	17 (1)	44 (2)	61 (3)
日本社会党・護憲民主連合	62 (14)	14 (4)	27 (5)	41 (9)	10 (2)	11 (3)	21 (5)
平 成 会	49 (7)	12 (3)	10	22 (3)	15 (3)	12 (1)	27 (4)
新 緑 風 会	13 (2)	1	9 (2)	10 (2)	3	0	3
日 本 共 産 党	11 (4)	4 (2)	1 (1)	5 (3)	4	2 (1)	6 (1)
平 和 ・ 市 民	5	2	2	4	0	1	1
二 院 ク ラ ブ	5	1	1	2	1	2	3
民 主 の 会	2	1	0	1	0	1	1
各派に属しない議員	10 (5)	3 (2)	4 (3)	7 (5)	0	3	3
欠 員	2	0	2	2	0	0	0
合 計	252 (38)	50 (13)	76 (12)	126 (25)	50 (6)	76 (7)	126 (13)

()内は女性議員の数を示す。

3 会派別所属議員一覽

(召集日 平成7. 1. 20現在)

○印の議員は平成7年7月22日任期満了を、無印の議員は平成10年7月25日任期満了を示す。また、()内は、各議員の選出選挙区別を示す。

※は、召集日以降会派の変更等のあった議員を示す。(4「議員の異動」参照)

【自由民主党】

(95名)

青木 幹雄 (島根)	井上 吉夫 (鹿児島)	○井上 章平 (比例)
井上 孝 (比例)	井上 裕 (千葉)	○伊江 朝雄 (比例)
○石井 道子 (比例)	○石渡 清元 (神奈川)	板垣 正 (比例)
○岩崎 純三 (栃木)	上杉 光弘 (宮崎)	上野 公成 (群馬)
浦田 勝 (熊本)	遠藤 要 (宮城)	小野 清子 (東京)
○尾辻 秀久 (比例)	大河原太一郎 (比例)	大木 浩 (愛知)
大島 慶久 (比例)	大塚 清次郎 (佐賀)	○大浜 方栄 (比例)
○太田 豊秋 (福島)	○合馬 敬 (福岡)	岡 利定 (比例)
○岡野 裕 (比例)	岡部 三郎 (比例)	加藤 紀文 (岡山)
○狩野 安 (茨城)	○鹿熊 安正 (富山)	笠原 潤一 (岐阜)
○片山 虎之助 (岡山)	○鎌田 要人 (鹿児島)	木宮 和彦 (静岡)
○北 修二 (北海道)	久世 公堯 (比例)	沓掛 哲男 (石川)
○倉田 寛之 (千葉)	河本 三郎 (兵庫)	佐々木 満 (秋田)
佐藤 静雄 (福島)	○佐藤 泰三 (埼玉)	斎藤 十朗 (三重)
斎藤 文夫 (神奈川)	坂野 重信 (鳥取)	○沢田 一精 (熊本)
志村 哲良 (山梨)	○清水 嘉与子 (比例)	清水 達雄 (比例)
下稲葉 耕吉 (比例)	○下条 進一郎 (長野)	○陣内 孝雄 (佐賀)
○須藤 良太郎 (比例)	鈴木 栄治 (東京)	鈴木 省吾 (福島)
鈴木 貞敏 (山形)	○世耕 政隆 (和歌山)	関根 則之 (埼玉)
田沢 智治 (比例)	田辺 哲夫 (比例)	高木 正明 (北海道)
○竹山 裕 (静岡)	坪井 一字 (大阪)	中曾根 弘文 (群馬)
永田 良雄 (富山)	檜崎 泰昌 (比例)	○成瀬 守重 (比例)
○西田 吉宏 (京都)	野沢 太三 (比例)	野間 赳 (愛媛)
野村 五男 (茨城)	南野 知恵子 (比例)	服部 三男雄 (奈良)
林田 悠紀夫 (京都)	※平井 卓志 (香川)	二木 秀夫 (山口)
真島 一男 (新潟)	○前島 英三郎 (比例)	前田 勲男 (和歌山)
○増岡 康治 (比例)	松浦 功 (比例)	松浦 孝治 (徳島)
松谷 蒼一郎 (長崎)	○溝手 顕正 (広島)	宮崎 秀樹 (比例)
宮澤 弘 (広島)	村上 正邦 (比例)	守住 有信 (熊本)
森山 眞弓 (栃木)	矢野 哲朗 (栃木)	○柳川 覺治 (比例)
山崎 正昭 (福井)	※○山本 富雄 (群馬)	○吉川 博 (愛知)
○吉川 芳男 (新潟)	吉村 剛太郎 (福岡)	

【日本社会党・護憲民主連合】

(66名)

- | | | |
|----------------|---------------|----------------|
| ○会田 長栄 (福 島) | 青木 薪次 (静 岡) | ○穠山 篤 (比 例) |
| 一井 淳治 (岡 山) | ○糸久 八重子 (千 葉) | ○稲村 稔夫 (新 潟) |
| 今井 澄 (長 野) | ○岩崎 昭弥 (岐 阜) | ○岩本 久人 (島 根) |
| ○上野 雄文 (栃 木) | ○小川 仁一 (岩 手) | 及川 一夫 (比 例) |
| 大淵 絹子 (新 潟) | ○大森 昭 (比 例) | 大脇 雅子 (比 例) |
| ○梶原 敬義 (大 分) | 上山 和人 (鹿 児 島) | 萱野 茂 (比 例) |
| 川橋 幸子 (比 例) | ○菅野 壽 (比 例) | ○喜岡 淳 (香 川) |
| ※○北村 哲男 (比 例) | ○久保 亘 (鹿 児 島) | ○久保田 真苗 (比 例) |
| ○日下部 禧代子 (比 例) | 栗原 君子 (広 島) | ○佐藤 三吾 (比 例) |
| ○櫻井 規順 (静 岡) | 志 苦 裕 (比 例) | ○清水 澄子 (比 例) |
| ○篠崎 年子 (長 崎) | ○庄司 中 (比 例) | ○菅野 久光 (北 海 道) |
| 鈴木 和美 (比 例) | 瀬谷 英行 (埼 玉) | ○竹村 泰子 (北 海 道) |
| ○谷畑 孝 (大 阪) | ○谷本 巍 (比 例) | ○種田 誠 (茨 城) |
| 千葉 景子 (神 奈 川) | ○角田 義一 (群 馬) | ※中尾 則幸 (北 海 道) |
| ○野別 隆俊 (宮 崎) | ○浜本 万三 (広 島) | ○肥田 美代子 (比 例) |
| ○深田 肇 (埼 玉) | 淵上 貞雄 (比 例) | ○細谷 昭雄 (秋 田) |
| ○堀 利和 (比 例) | ※○前畑 幸子 (愛 知) | ○松前 達郎 (比 例) |
| ○三重野 栄子 (福 岡) | ○三上 隆雄 (青 森) | 峰崎 直樹 (北 海 道) |
| ○村沢 牧 (長 野) | ○村田 誠醇 (比 例) | ※本岡 昭次 (兵 庫) |
| ○森 暢子 (岡 山) | 矢田部 理 (茨 城) | ○安永 英雄 (比 例) |
| 山口 哲夫 (比 例) | ○山田 健一 (山 口) | 山本 正和 (比 例) |
| ○吉田 達男 (鳥 取) | 渡辺 四郎 (福 岡) | 藁科 満治 (比 例) |

【平成会】

(47名)

- | | | |
|---------------|---------------|--------------|
| ○足立 良平 (比 例) | 荒木 清寛 (愛 知) | ○井上 計 (愛 知) |
| ○石井 一二 (兵 庫) | 泉 信也 (比 例) | 猪熊 重二 (比 例) |
| 牛嶋 正 (比 例) | 及川 順郎 (比 例) | 大久保 直彦 (比 例) |
| 風間 昶 (北 海 道) | 片上 公人 (兵 庫) | 勝木 健司 (比 例) |
| ○刈田 貞子 (比 例) | 北澤 俊美 (長 野) | 釘宮 磐 (大 分) |
| ○黒柳 明 (東 京) | ○小林 正 (神 奈 川) | ○木暮 山人 (比 例) |
| ○木庭 健太郎 (福 岡) | ○白浜 一良 (大 阪) | ○田村 秀昭 (比 例) |
| ○高桑 栄松 (比 例) | 武田 節子 (比 例) | 都築 譲 (愛 知) |
| 続 訓弘 (比 例) | ○常松 克安 (比 例) | 鶴岡 洋 (比 例) |
| ○寺崎 昭久 (比 例) | 寺澤 芳男 (比 例) | 直嶋 正行 (比 例) |
| ○中川 嘉美 (比 例) | ○中西 珠子 (比 例) | ○中村 鋭一 (滋 賀) |
| 永野 茂門 (比 例) | 長谷川 清 (比 例) | 浜四津 敏子 (東 京) |

- | | | | | | |
|-----|----------|-----|----------|-----|-----------|
| ○林 | 寛子 (比 例) | 平野 | 貞夫 (高 知) | 広中 | 和歌子 (比 例) |
| ○星野 | 朋市 (比 例) | 松尾 | 官平 (青 森) | ○矢原 | 秀男 (兵 庫) |
| | 山崎 | | 山下 | | 横尾 |
| | 順子 (比 例) | | 栄一 (大 阪) | | 和伸 (福 岡) |
| ○吉田 | 之久 (奈 良) | ○和田 | 教美 (比 例) | | |

【新緑風会】

(15名)

- | | | | | | |
|-----|-----------|------|----------|------|----------|
| ○粟森 | 喬 (石 川) | ○井上 | 哲夫 (三 重) | ○池田 | 治 (愛 媛) |
| ○磯村 | 修 (山 梨) | ○乾 | 晴美 (徳 島) | ○猪木 | 寛至 (比 例) |
| | 江本 | | 小島 | | 笹野 |
| | 孟紀 (比 例) | | 慶三 (比 例) | | 貞子 (京 都) |
| | 武田 | ※○野末 | 陳平 (東 京) | ○萩野 | 浩基 (宮 城) |
| | 邦太郎 (比 例) | ○星川 | 保松 (山 形) | ※○山田 | 勇 (大 阪) |
| ○古川 | 太三郎 (福 井) | | | | |

【日本共産党】

(11名)

- | | | | | | |
|-----|-----------|-----|----------|----|-----------|
| ○市川 | 正一 (比 例) | 有働 | 正治 (比 例) | 上田 | 耕一郎 (東 京) |
| | 聽濤 | ○高崎 | 裕子 (北海道) | 立木 | 洋 (比 例) |
| | 弘 (比 例) | ○橋本 | 敦 (比 例) | ○林 | 紀子 (比 例) |
| | 西山 | | | | |
| | 登紀子 (京 都) | ○吉川 | 春子 (比 例) | | |
| | 吉岡 | | | | |
| | 吉典 (比 例) | | | | |

【二院クラブ】

(5名)

- | | | | | | |
|-----|----------|------|----------|----|----------|
| ※青島 | 幸男 (比 例) | ○喜屋武 | 眞榮 (沖 縄) | 島袋 | 宗康 (沖 縄) |
| ○下村 | 泰 (比 例) | 西川 | 潔 (大 阪) | | |

【新党・護憲リベラル】

(5名)

- | | | | | | |
|-----|----------|------|----------|----|----------|
| ○翫 | 正敏 (比 例) | ○國弘 | 正雄 (比 例) | ○田 | 英夫 (東 京) |
| ○西野 | 康雄 (兵 庫) | ※○三石 | 久江 (比 例) | | |

【各派に属しない議員】

(8名)

- | | | | | | |
|----|-----------|-----|----------|--|-----------|
| | 赤桐 | | 河本 | | ○紀平 |
| | 操 (千 葉) | | 英典 (滋 賀) | | 悌子 (熊 本) |
| | 椎名 | | ○堂本 | | ○西岡 |
| | 素夫 (岩 手) | | 暁子 (比 例) | | 瑠璃子 (高 知) |
| ○原 | 文兵衛 (東 京) | ○安恒 | 良一 (比 例) | | |

4 議員の異動

第132回国会召集日（平成7年1月20日）以降における議員の異動である。

○死去

山本 富雄君（自 民・群 馬） 7. 3. 16

（注）公職選挙法第34条の規定により、群馬選挙区の補選は行われない

○公職選挙法第90条による退職

青島 幸男君（二 院・比 例） 7. 3. 23 東京都知事選出馬のため

山田 勇君（ 無 ・大 阪） 3. 23 大阪府知事選出馬のため

（注）公職選挙法第34条の規定により、大阪選挙区の補選は行われない

○繰上当選

山田 俊昭君（二 院・比 例） 7. 4. 11 青島幸男君の繰り上げ

○会派結成

「民主の会」 7. 5. 29 北村哲男君、本岡昭次君（代表）結成

○会派名変更

「新党・護憲リベラル」 7. 1. 30 「新党・護憲リベラル・市民連合」

「新党・護憲リベラル・市民連合」 6. 8 「平和・市民」

○所属会派異動・会派所属

野末 陳平君（新 緑・東 京） 7. 1. 26 新緑風会を退会、平成会へ入会

山田 勇君（新 緑・大 阪） 1. 26 新緑風会を退会、平成会へ入会

中尾 則幸君（社 会・北 海 道） 1. 27 日本社会党・護憲民主連合を退会

1. 30 新党・護憲リベラルへ入会

平井 卓志君（自 民・香 川） 1. 30 自由民主党を退会

2. 15 平成会へ入会

山田 勇君（平 成・大 阪） 3. 2 平成会を退会

三石 久江君（護 り・比 例） 3. 6 新党・護憲リベラル・市民連合を退会

山田 俊昭君（二 院・比 例） 4. 11 二院クラブへ入会

北村 哲男君（社 会・比 例） 5. 24 日本社会党・護憲民主連合を退会

本岡 昭次君（社 会・兵 庫） 5. 29 民主の会を結成

前畑 幸子君（社 会・愛 知） 6. 16 日本社会党・護憲民主連合を退会

5 委員会及び調査会等委員一覧

(初回開会日現在)

【内閣委員会】

(19名)

委員長	岡野 裕 (自民)	岡部 三郎 (自民)	山下 栄一 (平成)
理事	板垣 正 (自民)	村上 正邦 (自民)	吉田 之久 (平成)
理事	狩野 安 (自民)	萱野 茂 (社会)	聴濤 弘 (共産)
理事	瀬谷 英行 (社会)	久保田 真苗 (社会)	田 英夫 (護リ)
理事	寺澤 芳男 (平成)	栗原 君子 (社会)	赤桐 操 (無)
	井上 孝 (自民)	高桑 栄松 (平成)	(7. 2. 9現在)
	岩崎 純三 (自民)	永野 茂門 (平成)	

【地方行政委員会】

(19名)

委員長	岩本 久人 (社会)	関根 則之 (自民)	渡辺 四郎 (社会)
理事	鎌田 要人 (自民)	服部 三男雄 (自民)	小林 正 (平成)
理事	岩崎 昭弥 (社会)	真島 一男 (自民)	続 訓弘 (平成)
理事	釘宮 磐 (平成)	松浦 功 (自民)	浜四津 敏子 (平成)
理事	有働 正治 (共産)	上野 雄文 (社会)	西川 潔 (二院)
	石渡 清元 (自民)	篠崎 年子 (社会)	(7. 2. 9現在)
	鈴木 貞敏 (自民)	山口 哲夫 (社会)	

【暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会】

(7名)

小委員長	鎌田 要人 (自民)		
	服部 三男雄 (自民)	岩崎 昭弥 (社会)	篠崎 年子 (社会)
	釘宮 磐 (平成)	有働 正治 (共産)	西川 潔 (二院)
			(7. 1. 20現在)

【法務委員会】

(19名)

委員長	中西 珠子 (平成)	志村 哲良 (自民)	翫 正敏 (護リ)
理事	下稲葉 耕吉 (自民)	鈴木 省吾 (自民)	國弘 正雄 (護リ)
理事	糸久 八重子 (社会)	山本 富雄 (自民)	紀平 梯子 (無)
理事	荒木 清寛 (平成)	北村 哲男 (社会)	原 文兵衛 (無)
理事	平野 貞夫 (平成)	浜本 万三 (社会)	安恒 良一 (無)
	斎藤 十朗 (自民)	深田 肇 (社会)	(7. 2. 9現在)
	坂野 重信 (自民)	山崎 順子 (平成)	

【外務委員会】

(19名)

委員長	田村 秀昭 (平成)	野沢 太三 (自民)	石井 一二 (平成)
理事	大木 浩 (自民)	宮澤 弘 (自民)	黒柳 明 (平成)
理事	野間 赴 (自民)	矢野 哲朗 (自民)	武田 邦太郎 (新緑)
理事	矢田部 理 (社会)	大淵 絹子 (社会)	立木 洋 (共産)
理事	猪木 寛至 (新緑)	大脇 雅子 (社会)	椎名 素夫 (無)
	笠原 潤一 (自民)	清水 澄子 (社会)	(7. 2. 21現在)
	成瀬 守重 (自民)	松前 達郎 (社会)	

【大蔵委員会】

(22名)

委員長	西田	吉宏 (自民)	佐藤	泰三 (自民)	猪熊	重二 (平成)
理事	竹山	裕 (自民)	清水	達雄 (自民)	寺崎	昭久 (平成)
理事	榑崎	泰昌 (自民)	須藤	良太郎 (自民)	野末	陳平 (平成)
理事	志苦	裕 (社会)	増岡	康治 (自民)	池田	治 (新緑)
理事	峰崎	直樹 (社会)	一井	淳治 (社会)	吉岡	吉典 (共産)
理事	白浜	一良 (平成)	久保	亘 (社会)	島袋	宗康 (二院)
	上杉	光弘 (自民)	鈴木	和美 (社会)		(7. 2. 9現在)
	片山	虎之助 (自民)	谷畑	孝 (社会)		

【文教委員会】

(19名)

委員長	松浦	孝治 (自民)	世耕	政隆 (自民)	木庭	健太郎 (平成)
理事	南野	知恵子 (自民)	田沢	智治 (自民)	林	寛子 (平成)
理事	森山	眞弓 (自民)	上山	和人 (社会)	乾	晴美 (新緑)
理事	会田	長栄 (社会)	肥田	美代子 (社会)	江本	孟紀 (新緑)
理事	及川	順郎 (平成)	本岡	昭次 (社会)	橋本	敦 (共産)
	井上	裕 (自民)	森	暢子 (社会)		(7. 2. 9現在)
	木宮	和彦 (自民)	北澤	俊美 (平成)		

【厚生委員会】

(19名)

委員長	種田	誠 (社会)	大島	慶久 (自民)	堀	利和 (社会)
理事	清水	嘉与子 (自民)	大浜	方栄 (自民)	勝木	健司 (平成)
理事	宮崎	秀樹 (自民)	佐々木	満 (自民)	横尾	和伸 (平成)
理事	菅野	壽 (社会)	前島	英三郎 (自民)	萩野	浩基 (新緑)
理事	木暮	山人 (平成)	今井	澄 (社会)	西山	登紀子 (共産)
	石井	道子 (自民)	日下部	禧代子 (社会)		(7. 2. 9現在)
	尾辻	秀久 (自民)	竹村	泰子 (社会)		

【農林水産委員会】

(21名)

委員長	青木	幹雄 (自民)	浦田	勝 (自民)	村沢	牧 (社会)
理事	大塚	清次郎 (自民)	北	修二 (自民)	風間	昶 (平成)
理事	佐藤	静雄 (自民)	高木	正明 (自民)	刈田	貞子 (平成)
理事	稲村	稔夫 (社会)	吉川	芳男 (自民)	都築	讓 (平成)
理事	菅野	久光 (社会)	谷本	巍 (社会)	井上	哲夫 (新緑)
理事	星川	保松 (新緑)	野別	隆俊 (社会)	林	紀子 (共産)
	井上	吉夫 (自民)	細谷	昭雄 (社会)	喜屋武	眞榮 (二院)
						(7. 2. 8現在)

【商工委員会】

(19名)

委員長	久世 公堯 (自民)	下条 進一郎 (自民)	牛嶋 正 (平成)
理事	沓掛 哲男 (自民)	中曾根 弘文 (自民)	勝木 健司 (平成)
理事	吉村 剛太郎 (自民)	前田 勲男 (自民)	松尾 官平 (平成)
理事	梶原 敬義 (社会)	上山 和人 (社会)	小島 慶三 (新緑)
理事	長谷川 清 (平成)	北村 哲男 (社会)	吉岡 吉典 (共産)
	太田 豊秋 (自民)	前畑 幸子 (社会)	(7. 2. 2現在)
	斎藤 文夫 (自民)	吉田 達男 (社会)	

【運輸委員会】

(19名)

委員長	大久保 直彦 (平成)	鹿熊 安正 (自民)	直嶋 正行 (平成)
理事	二木 秀夫 (自民)	河本 三郎 (自民)	星野 朋市 (平成)
理事	櫻井 規順 (社会)	溝手 顕正 (自民)	高崎 裕子 (共産)
理事	泉 信也 (平成)	山崎 正昭 (自民)	下村 泰 (二院)
理事	中川 嘉美 (平成)	穂山 篤 (社会)	堂本 暁子 (無)
	伊江 朝雄 (自民)	喜岡 淳 (社会)	(7. 1. 24現在)
	大河原太一郎 (自民)	淵上 貞雄 (社会)	

【通信委員会】

(19名)

委員長	山田 健一 (社会)	陣内 孝雄 (自民)	中村 鋭一 (平成)
理事	加藤 紀文 (自民)	鈴木 栄治 (自民)	粟森 喬 (新緑)
理事	守住 有信 (自民)	林田 悠紀夫 (自民)	中尾 則幸 (護リ)
理事	大森 昭 (社会)	及川 一夫 (社会)	青島 幸男 (二院)
理事	鶴岡 洋 (平成)	堀 利和 (社会)	河本 英典 (無)
	岡 利定 (自民)	三重野 栄子 (社会)	(7. 2. 14現在)
	沢田 一精 (自民)	常松 克安 (平成)	

【労働委員会】

(19名)

委員長	笹野 貞子 (新緑)	田辺 哲夫 (自民)	武田 節子 (平成)
理事	野村 五男 (自民)	坪井 一字 (自民)	星野 朋市 (平成)
理事	庄司 中 (社会)	柳川 覺治 (自民)	和田 教美 (平成)
理事	古川 太三郎 (新緑)	千葉 景子 (社会)	三石 久江 (護リ)
理事	吉川 春子 (共産)	角田 義一 (社会)	西岡 瑠璃子 (無)
	小野 清子 (自民)	安永 英雄 (社会)	(7. 2. 9現在)
	大河原太一郎 (自民)	足立 良平 (平成)	

【建設委員会】

(19名)

委員長	合馬	敬 (自民)	太田	豊秋 (自民)	片上	公人 (平成)
理事	上野	公成 (自民)	永田	良雄 (自民)	広中	和歌子 (平成)
理事	吉川	博 (自民)	松谷	蒼一郎 (自民)	磯村	修 (新緑)
理事	三上	隆雄 (社会)	青木	薪次 (社会)	上田	耕一郎 (共産)
理事	山田	勇 (平成)	小川	仁一 (社会)	西野	康雄 (護リ)
	井上	章平 (自民)	佐藤	三吾 (社会)		(7. 2. 7現在)
	遠藤	要 (自民)	山本	正和 (社会)		

【予算委員会】

(45名)

委員長	坂野	重信 (自民)	沓掛	哲男 (自民)	峰崎	直樹 (社会)
理事	伊江	朝雄 (自民)	河本	三郎 (自民)	本岡	昭次 (社会)
理事	片山	虎之助 (自民)	斎藤	文夫 (自民)	渡辺	四郎 (社会)
理事	成瀬	守重 (自民)	下稲葉	耕吉 (自民)	荒木	清寛 (平成)
理事	山崎	正昭 (自民)	野間	赳 (自民)	北澤	俊美 (平成)
理事	穉山	篤 (社会)	野村	五男 (自民)	都築	讓 (平成)
理事	山本	正和 (社会)	服部	三男雄 (自民)	続	訓弘 (平成)
理事	藁科	満治 (社会)	宮崎	秀樹 (自民)	中村	鋭一 (平成)
理事	猪熊	重二 (平成)	大渊	絹子 (社会)	和田	教美 (平成)
理事	井上	哲夫 (新緑)	大脇	雅子 (社会)	磯村	修 (新緑)
	岩崎	純三 (自民)	北村	哲男 (社会)	武田	邦太郎 (新緑)
	遠藤	要 (自民)	日下部	禧代子 (社会)	有働	正治 (共産)
	大塚	清次郎 (自民)	瀬谷	英行 (社会)	橋本	敦 (共産)
	加藤	紀文 (自民)	竹村	泰子 (社会)	下村	泰 (二院)
	木宮	和彦 (自民)	堀	利和 (社会)	西野	康雄 (護リ)
						(7. 1. 25現在)

【決算委員会】

(30名)

委員長※	前畑	幸子 (社会)	佐藤	静雄 (自民)	栗原	君子 (社会)
理事	岡部	三郎 (自民)	清水	達雄 (自民)	佐藤	三吾 (社会)
理事	松谷	蒼一郎 (自民)	田辺	哲夫 (自民)	細谷	昭雄 (社会)
理事	今井	澄 (社会)	榎崎	泰昌 (自民)	小林	正 (平成)
理事	牛嶋	正 (平成)	南野	知恵子 (自民)	続	訓弘 (平成)
理事	武田	節子 (平成)	溝手	顕正 (自民)	山崎	順子 (平成)
理事	高崎	裕子 (共産)	守住	有信 (自民)	横尾	和伸 (平成)
	笠原	潤一 (自民)	会田	長栄 (社会)	星川	保松 (新緑)
	鎌田	要人 (自民)	梶原	敬義 (社会)	翫	正敏 (護リ)
	北	修二 (自民)	川橋	幸子 (社会)	喜屋武	眞榮 (二院)
						(7. 2. 15現在)

【議院運営委員会】

(25名)

委員長	小川	仁一 (社会)	上野	公成 (自民)	野別	隆俊 (社会)
理事	田沢	智治 (自民)	太田	豊秋 (自民)	肥田	美代子 (社会)
理事	永田	良雄 (自民)	岡	利定 (自民)	風間	昶 (平成)
理事	矢野	哲朗 (自民)	佐藤	泰三 (自民)	釘宮	磐 (平成)
理事	上山	和人 (社会)	鈴木	栄治 (自民)	中川	嘉美 (平成)
理事	渊上	貞雄 (社会)	村上	正邦 (自民)	矢原	秀男 (平成)
理事	直嶋	正行 (平成)	吉村	剛太郎 (自民)	磯村	修 (新緑)
理事	小島	慶三 (新緑)	岩崎	昭弥 (社会)		(7. 1. 20現在)
理事	吉岡	吉典 (共産)	及川	一夫 (社会)		

〔庶務関係小委員会〕

(15名)

小委員長	及川	一夫 (社会)				
	上野	公成 (自民)	太田	豊秋 (自民)	岡	利定 (自民)
	田沢	智治 (自民)	永田	良雄 (自民)	矢野	哲朗 (自民)
	上山	和人 (社会)	野別	隆俊 (社会)	渊上	貞雄 (社会)
	風間	昶 (平成)	直嶋	正行 (平成)	中川	嘉美 (平成)
	小島	慶三 (新緑)	吉岡	吉典 (共産)		(7. 1. 20現在)

〔図書館運営小委員会〕

(15名)

小委員長	村上	正邦 (自民)				
	鈴木	栄治 (自民)	田沢	智治 (自民)	永田	良雄 (自民)
	矢野	哲朗 (自民)	吉村	剛太郎 (自民)	岩崎	昭弥 (社会)
	上山	和人 (社会)	肥田	美代子 (社会)	渊上	貞雄 (社会)
	釘宮	磐 (平成)	直嶋	正行 (平成)	矢原	秀男 (平成)
	小島	慶三 (新緑)	吉岡	吉典 (共産)		(7. 1. 20現在)

〔国会等移転小委員会〕

(9名)

小委員長	小川	仁一 (社会)				
	田沢	智治 (自民)	永田	良雄 (自民)	矢野	哲朗 (自民)
	上山	和人 (社会)	渊上	貞雄 (社会)	直嶋	正行 (平成)
	小島	慶三 (新緑)	吉岡	吉典 (共産)		(7. 1. 20現在)

【懲罰委員会】

(10名)

委員長	井上	計 (平成)	斎藤	十朗 (自民)	池田	治 (新緑)
理事	井上	吉夫 (自民)	矢田部	理 (社会)	立木	洋 (共産)
理事	鈴木	和美 (社会)	石井	一二 (平成)		(7. 6. 18現在)
	佐々木	満 (自民)	大久保	直彦 (平成)		

【科学技術特別委員会】

(20名)

委員長	高桑	栄松 (平成)	二木	秀夫 (自民)	三上	隆雄 (社会)
理事	河本	三郎 (自民)	前島	英三郎 (自民)	泉	信也 (平成)
理事	志村	哲良 (自民)	守住	有信 (自民)	林	寛子 (平成)
理事	久保田	真苗 (社会)	吉川	博 (自民)	乾	晴美 (新緑)
理事	及川	順郎 (平成)	穉山	篤 (社会)	西山	登紀子 (共産)
	井上	孝 (自民)	稲村	稔夫 (社会)	下村	泰 (二院)
	鈴木	栄治 (自民)	瀬谷	英行 (社会)		(7. 1. 20現在)

【環境特別委員会】

(20名)

委員長	篠崎	年子 (社会)	須藤	良太郎 (自民)	足立	良平 (平成)
理事	小野	清子 (自民)	西田	吉宏 (自民)	長谷川	清 (平成)
理事	佐藤	泰三 (自民)	野間	赳 (自民)	山下	栄一 (平成)
理事	大渊	絹子 (社会)	南野	知恵子 (自民)	粟森	喬 (新緑)
理事	山崎	順子 (平成)	萱野	茂 (社会)	有働	正治 (共産)
	狩野	安 (自民)	清水	澄子 (社会)	西野	康雄 (護り)
	笠原	潤一 (自民)	矢田部	理 (社会)		(7. 1. 20現在)

【災害対策特別委員会】

(20名)

委員長	陣内	孝雄 (自民)	下条	進一郎 (自民)	安永	英雄 (社会)
理事	浦田	勝 (自民)	松谷	蒼一郎 (自民)	刈田	貞子 (平成)
理事	清水	達雄 (自民)	山崎	正昭 (自民)	釘宮	磐 (平成)
理事	※中尾	則幸 (社会)	上山	和人 (社会)	横尾	和伸 (平成)
理事	木暮	山人 (平成)	谷畑	孝 (社会)	江本	孟紀 (新緑)
	太田	豊秋 (自民)	野別	隆俊 (社会)	林	紀子 (共産)
	鎌田	要人 (自民)	村沢	牧 (社会)		(7. 1. 20現在)

【選挙制度に関する特別委員会】

(25名)

委員長	上野	雄文 (社会)	下稲葉	耕吉 (自民)	猪熊	重二 (平成)
理事	岡	利定 (自民)	榎崎	泰昌 (自民)	中村	鋭一 (平成)
理事	松浦	功 (自民)	村上	正邦 (自民)	平野	貞夫 (平成)
理事	一井	淳治 (社会)	森山	眞弓 (自民)	矢原	秀男 (平成)
理事	本岡	昭次 (社会)	吉川	芳男 (自民)	笹野	貞子 (新緑)
理事	山下	栄一 (平成)	会田	長栄 (社会)	武田	邦太郎 (新緑)
	岡部	三郎 (自民)	岩本	久人 (社会)	橋本	敦 (共産)
	片山	虎之助 (自民)	川橋	幸子 (社会)		(7. 1. 20現在)
	清水	達雄 (自民)	山本	正和 (社会)		

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(20名)

委員長	坪井 一字 (自民)	北 修二 (自民)	吉田 之久 (平成)
理事	大浜 方栄 (自民)	柳川 覺治 (自民)	池田 治 (新緑)
理事	木宮 和彦 (自民)	糸久 八重子 (社会)	武田 邦太郎 (新緑)
理事	肥田 美代子 (社会)	庄司 中 (社会)	市川 正一 (共産)
理事	星野 朋市 (平成)	菅野 久光 (社会)	島袋 宗康 (二院)
	伊江 朝雄 (自民)	淵上 貞雄 (社会)	三石 久江 (護り)
	板垣 正 (自民)	風間 昶 (平成)	(7. 1. 20現在)

【地方分権及び規制緩和に関する特別委員会】

(25名)

委員長	小林 正 (平成)	高木 正明 (自民)	峰崎 直樹 (社会)
理事	斎藤 文夫 (自民)	野沢 太三 (自民)	勝木 健司 (平成)
理事	服部 三男雄 (自民)	溝手 顕正 (自民)	続 訓弘 (平成)
理事	山口 哲夫 (社会)	宮崎 秀樹 (自民)	広中 和歌子 (平成)
理事	渡辺 四郎 (社会)	吉村 剛太郎 (自民)	小島 慶三 (新緑)
理事	鶴岡 洋 (平成)	今井 澄 (社会)	星川 保松 (新緑)
	石井 道子 (自民)	岩崎 昭弥 (社会)	吉川 春子 (共産)
	上野 公成 (自民)	佐藤 三吾 (社会)	(7. 1. 20現在)
	杓掛 哲男 (自民)	竹村 泰子 (社会)	

【中小企業対策特別委員会】

(20名)

委員長	石渡 清元 (自民)	大木 浩 (自民)	井上 計 (平成)
理事	鈴木 栄治 (自民)	加藤 紀文 (自民)	片上 公人 (平成)
理事	中曽根 弘文 (自民)	竹山 裕 (自民)	白浜 一良 (平成)
理事	村田 誠醇 (社会)	梶原 敬義 (社会)	古川 太三郎 (新緑)
理事	松尾 官平 (平成)	櫻井 規順 (社会)	市川 正一 (共産)
	井上 章平 (自民)	前畑 幸子 (社会)	畷 正敏 (護り)
	岩崎 純三 (自民)	吉田 達男 (社会)	(7. 1. 20現在)

【国際問題に関する調査会】

(25名)

会長	沢田 一精 (自民)	岡野 裕 (自民)	種田 誠 (社会)
理事	大木 浩 (自民)	佐々木 満 (自民)	山田 健一 (社会)
理事	成瀬 守重 (自民)	下稲葉 耕吉 (自民)	石井 一二 (平成)
理事	細谷 昭雄 (社会)	林田 悠紀夫 (自民)	木庭 健太郎 (平成)
理事	松前 達郎 (社会)	宮澤 弘 (自民)	中西 珠子 (平成)
理事	荒木 清寛 (平成)	矢野 哲朗 (自民)	井上 哲夫 (新緑)
理事	猪木 寛至 (新緑)	及川 一夫 (社会)	田 英夫 (護り)
理事	上田 耕一郎 (共産)	北村 哲男 (社会)	(7. 1. 25現在)
	上野 公成 (自民)	志苦 裕 (社会)	

【国民生活に関する調査会】

(25名)

会 長	鈴木 省吾 (自民)	岩崎 純三 (自民)	堀 利和 (社会)
理 事	清水 嘉与子 (自民)	遠藤 要 (自民)	釘宮 磐 (平成)
理 事	竹山 裕 (自民)	太田 豊秋 (自民)	木暮 山人 (平成)
理 事	日下部 禧代子 (社会)	加藤 紀文 (自民)	武田 節子 (平成)
理 事	森 暢子 (社会)	服部 三男雄 (自民)	直嶋 正行 (平成)
理 事	中川 嘉美 (平成)	溝手 顕正 (自民)	下村 泰 (二院)
理 事	萩野 浩基 (新緑)	菅野 壽 (社会)	國弘 正雄 (護リ)
理 事	吉岡 吉典 (共産)	喜岡 淳 (社会)	(7. 1. 25現在)
	石井 道子 (自民)	栗原 君子 (社会)	

【産業・資源エネルギーに関する調査会】

(25名)

会 長	三重野 栄子 (社会)	岡 利定 (自民)	藁科 満治 (社会)
理 事	野村 五男 (自民)	佐藤 静雄 (自民)	牛嶋 正 (平成)
理 事	増岡 康治 (自民)	関根 則之 (自民)	小林 正 (平成)
理 事	一井 淳治 (社会)	榎崎 泰昌 (自民)	長谷川 清 (平成)
理 事	大脇 雅子 (社会)	南野 知恵子 (自民)	星野 朋市 (平成)
理 事	広中 和歌子 (平成)	吉村 剛太郎 (自民)	笹野 貞子 (新緑)
理 事	乾 晴美 (新緑)	久保田 真苗 (社会)	西川 潔 (二院)
理 事	立木 洋 (共産)	谷本 巍 (社会)	(7. 1. 24現在)
	合馬 敬 (自民)	山口 哲夫 (社会)	

【政治倫理審査会】

(15名)

会 長	下条 進一郎 (自民)	岩崎 純三 (自民)	前畑 幸子 (社会)
幹 事	伊江 朝雄 (自民)	坂野 重信 (自民)	大久保 直彦 (平成)
幹 事	及川 一夫 (社会)	鈴木 省吾 (自民)	黒柳 明 (平成)
幹 事	井上 計 (平成)	鈴木 和美 (社会)	栗森 喬 (新緑)
	井上 裕 (自民)	浜本 万三 (社会)	橋本 敦 (共産)
			(7. 6. 18現在)

1 本会議審議経過

○平成7年1月20日（金）

開 会 午前10時2分

地震災害による犠牲者の冥福を祈り、黙禱をささげた。

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

元議員小川半次君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに関し、議長は、弔詞を朗読した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員25名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、中小企業に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名からなる中小企業対策特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、地方分権の推進及び規制緩和に関する調査のため委員25名から成る地方分権及び規制緩和に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

休 憩 午前10時8分

再 開 午後4時2分

日程第2 国務大臣の演説に関する件

村山内閣総理大臣は施政方針に関し、河野外務大臣は外交に関し、武村大蔵大臣は財政に関し、高村国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散 会 午後5時39分

○平成7年1月24日（火）

開 会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

日程第2 国務大臣の報告に関する件（平成7年兵庫県南部地震災害に関する報告について）

以上両件は、一括して議題とし、日程第2について小里国務大臣から報告があった後、両件に対し、黒柳明君、倉田寛之君がそれぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散 会 午後零時52分

○平成7年1月25日（水）

開 会 午前10時1分

裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官訴追委員武田邦太郎君、同予備員磯村修君、河本英典君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官訴追委員に猪熊重二君、同予備員に中村鋭一君、浜四津敏子君、検察官適格審査会委員予備委員に吉田之久君（鈴木貞敏君の予備委員）を指名した。また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、第3順位の山崎順子君を第2順位とし、中村鋭一君を第3順位とし、浜四津敏子君を第4順位とした。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、航空事故調査委員会委員長に竹内和之君、同委員に相原康彦君、東口實君、労働保険審査会委員に林部弘君、山口泰夫君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、航空事故調査委員会委員に川井力君、小林哲一君を任命することに同意することに決した。

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第3日）

日程第2 国務大臣の報告に関する件（平成7年兵庫県南部地震災害に関する報告について）（第2日）

以上両件は、一括して議題とし、久保亘君、星川保松君がそれぞれ質疑をした。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後1時2分

休憩前に引き続き、立木洋君、林寛子君、西川潔君、西野康雄君、久保亘君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散 会 午後4時10分

○平成7年2月9日(木)

開 会 午後4時16分

裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件

本件は、平井卓志君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に伊江朝雄君、国土審議会委員に井上哲夫君を指名した。

兵庫県南部地震災害対策に関する決議案(陣内孝雄君外7名発議)(委員会審査省略要求事件)

兵庫県南部地震災害に対する国際的支援等に感謝する決議案(小川仁一君外10名発議)(委員会審査省略要求事件)

以上両案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加し、一括して議題とすることに決し、陣内孝雄君、小川仁一君から順次趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

村山内閣総理大臣は、両決議について所信を述べた。

平成6年度一般会計補正予算(第1号)

平成6年度特別会計補正予算(特第1号)

平成6年度政府関係機関補正予算(機第1号)

以上3案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第1 国務大臣の報告に関する件(平成5年度決算の概要について)

本件は、武村大蔵大臣から報告があった後、牛嶋正君が質疑をした。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上4案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第1及び第2の議案は全会一致をもって可決、第3及び第4の議案は可決された。

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

平成6年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆議院提出）

以上3案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後5時18分

○平成7年2月17日（金）

開 会 午後3時31分

国会法第39条ただし書の規定による議決に関する件

本件は、衆議院議員後藤田正晴君が阪神・淡路復興委員会特別顧問に就くことができると決した。

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、小里国務大臣から趣旨説明があった後、矢原秀男君が質疑をした。

日程第1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後4時26分

○平成7年2月22日（水）

開 会 午前10時1分

日程第1 阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第3 海上衝突予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午前10時8分

○平成7年2月24日（金）

開 会 午後3時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（趣旨説明）

以上両件（第2の件は日程に追加）は、武村大蔵大臣から財政についての演説、小里国務大臣から趣旨説明があった後、片上公人君、池田治君、橋本敦君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 1994年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

日程第3 1988年5月31日に総会において採択された1928年11月22日の国際博覧会に関する条約（1948年5月10日、1966年11月16日及び1972年11月30日の議定書並びに1982年6月24日の改正によって改正され及び補足されたもの）の改正の受諾について承認を求めるの件

以上両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第4 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 都市再開発法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第6 被災市街地復興特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第4は全会一致をもって可決、日程第5及び第6は可決された。

散 会 午後4時24分

○平成7年2月28日（火）

開 会 午後4時26分

日程第1 平成6年度一般会計補正予算（第2号）

日程第2 平成6年度特別会計補正予算（特第2号）

日程第3 平成6年度政府関係機関補正予算（機第2号）

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、武村大蔵大臣から趣旨説明があった後、猪熊重二君が質疑をした。

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

平成6年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

旅券法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後5時31分

○平成7年3月8日（水）

開 会 午前10時1分

元本院副議長加瀬完君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに関し、議長は、弔詞を朗読した。

裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官訴追委員山田勇君、同予備員浜四津敏子君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員及び同予備員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官訴追委員に浜四津敏子君、同予備員に平野貞夫君（第4順位）を指名した。

中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

本指名は、議長に一任することに決し、議長は、中央選挙管理会委員に皆川迪夫君、石原輝君、福田勝一君、伊藤和夫君、鈴木一弘君、同予備委員に村口勝哉君、金井和夫君、磯辺和男君、川那辺博君、小石侑子君を指名した。

日程第1 **市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）**

本案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午前10時9分

○平成7年3月10日（金）

開 会 午後5時1分

日程第1 **船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律**

案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

都市緑地保全法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、日程に追加し、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

郵便法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、日程に追加し、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午後 5 時 19 分

○平成 7 年 3 月 15 日（水）

開 会 午前 10 時 1 分

国務大臣の報告に関する件（平成 7 年度地方財政計画について）

地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以上両件は、日程に追加し、野中自治大臣から報告及び趣旨説明があった後、続訓弘君、西山登紀子君がそれぞれ質疑をした。

日程第 1 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

- 日程第2 郵便振替法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第3 郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第4 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上3案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第2は全会一致をもって可決、日程第3及び第4は可決された。

散 会 午前11時7分

○平成7年3月17日（金）

開 会 午後4時1分

北海道開発審議会委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、高木正明君、榎崎泰昌君を指名した。

- 日程第1 中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
日程第2 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1は全会一致をもって承認することに決し、日程第2は全会一致をもって可決された。

- 日程第3 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

- 日程第4 古物営業法の一部を改正する法律案（内閣提出）
地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案（第2及び第3の議案は日程に追加）は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第4は全会一致をもって可決、日程追加の第2及び第3の議案は可決された。

- 日程第5 緊急失業対策法を廃止する法律案（内閣提出）

本案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

- 日程第6 国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第7 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第8 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第9 農業者年金基金法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第10 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件

中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

山村振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上5件（第3ないし第5の議案は日程に追加）は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第9及び日程追加の第3ないし第5の議案は全会一致をもって可決され、日程第10は全会一致をもって承認することに決した。

日程第11 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第12 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、中小企業対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第11は可決、日程第12は全会一致をもって可決された。

日程第13 平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第14 租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案（第3の議案は日程に追加）は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

旅行業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、日程に追加し、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

更生保護事業法案（内閣提出）

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

以上4案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

半島振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上3案は、日程に追加し、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後4時49分

○平成7年3月22日（水）

開 会 午後3時1分

日程第1 平成7年度一般会計予算

日程第2 平成7年度特別会計予算

日程第3 平成7年度政府関係機関予算

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成160、反対73にて可決された。

散 会 午後4時25分

○平成7年3月24日（金）

開 会 午前10時1分

日程第1 国民健康保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、井出厚生大臣から趣旨説明があった後、木暮山人君が質疑をした。

休 憩 午前10時36分

再 開 午後3時11分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、原子力委員会委員に藤家洋一君、依田直君、原子力安全委員会委員に都甲泰正君、国家公安委員会委員に新井明君を任命することに同意することに決し、原子力安全委員会委員に青木芳朗君、中央更生保護審査会委員に宇野昌人君、漁港審議会委員に米倉智君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、科学技術特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

悪臭防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、日程に追加し、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後 3 時 23 分

○平成 7 年 3 月 29 日（水）

開 会 午後 零 時 21 分

日程第 1 1994 年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

日程第 2 航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第 3 国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第 4 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第 5 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第6 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第5は可決され、日程第6は全会一致をもって承認することに決した。

日程第7 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案（内閣提出）

本案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決された。

日程第8 河川法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第9 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第10 国民健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第11 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

散 会 午後零時45分

○平成7年4月14日（金）

開 会 午前10時2分

議長は、新たに当選した議員山田俊昭君を議院に紹介した後、同君を通信委員に指名した。

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、井出厚生大臣から趣旨説明があった後、横尾和伸君、萩野浩基君、西山登紀子君がそれぞれ質疑をした。

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、河野外務大臣から趣旨説明があった後、長谷川清君が質疑をした。

刑法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、前田法務大臣から趣旨説明があった後、荒木清寛君が質疑をした。

日程第1 家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（第156号）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第3 原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上3件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1及び第3は全会一致をもって承認することに決し、日程第2は承認することに決した。

日程第4 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第4は全会一致をもって可決、日程第5は可決された。

日程第6 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第7 道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第8 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第9 地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第10 石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第11 電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後零時23分

○平成7年4月19日（水）

開 会 午後4時1分

日程第1 サリン等による人身被害の防止に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後4時3分

○平成7年4月24日（月）

開 会 午後1時1分

議員山本富雄君逝去につき哀悼の件

本件は、議長から既に弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、青木薪次君が哀悼の辞を述べた。

日程第1 地方分権推進法案（趣旨説明）

本件は、山口国務大臣から趣旨説明があった後、鎌田要人君、岩崎昭弥君、勝木健司君、星川保松君がそれぞれ質疑をした。

散 会 午後3時16分

○平成7年4月26日（水）

開 会 午前10時1分

国土審議会委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、村上正邦君を指名した。

日程第1 万国郵便連合憲章の第5追加議定書の締結について承認を求め
るの件

日程第2 万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求
めるの件

日程第3 小包郵便物に関する約定の締結について承認を求め
るの件

日程第4 郵便為替に関する約定の締結について承認を求め
るの件

日程第5 郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求め
るの件

以上5件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第6 許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を
改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第7 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案（内閣提出）
本案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第8 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第9 電気通信事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
以上両案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第8は全会一致をもって可決、日程第9は可決された。

日程第10 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案（農林水産委員長提出）

本案は、農林水産委員長から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午前10時15分

○平成7年4月28日（金）

開 会 午前10時1分

日程第1 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第2 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 刑法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第4 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第5 放送法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午前10時14分

○平成7年5月12日（金）

開 会 午前10時2分

日程第1 1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第2 精神保健法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 結核予防法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午前10時7分

○平成7年5月15日（月）

開 会 午前10時2分

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び介護休業等に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、浜本労働大臣、衆議院議員松岡満壽男君から順次趣旨説明があった後、庄司中君、星野朋市君、吉川春子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 地方分権推進法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、地方分権及び規制緩和に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

休 憩 午前11時38分

再 開 午後7時51分

日程第2 国務大臣の演説に関する件

武村大蔵大臣は、財政について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散 会 午後7時58分

○平成7年5月16日（火）

開 会 午後3時21分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

吉田之久君、石井道子君、会田長栄君、市川正一君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散 会 午後5時43分

○平成7年5月19日（金）

開 会 午前9時32分

予算委員長坂野重信君解任決議案（永野茂門君発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、永野茂門君から趣旨説明の後、記名投票をもって採決の結果、賛成53、反対144にて否決された。

休 憩 午前9時52分

再 開 午後零時1分

保険業法案及び保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、武村大蔵大臣から趣旨説明があった後、白浜一良君が質疑をした。

日程第1 国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第2 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案（衆議院提出）

本案は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

休 憩 午後零時39分

再 開 午後7時31分

平成7年度一般会計補正予算（第1号）

平成7年度特別会計補正予算（特第1号）

平成7年度政府関係機関補正予算（機第1号）

以上3案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

平成7年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果

の報告があった後、可決された。

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、中小企業対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後 8 時

○平成 7 年 5 月 24 日（水）

開 会 午前 10 時 1 分

日程第 1 **国務大臣の報告に関する件（オウム真理教関連事件について）**

本件は、野中国務大臣から報告があった後、下稲葉耕吉君、大脇雅子君、平野貞夫君、池田治君、橋本敦君がそれぞれ質疑をした。

散 会 午前 11 時 52 分

○平成 7 年 5 月 31 日（水）

開 会 午前 10 時 2 分

裁判官訴追委員辞任の件

本件は、北村哲男君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、会田長栄君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、科学技術会議議員に森亘君、公害等調整委員会委員に文田久雄君、宮瀬洋一君、証券取引等監視委員会委員長に水原敏博君、同委員に佐藤ギン子君、成田正路君、社会保険審査会委員に藤田恒雄君、中央社会保険医療協議会委員に金森久雄君、運輸審議会委員に黒川武君、日本放送協会経営委員会委員に青木彰君、小林庄一郎君、塩谷稔君、仁田一也君、藤野貞雄君を任命することに同意することに決した。

日程第 1 **平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）**

日程第 2 **政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）**

以上両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

日程第 3 **農産物検査法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 **保険業法案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 **保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午前10時16分

○平成7年6月5日（月）

開 会 午前10時1分

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、橋本通商産業大臣から趣旨説明があった後、牛嶋正君が質疑をした。

災害対策基本法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、小澤国務大臣から趣旨説明があった後、横尾和伸君が質疑をした。

日程第1 **育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第2 **高齢社会対策基本法案**（国民生活に関する調査会長提出）

本案は、国民生活に関する調査会長から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 **臨時大深度地下利用調査会設置法案**（野沢太三君外4名発議）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午前11時38分

○平成7年6月9日（金）

開 会 午前10時2分

北方領土問題の解決促進に関する決議案（坪井一字君外9名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、坪井一字君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

河野外務大臣は、本決議について所信を述べた。

**日程第1 災害対策基本法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
地震防災対策特別措置法案（衆議院提出）**

以上両案（第2の議案は日程に追加）は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 優生保護法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第4 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第3は全会一致をもって可決、日程第4は可決された。

散 会 午前10時20分

○平成7年6月14日（水）

開 会 午前10時1分

日程第1 内閣総理大臣村山富市君問責決議案（松尾官平君外5名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、松尾官平君から趣旨説明があって、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成62、反対158にて否決された。

休 憩 午前11時

再開するに至らなかった。

○平成7年6月16日（金）

開 会 午前10時3分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、地方分権推進委員会委員に、桑原敬一君、長洲一二君、西尾勝君、樋口恵子君、堀江湛君、諸井虔君、山本壮一郎君を任命することに同意することに決した。

国際問題に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、国際問題に関する調査会長から報告があった。

国民生活に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、国民生活に関する調査会長から報

告があった。

産業・資源エネルギーに関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、産業・資源エネルギーに関する調査会長から報告があった。

日程第1ないし第30の請願

本請願は、内閣委員長外7委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
国の防衛に関する調査

地方行政委員会

地方行政の改革に関する調査

法務委員会

検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

租税及び金融等に関する調査

文教委員会

教育、文化及び学術に関する調査

厚生委員会

社会保障制度等に関する調査

農林水産委員会

農林水産政策に関する調査

商工委員会

産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

運輸事情等に関する調査

逓信委員会

郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査

労働委員会

労働問題に関する調査

建設委員会

建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

予算の執行状況に関する調査

決算委員会

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

地方分権及び規制緩和に関する特別委員会

地方分権の推進及び規制緩和に関する調査

中小企業対策特別委員会

中小企業対策樹立に関する調査

常任委員長辞任の件

本件は、決算委員長前畑幸子君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、決算委員長に今井澄君を指名した。

法制局長の辞任に関する件

本件は、法制局長中島一郎君の辞任を承認することに決した。

法制局長の任命に関する件

本件は、議長が田島信威君を任命することを全会一致をもって承認することに決した。

議長は、来る7月22日議員の半数が任期満了となるので挨拶をし、小川仁一君は、謝辞を述べた。

散 会 午前10時36分

2 国務大臣の主な演説・報告 及び質疑項目・答弁の概要

○平成7年1月20日（金）

【村山内閣総理大臣の施政方針演説】

第132回国会の開会に当たりまして、まず、関西地方を襲った兵庫県南部地震により亡くなられた方々とその御遺族に対し深く哀悼の意を表し、また、負傷された方々や避難生活を続けておられる方々に心からお見舞いを申し上げます。

政府といたしましては、私自身が先頭に立って、直ちに関係閣僚を現地に派遣し実情把握に努めるとともに、地方公共団体と一体となって、警察、消防、自衛隊、海上保安庁などの各機関も最大限に動員をし、行政組織の総力を挙げて救援・復旧活動を行ってまいりました。昨日、私も現地に赴き、近代的大都市が初めて経験をした大地震による想像を絶する惨状を目の当たりにして、言葉を失う思いがいたしました。そして、被災者の方々の苦しみと悲しみを痛いほど肌で感じ、改めて住民の方々の不安解消に全力を傾けるとの決意を強くいたしました。

まず、依然続く余震に嚴重な警戒を行いつつ、いまだに行方が確認されていない方々の捜索、救助にあらゆる努力を行ってまいります。

また、負傷された方々等の医療体制を確保するとともに、厳しい寒さと空腹の中、不安な避難生活を強いられておられる被災者の方々の窮状を一刻も早く改善するため、飲料水や食料、毛布などの供給を初め、公共住宅の活用や仮設住宅の建設による住宅の確保、入浴施設の整備、電気、ガス、水道、電話等のいわゆるライフライン施設の復旧、道路、鉄道、港湾等の輸送手段と施設の確保などを早急に進める所存でございます。

さらに、速やかに被災者の方々が正常な市民生活に戻り、また経済活動が復興するために、住宅再建のための融資措置、預貯金引き出しの便宜などのきめ細かい対策や中小企業の立ち上りを助けるための緊急支援措置などを講じてまいりたいと考えています。

これらの急を要する復旧・復興対策が資金面や制度面の制約などにより遅延することがあってはなりません。復旧に取り組む地方公共団体の活動への財政支援を初め、時期を失することなく、補正予算の検討など、あらゆる手段を尽くして万全の財政・金融措置を講じてまいりたいと考えています。

今回の都市直下型地震がもたらした甚大な被害と犠牲を貴重な教訓とし、また、先年来の北日本を中心とした地震被害や依然火山活動を続けております雲

仙・普賢岳の状況も深刻に受けとめて、日本列島全体の災害対策を見直し、再構築していかなければならないと存じます。予想外の被害を見た道路、建築物等についての科学的調査分析と地震に強い構築物や輸送システムの開発、大規模災害時の政府、自治体の対応の検討、予知・予報能力の向上のための体制の強化や研究開発の促進など、総合的な防災対策に万全を期してまいりたい所存でございます。

なお、全国から、さらには海外各国からも、被災地や被害者の方々への温かいお見舞いと御支援をちょうだいしておりますことに対し、この場をおかりして私から厚く御礼を申し上げたいと存じます。

〔はじめに〕

平成7年、1995年は、戦後50年の節目の年であります。私は、改めてこれまでの50年を振り返り、来るべき50年を展望して、世界の平和と繁栄に貢献し、国民に安心とゆとりを約束する国づくりに取り組む決意を新たにいたしております。この年を過去の50年から未来の50年へとつなぐ大きな転機の年としたい、年の初めに当たっての私の願いでございます。

思えば、敗戦の混乱の中で、国民だれもが二度とこのような戦争を繰り返してはならないと胸に深く刻んだところから我が国の戦後は出発をいたしました。そして、あの焼け野原の中から今や一人当たり国内総生産が世界一となるまでの発展を遂げることができたのは、戦後の復興期から高度成長期、さらにはその後の数々の変動を乗り越えて、先輩たちが平和の維持と国民生活向上のために知恵を絞り懸命に走り続けてきたからにはほかなりません。その努力に深く感謝するとともに、改めて平和の大切さを痛感いたします。今後の50年においても、我が国はまず平和国家として生きねばならないというのが私の信念でございます。

戦後50年を迎えたこのとき、世界では東西両大国の対峙による戦後秩序は過去のものとなり、国内にあっても社会全体にわたって地殻変動とも言うべき構造変化が起こりつつあります。我々は、今こそ戦後長く続いた政治、経済、社会諸制度を謙虚に見直し、新たな歩みを始めなければなりません。

昨年6月のこの政権の発足以来、私は、長年の懸案であった政治改革、税制改革、新たな世界貿易機関への積極的な参加、日米包括協議の前進や被爆者援護法を初めとする戦後処理などの困難な諸課題に全力を傾け、それぞれの問題に大きな区切りをつけることができたと考えています。

しかし、私が掲げる「人にやさしい政治」を実現するためには、時代の要請に応じ、勇気を持ってさらなる改革を行っていく必要があることは言うまでもありません。改革は新しい社会を創造するための産みの苦しみとも言うべきも

のであります。思い切った改革によって、自由で活力のある経済社会、次の世代に引き継いでいける知的資産、安心して暮らせるやさしい社会を創造していくこと、また世界に向かっては、我が国にふさわしい国際貢献による世界平和の創造に取り組んでいくこと、この四つの目標が私の「人にやさしい政治」の目指すところでございます。

私は、行政改革の断行を初めとする諸課題に全力を傾注し、改革から創造へと飛躍を図ることにより、我が国の新たな地平を開くための「創造とやさしさの国づくり」に真正面から取り組んでまいりたいと存じます。

〔行政改革の断行〕

—— 行政の改革 ——

国民経済の成熟化、人口の急速な高齢化や価値観の多様化、さらには国際情勢の激変など、内外情勢は大きく変化し、戦後の我が国の発展を支えてきた行政システムも今やさまざまなひずみを生じ、従来どおりのあり方をそのまま踏襲していたのでは社会のニーズに対応できなくなってまいりました。21世紀の情勢の変化にも柔軟に対応できる行政の実現を図るためには、今こそ行政の民間の活動への関与のあり方や行政における中央と地方との関係等を抜本的に見直さなければなりません。これによって、生活者の幸福に重きを置き、より自由で創造性にあふれた社会を実現するために全力を挙げるのが我々政府の未来への責務であると考えています。

改革の方向を一言で言えば「官から民へ、国から地方へ」であります。すなわち、官と民との関係では規制緩和、国と地方との関係では地方分権、国民の信頼確保の観点からは行政情報の公開を進め、また、行政組織やそれを補う特殊法人等を改革して、簡素で効率的な、国民の信頼にこたえる行政を実現していかなければならないと存じます。

先般、行政改革の実施状況を監視するとともに、行政情報の公開に係る法律、制度についての検討などを行う行政改革委員会が発足をしましたが、この委員会の意見を国民の目、国民の声と心得て行政改革の推進を図ることといたします。

さらに、政と官とが適切に役割を分担し、政治がより強力な指導力をもって改革を進めるためにも、新選挙制度の趣旨が生かされる政策本位の政治の実現と腐敗防止の徹底を図り、国民の政治への信頼を確保していかなければなりません。

規制緩和については、内外からの要望を踏まえ、本年度内に、今後5年を期間とする規制緩和推進計画を策定し、実施に移してまいります。その際、経済的規制は原則自由化の方向とし、社会的規制は本来の政策目的に沿った必要最

小限のものとするを見直しの基本といたします。

地方が実情に沿った個性あふれる行政を展開できるよう、その自主性を強化し地方自治の充実を図っていくことは、民主政治の原点であります。住民に身近な行政はできる限り身近な地方公共団体が担っていくことを基本として、国と地方の役割分担を本格的に見直し、地方公共団体自身の改革をも期待しつつ、権限委譲、国の関与の廃止や緩和、地方税財源の充実強化を進めなければなりません。昨年末に決定いたしました地方分権大綱に基づいて、地方分権推進の基本理念や地方分権の推進に関する委員会の設置などを定めた法律案を今国会に提案をいたします。

本年は、内閣制度発足110周年に当たります。政府としては、引き続き、行政組織の見直し、内閣機能の強化、省庁間人事交流の推進などに努めてまいります。

特殊法人については、情勢の変化によってその事業の役割が十分に果たし得なくなっているものはないか、改めて評価するとともに、行政の減量化と新たな時代の要請にこたえるため、年度内にすべての特殊法人の見直しを行い、政治的リーダーシップを持って統廃合を含めた整理合理化を推進する決意でございます。

行政情報の公開は、主権者たる国民に対し行政が十分な説明を行い、その信頼を得なければならないという民主主義の基本に照らし、早急に取り組むべき課題であります。このため、行政改革委員会から情報公開に係る法律、制度について2年以内に意見具申をいただくことになっております。また、急速に進歩しつつある情報通信技術の成果を行政分野に積極的に導入し、効率的、効果的な行政の実現を図る行政の情報化に計画的に取り組んでまいります。

行政改革は本内閣の最重要課題であります。私は、言葉だけの改革に終わることのないよう、不退転の決意と勇気を持って実のある改革を断行する所存でございます。

—— 財政、税制改革 ——

我が国財政は、公債残高が昨年末ついに200兆円を超え、さらに増加する見込みであり、国債費も歳出予算の約2割を占め、政策的経費を圧迫するなど構造的に一段と厳しさを増しております。財政が新たな時代のニーズに的確に対応し豊かで活力ある経済社会の建設を進めていくため、制度、施策の根本までさかのぼって歳出の抜本的な見直しを行うなど、財政改革をさらに強力に推進してまいります。

また、活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立った税制改革の関連法が昨年成立をいたしました。その法律に盛り込まれている消費税及び地方消費税

の税率の見直し規定の趣旨を踏まえ、国、地方を通じた行政及び財政の改革の推進、そして社会保障の将来の姿の検討について一層積極的に取り組むとともに、今後とも、あるべき税制に向けて不断に努力してまいり所存であります。

〔自由で活力のある経済社会の創造のために〕

—— 経済構造改革の推進 ——

我が国経済は、引き続き明るさが広がってきており、緩やかながら回復基調をたどっております。一方、雇用情勢が依然厳しい状態にあるほか、設備投資も総じて低迷が続いております。ようやくともった景気回復の明かりが今後とも着実にその明るさを増すように、引き続き、為替相場の動向を含め内外の経済動向を注視しつつ機動的な経済運営に努めてまいります。

我が国経済の将来への展望を確かなものとするためには、構造的な変化へのしっかりとした対応がなされなければなりません。成長への信頼に陰りが見え、急速な円高の進展や内外価格差等による高コスト経済化、国際競争の激化等の内外環境のもとで、産業の空洞化やそれに伴う雇用への懸念など先行きに対する不透明感が広がっております。一方、今や経済に国境のない時代となり、我が国産業も世界にその活動の場を拡大しております。このような状況のもと、我が国が世界の国々とともに繁栄の道を歩んでいくには、自由で柔軟な、活力と創造性にあふれた経済をつくり上げていくための構造改革がなされなければなりません。

具体的には、まず、内外価格差の是正、縮小であります。内外価格差は、豊かな国民生活の実現への妨げになっており、さらに、国内産業の競争力を低下させております。情報の提供等により消費者や産業界の意識改革を促し、政府規制の緩和や独禁法の厳正な運用、競争制限的な取引慣行の是正を進めることにより積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

この関連で、公共料金については、安易な改定が行われないよう案件ごとに厳正な検討を加えるとともに、情報の一層の公開に努めてまいります。

次に、産業構造転換の円滑化であります。既存の産業がみずからの経営資源を有効活用して行う事業革新を積極的に支援していくとともに、構造的な雇用問題に対応して、労働移動ができるだけ失業を伴うことなく行われるための施策を幅広く展開してまいります。

かつてのように国の経済を将来に向かって牽引する産業の姿が明らかでない中であって、経済の新たな地平を切り開く新規産業の育成もまた重要であります。資金調達環境の整備など総合的な支援策の推進に力を入れるとともに、円高等の厳しい環境の中で、中小企業がその持ち前の企業家精神を発揮することにより構造改革を進展させていくため、中小企業者や創業者が行う研究開発及

びその成果の事業化を促進してまいります。

以上のような観点から、昨年末には、産業構造転換・雇用対策本部を設け、内閣一体となって経済構造改革の推進に取り組んでまいることとしたところでございます。

—— 農業・農村対策 ——

農林水産業は、食料の安定供給という国民生活に欠かすことのできない重要な使命に加え、自然環境や国土の保全など多面的機能を有しております。また、農山漁村は、地域文化をはぐくみ、あの唱歌「ふるさと」に歌われているようなゆとりと安らぎに満ちた空間を提供してくれます。我が国農業は、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴い、新たな国際環境のもとに置かれることとなりますが、この影響を極力緩和するとともに、我が国農業・農村の21世紀に向けた自立と発展を期して、効率的で安定的な農業経営の育成、農業生産基盤の整備、農山村地域の活性化などの施策を総合的に推進してまいります。また、林業、水産業につきましても、緑と水の源泉であり、美しい日本の象徴とも言うべき森林の整備、保全に力を注ぐとともに、豊かな海の恵みを生かした水産業の振興、漁村の活性化にも努めてまいりたいと考えています。

〔次の世代に引き継いでいける知的資産の創造のために〕

—— 科学技術の振興と情報化の推進 ——

21世紀に向け、創造性にあふれた社会を実現するためには、天然資源に恵まれない我が国にとって最大の資源である人的・知的資産をさらにつくり出し、次の世代に引き継いでいかなければなりません。尽きることのない知的資産である科学技術は、私たちの未来を創造し知的でダイナミックな経済社会を構築するかぎでもあります。私は、若者の科学技術離れに歯どめをかけ、人材の育成、確保や研究者の研究環境の改善を図るため、大学や研究機関の教育研究活動の充実や産学官の連携の強化とともに、創造的、基礎的な研究の充実強化等に力を入れ、国民生活に密着した分野や先端技術分野の研究開発の推進、国際的共同研究の促進など、我が国の研究開発活動を活性化し、科学技術創造立国を目指して全力を傾けてまいりたいと考えます。

生産性の向上や新規市場の創造に大きく寄与し国民生活の充実にもつながる情報化の推進は、我が国が本腰を入れて取り組むべき重要な課題であります。産業の情報化や、学校、病院、図書館、官公庁など国民生活の情報化を推進し、情報通信の高度化に向けた諸制度の見直しに総合的に取り組むと同時に、新たな低利融資制度等による光ファイバー網の整備や電線共同溝などの整備、情報通信関係技術開発等も積極的に進めてまいります。また、これらの施策を盛り込んだ基本方針を策定するとともに、来月に予定されております情報社会に関

するG7閣僚会合に臨むなど、世界情報インフラ整備等の情報通信に関する国際的な展開にも積極的に対応してまいりたいと考えています。

—— 教育の改革と文化の振興 ——

国家は人によって栄え人によって滅ぶと申します。教育を通じて個性と創造性にあふれ思いやりのある心を持った人間を育てることは、国づくりの基本でもあります。いわゆる偏差値偏重による受験競争の過熱化を緩和するために、また、我が国の教育が国際化、情報化、科学技術の革新といった変化により適切に対応し得るよう、いま一度教育上の課題を見直し、より魅力的な、そして心の通う教育を実現するために、教育改革を推し進めていかねばならないと存じます。

最近、児童生徒のいじめの問題が深刻になっております。まことに心が痛みます。子供や青少年の問題は、いわば社会の縮図であります。教育界のみならず、社会全体が協力して解決すべき課題であり、子供たちがお互いを思いやりながら心健やかに育つよう、家庭、学校、地域社会が互いに手を携えて取り組んでいかなければなりません。政府としてもそのために真剣に努力してまいりたいと存じます。

これからの日本は、積極的な文化の創造と発信を通じて、人々が心にゆとりと潤いを持って人間らしく生きることができると真の文化国家を目指すべきであると考えます。私は、創造的な芸術活動や地域文化の振興、さらにスポーツの振興に努めてまいります。

教育、学術、文化、スポーツの分野における国際交流、協力は、国境を越えて互いの多様性を理解し合える環境を築く上で極めて重要でございます。このため、留学生受け入れ10万人計画の推進や平和友好交流計画の一環として実施する青年招聘事業、国際共同研究や研究者交流、海外の文化遺産の保存、修復などを進めてまいりたいと考えています。

〔安心して暮らせるやさしい社会の創造のために〕

—— 社会保障制度・雇用対策の強化 ——

人の一生には日の当たる時期もあればつらく厳しいときもあり、また、心身の強健な人もあれば病苦に悩む人もございます。いろいろな立場や状態にある人々が、社会全体の支え合いの中で、人権が守られ、差別のない、公正で充実した生活を送ることができる社会を建設することは「人にやさしい政治」の中心をなすものでございます。今、地方公共団体でもお年寄りや障害者に配慮した町づくり条例の制定など徐々に人にやさしい社会づくりの輪が広がっております。私はその先頭に立って、「やさしさ」を現実の政策に具体化していくため、最大限の力を注いでまいります。

まず、老後の最も大きな不安要因である介護問題に対処し、安心して老後を迎えることができる社会を築くために、高齢者介護サービスの整備目標を大幅に引き上げるなど施策の基本的枠組みを強化した新ゴールドプランを推進するとともに、新しい公的介護システムの検討を進めてまいります。

また、少子化の問題に対しては、次代を担う子供が健やかに生まれ育つ環境づくりを進めるため、子育て支援の総合的な施策を推進してまいりたいと存じます。

さらに、障害者基本法や新長期計画を踏まえ、障害者の自立と社会参加のため、福祉施策の充実や障害者雇用の促進など総合的施策の展開を図ってまいりたいと存じます。

豊かな人生を送るために何より大切なものは健康であります。看護職員を初めとする医療従事者の確保など医療体制の整備や医療保険制度の安定に努めるとともに、がん克服新10カ年戦略などの疾病対策を推進してまいります。特に全世界共通の課題であるエイズについては、国際協力を一層進めるとともに、治療体制の整備や啓発普及に積極的に取り組んでまいります。

社会全体の活力の低下が懸念される中、これまで社会的に能力発揮の場が限られていたお年寄りや女性にもっとその知恵やエネルギーを発揮していただくなければなりません。21世紀初頭までに65歳まで現役として働ける社会を実現していくために、継続雇用の推進を初め、高齢者のニーズに応じた多様な形態の雇用機会の確保に努めてまいります。また、育児休業法の定着を図るとともに、介護休業制度の法制化に取り組むなど、職業生活と家庭生活の両立のための対策に力を注いでまいります。さらに、男女の雇用機会均等の確保など、女性の能力発揮の環境を一層整備してまいります。

—— 男女共同参画社会の実現 ——

雇用に限らず、社会のあらゆる分野に女性と男性がともに参画し、ともに社会を支える男女共同参画社会の形成は、今後我が国社会がその創造性と活力を高めていくためにもゆるがせにできない課題であると思います。政府としては、政府審議会の委員に占める女性の比率を15%に引き上げるとの目標を平成7年度中に達成するよう全力を挙げることを初めとして、社会の各分野においてさらに男女の共同参画を推進してまいります。また、本年は北京において第4回世界女性会議が開催される予定でもあり、国際的に平和や開発のための女性の行動を強く支援してまいり所存でございます。

—— 人と環境の望ましい共存関係の構築 ——

地球規模で、また、将来世代にわたって広がりを持つ今日の環境問題は、人類共通の課題であります。

我々は、経済社会活動や生活様式を問い直し、祖先から受け継いだ美しく恵み豊かな自然と環境を守り続けていかなければなりません。先般策定した環境基本計画に基づき、環境への負荷の少ない循環型経済社会の構築、自然と人間との共生、環境保全への国民的参加と国際的な取り組みの推進を長期的な目標として、人と環境との間に望ましい関係を築くため総合的施策の推進に全力を挙げてまいりたいと存じます。

特に廃棄物の減量化や資源の有効利用の観点から、リサイクル関連の技術開発を推進するとともに、市町村、事業者及び消費者の協力を得て、リサイクルの推進のための仕組みを検討し、適切に対応してまいります。また、新エネルギーの積極的な開発や導入によるクリーンなエネルギー政策の推進も不可欠であると存じます。

—— 国土の均衡ある発展と国民生活向上のための社会資本整備 ——

環境を守ると同時に、国民生活をより充実するための積極的な環境整備がなされなければなりません。本格的な高齢社会の到来を控え、豊かな国民生活を実現するためには、国民に身近な生活環境を整備し、同時に国際化の進展にも配慮しつつ、国土の均衡と特色ある発展を図る必要がございます。大都市圏における通勤混雑の緩和や都心居住の推進など、住宅、生活環境の改善、地方圏への都市・産業機能の分散や活力に満ちた地域社会の形成、さらには基幹交通網整備等を促進するとともに、北海道や沖縄の開発、振興にも積極的に取り組んでまいります。このため、昨年見直された公共投資基本計画を踏まえて社会資本整備の着実な推進に努めてまいりたいと存じます。

—— 国民生活の安全確保 ——

国民生活の安全は、「安心できる政治」の実現の上で不可欠な要素であります。製造物責任法が本年7月に施行されますが、製品の安全性に関する消費者利益の増進を図る観点から、総合的な消費者被害防止・救済策の確立に努めてまいります。

最近、一般市民を対象とした凶悪な発砲事件や薬物をめぐる事件が多発しております。良好な治安は、世界に誇るべき我が国の最も貴重な財産とも言うべきものでございます。これを守るために、国民の皆様とともに今後とも全力を尽くす所存でございます。

以上申し述べました「自由で活力のある経済社会の創造」、「次の世代に引き継いでいける知的資産の創造」、「安心して暮らせるやさしい社会の創造」という政策目標の達成のためには、相互に関連した各種の課題を総合的にとらえ、計画的に解決していかなければなりません。このため、政府としては、21世紀に向け、新たな経済社会の創造や国土づくりの指針となる経済計画や全国

総合開発計画を策定し、これらの創造のための施策を積極的に展開してまいりたいと考えているところでございます。

〔我が国にふさわしい国際貢献による世界平和の創造のために〕

—— 戦後50年を迎えての平和外交 ——

私は、戦後50年という節目の年を迎えて、過去への反省を忘れることなく、世界平和の創造に力を尽くしていくことが我が国外交の原点であるということをおいまして強調したいと思います。我が国が目指すべき平和への道は、武力の行使による平和の実現ではなく、過去の痛ましい経験から得た知恵や世界に誇る技術の力、あるいは経済協力を通じた世界の平和と繁栄の実現であります。それは「人にやさしい政治」を国際社会に広げていく道でもあります。

我が国は、みずから非核三原則を堅持するとともに、核兵器を含む大量破壊兵器やミサイルの拡散防止、通常兵器の移転の抑制に努力してまいります。昨年我が国が国連総会において提案をした「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮に関する決議」は、圧倒的多数によって採択されました。今後とも核兵器不拡散条約の無期限延長の実現や全面核実験禁止条約の早期妥結など、唯一の被爆国として、核兵器の究極的廃絶と軍縮に向け世界に積極的な働きかけを行う考えでございます。

世界に向けて軍縮を唱える我が国が、みずからも節度ある対応をとることは当然であります。平和憲法の理念を遵守し、近隣諸国の信頼の醸成に力を入れつつ、国際情勢を踏まえた必要最小限の防衛力整備に努めていくことを改めて内外に申し上げたいと存じます。

戦後処理の問題については、さきの大戦が我が国国民とアジア近隣諸国等の人々に多くの犠牲と傷跡を残していることを心に深くとどめ、昨年8月の私の談話で述べたとおり、平和友好交流計画や戦後処理の個別問題について誠意を持って対応してまいります。これは日本自身のけじめの問題であり、アジア諸国等との信頼を増す結果となると確信しております。

本年は国連にとっても創設50周年の記念すべき年に当たります。この歴史的契機に、世界の平和と安定の確保及び環境、貧困、難民といった地球的課題への対処などの分野での国連の機能を強化し、その改革を一層進展させていかなければなりません。我が国としても、安保理改革を初めとする国連改革の議論に積極的に参加してまいります。

世界には、冷戦後の今日にあっても引き続き未解決の問題や不安定要因が存在しております。モザンビークにおけるPKOやルワンダ難民救援のための自衛隊部隊等々の活動は国際的にも高く評価されましたが、我が国としては、地域紛争の予防と解決のために、外交努力や人道・復興援助等の面の協力に加え、

平和維持活動など国連の活動に人的な面や財政面で引き続き積極的に貢献していく所存でございます。

—— アジア・太平洋地域のさらなる発展に向けて ——

アジア・太平洋地域には、目覚ましい経済発展等を背景に、域内各国間の相互依存関係を一層深化させることが必要であるという共通の認識が生まれてきております。我が国としても、この地域さらには世界全体の平和と繁栄を実現するべく、A S E A N地域フォーラム等における政治・安全保障対話やA P E C等での経済面の協議を通じ、協力の強化を図ってまいります。本年、我が国はA P E Cの議長国として大阪で会議を開催いたしますが、この地域の成長が我が国の繁栄と密接に結びついていることを十分認識をし、発展と調和のとれた貿易・投資の自由化の促進やこの地域の発展基盤の整備等の協力の前進のために尽力する所存でございます。

朝鮮半島に関しましては、昨年10月の米朝合意が緊張緩和の契機となることを願いますが、情勢は今後とも予断を許しません。まず重要なことは、北朝鮮が今次合意内容に沿い誠実に行動し、核兵器開発問題に対する国際社会の懸念を払拭することにあります。我が国としては、韓国、米国等々の関係諸国と緊密に連携しつつ朝鮮半島の平和と安定のためにできる限りの貢献を行っていく所存でございます。

韓国との間では、友好と協力を基礎とし、未来に向けた両国関係の強化に努めてまいります。

また、日中関係につきましても、一層の発展を目指し、中国の改革・開放政策が着実に進むよう引き続き協力をし、国際社会が直面する諸問題についても中国とともに積極的に参画してまいりたいと考えております。

—— 信頼と協調の2国間関係の構築 ——

戦後50年の年の初めに行ったクリントン大統領との首脳会談でも認識の一致を見たとおり、日米両国はこの50年の間に、世界の平和と繁栄に対する責任を共有するところまでその関係を発展させてまいりました。今回の首脳会談では、これからの日米協力のあり方を十分話し合い、安全保障面での対話、A P E Cの成功のための協力、地球規模の問題の解決や開発途上国の女性支援等、多くの課題において将来に向けた相互の協力関係を一層発展させていくことを合意したところであります。また、このような協力関係の政治的基盤となっている日米安保体制を堅持していくことを改めて確認をいたしました。沖縄の基地問題についても、米国側の協力を得て今後さらなる努力を払っていく所存であります。日米協力関係は、両国にとってのみならず、国際社会全体にとって極めて重要な関係であります。今後ともその協力強化に努めていきたいと考えてお

ります。

日米関係においては、ともすれば経済面での摩擦に焦点が当たりがちですが、両国間の経済関係を円滑に運営していくことが双方の利益であることを改めて想起すべきだと考えます。昨年来大きな前進を見ている包括協議についても、今回の首脳会談の成果も踏まえ、引き続き積極的に取り組んでいく所存であります。

欧州においては、EUの拡大に向けて着実な進展が見られております。一体性を強め国際社会における発言力を増しつつある欧州との関係強化は、極めて重要であります。最近欧州側も我が国との対話と協調を重視する建設的姿勢をとっていることを踏まえ、経済・政治分野を含む広範な協力関係の構築に引き続き努めてまいります。

混迷するロシア情勢を注視していく必要がありますが、今後とも、政治経済両面にわたり均衡のとれた日ロ関係を進展させる必要があります。特に両国間の最大の懸案である北方領土問題が今日もなお未解決であることは、大変残念なことであります。私としては、東京宣言に基づき、政治対話の推進等を通じ、これを解決し両国関係の完全な正常化を達成するために、さらなる努力を払ってまいります。

中東地域につきましては、昨年の和平に向けての画期的進展を一層発展させていくため、関係諸国首脳等との政治対話、多国間協議への参加、対パレスチナ人及びイスラエル周辺国支援などを通じ協力を進めてまいりたいと存じます。

—— 世界の共存共栄を目指した我が国の貢献 ——

今や、国境線を越えて各国や地域間の経済の相互依存関係がますます深化し、国家は対立の中では互いの繁栄を実現できない状況にあります。このような中、我が国としても規制緩和や市場アクセスの一層の改善などにより、国際社会と調和のとれた経済社会の実現に努力してまいります。本年1月1日、WTOが発足し、世界的な貿易の自由化の中核となる国際機関が誕生いたしました。WTOは、貿易の自由化と規律の強化を通じて世界経済に多大の利益をもたらします。これまで自由貿易の利益を最も享受してきた我が国としては、WTOにおいて積極的な役割を果たすことなどにより多角的自由貿易体制の一層の強化に貢献してまいりたいと考えています。

世界には、いまだ貧困や停滞から脱することができないでいる諸国や人々が数多く存在しています。これらの諸国の経済的発展を積極的に支援していくことは、平和国家として、そして国際的にもやさしい社会の創造を目指す我が国が最も力を入れて取り組むべき分野であります。我が国の地位にふさわしい貢献を図るため、政府開発援助大綱を踏まえ、環境と開発の両立や民間援助団体

との連携も念頭に置いて、貧困に悩む開発途上国や市場経済への移行努力を続ける諸国などに対する支援を続けていきたいと思えます。また、環境問題や人口問題など地球規模の問題については、我が国の知識や経験をもって、引き続き国際社会の共通の認識や枠組みづくりに向けて積極的に取り組んでまいり所存でございます。

〔むすび〕

ことは戦後50年であると同時に、あと5年余りで新世紀を迎える年でもあります。21世紀が人類にとって希望に満ちた世紀となり得るかどうかは、残された期間における今の世代の取り組みがその成否を決すると言っても過言ではありません。

21世紀というまだ見ぬ未来への助走期間において政治に求められていることは、新たな時代に生きる我々の孫やひ孫のために今我々が何をなすべきかを虚心に話し合い、その答えを見出し、勇気を持って実行に移すことでもあります。今ほど真摯な政策論議とそれに基づく改革努力が求められているときはございません。私もこのことをしっかりと心に置いて、透明で開かれた政策論議を重ねながら「創造とやさしさの国づくり」に全力を傾けてまいります。

国民の皆様と議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○平成7年1月20日（金）

【河野外務大臣の外交演説】

第132回国会の開会に当たり、私は、改めて心を引き締め、全力で日本外交の推進に尽力する決意であります。

外交の基本方針につき所信を申し述べるに先立ちまして、17日に起きました兵庫県南部地震で犠牲になられた方々とその御遺族に対し慎んでお悔やみを申し上げますとともに、負傷された方々及び被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。また、諸外国からも多くのお見舞いと支援の申し出をいただいていることを報告申し上げ、あわせてこれらの国々に謝意を表したいと存じます。

〔国際情勢認識と日本の役割〕

国際社会においては、冷戦終結後の平和と繁栄を確かなものにするを旨とし、たゆみない努力が続けられていますが、政治経済両面での課題は多く、その実現は決して容易ではありません。外交の目的は言うまでもなく国際政治の現実を踏まえて着実に国民の利益を図っていくことにありますが、国家間の相互依存が深まる中、我が国の安全と繁栄は国際社会全体の平和と繁栄の中でのみ実現できることは明らかになってきております。私は、そのような認識の

もと、我が国外交が世界平和と繁栄に創造的役割を果たせるよう努める決意であります。

本年は戦後50周年を迎えます。この節目の年に当たり、私は、基本的人権の尊重、民主主義、平和主義といった我が国の憲法の掲げる理念のもと、これらの理念を国際社会においても実現するべく努力をし、人類全体のよりよき未来を築いていかなければならないとの思いを新たにしております。

〔主要政策課題〕

—— 地域紛争の平和的解決 ——

次に、我が国として取り組むべき主要な政策課題につき述べたいと思います。

第1に、地域紛争への対応が冷戦後の国際社会における重要な課題であります。

私は、この問題の解決のためには、紛争の予防、政治的和解、停戦・選挙監視、人道援助、復興開発援助などあらゆる側面からの包括的取り組みが重要であると考えます。我が国は憲法が禁ずる武力の行使を行わないことはもとよりですが、個々の状況に照らし、我が国が最も適切に貢献できる形で紛争解決に積極的に取り組んでいく所存であります。

昨年、国連の平和維持活動について、我が国はエルサルバドル、モザンビークにおける活動に参加いたしました。今後とも要員、物資、資金のそれぞれの観点から国連平和維持活動に積極的に協力してまいります。

ルワンダについては、我が国として初めて大規模な国際的な人道救援活動を行うため派遣した約400名の自衛隊部隊などが、所期の任務を全うし無事帰還いたしました。彼らの立派な活動を心からたたえたいと存じます。政府としては、今後とも、ルワンダの難民支援とその帰還のための環境整備及びルワンダ国内の安定などに向け、NGOなど民間の支援活動との連携を強めながら、国際社会とともにできる限りの協力を行っていく所存であります。

さらに、我が国は、旧ユーゴスラビアの紛争への取り組みとして人道支援やバルカン半島南部における予防外交などに努めていくほか、中東和平の促進のため、政治対話の強化、多国間協議への参画、対パレスチナ人支援及びイスラエル周辺国の支援などに努めてまいります。

今後とも、このような形で地域紛争の平和的解決に一層の協力を行っていく所存であります。

—— 軍縮・不拡散の一層の促進 ——

第2に、大量破壊兵器の不拡散など軍備管理・軍縮問題に積極的に取り組んでまいります。

昨年は、北朝鮮の核兵器開発問題に関して米朝合意が成立し、ウクライナの

核不拡散条約への加入による第1次戦略兵器削減条約の発効などの進展も見られましたが、依然核兵器の拡散の危険は大きいものがあります。その中で、我が国は、唯一の核被爆国として、非核三原則を堅持するのみならず、核兵器の究極的廃絶に向け引き続き努力してまいります。昨年、我が国は国連総会において「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮に関する決議」を提案し、圧倒的多数によって採択されましたが、これもこのような取り組みの一環であります。我が国は、全面核実験禁止条約交渉の早期妥結とともに、核不拡散条約の無期限延長に積極的に取り組んでいく所存であります。

また、その他の大量破壊兵器やミサイルの拡散を防止すること、また、多くの紛争が大量に蓄積された武器によって深刻さを増している現実にかんがみ、武器の売却が抑制されることが重要であり、そのために努力を傾けてまいります。

北朝鮮の核兵器開発問題については、米朝合意が確実に実施され、北朝鮮の核兵器開発に関する国際社会の懸念が払拭されることが重要であります。このため、我が国としても、今後とも米国、韓国などの関係諸国と緊密に連携しつつ最善の努力を払ってまいります。

—— 世界経済の繁栄の確保 ——

第3に、世界経済の繁栄のため我が国は主要な役割を果たさなければなりません。主要国経済においては、総じて景気の回復、拡大が見られますが、雇用問題など依然大きな困難を抱えております。このような中であって、我が国は、世界経済の持続的成長を確保する観点からも、内需主導型の経済運営に努めるとともに、抜本的な規制緩和の実施などの国内経済改革により、市場アクセスの一層の改善と内外価格差の解消に努め、中期的に経常収支黒字の十分意味のある縮小を達成すべく努力する必要があります。

本年1月1日、世界貿易機関が発足いたしました。これにより、大幅な関税引き下げに加え、サービス貿易、知的所有権、紛争解決手続などの分野における規律の策定や強化が実現されることとなりました。これは、多角的自由貿易体制の維持強化に向け大きな意義を有するものであり、改めて7年以上にわたる農業問題を含むウルグアイ・ラウンド交渉及びその後の国内手続に当たられた関係者の御協力に謝意を表したいと思います。我が国としては、今後、世界貿易機関において積極的に役割を果たすとともに、投資の自由化、貿易と環境などウルグアイ・ラウンド後の課題にも真剣に取り組み、もって多角的自由貿易体制の一層の強化に貢献していく所存であります。

—— 開発途上国及び旧社会主義国との協力 ——

世界において経済・社会開発を促し人権の尊重と民主主義を確保していくこ

とが、我が国が取り組むべき第4の課題であります。アジア・太平洋、アフリカ、中近東、中南米、旧ソ連、中・東欧の多くの国が民主化や経済開発の努力の過程でさまざまな課題を抱えており、我が国は、社会の不安定や紛争の原因を取り除くべく支援をしていくとともに、民主的な制度づくりを助けていく考えであります。開発援助の実施に当たっては、政府開発援助大綱を踏まえ、被援助国の軍事支出の動向や民主化、市場経済化の進展等に注意を払いつつ第5次中期目標を着実に実施してまいります。また、NGOとの連携の強化に努めるとともに、開発途上国の女性に対する支援を拡充していく所存であります。さらに、これらの諸国を国際協調に組み込んでいくため、貿易や投資の促進や政策対話の推進に取り組んでまいります。

—— 地球規模問題の解決 ——

第5に、環境、人口、エイズ、麻薬といった地球規模の問題に取り組まなければなりません。我が国は、これらの分野の多くで豊富な経験と進んだ技術を有しており、国際的な枠組みづくりへの貢献や政府開発援助などを通じ国際社会においてイニシアチブを発揮していく考えであります。その一環として、私は、昨年9月、国際人口・開発会議に出席をいたしまして、地球規模問題イニシアチブのもとでの人口・エイズ問題に関する国際協力を表明したところであります。

〔国際協調の推進〕

国家間の相互依存関係がかつてないほどに深まっている現在、ただいま述べました諸課題への取り組みに当たっては国際協調の強化が不可欠であります。その際、我が国としては、国連やG7などのグローバルな場での協力とアジア・太平洋における地域協力を相互補完的に進めていくことが必要であります。

—— 国 連 ——

国連は、冷戦後の世界の平和と繁栄のため極めて重要な役割を期待されており、国連創設50周年に当たる本年、時代に適合した国連改革を一層前進させることが重要であります。私は、今年の国連総会において、我が国は、国際貢献についての基本的な考え方のもとで、多くの国々の賛同を得て、安保理常任理事国として責任を果たす用意があることを表明いたしました。政府としては、国民の皆様の一層の御理解を得て、この安保理改組問題の進展に引き続き努めてまいります。また、本年の社会開発サミット及び世界女性会議の成功に積極的に協力をいたします。

—— アジア・太平洋 ——

アジア・太平洋地域においても、経済及び政治、安全保障の両面における具体的な協力の動きをさらに確実なものにしていきたいと考えます。

特に、昨年11月のA P E C非公式首脳会議においては、今後のアジア・太平洋地域の発展の観点より大所高所から率直な意見交換が行われ、貿易・投資の促進・自由化と開発面での協力の具体化に向け大きな一歩がしるされました。本年、我が国はA P E Cの議長国として非公式首脳会議と閣僚会議を開催いたしますが、地域協力の一層の前進を図るため、積極的にその任を果たしてまいります。

また、昨年は、アジア・太平洋地域における初めての全域的な安全保障対話として、第1回A S E A N地域フォーラムが開催されました。域内各国間の相互の安心感を高めるための具体的協力を進展させるため、今後とも同フォーラムに積極的に参画してまいります。

このような地域協力を推進していくためにも、日米安保体制をその政治的基盤とする強固な日米関係の存在が極めて重要であります。今般の村山総理の訪米において、日米両国がさまざまな課題において協力を推進していくことにつき合意したことは、日米関係を一層強固なものとすると考えます。日米安保体制については、我が国の安全を確保していくためばかりでなく、アジア・太平洋の安定のためにも極めて重要であることを改めて確認しました。

我が国としては、今後とも、日米安保体制を堅持し、安全保障面での対話を促進するとともに、米軍駐留経費負担問題を含め、その円滑かつ効果的な運営に努めてまいります。また、日米間の幅広い緊密な経済関係を円滑に発展させていくことが重要であることは、疑問の余地がありません。

包括経済協議については、昨年来得られた成果をも基礎としつつ、引き続き積極的に取り組んでいく考えであります。特にその枠組みのもとで進められている地球規模問題に関する協力は、具体的な成果を生んでおり、一層の進展を図ってまいります。

私は、戦後50周年のこの年に、以上述べた日米協力を着実に結実させることにより、日米パートナーシップを将来に向けた前向きなものとして一層強化していく所存であります。

韓国との友好協力関係の発展は、我が国外交政策の重要な柱の一つであります。今後とも、歴史の教訓を踏まえつつ、日韓関係を未来に向けた安定したものとし、さらに国際問題にも協力して取り組む関係を強化するための努力を積み重ねてまいります。

また、良好で安定した日中関係をさらに発展させていくことは、日中両国のみならず、アジア・太平洋地域ひいては世界の平和と繁栄にとり極めて重要であります。我が国としては、中国の改革・開放政策が着実に進展していくよう引き続き協力を行うとともに、国際社会が直面する諸問題に関する日中両国の

協力関係を強化し、成熟した未来志向の日中関係をさらに発展させていく考えであります。

このようにアジア・太平洋地域における各国との協調関係を強化する一方、この地域に残っている不正常な関係を正常化することも重要であります。

言うまでもなく、朝鮮半島における緊張の緩和、南北対話の促進が図られなければなりません。日本と北朝鮮の関係についても、南北関係や米朝関係の進展と相まって改善の努力を強化すべきものと思います。私は、改めて日朝国交正常化交渉の再開を呼びかけるとともに、北朝鮮側の前向きな対応を期待したいと思います。

日ロ関係の幅は広がっていますが、いまだに領土問題が解決されず、平和条約が締結されていないという極めて不自然な状態が続いております。日ロ関係の完全な正常化は、アジア・太平洋の平和と安全のためにも重要であり、東京宣言を基礎として日露関係全般を均衡のとれた形で拡大させるために一層の努力を払う考えであります。また、領土問題解決に向けて4島交流など、両国国民間の相互理解の促進を図る所存であります。チェチェン情勢については、多数の犠牲者が出ている事態は人道的観点から遺憾であり、国内秩序の平和的回復を強く期待するとともに、ロシアの改革が後退することなく継続されることを希望しております。

—— 日米欧関係 ——

自由、民主主義といった基本的価値を共有し、世界の約7割のG N Pを占め世界全体の平和と繁栄に大きな影響を持つ日米欧主要各国の協力は、国際問題の解決に当たってますます重要になっております。我が国としても、G 7などの場において引き続き日米欧間の政策協調の強化に努めてまいります。

その中で、欧州は、欧州連合における協力の拡大、深化を背景として、引き続き国際社会において重要な存在であり、我が国としても、経済分野における協力はもとより、政治対話を含む広範な協力関係の構築に引き続き努めてまいります。

〔相互理解の増進等〕

国際協調を進展させるためには、各国との相互理解と信頼関係を一層強固なものとしていくことが出発点であります。特に本年は戦後50周年という節目の年であり、我が国としてアジアの近隣諸国などとの間の過去の歴史を直視し、そこから将来に向け、各国との相互理解や相互信頼を促進することが重要であります。そのため、昨年8月末の内閣総理大臣の談話で発表された基本方針に従って、歴史研究への支援を含め、平和友好交流計画などにつき誠意を持って対応してまいります。

また、相互信頼の基礎になるのは、まずお互いの文化に触れ、歴史を学び、心と心の触れ合いを育てていくことであります。そのため、広報活動の強化と文化面での交流、協力の拡充強化を行っていくほか、科学技術面での協力を一層積極的に進めてまいります。

〔結 び〕

以上申し述べましたように、激動する国際情勢の中で、我が国が的確かつ機動的な外交活動を展開していく必要性は増大いたしております。政府としては、海外での日本人の安全確保の重要性を強く認識しており、さきの自衛隊法の一部改正により緊急時の邦人救出のために政府専用機などの派遣が可能となったことをも踏まえて、今後とも、在外公館の邦人保護体制及び危機管理能力の強化に努めてまいります。私は、外交実施体制の強化に一層努めるとともに、そのよって立つ基礎としての国民の皆様の一層の御理解が得られるよう引き続き努力してまいります。

何とぞ議員各位、国民の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

○平成7年1月20日（金）

【武村大蔵大臣の財政演説】（1）

今後の財政金融政策の基本的考え方
平成7年度予算
平成6年度第1次補正予算

平成7年度予算の御審議をお願いするに当たり、今後の財政金融政策の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の大要を御説明いたします。

まず、今回の兵庫県南部地震で亡くなられた方々とその御遺族に対し深く哀悼の意を表しますとともに、被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。今後、速やかに被害状況を把握の上、財政金融上の措置につきましても、補正予算の検討を含めて、最善を尽くしてまいり所存であります。

〔はじめに〕

我が国は、戦後50年の間に、国民一人一人の英知と努力により幾多の試練を乗り越え世界にも例を見ない目覚ましい経済発展を遂げてまいりました。バブル経済崩壊以降の長きにわたったここ数年の低迷からも抜け出し、ようやく我が国経済にも明るさが広がりつつあります。

一方、目を外に転じますと、世界経済の一体化が一層進む中で、アジア諸国の急速な成長や旧計画経済諸国の国際市場への参入など、我が国をめぐる情勢

には大きな変化が見られます。

このような内外の諸情勢のもとで、今後我が国の進むべき道は、来るべき21世紀を展望しつつ、国内的には国民一人一人が生活面での真の豊かさを実感できるような活力ある経済社会を実現していくとともに、対外的には世界経済の安定的発展のために我が国にふさわしい貢献をしていくことにあると考えます。

〔最近の内外経済情勢〕

まず、財政金融政策の前提となる最近の内外経済情勢について申し上げます。

我が国経済は、これまで景気を下支えしてきた公共投資と住宅投資が引き続き高水準で推移することに加え、個人消費や設備投資などの民間需要の自律的回復を通じて、内需を中心とした安定成長に向かうものと期待しております。

国際経済情勢を見ますと、世界経済は、地域によってばらつきが見られるものの、全体として拡大基調を強めております。先進諸国では景気拡大の足並みがそろい、また、旧計画経済諸国の一部に低迷が見られるものの、アジアを中心とした開発途上国では景気は拡大を続けております。

私は、今後の財政金融政策の運営に当たり、このような最近の内外経済情勢を踏まえ、以下に申し述べる諸課題に全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

〔内需を中心とした安定成長の確保〕

第1の課題は、現在回復局面にある我が国経済における内需を中心とした安定成長の確保であります。

21世紀に向けて、我が国が豊かで活力ある経済社会を構築し調和ある対外経済関係を形成していくためには、内需を中心とした安定成長を持続していく必要があります。

さきに申し上げましたように、我が国経済は、これまでの累次にわたる経済対策等の効果もあって、緩やかながらも回復基調をたどっております。

平成7年度予算編成に当たりまして、このような回復局面にある我が国の経済情勢を踏まえ、一段と深刻さを増した財政事情のもと、平成6年度と同程度規模の所得減税を引き続き実施するほか、公共投資の着実な推進を図るとともに、国内産業の空洞化の懸念等の構造的課題にも適切に対処し、我が国経済の中長期的な安定成長に資するものとしたところでございます。

今般の税制改革も、活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立って行ったものであり、我が国経済社会の豊かさと活力の維持増進に資するものと確信いたしております。

金融面では、7次にわたる公定歩合の引き下げの効果などにより、各種金利は依然として低い水準にあり、今後ともその効果を見守ってまいり所存であり

ます。

また、為替相場につきましては、経済の基礎的諸条件を反映して安定的に推移することが望ましいと考えており、今後とも為替相場の動向を注視し、適宜適切に対処し、為替相場の安定を図ってまいりたい所存であります。

〔財政改革の推進〕

第2の課題は、財政改革を引き続き強力に推進することにあります。

財政改革の目的は、一日も早く財政がその対応力を回復することにより、今後急速に進展する人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大など社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応し、我が国経済社会の豊かさと活力を維持増進していこうとするところにあります。財政の硬直化がさらに進めば、我が国経済の発展にとって重大な支障となりかねません。このため、公債残高が累増しないような財政体質をつくり上げていくことが基本的な課題であり、将来の世代に多大な負担を残さず健全な形で我が国経済社会を引き継いでいくことこそ今の我々に課せられた重大な責務であることに、改めて思いをいたさねばなりません。

しかしながら、我が国財政の現状を見ますと、累次にわたる経済対策を実施するための公債発行等の結果、公債残高は急増し、昨年末にはついに200兆円を超え、国債費が政策的経費を圧迫するなど、構造的にますます厳しさを増しております。また、国際的に比較しましても、公債依存度、利払い費率等が主要先進諸国の中でも一、二を争う高い水準にあるなど、我が国財政は著しく悪化した状況にあります。さらに、これに加え、平成5年度決算において税収が3年連続して減少し、初めて2年連続して決算上の不足を生じるという極めて異例な事態となり、その後の税収動向にも厳しいものが見込まれております。

平成7年度予算については、各般の努力により、何とか財政体質の歯どめなき悪化につながりかねない特例公債の発行によることなく編成することができましたが、極めて厳しい状況のもと、NTT株式の売却収入に係る無利子貸し付けの繰り上げ償還に係るものを除いた建設公債の発行額を増加せざるを得なかったばかりか、平成5年度決算上の不足額の繰り戻しの延期等の特例的な措置をとるのやむなきに至ったところであります。この結果、平成7年度末の公債残高は約212兆円に増加する見込みであり、また、特例的な措置の中には今後処理を要するものもあるなど、財政事情は一段と深刻の度を増していると言わざるを得ません。

こうした足元の財政事情に加え、安定成長下の経済におきましては、過去見られたような大幅な税収の増加を期待することは困難であることを考えれば、今や我が国財政は一刻も放置しておけないほどに脆弱な体質になっていると言

っても過言ではありません。

私といたしましては、我が国財政がこのように切迫した状況にあることについて、広く訴えるとともに、国民の御理解と御協力を得て、今後、さらに一步でも二歩でも財政改革の歩を進めるべく全力を尽くしてまいり所存であります。

〔調和ある対外経済関係の形成と世界経済発展への貢献〕

第3の課題は、調和ある対外経済関係の形成と世界経済発展への貢献に努めることであります。

世界経済は貿易や直接投資の拡大とともに相互依存関係をさらに深めつつありますが、その中であって、我が国は、調和ある対外経済関係の形成に努めるとともに、世界経済の発展のために積極的に貢献していく必要があると考えます。

我が国としては、世界経済のインフレなき持続的成長の強化を目指して、G7蔵相・中央銀行総裁会議を通じた政策協調を進めるとともに、APEC蔵相会合等において各国との対話、協調に努めてまいります。

日米包括協議の金融サービス分野における協議につきましては、先般、決着を見たところであります。その中で、我が国が実施することを表明した金融サービスに係る規制緩和措置等につきましては、これを誠実に実施してまいり所存であります。

7年半にわたるウルグアイ・ラウンド交渉の終結を受けて、本年1月1日に世界貿易機関が発足いたしました。我が国としても、この新たな国際機関のもと、多角的自由貿易体制の維持強化に一層積極的に貢献してまいりたいと考えております。

平成7年度におきましては、関税制度について、石油関係の免税・還付制度の適用期限の延長、自動車用繊維製品等の関税撤廃等の改正を行うことといたしております。

経済協力につきましては、引き続き開発途上国への支援の促進に努めてまいるとともに、旧計画経済諸国についても市場経済への円滑な移行のため、他の主要先進国とも協調しながら適切な支援を行ってまいり所存であります。

〔金融自由化の着実な推進と証券市場の活性化〕

第4の課題は、金融自由化の着実な推進とともに、証券市場の活性化を図ることです。

我が国経済の今後の発展を確保するためには、国民の金融システムに対する信頼を確保し経済活動に必要な資金の円滑な供給を図るとともに、金融資本市場の自由化、国際化を着実に進展させることが不可欠であります。

このような観点から、金融行政においては、金融システムの安定性確保のた

め万全を期するとともに、金融機関の不良資産の処理の促進及び資金の円滑な供給の確保を図ってまいり所存であります。また、金融自由化につきましては、これを着実に推進しているところであり、昨年10月には、流動性預金の金利が自由化されたことにより預金金利の自由化措置がすべて実施されております。金融制度改革につきましても、証券子会社や信託銀行子会社の営業が開始されるなど、着実に進展しております。

保険制度改革につきましては、昨年6月の保険審議会報告を踏まえ、所要の法律案を今国会に提出すべく現在鋭意準備を進めているところであります。今回の保険制度改革は、自由化、国際化等の環境の変化に対応するとともに、保険事業の健全性を確保することを目的とした改革であり、21世紀に向けて新しい保険制度を構築しようとするものであります。

証券市場の活性化のための施策につきましては、個人投資家の株式投資を促進し証券市場のすそ野を拡大する観点から、先般、証券投資信託の改革の具体的方策を取りまとめ、実施に移しているところであります。また、我が国における外国株市場活性化のため、外国株に係る上場基準等の緩和と外国企業に係る開示費用の軽減措置を講じたところであります。さらに、研究開発型、知識集約型等の新規事業を実施する企業の資金調達をより一層促進するため、店頭登録制度について所要の見直しを行うこととしております。また、社債の発行に係る適債基準等の基本的見直しを本年度中に行うこととしております。

〔平成7年度予算の概要〕

次に、平成7年度予算の概要について御説明いたします。

平成7年度予算は、財政体質の歯どめなき悪化につながりかねない特例公債の発行を回避するため、従来にも増して徹底した歳出の洗い直しに取り組む一方、限られた財源の中で資金の重点的、効率的な配分に努め、質的な充実に配慮することとして編成いたしました。先ほども述べましたとおり、平成7年度予算編成をめぐる財政事情の厳しさには尋常ならざるものがあり、全体として歳出規模の圧縮に努めましたが、厳しい中であって、豊かで活力ある経済社会の構築等のために真に必要な施策に要する経費の確保に努め、いわば風雪の中の寒梅のような予算づくりを目指したところであります。

歳出面につきましては、既存の制度、施策について見直しを行うなど経費の徹底した節減合理化に努めることとし、一般歳出の規模は42兆1,417億円、前年度当初予算に対し3.1%の増加となっております。

国家公務員の定員につきましては、第8次定員削減計画を着実に実施するとともに、増員は厳に抑制し、2,085人に上る行政機関職員の定員の縮減を図っております。

補助金等につきましては、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、その整理合理化を積極的に推進することといたしております。

また、現下の一段と深刻さを増した財政事情にかんがみ、特例的な措置として平成6年度予算に引き続き国債整理基金特別会計に対する定率繰り入れ等3兆2,457億円を停止する等の措置を講ずるとともに、平成5年度の決算上の不足に係る国債整理基金からの繰り入れ相当額5,663億円の同基金への繰り戻しを延期するという臨時異例の措置を講ずることといたしております。これらの措置につきましては、税外収入の確保のための特別措置とあわせ、別途、平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例等に関する法律案を提出し、御審議をお願いすることといたしております。

これらの結果、一般会計予算規模は70兆9,871億円、前年度当初予算に対し2.9%の減少となっております。

次に、歳入面について申し述べます。

税制につきましては、今般の税制改革及び特別減税に関連する法律が成立したことを踏まえ、平成7年度税制改正として、最近の社会経済情勢の変化及び現下の厳しい財政状況に顧み、課税の適正、公平を確保する観点から租税特別措置の大幅な整理合理化を行うとともに、早急に実施すべき措置を講ずることといたしております。今後とも、あるべき税制に向けて不断に努力をしております。

税の執行につきましては、今後とも国民の信頼と協力を得て、一層適正公平に実施するよう努力してまいりたい所存であります。

また、税外収入につきましては、一段と深刻さを増した財政事情のもと、外国為替資金特別会計及び自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰り入れの特別措置を講ずる等、格段の増収努力を払っております。

公債につきましては、公共事業等の財源を確保する等のため、建設公債9兆7,469億円を発行することといたしております。また、所得税減税の実施等による平成7年度における租税収入の減少を補うため、いわゆる減税特例公債2兆8,511億円を発行することといたしております。なお、借換債を含めた公債の総発行予定額は37兆9,758億円となっております。

財政投融资計画につきましては、対象機関の事業内容等を厳しく見直すとともに、国民生活の質の向上等各般の政策的諸要請に的確に対応していくとの考え方に立ち、住宅建設、地域の活性化等の分野を中心に一層の重点的、効率的な資金配分を図ったところであります。

この結果、一般財投の規模は40兆2,401億円、2.1%の増加となっております。また、資金運用事業を加えた財政投融资計画の総額は48兆1,901億円、前

年度当初計画に対し0.7%の増加となっております。

次に、主な経費について申し上げます。

公共事業関係費につきましては、昨年10月に策定された新しい公共投資基本計画を踏まえ、本格的な高齢化社会が到来する前に着実に社会資本整備を推進するとの観点に加え、回復局面にある我が国経済情勢も考慮し、高い伸びを確保することとしております。また、住宅、下水道、環境衛生等の国民生活の質の向上に結びつく分野を初め、21世紀に向けて新たな時代のニーズに的確に対応するため思い切った重点投資を行うなど、重点的、効率的な配分に一層の努力を払っております。また、住宅金融公庫融資の着実な推進、公共賃貸住宅の供給の促進、住宅宅地関連公共施設の整備の促進など、住宅対策の拡充を図っております。

社会保障関係費につきましては、老人保健制度及び国民健康保険制度の改正、公費負担医療制度の見直しを行うほか、高齢者保健福祉推進10カ年戦略を全面的に見直し、老人介護対策のさらなる充実を図るとともに、低年齢児保育の充実など緊急保育対策等を推進することに加え、がん対策、エイズ対策等の諸施策についてきめ細かく配慮をしております。

雇用対策につきましては、雇用の安定に万全を期するため、産業構造の変化や大学新卒者等にも配慮した総合的な雇用対策等を引き続き推進することといたしております。

文教及び科学振興費につきましては、教育環境の整備、高等教育、学術研究の改善充実、文化の振興等を図るとともに、基礎研究の充実を初め科学技術振興のため各般の施策の推進に努めております。

中小企業対策費につきましては、中小企業の置かれている厳しい経営環境に配慮し、技術、ノウハウの開発やその事業化及び創業への支援による中小企業の創造的事業活動の促進策を初め、特に緊要な課題に重点を置いて施策の充実を図っております。

農林水産関係予算につきましては、世界貿易機関設立協定の承認やいわゆる新食糧法の成立等、我が国農業・農村を取り巻く内外の諸情勢を踏まえ、経営感覚にすぐれた効率的、安定的な経営体が生産の大宗を担う農業構造の実現に重点を置くこととし、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策を含め所要の施策の着実な推進に努めております。

経済協力費につきましては、開発における女性の役割の重視、環境への配慮等の新しい側面に十分配慮するとともに、NGOとの連携を強化するなど援助実施体制の充実を努めるほか、開発途上国における人づくり支援等を通じ、きめ細かく真に効率的な援助を目指すことといたしております。

防衛関係費につきましては、東西冷戦終結後の国際情勢、一段と深刻さを増している我が国の財政事情などを踏まえ、効率的で節度ある防衛力の整備を図ることとしております。

エネルギー対策費につきましては、地球環境保全の重要性等も踏まえ、総合的なエネルギー対策の着実な推進に努めております。

地方財政につきましては、平成6年度に引き続き極めて厳しい状況になっておりますが、円滑な地方財政の運営に支障を生じることのないよう所要の措置を講ずることとし、所得税減税、住民税減税の影響について交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金や減税補てん債の発行により補てんするとともに、一般会計からの加算や同特別会計の借入金を活用すること等により、所要の地方交付税総額を確保することといたしております。地方公共団体におかれましても、このような厳しい財政事情のもと、従来にも増して歳出の節減合理化を推進し、より一層効率的な財源配分を行うよう要請するものであります。

〔平成6年度補正予算の概要〕

この機会に、平成6年度補正予算について一言申し述べます。

平成6年度一般会計補正予算につきましては、歳入面では、最近までの収入実績等を勘案して租税及び印紙収入の減収を見込む一方、税外収入の増収等を計上するとともに、歳出面では、災害復旧等事業費、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費、義務的経費の追加など特に緊要となった事項等について措置を講ずることとしております。

以上によりまして、平成6年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し、歳入歳出とも6,735億円減少し、72兆4,082億円となっております。

以上、平成7年度予算及び平成6年度補正予算の大要について御説明をいたしました。両予算が現下の諸情勢に果たす役割に御理解を賜り、何とぞ、関係の法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

〔結 び〕

21世紀まであと6年足らず。今、新しい世紀を目前に控えた我々の責務は、内外の一層の調和ある繁栄を築き、我々の子孫に伝えていくことであります。

しかしながら、その道は平たんではありません。我が国経済は、本格的な高齢化社会の到来や国際分業体制の進展など、内外の経済環境の変化を背景としたさまざまな構造的課題に直面しております。従来の発想や行動様式のままでは、これらを克服することはできません。

21世紀に向け、活力に満ちた経済社会をつくり出すためには、簡素で効率的な行政のもとでより自由な経済活動を展開し、我が国に本来備わっている活力

を改めて引き出すことが必要であります。そのためには、行財政改革と経済構造改革をともに強力に進めていかなければなりません。それは、困難で苦痛を伴う道ではありますが、国民一人一人が自信と勇気を持って取り組めば必ずや新たな地平を切り開くことができるものと確信しております。

国民各位の一層の御理解と御協力を切にお願いする次第であります。

○平成7年1月20日（金）

【高村経済企画庁長官の経済演説】

我が国経済の当面する課題と経済運営の基本的考え方について、所信を申し述べたいと思います。

まず、今回の兵庫県南部地震で亡くなられた方々とその御遺族に対し深く哀悼の意を表しますとともに、被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。今後速やかに被害状況を把握の上、その影響に十分留意して今後の経済運営に万全を期してまいります。

〔我が国経済の課題〕

戦後50年間、我が国経済は、国民のたゆまぬ努力により幾多の困難と試練を乗り越えて目覚ましい発展を遂げ、今や国民一人当たりの国内総生産額はOECD加盟国中第1位となりました。

しかしながら、内外価格差の是正・縮小が大きな課題となるなど、国民が真に豊かさを実感できる社会の形成に向けてなお一層の努力が必要となっております。

また、今回の景気調整過程の中で、日本経済のさらなる構造転換の必要性、高齢社会の本格化に備えての長期的な活力・成長力の維持などといった構造的課題がより明確に認識されるようになってまいりました。今ほど、こうした課題を克服し21世紀に向けて新たな経済社会を創造していくことが求められているときはありません。

本年は、景気の回復を確実なものとするにはもとより、これらの諸課題を克服し新たな経済社会の創造を目指していく年としなければなりません。

〔内外経済の現状〕

内外の経済の状況について申し述べたいと思います。

世界経済の動向は、全体として拡大基調を強めており、米国では景気拡大が続き、西欧諸国の経済も拡大しております。市場経済への移行を進めるロシア等では総じて経済の低迷が続いておりますが、東欧諸国では生産が回復しつつあります。アジアでは経済が好調に拡大しております。こうした中で、ウルグアイ・ラウンド合意に基づきWTOが創設の運びとなり、APECにおいても

当該地域における貿易・投資の促進・自由化等の方向が打ち出されるなど、将来に明るい展望を与える動きが出てきております。

我が国経済の現状を見ますと、企業設備等の調整が続いているものの、景気は緩やかながら回復基調をたどっており、経常収支の黒字幅も縮小傾向にあります。ただし、雇用情勢については製造業を中心に依然厳しさが見られます。

以上のような経済状況等を踏まえ、私は、平成7年度の経済運営に当たりましては、特に次の諸点を基本としてまいりたいと考えております。

〔安定成長の確保〕

第1は、回復局面にある我が国経済を内需を中心とした安定成長へと導くこととあります。

このため、平成7年度予算においても、近年になく深刻な財政事情のもとで、公共事業関係費の4%の伸び率を確保するなど公共投資の着実な推進を図ったところとあります。

税制面においては、平成6年度と同規模の所得減税を引き続き実施し、働き盛りの中堅所得者層の負担累増感の緩和などを図ることとしております。

さらに、住宅投資の促進、投資環境の整備を通じた民間投資の喚起など各般の施策を講じております。

金融政策につきましては、内外の経済動向や国際通貨情勢を注視しつつ、今後とも適切かつ機動的な運営を図る必要があると考えております。また、金融機関による資金の円滑な供給、不良資産の処理を促進するための措置などを引き続き講じてまいります。

雇用面では、産業構造の変化に伴う失業の予防、離職者の再就職促進、失業を経ない労働移動への支援、女性や高齢者の社会参加への支援を積極的に推進することにより、雇用の安定に万全を期してまいります。

中小企業に対しましては、経営安定や新たな事業展開を図るための支援策を推進してまいります。

物価の安定は、国民生活安定の基礎であり、経済運営の基盤となるものであります。今後とも、物価の安定の維持に努めてまいります。

民間部門の自助努力に加え、以上のような政府の施策を適切に実施することにより、平成7年度の我が国経済は内需中心の安定成長に向かい、実質経済成長率は平成6年度の1.7%程度の実績見込みから2.8%程度に上昇するものと見込まれますが、為替の変動、兵庫県南部地震の影響等不確定要因も存在いたします。

〔構造的な改革の推進〕

第2は、創造的で活力ある経済社会を構築するため規制緩和などの構造的な

改革を着実に進めるなど、我が国経済の将来の発展に向けてその環境を整備することです。

まず、規制緩和につきましては、5年を期間とする規制緩和推進計画の着実な実施により、自己責任の原則と市場原理にのっとって民間活力が一層発揮され、新たな分野への挑戦が促されるような環境の整備に向けて努力してまいります。その際、競争制限的な慣行を改め、市場機能の一層の活用を図るため競争政策の積極的展開を図ることが重要と考えます。こうした取り組みは、高コスト構造の是正などを通じて内外価格差の是正、縮小にも資するものであります。

最近の円高等を背景とした国内産業の空洞化やその雇用面への影響に対する懸念に対処し、政府が一体となって産業構造の転換と雇用対策に取り組むため、昨年末に産業構造転換・雇用対策本部を設置したところであります。規制緩和等の推進に加えて、既存産業による事業革新、新規事業の育成等への支援により産業の活性化を促し、内需主導型の国際調和型産業構造の形成を進め、雇用の確保を図ってまいります。

さらに、高度情報化への対応、創造的な研究開発、独創的な人材の育成に向けた環境の整備などを積極的に推進してまいります。

また、国土の特色ある発展に向けて、東京への集中の弊害の除去と地域の活性化を図るとともに、環境と調和し持続的発展が可能となる経済社会を築いていくための施策を推進してまいります。

〔生活者・消費者重視の経済運営〕

第3は、生活者・消費者重視の経済運営により、豊かで安心できる国民生活を実現していくことです。

高齢社会が本格化する21世紀を控え、真に豊かな生活を実現し活力ある経済社会の発展に資する基盤を構築する観点から、総額630兆円の公共投資基本計画に沿いつつ、今後とも生活関連分野等への公共投資の重点的、効率的な配分を図ってまいります。

このため、平成7年度予算におきまして、住宅、社会資本の整備により快適で潤いのある生活環境を創出するとの観点から、住宅・市街地、下水道や環境衛生、公園等の事業に公共事業関係費の重点投資を行ったところであります。

また、良質な住宅の蓄積が豊かな国民生活実現の基礎となるとの見地から、今後とも土地対策や住宅対策の充実を図ってまいります。

さらに、だれもが社会参加でき生きがいとゆとりを持って安心して暮らせる社会を実現するため、高齢者保健福祉推進10カ年戦略の見直し、いわゆる新ゴールドプランや保育対策の充実、労働時間短縮のための取り組みへの支援など

を行ってまいります。

円高の進展に伴って、産業界におけるリストラの対応、消費者の価格志向の強まりなどを背景に、経済全体にわたる構造的変化とともに急速な価格体系の変化が生じております。内外価格差の是正、縮小につきましては、こうした状況を踏まえ、消費者・生活者重視及び高コスト構造是正の観点から、内外価格差の実態調査を進めつつ、競争環境の整備や輸入拡大のための具体的な対応を進めてまいります。

公共料金につきましては、昨年11月の「今後の公共料金の取扱いについて」の基本方針に基づき、個別案件ごとに厳正な検討を加え適切に対処するとともに、情報の一層の公開に努めてまいります。

安全で豊かな生活を実現するためには、生活者みずからが主体的な役割を果たしていくことが重要であります。このため、地域活動への参加を初めとする社会参加活動などを促進してまいります。また、消費者取引の適正化や国民生活センター等を通じた情報提供の充実など、消費者保護会議で決定した諸施策を積極的、総合的に推進してまいります。

特に、昨年成立した製造物責任法につきましては、本年7月の施行に向けて、その内容について周知徹底に努めるとともに、関連する諸施策を含め、総合的な消費者被害防止・救済策の確立に努めてまいります。

〔世界経済への積極的貢献と調和ある対外経済関係の形成〕

第4は、経済活動の国際的相互依存が一層深まっている現状を踏まえ、我が国として主体的、積極的に努力し、世界経済の持続的発展に積極的に貢献するとともに、調和ある対外経済関係の形成に努めることとあります。

このため、ウルグアイ・ラウンド合意の着実な実施に努め、新たに成立するWTOを中心とする制度的枠組みの中で、多角的自由貿易体制の一層の強化に貢献してまいります。

また、規制緩和に加え、市場開放問題苦情処理体制、対日投資会議の活動や政府調達手続の改善を通じて、諸外国から我が国への市場アクセスの一層の改善を図るとともに、輸入や対日直接投資の促進を図ってまいります。

政府開発援助につきましては、開発途上国の安定と持続的発展のため、政府開発援助大綱の理念、原則を踏まえつつ、政府開発援助の第5次中期目標に基づく経済協力の拡充と国別援助方針に基づく効果的、効率的な援助の実施に努めてまいります。

〔新たな経済計画の策定〕

以上、我が国経済が当面する主な課題と経済運営の基本的方向について申し述べてきましたが、これらの諸施策を進めていく上で中長期的な展望が必要な

ことは言うまでもありません。

政府は、平成4年6月に生活大国5カ年計画を策定し、生活者重視の経済社会変革を進めるとともに、内需主導型の経済成長を定着させるべく努めてきたところであります。計画策定後約3年を経過し、我が国を取り巻く内外経済情勢は大きく変化いたしました。

世界経済を見ると、アジア、中南米等新興経済の発展、ウルグアイ・ラウンドの終結、WTOの創設、APECの新たな展開等大きな動きがあるほか、地球環境問題への対応も現実には差し迫った問題となっております。国内的には、バブルの崩壊、急速な円高の進展により戦後2番目の長期景気後退を経験する中で、内外価格差が拡大し、国民が生活の豊かさを実感できない大きな要因となっているとともに、国際分業関係が進展する一方で、我が国産業、雇用の空洞化の懸念が生ずるなど構造的な課題が顕在化しております。また、社会的には、21世紀を前に、子供が少なくお年寄りが多い少子・高齢社会がまさに現実のものとなってきております。

このような現行計画策定時に予期されなかった内外諸情勢のもとで、我が国経済の将来の姿にも変貌が見込まれ、日本の経済社会のあり方について多面的な見直しが必要とされております。

こうした認識のもと、来るべき21世紀に向け、地球社会の発展に寄与しつつ、自由で活力があり、国民が豊かに安心して暮らせるとともに、国内外に開かれた経済社会の創造を目指した新たな経済計画を策定してまいります。

〔結 び〕

私は、21世紀の新たな座標軸のもとで日本が目指すべき社会は、より一層国民の意欲と能力に応じた参加と多様な選択が実現され、国際社会との調和と世界への貢献を図りつつ、国民が希望に満ち安定した生活を過ごすことができる社会であると考えます。

私たちは、先人の努力によりこれまで蓄積してきた資本力、高い教育水準、高度な技術基盤やそれを支える文化的基盤などを有しております。これらの財産を21世紀に向けた新たな経済社会の創造に活用していけるよう、私は精いっぱい努力してまいります。

国民の皆様の御支援と御協力を切にお願い申し上げます。

○平成7年1月24日（火）

【小里 国務大臣の

平成7年兵庫県南部地震災害に関する報告】

私は、政府を代表いたしまして、平成7年兵庫県南部地震災害について、そ

の状況を御報告申し上げます。

まず、今回の地震災害による多数の犠牲者の方々に心より哀悼の意を表しますとともに、御家族や友人を亡くされた方々、火災や倒壊により住宅を失われ避難生活を送られている方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。被災者の方々に対しましてもお見舞いを申し上げる次第でございます。

加えて、災害発生以来多くの国民の皆様方から地元に対して寄せられました多大な御支援、御協力に対しまして、心から感謝の意を表するものでございます。

次に、今回の地震災害による被害の状況について申し上げます。

去る1月17日午前5時46分ごろ、淡路島を震源とするマグニチュード7.2の兵庫県南部地震が発生をいたしました。この地震による被害は極めて甚大であり、社会的、経済的影響も大きいことにかんがみまして、非常災害対策に万全を期するため、中央防災会議の答申を受けて、去る17日の閣議におきまして非常災害対策本部を設置したところでございます。

23日午後10時30分現在、被害は、死者5,020人、行方不明者106人、負傷者2万5,779人、住家の全半壊等5万9,581棟に及んでいるほか、火災が496件発生、鉄道・交通関係では、新幹線が高架橋の落下により一部不通、阪神高速道路が倒壊により一部不通といった被害が生じ、ガス・水道等のライフライン関係では多数の世帯で断水等が続いております。また、なお約20万人を超える方々が避難生活を余儀なくされています。

政府といたしましては、発災後直ちに非常災害対策本部第1回本部会議を開催して、余震に対する厳重な警戒、被害状況の的確な把握、行方不明者の捜索・救出、被災者に対する適切な救済措置、火災に対する早期消火、道路・鉄道・ライフライン施設等被災施設の早期復旧について、当面重点的に実施する事項として決定をいたしまして、直ちに実施に移しているところでございます。

さらに、被害状況を的確に把握するため、国土庁長官を団長とする政府調査団を第1回本部会議終了後直ちに被災地に派遣をいたしました。政府調査団は、今回の地震により甚大な被害のあった神戸市、淡路島などを調査して、寸断している阪神高速道路、ビルや民家の倒壊現場などを調査し、また被災住民の避難場所を訪れ、被災者の方々の生の声に耳を傾けて各種要望を承っているところでございます。

政府調査団の帰京を待って、18日午後6時30分から首相官邸におきまして閣僚会議が開催されました。

国土庁長官から政府調査団の結果を報告するとともに、村山総理も政府全体の動きに特に意を払っておられることから、

- 被災者の救援や消防活動等に総力を挙げて取り組むこと
- 医療物資、医師・看護婦等の応援体制の確保について万全を期すること
- 非常食料や飲料水等の供給及びその輸送手段の確保に努めること
- 非常用物資の供給のための迂回路の緊急確保、道路復旧の早急な実施
- 電気、ガス、電話等のライフラインの復旧に全力を挙げること
- 被災者の方々の当面必要な緊急融資等及び応急仮設住宅の適切な供給など、特に緊急に必要な事項等について対策に万全を期するよう、総理から指示があったところであります。

政府調査団の調査結果及び閣僚会議での議論を踏まえ、18日午後8時より非常災害対策本部第2回本部会議を開催いたしました。

同会議におきましては、第1回本部会議での決定事項等を引き続き実施することのほか、当面重点的に実施すべき事項として17項目を決定し、直ちに実施に移したところであります。

これらのうち主要なるものを申し上げますと、

- 住民に対する危険防止及び生活援護に関する情報の周知を図ること
 - 被災者に対する適切な医療救護体制の確保に努めること
 - 飲料水、食料及び生活必需品等の物資の確保とその供給体制の整備に努めること
 - 道路、鉄道、港湾等の被災施設の早期復旧を図ること、特に、緊急輸送路の確保、航空機による代替輸送の拡充に全力を傾けること
- などであります。

さらに、村山総理が1月19日に被災地を視察いたしました。総理の帰京後、政府として一体的かつ総合的な対策を講ずるため、内閣に総理大臣を本部長とする兵庫県南部地震緊急対策本部を設置し、同日午後8時から全閣僚により当面の対策を協議したところであります。この中では、特に国の総合的な対策を速やかに効果的に実施するため、現地対策本部の設置を進めることとし、21日に閣議決定により神戸市に早速設置したところであります。

また、20日には、私が兵庫県南部地震災害担当の国務大臣に任命され、早速非常災害対策本部の本部長に就任をいたしました。

政府といたしましては、今後とも関係省庁が一体となって、兵庫県、神戸市など関係被災自治体などと緊密に連携しながら各種の対策を総合的かつ迅速に推進するとともに、事態の推移に応じ適切な措置を講じてまいり所存であります。また、昨年以來、北海道東方沖地震災害、三陸はるか沖地震など、大規模

地震が相次いでいることにかんがみ、地震予知・観測体制の一層の充実にも取り組んでまいることといたしております。

以上、兵庫県南部地震災害に関し、その被害の状況と政府の対策について御報告を申し上げた次第でございます。

我が国はその自然条件から災害を受けやすく、災害から国土を保全し国民の生命、身体及び財産を守ることは国政の基本であります。政府といたしましても、全力を傾注し災害対策の推進に取り組んでまいる決意であり、国民及び議員各位の御理解、御協力をこの機会に改めてお願い申し上げる次第でございます。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説・報告に対する質疑は、1月24日、25日の両日行われた。その主な質疑項目及び質疑に対する答弁の概要は以下のとおりである。

—— 質疑者 —— （発言順）

黒柳 明君（平成）	倉田寛之君（自民）	久保 亘君（社会）
星川保松君（新緑）	立木 洋君（共産）	林 寛子君（平成）
西川 潔君（二院）	西野康雄君（護り）	

〔兵庫県南部地震〕

—— 初動態勢・救助活動 ——

○初動の対応

地震発生後、地元警察及び消防は直ちに救助活動等を開始している。さらに被災地以外の地域からの応援部隊もそれぞれ現地到着後、救助・救援活動に従事した。初動の対応には可能な限り努力をしたが、今後の教訓とすべき点があったかどうか十分検討したい。

○自衛隊の災害派遣

自衛隊は、兵庫県知事からの派遣要請を受ける前から必要に応じ自発的に各種の対応を行っていた。また、派遣規模についても可能な限り努力を行ったが、今回の教訓に学んで見直すべき点は率直に見直しをしなければならないと考えている。

○消火活動遅延の原因

地震直後に多数の家屋が倒壊、火災等が同時に発生したため、多くの地点での消火活動及び救助活動に対応する必要性が生じたことから、現地の消防部隊のみで対応し切れなかったこと、また水道管破裂等により消防水利が使用できない状態となり、初期消火ができず、延焼を食い止めることができなかったもの

であると考えられる。

○ 捜索・救助活動

消防約5,000人、警察約3万人、自衛隊約1万6,200人の体制で行方不明者の捜索・救助活動に当たっている。

被災者の救援対策については、生活必需物資の供給に万全を尽くすとともに、避難所の生活環境対策や医療対策についても全力を尽くしている。

—— 復興対策 ——

○ ライフラインの早期復旧と災害対策

電気については仮設備による復旧を見た。またガス、水道、電話等についても早期に復旧できるよう全力を尽くしている。

なお、ライフラインの災害対策については、個々の構造物の耐震性を向上させ、供給ルートの多重化、拠点の分散化等を一層推進することが重要であると考えている。

○ 鉄道・道路の復旧

JR、私鉄等の交通機関の復旧再開については全力を挙げて取り組んでおり、既に相当の路線の開通にこぎつけている。今後とも最善を尽くすよう督励する。

高速道路、一般道路については、緊急支援物資等の円滑な輸送を確保することが最優先課題であると認識し、応急復旧に全力を挙げている。逐次交通確保を図ってきているが、残された区間についても全力を挙げて取り組む。

○ 災害対策の特別立法

災害対策基本法等、今の法体系の中でやれることはすべてやり尽くすということで対策を講じているが、さらなる立法措置については、被災地方公共団体の実情、意見等も踏まえつつ検討しなければならない課題である。

○ 災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部の設置

現在、災害対策基本法に基づき非常災害対策本部を設置して県・市町村と連携をとりながら進めており、現在取り組んでいる体制で十分に事態に対処できるので、緊急災害対策本部の設置等の措置は必要ないと考えている。

○ 復興対策

今回の地震被害からの復興は、各省庁の所管する現行制度を十分活用することにより鋭意対策を講じていく考えである。新たな立法措置等については検討しなければならない課題である。

○ 災害復旧のための財政措置

今回の地震による災害復旧等に関しては、各省庁が講じている復旧対策に支障がないよう必要な財政措置を適時適切に講ずることとしており、時期を失することなく、補正予算の検討などあらゆる手を尽くして万全の措置を講じてい

く。

—— 被災者対策 ——

○住宅対策

応急仮設住宅については、現在の計画は1万5,000戸を建設する予定であるが、約3,000戸が発注済みである。未発注のものについては、住都公団が保有する土地の提供や職員による地元地方公共団体の建設業務の支援活動を行うこと等により着工の促進を図っている。

公営・公団住宅等の空き家については、約2万戸を確保し、一部の市町村で応募受け付けを行い約400戸が入居済みとなっている。残りについても近日中に応募受け付けを行う予定である。

○被災者の生活再建策

住宅金融公庫による災害復興住宅資金の貸し付け等の各種の災害関連融資及び既存債務の償還条件の緩和等の措置を実施している。さらに、被災により休業している労働者に対して雇用保険制度を適用するなどの措置を決めた。

○税制措置

税制面においては、申告、納付等の期限の延長、納税猶予、租税の軽減免等の制度が設けられている。今回の災害による損害を平成6年分所得税において考慮することができないか検討中である。

○雇用対策

被災地域においては、復旧に相当長期間を要すると見込まれるので、地域の雇用状況への悪影響が懸念されている。このため、当面の緊急雇用対策として、雇用調整助成金の支給、失業給付の支給等の特例措置を講じたい。

○生活関連物資等の価格安定

生活関連物資等について供給の確保を図るとともに、価格の安定を確保するため、需給・価格動向について調査・監視を強化するほか、情報提供等に努めるなどによって、そのような事態が発生しないよう適切な対応を図っていく。

—— 危機管理・防災対策 ——

○地震に強い国土・都市づくり

地震に強い国土・都市づくりは国と地方公共団体が協力して行うべきものであり、従来より適切な財政措置を講じてきたが、今後とも日本列島全体を視野に入れつつ計画的、系統的な施策の推進に努めていく。

○大規模災害時の危機管理体制の強化

防災上の危機管理、情報収集体制の充実は極めて重要な課題であり、今後とも、今回の経験に照らし、その強化に努力したい。

○地震予知関連予算の拡充

地震災害の軽減を図る上で地震予知研究の推進は重要な課題である。今後とも、地震予知関係経費の確保に最大限努力をし、地震予知研究や地震の観測、監視の推進を図っていく。

○高速道路の耐震性

関東大震災クラスの大きな地震に対しても落橋が生じないように整備を行ってきた。今回、震度7という大きな揺れが生じたとはいえ、高架橋が落橋したことを重く受けとめ、専門家から成る道路橋震災対策委員会において被災原因の徹底的な究明を図りながら必要な対策を講じていかなければならないと考えている。

○鉄道施設の耐震性

運輸省に学識経験者等を委員とする鉄道施設耐震構造検討委員会を設置した。被災施設の調査分析、耐震構造の今後のあり方等について検討を開始した。

○地方自治体と自衛隊との合同訓練

今後とも防災訓練については、自衛隊を初め各関係機関の参加を求めてその内容の充実に努めていかなければならないと考えている。

〔政治姿勢〕

○憲法改正

国の基本法である憲法の改正については、世論の成熟を見定めるなど極めて慎重な配慮を要するものである。最近、各方面からさまざまな意見が出されているが、現在、国民の中で憲法改正の具体的内容について合意が形成されているとは考えていない。したがって、現段階において内閣として憲法を改正する考えは持っていない。

○政権基盤の強化

内外ともに大きく変化する時代にあり、今ほど真摯な政策論議とそれに基づく改革努力が求められているときはない。このため、政権を安定させ、国民から安心感を持って迎えられる政治を実現することが急務である。引き続き、時代の要請にこたえ、さらなる改革を推し進めていく所存である。

〔外交・安全保障〕

○日米首脳会談の成果と今後の日米関係

クリントン大統領とは、これまで日米関係が国際社会に果たしてきた役割を改めて確認するとともに、日米関係を前向きで将来に目を向けたものとしてとらえることで合意した。

今後、日米関係を一層発展させていくために、引き続き日米関係が日本外交の基軸であるとの認識に立って、アジア・太平洋地域さらには世界平和と繁栄のために日米両国が一層責任を担って協力関係を発展させていくよう努力して

いく。

○沖縄米軍基地の整理統合

さきの日米首脳会談においてもこの問題を話し合ってきた。安保条約の目的達成と地域住民の要望との調和を図りつつ、地元の御協力もいただきながら、この問題に進展が見られるよう引き続き努力していきたい。

○北朝鮮の軽水炉転換への費用負担

北朝鮮の核兵器開発問題は、我が国の安全保障上の重大な懸念でもある。軽水炉プロジェクトの費用に関する各国の貢献は今後協議されていくことになるが、我が国としては、同プロジェクトの全体像のもとでの意味ある財政的役割を果たす必要があると考えている。

○A P E Cの発展への努力

我が国は、これまでA P E Cをアジア・太平洋の経済的な発展を進めていく上で中核となる協議のフォーラムであると認識し、積極的な取り組みをしてきたが、本年は議長国としてA P E Cの一層の発展に努力したいと考えている。

○核兵器の廃絶

我が国は核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮決議を国連総会に提案し、圧倒的多数で採択された。また、すべての核兵器国に対し一層の核軍縮努力を行うよう促すとともに、全面核実験禁止条約交渉の早期妥結に向けての貢献等を通じ、着実な核軍縮を進めていくため積極的な努力をしたい。

○自衛隊の海外派遣と安保理常任理事国入り

国連を中心とした国際社会の平和と安全を求める努力に対し、資金面だけではなく人的な面でも貢献を行うことは当然の責務であり、我が国が安保理常任理事国入りを目的として人的貢献を行っているとは考えていない。

○人種差別撤廃条約

本件条約の締結については、条約が規定する処罰義務と、表現の自由等憲法が保障する基本的人権との関係をいかに調整するかななどの困難な問題があり、この点を含めさらに検討を進め、早期に批准ができるよう努力したい。

○防衛計画大綱の見直し

今後の防衛力のあり方については、冷戦後の国際情勢の変化、国際社会における軍備管理・軍縮に向けての努力、将来における我が国の人的資源の制約の増大、科学技術の進歩、一段と深刻さを増している財政事情等も踏まえ、今後とも慎重に検討する必要がある。

〔経済・産業〕

○新経済計画の策定

21世紀に向け、自由で活力があり、国民が豊かに安心して暮らせるとともに、

国内外に開かれた経済社会を創造するための長期的な経済運営の指針として新しい長期経済計画の策定に取り組む考えである。

○産業空洞化対策

規制緩和の推進等による内外価格差の是正、産業構造転換の円滑化、新規産業の育成といった構造改革を通じ、自由で柔軟な活力と創造性にあふれた経済の実現を目指すことが適当である。

○雇用対策

今後産業構造が大きく変化し、これに伴って産業間、職業間の労働移動を余儀なくされるケースも大きくなると見込まれる。こうした変化に対応した雇用対策を推進するために、特定不況業種雇用安定法の改正案を今国会に提出することとしている。

○農業・農村の再建、活性化

農業生産や農業経営の視点に加えて食料の安定供給や消費者の視点、農業・農村の多面的機能の位置づけなど、幅広い視点に立って今後検討を行っていく考えである。

〔財 政〕

○平成7年度予算

極めて厳しい財政状況のもと、徹底した歳出の洗い直しに取り組む一方、限られた財源の中で資金の重点的・効率的な配分に努め、質的な充実に配意して編成したものである。本予算は、21世紀に向け我が国が新たな地平を切り開くための課題に正面から取り組んだものと確信している。

〔行政改革・地方分権〕

○特殊法人の整理合理化

行政の減量化と新たな時代の要請にこたえるため総合的かつ全般的な見直しを進め、本年度末には、統廃合、事業・組織のスリム化、その他の整理合理化の問題について具体的な結論を出すように全力を挙げて取り組んでいく。

○規制緩和への取り組み

本年度内に今後5年を期間とする規制緩和推進計画を策定し、積極的かつ計画的に規制緩和を推進する。また、内外からの意見、要望等も踏まえ、同計画は毎年度改定することとしている。

○地方分権の推進

昨年12月25日に地方分権大綱を閣議決定した。この大綱に沿って国と地方の役割分担の見直し、権限の委譲等に積極的に取り組むとともに、地方分権を推進するために十分な権能を備えた委員会を設置する考えである。このため、今国会に地方分権の推進に関する法律案を提出することとしている。

〔社会保障・福祉〕

○社会保障の給付と負担のあり方

社会保障の給付と負担のあり方は、基本的には国民的な選択にゆだねられるべき事柄であるが、経済社会の活力を維持していくためには、それぞれの社会保障ニーズに適切に対応した給付を、できる限り過重な負担にならないよう配慮しつつ実現していくことが必要と考えている。

○新ゴールドプラン

安心できる介護体制の基盤を整備するため、自治体の老人保健福祉計画で明らかになった地域の介護ニーズを踏まえたものであり、今世紀末までにその目標の達成に向け全力で取り組みたい。

○介護システムの構築

新ゴールドプランでも、国民だれもがスムーズに利用できる介護サービスの実現を図る観点から、新しい介護システムの創設を含めた総合的な高齢者介護対策の検討を進めているところである。今後、介護サービスのあり方や費用負担の仕組み、人材の養成・確保等について厚生省の関係審議会において幅広い観点から検討を進めていきたい。

〔その他〕

○同和問題の早期解決

さきに政府が実施し現在取りまとめ中の同和地区実態把握等調査の結果も踏まえ、地域改善対策協議会に設置された総括部会において引き続き精力的に審議を進めていただくことにしている。

また、人権と差別問題に関するプロジェクトチームにおいて与党各党間の話し合いも進められており、政府・与党一体となって対処していきたい。

○学校における国旗・国歌の指導

これからの国際社会に生きていく国民のためにも、日章旗や国歌は大変大切であると考えている。ただ、これは法律で日章旗と決められたものではないので、児童生徒の内心にまで立ち入って強制しようとする趣旨のものではなく、あくまでも教育指導上の課題として指導を進めていくことが必要である。

○長良川河口堰の耐震設計

過去の多くの地震や活断層を考慮して、最新の基準に基づいて耐震設計をしており、地震に対する十分な安全性は確保している。マグニチュード8.0の濃尾地震クラスの地震が来ても致命的な事態は起こらないと考えているが、念には念を入れて活断層など防災面の調査を進めている。

○平成7年2月9日(木)

【武村大蔵大臣の

平成5年度決算の概要についての報告】

平成5年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は77兆7,311億円余であります。この歳入の決算額には、決算調整資金に関する法律第7条第1項の規定により、平成5年度において予見しがたい租税収入の減少等により生ずることとなった一般会計の歳入歳出の決算上の不足額5,663億円余を補てんするため、同額の決算調整資金からの組み入れ額が含まれております。

また、歳出の決算額は75兆1,024億円余でありまして、差し引き2兆6,286億円余の剰余が生じました。

この剰余金は、財政法第41条の規定によりまして、一般会計の平成6年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、平成5年度における財政法第6条の純剰余金は生じておりません。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額77兆4,374億円余に比べて2,936億円余の増加となりますが、この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額9,646億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純減少額は6,709億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額77兆4,374億円余に平成4年度からの繰越額9,607億円余を加えました歳出予算現額78兆3,982億円余に対しまして、支出済み歳出額は75兆1,024億円余でありまして、その差額3兆2,957億円余のうち、平成6年度に繰り越しました額は2兆6,230億円余となっており、不用となりました額は6,727億円余となっております。

次に、予備費であります。平成5年度一般会計における予備費の予算額は1,500億円であり、その使用額は1,113億円余であります。

次に、平成5年度の特別会計の決算であります。これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

次に、平成5年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。同資金への収納済み額は59兆2,959億円余でありまして、この資金からの一般会計等の歳入への組み入れ額等は59兆2,871億円余でありますので、差し引き88億円余が平成5年度末の資金残額となります。これは、主として国税に係る還付金として支払い決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかったものであります。

次に、平成5年度の政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれ決算書によって御了承願いたいと存じます。

以上が、平成5年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書、政府関係機関決算書の概要であります。

○平成7年2月24日（金）

【武村大蔵大臣の財政演説】（2）

〔平成6年度補正予算（第2号）〕

今般、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災等に対応し必要な財政措置を講ずるため、平成6年度補正予算（第2号）を提出することとなりました。この御審議をお願いするに当たり、補正予算の大要を御説明申し上げます。

今回の阪神・淡路大震災は、阪神・淡路地域に未曾有の被害をもたらしました。ここに、改めて、亡くなられた方々と御遺族に対し深甚なる弔意を表しますとともに、被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。

政府としては、今日に至るまで、被災者の救助や生活再建への支援など当面緊急を要する措置に努力してまいりましたが、今後とも被災地域の速やかな復興に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

今国会に提出いたしました平成6年度補正予算（第2号）の大要について御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳出面において、阪神・淡路大震災等に対応するため、当面緊急に必要となる経費を追加することとしておりますが、今回の大震災の甚大さにかんがみ、厳しい財政事情のもと、補助の特例等を特段の措置として講ずることとしております。他方、歳入面におきましては、今回の大震災により生じた被害を勘案して租税及び印紙収入の減収を見込むこととし、その他収入の増加を見込んでなお不足する歳入に対し、やむを得ざる措置として公債の追加発行を行うこととしております。

今回の一般会計補正予算につきましては、歳出面において、災害救助等関係経費1,410億円、災害廃棄物処理事業費343億円、災害対応公共事業関係費6,594億円、施設等災害復旧費544億円、災害関連融資関係経費913億円、その他の阪神・淡路大震災関係経費119億円、地方交付税交付金300億円を計上しております。

他方、歳入面におきましては、その他収入343億円、公債金1兆5,900億円を計上し、合計1兆6,243億円の追加を行うとともに、租税及び印紙収入6,020億円を修正減少しております。

なお、公債金の増1兆5,900億円のうち7,794億円が建設公債、8,106億円が特例公債の発行によるものとなっております。特例公債の発行等につきましては、別途、阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律案を提出し、御審議をお願いすることとしております。

この結果、平成6年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも第1次補正後予算に対し、1兆223億円増加して、73兆4,305億円となっております。

以上の一般会計予算補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算につきましても所要の補正を行うこととしております。

財政投融资計画につきましては、阪神・淡路大震災等に対応するため、この補正予算において、日本開発銀行及び地方公共団体に対し総額3,750億円の追加を行うこととしております。

以上、平成6年度補正予算（第2号）の大要について御説明いたしました。

○平成7年5月15日（月）

【武村大蔵大臣の財政演説】（3）

〔平成7年度補正予算〕

平成7年度予算につきましては、去る3月22日という早い時期に成立を見、既に着実な執行がなされているところでありますが、今般、さきに決定されました緊急円高・経済対策を受けて、阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業等を盛り込んだ平成7年度補正予算を提出することとなりました。その御審議をお願いするに当たり、補正予算の大要を御説明申し上げます。

まず、最近の経済情勢とさきに決定されました緊急円高・経済対策について申し述べます。

我が国経済は、個人消費や生産活動の増加に加え、企業収益の改善が見られるなど、緩やかながら回復基調をたどっているものの、最近の急激な為替レートの変動は、我が国経済の先行きに重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

このような事態に対処するため、我が国としてみずから緊急にとり得るあらゆる措置を内容とする緊急円高・経済対策を決定いたしました。本対策におきましては、阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業等を盛り込んだ補正予算の編成など機動的な内需振興を図るほか、規制緩和推進計画の前倒し実施、輸入促進の具体策、円高メリット還元策、中小企業対策等円高による影響への対応、経済構造改革の推進、金融機関の不良債権の早期処理、証券市場の活性化策等、実効性のある各般の施策を盛り込んでおります。

また、金融政策の面では、先般、公定歩合の第8次引き下げが実施され、そ

の水準は史上最低の1.0%となっております。

このような幅広い諸施策が相まって、我が国経済の先行きに対する不透明感を払拭し、現在の回復基調をより確実なものにすると考えております。

なお、対策に盛り込まれた輸入促進税制の拡充などの税制上の措置につきまして、租税特別措置法の一部を改正する法律案を提出し、御審議をお願いすることとしております。

さらに、さきにワシントンで開催されました7カ国蔵相・中央銀行総裁会議におきましては、最近の為替レートの変動は、基礎的な経済条件によって正当化される水準を超えており、こうした変動を秩序ある形で反転させることが望ましいという点で通貨当局間の共通の認識を確立したところであります。これを踏まえ、今後とも為替市場の動向を十分注視し、関係各国と緊密に連絡をとりつつ、為替相場の安定に努力してまいります。

今般提出いたしました平成7年度補正予算の大要について申し上げます。

今回の一般会計補正予算につきましては、歳出面において、ただいま御説明いたしました緊急円高・経済対策の一環として、阪神・淡路大震災等に対応するために必要な経費1兆4,293億円を計上するほか、地震災害等の防止のため緊急に対応すべき事業に必要な経費7,900億円、科学技術・情報通信振興特別対策費3,205億円、円高対応中小企業等特別対策費703億円、輸入促進関係経費588億円等を計上しております。また、最近における新たな類型の犯罪の発生に対応し、捜査・警備体制を緊急に強化するために必要な経費338億円等を計上しております。なお、税収の減少に伴う地方交付税交付金の減額378億円に対し、同額の地方交付税交付金の追加を計上しております。

他方、歳入面においては、租税及び印紙収入について阪神・淡路大震災への税制上の対応及び今回の対策に盛り込まれた税制上の措置を実施することに伴う減収見込み額1,380億円を減額するとともに、その他収入381億円の増加を見込んでなお不足する歳入について、やむを得ざる措置として公債の追加発行2兆8,260億円によることといたしております。

なお、追加発行する公債のうち2兆2,622億円が建設公債、5,638億円が特例公債となっております。特例公債の発行等につきましては、別途、平成7年度における公債の発行の特例に関する法律案を提出し、御審議をお願いすることといたしております。

この結果、平成7年度一般会計補正後予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対し、2兆7,261億円増加して、73兆7,132億円となっております。

以上の一般会計予算補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算につきましても所要の補正を行うこととしております。

財政投融资計画につきましては、阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業及び地震災害等の防止のために緊急に対応すべき事業の実施のため、この補正予算におきまして、住宅金融公庫等9機関に対し総額5,535億円の追加を行うこととしております。

以上、平成7年度補正予算の大要について御説明を申し上げます。

○平成7年5月24日(水)

【野中国務大臣の

オウム真理教関連事件についての報告】

オウム真理教関連事件について御説明申し上げます。

本年3月20日、地下鉄車両内においてサリンを発散させ、多数の方々を死に追いやり、あるいは負傷させるという未曾有の事件が発生いたしました。まずもって、亡くなられた方々に心からの御冥福をお祈りいたしますとともに、負傷された方々にお見舞いを申し上げる次第であります。

本事件は、朝のラッシュ時間帯をねらい善良無辜な市民を無差別に殺傷するという日本の犯罪史上例のない悪質きわまりない犯行であり、国民に多大の不安と脅威を与えたものであります。

我が国が誇る安全をまさに根底から揺るがしかねない事態を目の当たりにし、警察においては、早期全面解決を目指して全国警察の総力を挙げて不眠不休で懸命に捜査に取り組んでまいりました。

このような徹底した捜査の結果、本事件がオウム真理教関係者による組織的な犯罪であることを解明し、5月16日早朝を期して教団の幹部らを逮捕するという段階を迎えることができたところであります。

オウム真理教に対する捜査はこのような新たな局面に入ったところでありますが、これは全容解明への1つのステップにすぎないのであり、今後とも事案の解明のため徹底した捜査がなされるものと確信しております。

その他、同教団が組織的に敢行したと見られる逮捕監禁事件や武器等の製造容疑など幾多の犯罪容疑があることから、それぞれの事件についても捜査を完遂し、事案の全容を明らかにして、国民の皆さんに安心していただけますよう重ねて督励してまいる所存であります。

次に、再発防止についてであります。今申し上げた捜査活動に加え、これまで警察においては、連日、通常勤務員に加えまして数万人の警察官を動員し、公共交通機関や行楽地等多数の人が集まる場所に対して厳重な警戒措置を実施してきたところであります。

また、公共の安全を確保する観点から、サリンを使用した犯罪を有効に取り

締まるため、国会の深い御理解により、早期にサリン等による人身被害の防止に関する法律を成立をさせていただいたところであります。

さらに、村山総理の指示により、サリン使用犯罪の再発を防止するとともに、サリン使用犯罪が発生した場合の迅速的確な措置を講ずるために設置されましたサリン問題対策関係省庁連絡会議を中心に、各関係省庁との緊密な連携のもと、政府一体となった諸施策の推進に取り組んできたところであります。今後とも、捜査の進展を見守りつつ、引き続き警戒措置を継続し、万全を期することとしております。

これまでの事態の推移を振り返りますと、警察は、オウム真理教をめぐる疑惑の真相を一刻も早く解明してほしいとの国民の期待にこたえつつあるものと認識をしております。

警察職員にありましては、国民の安全を守るという崇高な使命を達成するため、厳しい環境のもとで疲労こんぱいになりながらも、積極果敢に、かつ士気高く捜査や警戒活動に従事しているところであります。

そして、このような警察活動はひとえに国民の皆様の御理解と御協力に支えられたものであり、国家公安委員会委員長として、国会の皆様はもちろん、国民の皆さんに感謝を申し上げるものであります。

なお、オウム真理教との関連は現時点では明らかではありませんが、いわゆる松本サリン事件、警察庁長官狙撃事件、地下鉄丸ノ内線新宿駅構内における殺人未遂事件等、法秩序に対する重大な挑戦とも言うべき事件の発生も見ており、こうした現下の厳しい情勢のもと、国家公安委員会委員長といたしまして、良好な治安の確保のために今後とも全身全霊を傾け職務に精励してまいり所存でありますので、国会の皆様はもちろんのこと、関係諸機関、国民の皆様のお理解をいただきますことを心からお願いを申し上げます。

以上申し述べ、御報告といたします。

3 本会議決議

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会決議	本会議決議	備考
1	兵庫県南部地震災害対策に関する決議案	陣内 孝雄君 外7名	7. 2. 8			7. 2. 9 可 決	
2	兵庫県南部地震災害に対する国際的支援等に感謝する決議案	小川 仁一君 外10名	2. 8			2. 9 可 決	
3	予算委員長坂野重信君解任決議案	永野 茂門君	5. 18			5. 19 否 決	
4	北方領土問題の解決促進に関する決議案	坪井 一宇君 外9名	6. 7			6. 9 可 決	
5	戦争終結50周年にあたっての決議案	上田耕一郎君	6. 12	未 了			
6	内閣総理大臣村山富市君問責決議案	松尾 官平君 外5名	6. 12			6. 14 否 決	

○平成7年2月9日（木）

【兵庫県南部地震災害対策に関する決議】

1月17日早朝発生したマグニチュード7.2の兵庫県南部地震は、死者・行方不明者5,000人を超え、家屋損壊10万棟余、避難生活を送る住民30万人を数える未曾有の大災害となった。

本院は、ここに院議を以て深甚なる哀悼の意を表するとともに、罹災された方々に心からのお見舞いを申し上げる。

この災害が多数の被災者の生活に甚大かつ深刻な被害をもたらし、内外の経済に大きな影響を与えていることを重大に受け止め、現行法制において最大限の措置を講じていくとともに、万全な救済と復旧、復興を図っていくため、必要な場合には新たな立法措置を講ずるなど、国家を挙げて取り組んでいくことが重要である。

政府においても、かつて経験したことのない都市直下型地震による激甚なる被害の特殊性にかんがみ、兵庫県及び神戸市をはじめ被災自治体との緊密な連絡のもとに、迅速かつ適切な措置を講ずるとともに、特に次の事項について万全の対策を期すべきである。

- 一 被災地の住民救済及び住居・ライフライン等の確保による生活基盤の復旧を促進し、民生の安定を図るとともに、国際港神戸港を擁する神戸市の産業・物流の拠点としての重要性にかんがみ、道路・鉄道・港湾等交通、産業基盤の緊急な復興を促進し、地場産業の再建援助、雇用の安定を図ること。
 - 一 災害復旧、復興に係る財政、税制、金融措置については万全を期すること。
 - 一 地震予知のための観測研究の充実に努めるとともに、災害非常時に対応するための危機管理体制を早急に確立すること。
 - 一 今般の地震を契機に、全国レベルにおける防災の再点検を行い、我が国の都市づくり、国土づくりのあり方について、災害に強く、安心して生活できる国土建設のための抜本的対策を樹立すること。
- 右決議する。

【兵庫県南部地震災害に対する 国際的支援等に感謝する決議】

このたび兵庫県南部地域を襲った地震は、我が国史上、まれにみる規模のものであり、多くの人命が失われ、甚大な物的被害がもたらされた。

この震災に際し、世界各国・地域、国際機関及びNGOよりいち早く見舞いが寄せられ、支援の手が差し延べられた。

我々が失ったものは計り知れないほど大きく、かつ重いが、国境をこえた、崇高な人間愛に基づくこうした温かい支援によって、被災者はもとより、すべての日本国民は希望と勇気と安らぎを与えられた。

我々は、これらの善意を深く心に刻み永遠に記憶し、全世界の人々との友情と連帯の気持ちを新たにするとともに、速やかな復興に向けて専心、努力することを決意する。

ここに本院は、すべての日本国民を代表し、特に院議をもって、兵庫県南部地震災害に際し寄せられた国際的支援等に対し、深甚なる感謝の意を表すものである。

右決議する。

○平成7年6月9日（金）

【北方領土問題の解決促進に関する決議】

本年は、戦後50年の節目の年に当たる。しかるに、今日なお、我が国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の返還が実現せず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。

北方領土問題の解決を求める国民の総意に思いを致し、「東京宣言」を基盤とした領土返還交渉の促進、日露関係全般の均衡のとれた形での拡大、北方四島交流等の推進による両国民の相互理解の増進等の更なる努力を通じて、両国関係の完全な正常化が実現されなければならない。

政府は、戦後半世紀を経ようとする今日、国民の悲願にこたえ、決意を新たにして、北方領土問題に関する我が国の基本方針に基づき、北方領土問題を解決して、平和条約を締結し、日露間に真の安定的な平和友好関係を確立するよう、全力を傾注すべきである。

右決議する。

1 委員会審議経過

【内閣委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において内閣委員会に付託された法律案は、内閣提出4件、本院議員提出2件であり、本院議員提出の1件（ボランティア基本法案）を除き成立した。

また、本委員会付託の請願11種類250件のうち、3種類39件を採択した。

〔法律案の審査〕

恩給法等の一部を改正する法律案は、平成6年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情等にかんがみ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、恩給年額及び各種恩給の最低保障額等を本年4月分から1.10%引き上げるとともに、寡婦加算及び遺族加算の年額を本年4月分からそれぞれ引き上げるほか、目症程度の戦傷病者に係る傷病賜金の支給要件の緩和を図ろうとするものである。

委員会においては、2月21日、今後の恩給改善に対する基本姿勢、阪神大震災により被災した恩給受給者等への政府の対応等について質疑が行われ、質疑を終局した。同月28日、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。なお、本法律案に対して、阪神・淡路大震災被災恩給受給者について恩給の受給に支障がないよう努めること等、8項目から成る附帯決議が行われた。

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案は、阪神・淡路大震災対策の一環として、被災者等について、許可等の有効期間等の延長及び法令に基づく届出等の期限内不履行の免責に関する措置を講じようとするものである。

その内容は、存続期間が震災発生日である平成7年1月17日以降に満了する許可等については、その満了日を告示等により同年6月30日を限度として延長することができることとし、また、法令に基づき平成7年1月17日から同年4月27日までの間に履行されるべきであるとされている届出等の義務については、その義務が同月28日までに履行されたときには、行政上又は刑事上の責任は問われないこととするものである。

委員会においては、2月28日、質疑が行われた。質疑終局後、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。

国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案は、雇用保険法の改正により民間において育児休業給付が設けられることとなったことを踏まえ、育児休業中の国家公務員等の経済的援助を行うため、国家公務員等共済組合制度の短期給付の中に育児休業手当金を創設するとともに、義務教育諸学校等の女子教育職員、看護婦、保母等に係る育児休業給を廃止しようとするものである。

委員会においては、3月28日、育児休業手当金創設の意義、同手当金の共済組合短期給付に与える影響等について質疑が行われた。質疑終局後、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成7年2月17日付けの意見の申出にかんがみ、社会経済情勢の動向等に対応して、障害補償年金等を受ける権利を有する者で介護を要するものに対して、介護補償を支給する制度を創設するとともに、遺族補償年金の額を引き上げる等所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、3月28日、今後の介護支援施策の拡充、地下鉄有毒ガス事件被災公務員への対応等について質疑が行われた。質疑終局後、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。

臨時大深度地下利用調査会設置法案は、土地利用に係る社会経済情勢の変化にかんがみ、大深度地下の適正かつ計画的な利用の確保とその公共的利用の円滑化に資するため、総理府に臨時大深度地下利用調査会を設置しようとするものである。

その内容は、調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、大深度地下の利用に関する諸問題について、広くかつ総合的に検討を加え、大深度地下の利用に関する基本理念及び施策の基本となる事項並びに大深度地下の公共的利用の円滑化を図るための施策に関する事項について調査審議すること、内閣総理大臣は、調査会の答申又は意見を受けたときはこれを尊重するとともに、これを国会に報告すること、調査会は両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する12人以内の委員で構成すること、調査会は本法施行の日から3年を経過した日に廃止されること等とするものである。

委員会においては、6月2日、調査会の審議の進め方等について質疑が行われた。質疑終局後、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

2月9日、今期国会における本委員会関係の内閣提出法律案、総理府関係の施策及び平成7年度内閣、総理府関係予算について五十嵐内閣官房長官から、総務庁の基本方針及び平成7年度総務庁関係予算について山口総務庁長官から、防衛庁の基本方針について玉沢防衛庁長官から、平成7年度防衛庁関係予算及

び平成7年度皇室費について政府委員からそれぞれ説明を聴取した。

また、3月17日、平成7年度皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管（総理本府、日本学術会議、国際平和協力本部、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く）、防衛本庁、防衛施設庁）の予算について委嘱審査を行い、政府の多目的船導入に向けた検討状況、国家公務員の海外研修の充実強化、世界に通用する規制緩和推進5か年計画の策定、阪神・淡路大震災における自衛隊の活動実績と自衛隊法改正の必要性、防衛計画大綱見直しのスケジュール、日米物品・役務融通協定（ACSA）締結の見通し、戦域ミサイル防衛（TMD）への対応等について質疑を行った。

なお、5月23日には、自衛隊の業務運営等の実情調査のため、航空自衛隊百里基地、陸上自衛隊武器学校の視察を行った。

（2）委員会経過

○平成6年12月14日（水）（第131回国会閉会後第1回）

- 多用途支援機の機種選定評価作業に係る有識者会合における意見のとりまとめについて玉沢防衛庁長官から報告を聴いた後、航空自衛隊の次期多用途支援機の機種選定に関する件、沖縄の米軍基地に関する件等について五十嵐内閣官房長官、玉沢防衛庁長官、河野外務大臣、武村大蔵大臣及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年2月9日（木）（第1回）

- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うことを決定した。
- 今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件、総理府関係の施策に関する件及び平成7年度内閣、総理府関係予算に関する件について五十嵐内閣官房長官から、総務庁の基本方針に関する件及び平成7年度総務庁関係予算に関する件について山口総務庁長官から、防衛庁の基本方針に関する件について玉沢防衛庁長官から、平成7年度防衛庁関係予算に関する件及び平成7年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

○平成7年2月21日（火）（第2回）

- 恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について山口総務庁長官から趣旨説明を聴いた後、同長官、五十嵐内閣官房長官、

政府委員、厚生省及び外務省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成7年2月28日（火）（第3回）

- 恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第9号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、護り
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案（閣法第55号）（衆議院送付）について山口総務庁長官から趣旨説明を聴き、五十嵐内閣官房長官、警察庁及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第55号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、護り
反対会派 なし

○平成7年3月17日（金）（第4回）

- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
平成7年度特別会計予算（衆議院送付）
平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国会所管）について谷衆議院事務総長、戸張参議院事務総長、緒方国立国会図書館長、中川裁判官弾劾裁判所事務局長及び舟橋裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

（会計検査院所管）について矢崎会計検査院長から説明を聴いた後、

（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管（総理本府、日本学術会議、国際平和協力本部、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く）、防衛本庁、防衛施設庁））について玉沢防衛庁長官、五十嵐内閣官房長官、山口総務庁長官、弥富人事院総裁、政府委員、外務省及び総務庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成7年3月28日（火）（第5回）

- 国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、五十嵐内閣官房長官、弥富人事院総裁、政府委員及び警察庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第33号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、護り
反対会派 なし

- 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について山口総務庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、弥富人事院総裁、政府委員、公正取引委員会及び労働省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第77号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、護り
反対会派 なし

○平成7年6月2日（金）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 臨時大深度地下利用調査会設置法案（参第5号）について発議者参議院議員野沢太三君から趣旨説明を聴き、同君及び五十嵐内閣官房長官に対し質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、可決した。

（参第5号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、護り
反対会派 なし

○平成7年6月14日（水）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- ボランティア基本法案（参第2号）について発議者参議院議員広中和歌子君から趣旨説明を聴いた。
- 請願第5号外38件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外210件を審査した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の改善等を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成7年4月分以降、1.10%引き上げる。
- 2 普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成7年4月分以降、75歳の年齢区分を廃止するとともに、1.10%引き上げる。
- 3 公務関係扶助料の最低保障額を、平成7年4月分以降、1.10%引き上げる。

また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成7年4月分以降、13万1,900円（現行12万9,900円）に引き上げる。

- 4 傷病恩給の基本年額を、平成7年4月分以降、1.10%引き上げる。
- 5 傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成7年4月分以降、1.10%引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成7年4月分以降、8万4,950円（現行8万3,150円）に引き上げる。
- 6 普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成7年4月分以降、扶養遺族である子を2人以上有する妻にあっては26万3,600円（現行26万1,800円）に、扶養遺族である子を1人有する妻及び扶養遺族である子を有しない60歳以上の妻にあっては15万600円（現行14万9,600円）に引き上げる。
- 7 目症程度の戦傷病者に係る傷病賜金（一時金）について、平成7年7月以降、当該症状の固定が退職後3年以内であることを要しないこととする。
- 8 本法律は、平成7年4月1日から施行する。ただし、目症程度の戦傷病者に係る傷病賜金の支給要件の緩和については、平成7年7月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

- 一 阪神・淡路大震災により被災した恩給受給者については、その被災の状況にかんがみ、恩給証書の再発行、受給権調査の実施等につき特段の配慮を行い、恩給の受給に支障のないよう努めること。
- 一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。
- 一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をすること。
- 一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。
- 一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。
- 一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。
- 一 戦地勤務に服した旧日赤看護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金の増額について適切な措置をとること。
- 一 恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第33号）

【要旨】

本法律案は、雇用保険法の改正により民間において育児休業給付が設けられることとなったことを踏まえ、国家公務員等の育児休業中の経済的援助を行うため、雇用保険法と同様の内容の給付を共済組合制度の中に設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 短期給付の中に育児休業手当金を創設する。
 - (1) 国家公務員の育児休業等に関する法律等の規定に基づく育児休業をした場合に支給する。
 - (2) 支給期間は、育児休業をした期間とする。
 - (3) 育児休業をした期間1日につき標準報酬の日額の100分の25に相当する金額を支給する。ただし、そのうち100分の5に相当する金額については、当該育児休業が終了した日後6月以上組合員であるときに支給する。
 - (4) 国は、育児休業手当金の支給に要する費用のうち、支給される育児休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して定める割合を乗じて得た額を負担する。
- 2 義務教育諸学校等の女子教育職員、看護婦、保母等に係る育児休業給は廃止する。
- 3 施行期日は、平成7年4月1日とする。

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案

（閣法第55号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災の被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長及び法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除に関し所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国の行政機関の長等は、阪神・淡路大震災（以下「震災」という。）の被災者等に係る権利その他の利益であって、その存続期間が震災発生日である平成7年1月17日以降に満了するものについては、その満了日を告示等により同年6月30日を限度として延長することができることとする。
- 2 法令に基づき平成7年1月17日から同年4月27日までの間に履行されるべきであるとされている届出、報告等の義務が震災により履行されなかった場合において、その義務が同月28日までに履行されたときには、行政上又は刑事上の責任は問われないこととする。
- 3 本法律は、公布の日から施行する。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第77号）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成7年2月17日付けの意見の申出にかんがみ、社会経済情勢の動向等に対応して、国家公務員災害補償法について所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 介護補償制度を創設し、傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者で、人事院規則で定める程度の障害により常時又は随時介護を要するものに対して、病院等に入院している期間を除き、介護補償を支給する。なお、介護補償は、月を単位として、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して人事院規則で定める額とする。
- 2 遺族補償年金を受けることができる子、孫又は兄弟姉妹の年齢要件を現行の「18歳未満」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」に緩和する。
- 3 遺族補償年金の最高額を支給する場合の遺族数を現行の「5人以上」から「4人以上」とするとともに、遺族数が「2人」、「3人」の場合の支給額を引き上げる。
- 4 年金たる補償の支払回数を現行の「年4回」から「年6回」とし、支払期月を偶数月とする。
- 5 「福祉施設」を「福祉事業」に名称変更するとともに、被災職員が受ける介護の援護を福祉事業として明示する。
- 6 罰則の罰金額の上限を現行の「3万円」から「20万円」に引き上げる。
- 7 この法律は、平成8年4月1日から施行する。ただし、3及び6は平成7年8月1日から、5は平成7年10月1日から、4は平成8年8月1日から施行する。

臨時大深度地下利用調査会設置法案（参第5号）

【要旨】

本法律案は、土地利用に係る社会経済情勢の変化にかんがみ、大深度地下の適正かつ計画的な利用の確保とその公共的利用の円滑化に資するため、大深度地下の利用に関する基本理念及び施策の基本となる事項並びに大深度地下の公共的利用の円滑化を図るための施策に関する事項について調査審議する機関として、総理府に臨時大深度地下利用調査会（以下「調査会」という。）を設置しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、大深度地下の利用に関する諸問題について、広く、かつ、総合的に検討を加え、大深度地下の利用に関する基

本理念及び施策の基本となる事項並びに大深度地下の公共的利用の円滑化を図るための施策に関する事項について調査審議し、また、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

- 2 内閣総理大臣は、調査会の答申及び意見を受けたときは、これを尊重するとともに、国会に報告するものとする。
- 3 調査会は、大深度地下の利用に関する諸問題について優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する委員12人以内で組織する。
- 4 調査会は、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 5 本法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、委員の両議院の同意に関する部分は、公布の日から施行する。
- 6 本法律は、施行の日から起算して3年を経過した日にその効力を失う。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
※9	恩給法等の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 3	7. 2. 17	7. 2. 28 可決 附帯決議	7. 2. 28 可決	7. 2. 3	7. 2. 16 可決 附帯決議	7. 2. 17 可決	
※33	国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案	〃	2. 10	2. 27 (予備)	3. 28 可決	3. 29 可決	2. 10 大蔵	3. 8 可決	3. 10 可決	
55	阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案	〃	2. 24	2. 24 (予備)	2. 28 可決	2. 28 可決	2. 24	2. 24 可決	2. 27 可決	
77	国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案	〃	3. 10	3. 24	3. 28 可決	3. 29 可決	3. 10	3. 17 可決	3. 17 可決	

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
2	ボランティア基本法案	広中 和歌子君 外3名 (7. 3. 8)	7. 3. 13		7. 6. 2	未了					
5	臨時大深度地下利用調査会 設置法案	野沢 太三君 外4名 (7. 6. 1)	6. 2	6. 5	6. 1	6. 2 可決	6. 5 可決	6. 2 (予備)	6. 9 可決	6. 16 可決	

【 地方行政委員会 】

(1) 審議概観

第132回国会において地方行政委員会に付託された法律案は、内閣提出15件、本院議員提出1件であり、内閣提出15件がいずれも成立した。

また、本委員会付託の請願1種類2件は保留となった。

〔法律案の審査〕

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案の提出に至る経過及びその内容、審査経過は以下のとおりである。

基礎的自治体である市町村は、明治以来数次の大合併が行われてきたが、昭和40年に、市町村が自主的な判断で合併しようとする際の障害を除去することを目的として、「市町村の合併の特例に関する法律」が10年間の時限立法として制定され、昭和50年、60年とそれぞれ延長されてきた。今回の改正にあたって、第24次地方制度調査会は「市町村の自主的な合併の推進に関する答申」を11月に提出した。

本案は、これらの答申等を踏まえ、同法律の有効期限を10年間延長するとともに、新たに合併協議会設置の請求に関する住民発議制度等の特例措置を定めるものである。

委員会では、分権推進法との関連、住民発議制度の実効性、過疎債の特例、前回改正時の附帯決議の尊重、合併に伴う議員定数の削減、市町村合併と高齢化社会の関係などの質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第16号）は、最近の社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、固定資産税及び都市計画税について臨時的な課税標準の特例措置を設けるとともに、長期譲渡所得に係る個人住民税の税率の見直し並びに住宅及び住宅用土地に係る不動産取得税の税率等の特例措置の適用期限の延長を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等の改正を行うものである。

また、**地方交付税等の一部を改正する法律案**（閣法第39号）は、平成7年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正に伴って必要となる経費及び地方団体の行政水準の向上のために必要となる経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、公営競技を行う地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金制度を延長する等の改正を行うものである。

委員会においては、両案を一括して審議し、ふるさと寄附金控除制度、地方

税非課税措置の見直し、事業税の外形標準課税の導入問題、法定外普通税への国の対応方、交付税率の変更の必要性、特別会計への直入問題、交付税算定方法の簡素化、住民基本台帳に基づく番号制度、自治体リストラ問題、自治体窓口の行政サービスの在り方など質疑が行われ、討論の後、いずれも多数で可決された。なお、地方税法改正案には、固定資産税・都市計画税の特例措置の周知徹底外4項目の附帯決議を行った。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第48号）は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の被害が極めて甚大で、これによる損失は、本来ならば、平成7年中の所得（平成8年度課税分）について個人住民税の雑損控除の適用が行われるものであるが、納税者の選択により、所得税におけると同様に、平成6年中の所得について前倒して雑損控除の対象とすることができるとする特例措置を講ずること等を内容とするものである。

委員会では、被災企業の法人住民税・法人事業税への対応、家屋の固定資産税の減免措置、大震災の税収への影響、地震観測強化地域等への対応、被災者へのPRの充実などの質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、閣法第92号の地方税法改正案も、同大震災の被災者の負担の軽減を図るものである。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案の提出の背景としては、最近、けん銃を使用した凶悪な犯罪が急増し、銃口が市民生活や言論・政治活動、企業活動に向けられ、また、けん銃が暴力団員以外の者に拡散し不法所持事件が後を絶たないなど、けん銃使用犯罪の実情が急激に悪化していることがある。

内容は、不特定若しくは多数の者の用に供される場所等においてけん銃等を発射することを禁止し、けん銃実包の所持を規制するとともに、けん銃等の密輸入に関する罰則の強化、けん銃等として物品を輸入した者に対する罰則の新設などである。なお、薬物捜査に使われているクリーン・コントロールド・デリバリーという、いわゆる泳がせ捜査を銃器捜査にも導入することなどである。

委員会においては、クリーン・コントロールド・デリバリーの効果、警察庁長官そ撃事件の捜査状況、銃器のまん延・拡散の防止策、いわゆるおとり捜査の根拠規定の有無、密輸入に対する水際対策、暴力団・右翼の銃対策強化などの質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、銃器捜査にあたり、国民の人権を侵害しないよう適正捜査を行うことなど3項目の附帯決議が行われた。

サリン等による人身被害の防止に関する法律案は、最近、サリンとみられる猛毒ガスによって不特定多数の者が殺傷される犯罪史上例を見ない事件が発生し、社会に重大な不安を生じさせているが、その発散、製造、所持等やその製造を目的とした原料物質の所持等を有効に取り締まる法規がなく、既存法令の罰則の適用等では的確な取り締まりが難しいことから提出された。

その内容は、サリン及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質の製造、所持等を禁止し、これを発散させる行為についての罰則及びその発散による被害が発生した場合の措置等を定めようとするものである。

委員会においては、新たな法律の必要性、予備行為の限界、化学兵器禁止法との関係、対象物質が政令で定められる問題、オウム真理教の捜査、有毒ガス発生時の緊急対策などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

〔決 議〕

本委員会では、3月17日、地方一般財源の充実強化による地方財政の健全化など6項目にわたる「地方財政の拡充強化に関する決議」を行った。

〔国政調査等〕

2月9日、地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策について、野中自治大臣・国家公安委員長から所信を聴取し、平成7年度自治省関係予算及び警察庁関係予算について、政府委員から説明を聴取し、同月14日、所信に対する質疑を行った。

3月16日、平成7年度地方財政計画について野中自治大臣及び政府委員から説明を聴取した。

また、3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度自治省及び警察庁関係予算の審査を行い、東京協和・安全両信用組合の経営、固定資産税のいわゆる逆転現象、課税自主権の確立、消防設備・防災無線の補助基準、救急車による傷病者の搬送などの質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成7年2月9日（木）（第1回）

- 地方行政の改革に関する調査を行うことを決定した。
- 暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件及び小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について野中中国務大臣から所信を聴いた。
- 平成7年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び厚生省当

局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第7号) 賛成会派 自民、社会、平成、二院
反対会派 共産

○平成7年2月14日(火) (第2回)

○地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について野中国務大臣、政府委員、文部省、厚生省及び国土庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年2月17日(金) (第3回)

○地方税法の一部を改正する法律案(閣法第48号)(衆議院送付)について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、大蔵省、国土庁、建設省、文部省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第48号) 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

○平成7年2月28日(火) (第4回)

○平成6年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案(閣法第54号)(衆議院送付)について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、運輸省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第54号) 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

○市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第30号)について野中自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月7日(火) (第5回)

○市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第30号)について野中自治大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第30号) 賛成会派 自民、社会、平成、二院
反対会派 共産

○古物営業法の一部を改正する法律案(閣法第70号)について野中国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月16日(木) (第6回)

○古物営業法の一部を改正する法律案(閣法第70号)について野中国家公安委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第70号) 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

- 平成7年度の地方財政計画に関する件について野中自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。
- 地方税法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第39号)(衆議院送付)
以上両案について野中自治大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、政府委員、大蔵省及び建設省当局に対し質疑を行った。

○平成7年3月17日(金)(第7回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成7年度一般会計予算(衆議院送付)
平成7年度特別会計予算(衆議院送付)
平成7年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(総理府所管(警察庁)、自治省所管及び公営企業金融公庫)について野中国務大臣、政府委員、大蔵省及び厚生省当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 地方税法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第39号)(衆議院送付)
以上両案について野中自治大臣、政府委員及び総務庁当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。
(閣法第16号) 賛成会派 自民、社会、平成、二院
反対会派 共産
(閣法第39号) 賛成会派 自民、社会、平成、二院
反対会派 共産
なお、地方税法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。
- 地方財政の拡充強化に関する決議を行った。
- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第49号)(衆議院送付)について野中自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月24日(金)(第8回)

- 地下鉄駅構内毒物使用多数殺人事件等に関する件について野中国家公安委員会委員長から報告を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。
- 地方税法の一部を改正する法律案(閣法第92号)(衆議院送付)について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、厚生省及び建設省

当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第92号) 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

○平成7年3月28日(火) (第9回)

- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第49号)(衆議院送付)について野中自治大臣、政府委員、労働省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第49号) 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

- 道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第57号)(衆議院送付)
自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)

以上両案について野中国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月13日(木) (第10回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地下鉄駅構内毒物使用多数殺人事件等に関する件について政府委員から報告を聴いた。
- 道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第57号)(衆議院送付)
自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)

以上両案について野中国家公安委員会委員長、政府委員、建設省、運輸省及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第57号) 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

(閣法第58号) 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

- 地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(閣法第78号)(衆議院送付)について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、労働省当局及び参考人地方公務員災害補償基金理事長中島忠能君に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第78号) 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第95号)(衆議院送付)について野中国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月19日（水）（第11回）

- サリン等による人身被害の防止に関する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）について野中国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴き、同委員長、政府委員、厚生省、内閣官房、防衛庁、法務省及び運輸省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第96号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

○平成7年4月27日（木）（第12回）

- 地下鉄駅構内毒物使用多数殺人事件等に関する件について政府委員から報告を聴いた。
- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第95号）（衆議院送付）について野中国家公安委員会委員長、政府委員、大蔵省、郵政省及び通商産業省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第95号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年5月19日（金）（第13回）

- 地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、文化庁、大蔵省、防衛庁及び厚生省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第101号） 賛成会派 自民、社会、平成、二院
反対会派 共産

○平成7年6月14日（水）（第14回）

- 地方自治法の一部を改正する法律案（参第1号）について発議者参議院議員石井一二君から趣旨説明を聴いた。
- 請願第328号外1件を審査した。
- 地方行政の改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3） 成立議案の要旨・附帯決議

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 地方交付税の総額の特例

補正予算により平成6年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れが減額されることに伴い、同特別会計における借入金を7,190億4,000万円増額する（以上の措置により、地方交付税の総額は当初予算と同額の15兆5,019億5,400万円となる。また、同特別会計の借入金残高は、7兆4,325億6,082万9,000円となる。）。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 道府県民税及び市町村民税

土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、特別控除後の譲渡益が4,000万円以下の部分に係る税率を、道府県民税については2%（現行3%）に、市町村民税については5.5%（現行6%）に引き下げる。（所得税については25%（現行30%）に引下げ）

2 事業税

生命保険事業を行う法人が厚生年金基金等と締結する保険の契約に基づく収入保険料に係る非課税措置を廃止する。

3 不動産取得税

住宅建設の促進を図るため、住宅及び一定の住宅用土地の取得に係る税率等の特例措置の適用期限を平成10年6月30日まで延長する。

4 固定資産税及び都市計画税

(1) 急激な地価の下落傾向にかんがみ、固定資産税及び都市計画税の負担についての調整を行うため、平成7年度及び平成8年度に限り、評価の上昇割合の高い宅地評価土地に係る臨時的な課税標準の特例措置を講ずる。

(2) 日本電気計器検定所等の法人が一定の業務の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の見直しを行う。

5 自動車取得税

電気自動車等の取得に係る税率の特例措置について、現行税率（100分の5）から控除する率を100分の2.2（現行100分の2）としたうえ、その対象となる自動車の取得期限を平成9年3月31日まで延長する。

6 施行期日

1及び4(2)の改正は平成8年4月1日から、その他の改正は平成7年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 今回の平成7年度分及び平成8年度分の固定資産税及び都市計画税に係る臨時的な課税標準の特例措置について、納税者に十分周知徹底を図ること。
- 2 固定資産税は、我が国の土地保有課税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえて制度の整備充実を図ることを基本とすること。
また、平成9年度の土地の評価替えに当たっては、引き続き評価の均衡化・適正化を推進するとともに、最近における地価の変動をよりの確に評価額に反映させるよう努めること。あわせて、土地の評価替えに伴う納税者の負担にも配慮しつつ適切な税負担の調整措置を講ずること。
- 3 地方分権の推進等を図るため、国と地方の役割分担に応じた税源配分の見直しを行うとともに、地方団体がその役割の増大に的確に対処し、地域の実情に即した自主的・主体的な行財政運営が行えるよう、地方税源の拡充強化に引き続き格段の努力を行うこと。
- 4 税負担の公平を確保するため、非課税等特別措置については引き続き見直しを行い、一層の整理・合理化等を推進すること。
- 5 阪神・淡路大震災の被害の甚大性・広域性にかんがみ、住民生活の安定、災害復旧・復興への機動的な対応等を図るため、地方税制上の配慮についても早急に検討すること。

右決議する。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第30号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 趣旨規定の改正
自主的な市町村の合併を推進する旨を規定する。
- 2 合併協議会設置の請求に関する規定の新設
有権者は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、合併協議会の設置の請求をすることができるものとする。この請求があった市町村の長は、合併対象市町村の長に対し意見を求めなければならないものとする。合併対象市町村の長は、90日以内に、合併請求市町村の長に対し、合併協議会設置協議について議会に付議するか否かを回答しなければならないものとする。このすべての回答が議会に付議する旨のものであった場合には、合併請求市町村及び

合併対象市町村の長は、60日以内に、それぞれ議会を招集し、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならないものとする。合併請求市町村及びすべての合併対象市町村において議決を経た場合には、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。

3 市町村建設計画の作成等に関する規定の改正

- (1) 市町村建設計画の内容に都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項を加える。
- (2) 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならないものとする。
- (3) 合併協議会は、市町村建設計画の作成、変更の際には、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならないものとする。

4 議会の議員の定数及び在任の特例に関する規定の改正

- (1) 編入合併の場合において、合併時に増員選挙を行うこととするときは、合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期相当期間についても、合併市町村の議会の議員の定数を増加し、編入される合併関係市町村の区域ごとに選挙区を設け、その人口に応じてその増加定数を配分することができるものとする。合併時に編入される合併関係市町村の議会の議員が引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとするときも同様とする。
- (2) 新設合併の場合において、合併関係市町村の議会の議員が引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる期間を、合併後2年を超えない期間に延長する。

5 地方交付税の額の算定の特例に関する規定の改正

- (1) 地方交付税の額を算定する場合においては、合併市町村については、市町村の合併に伴い臨時に増加する経費の需要を基礎として、測定単位の数値を補正するものとする。
- (2) 地方交付税の額は、市町村の合併が行われた年度とこれに続く5年度について、合併関係市町村が当該年度の4月1日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とすることに加え、その後5年度についてこの合算額の一定割合を下らない額とするものとする。

6 過疎地域活性化のための地方債の特例に関する規定の新設

合併関係市町村に過疎地域の市町村が含まれるもので政令で定めるものに

については、平成12年3月31日までの間に限り、過疎地域活性化のための経費について、地方債をもって財源とすることができるものとする。

7 地方債についての配慮に関する規定の改正

合併市町村が市町村建設計画を達成するために行う事業に係る地方債について、特別の配慮をするものとし、従来の市町村事業に加え、都道府県事業に係る地方債についても同様の配慮をするものとする。

8 国及び都道府県の協力等に関する規定の改正

国及び都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供等の措置を講ずるものとする。都道府県は、合併をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

9 その他

- (1) 法律の有効期限を平成17年3月31日まで延長する。
- (2) 改正法の施行期日を平成7年4月1日にする。ただし、法律の有効期限に関する規定については、公布日施行とする。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第39号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 地方交付税法の一部改正に関する事項

(1) 地方交付税の総額の特例

① 平成7年度分の地方交付税の総額の特例

平成7年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に1,810億円並びに交付税及び譲与税配付金特別会計借入金3兆3,399億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額4,033億円を控除した額とする（以上の措置により、地方交付税の総額は、16兆1,529億円となる。）。

② 平成8年度分以降の地方交付税の総額の特例

平成7年度における法定加算額の一部等9,582億円については、平成13年度から平成22年度までの地方交付税の総額に加算する。

(2) 基準財政需要額の算定方法の改正

- ① 自主的・主体的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、少子・高齢化に対応した福祉施策に要する経費、道路・街路・公園・下水道・社会福祉施設・清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善・義務教育施設の整備・私学助成の充実・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、農山漁村対策・森

林・山村対策に要する経費、自然環境の保全・廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、地域社会における国際化・情報化への対応及び文化・スポーツの振興に要する経費、消防救急業務の充実等に要する経費並びに国民健康保険財政についてその安定化のための措置等に要する経費の財源等を措置する。

② 農山漁村地域の活性化に要する経費を措置することとし、平成12年度までの措置として新たに「農山漁村地域活性化対策費」を設けるとともに、平成6年度の財源対策のための地方債の元利償還金及び個人住民税の特別減税等による平成6年度の減収を補てんするための地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入するため、「財源対策債償還費」及び「減税補てん債償還費」を設ける。

(3) 基準財政収入額の算定方法の特例

平成7年度における道府県民税及び市町村民税の所得割の減税等による減収額として自治省令で定める額を加算する特例を設ける。

2 地方財政法の一部改正

公営競技を施行する地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金の納付期間を10年間延長する。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第48号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 雑損控除の特例

阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減を図るため、阪神・淡路大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成6年において生じた損失の金額として、平成7年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができるものとする。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第49号）

【要旨】

本法律案は、民間被用者に対して雇用保険法により育児休業給付が実施されることに見合う措置として、地方公務員等に係る育児休業手当金の制度を創設

し、育児休業中の経済的援助措置を講ずるとともに、地方議会議員の年金制度について、国会議員の互助年金制度に準じ、見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 育児休業手当金

- (1) 育児休業手当金の額は、組合員の給与の100分の25に相当する額とし、当該額のうち給与の100分の5に相当する額は、育児休業終了後引き続き6月以上組合員であるときに支給するものとする。
- (2) 育児休業手当金に要する費用のうち、雇用保険法による育児休業給付に係る国庫負担割合を参酌して政令で定める割合の部分は、公的負担として地方公共団体が負担するものとする。
- (3) 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合が行う育児休業手当金の事業については、全国市町村職員共済組合連合会の共同事業として行うものとする。

2 地方議会議員の年金制度

- (1) 退職年金の支給開始年齢を段階的に60歳から65歳に引き上げる。
- (2) (1)の措置は平成7年4月1日以後に新たに地方議会議員となった者について適用するものとする。
- (3) 期末手当を算定基礎として特別掛金を徴収することとする。

3 その他

- (1) 女子教育職員及び看護婦、保母等である地方公務員が育児休業をしている期間について支給することとされている育児休業給を廃止する。
- (2) その他所要の規定の整備を図る。

4 施行期日

この法律の施行期日は、平成7年4月1日とする。

平成6年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案（閣法第54号）

【要旨】

本法律案は、平成6年度第2次補正予算に関連して次のような特例措置を設けようとするものである。

1 特別交付税の特例増額

阪神・淡路大震災による被害状況が極めて甚大であること等に配慮し、地方交付税の総額（特別交付税）に300億円を加算することとし、これに伴う増加相当額については、地方財政の状況等を踏まえ、その運営に支障が生じないよう、別に法律の定めるところにより、平成8年度以降減額する措置を講ずることとする。

2 国税の減収に伴う地方交付税の総額の特例

国税の減収に伴う地方交付税への影響額（1,772億8,000万円）については、地方交付税の総額を第1次補正予算後の額に固定し、第2次補正予算では、減額を行わない措置を講ずることとする。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第57号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 運転免許に関する規定の整備

- (1) 第一種運転免許のうち、自動二輪車免許を廃止し、新たに大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許を設けるとともに、当該免許を受けた者がそれぞれ運転することができる自動車等の種類を定める。
- (2) 18歳に満たない者に対しては大型自動二輪車免許を、16歳に満たない者に対しては普通自動二輪車免許を、それぞれ与えないこととする。

2 道路交通法における用語の定義等に関する規定の整備

自動車、原動機付自転車、軽車両及び自転車の定義及び歩行者とする者に関する規定を整備するとともに、自動車の種類に関する規定を整備する。

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第58号）

【要旨】

本法律案は、軽自動車の保管場所に係る届出等に関する規定の適用地域の拡大によって、新たに適用地域となった地域において、従前から運行の用に供していた軽自動車の所有者の変更があった場合（中古車の購入等）における新所有者は、新適用地域において軽自動車を新規に運行の用に供しようとする者と同じく、保管場所に係る届出をしなければならないこととするものである。

古物営業法の一部を改正する法律案（閣法第70号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 目的に関する規定の整備

この法律の目的を、盗品等の売買の防止及びその速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することとする。

2 定義に関する規定の整備等

- (1) 商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証票その他の物を対象物品に加え、船舶、航空機等の大型機械類で政令で定めるものを対象物品から除くこととする。

- (2) 古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行う営業は、古物営業に含まれないこととする。
- 3 古物営業の許可等に関する規制の緩和等
古物営業の許可は、営業所単位から、都道府県単位に改めることとともに、二以上の公安委員会の管轄区域内に営業所等を有する古物商等に係る法人の役員の変更については、そのいずれか一の公安委員会に対する届出で足りることとする。
- 4 競り売り及び行商に係る規制の緩和
競り売りについては、許可制度を届出制度に改め、行商については、許可制度を廃止し、これに伴い、行商をしようとする者は、古物商の許可証等を携帯していれば足りることとする。
- 5 管理者に関する規定の整備
古物商及び古物市場主は、営業所又は古物市場ごとに、管理者を選任しなければならないこととともに、管理者の解任の勧告等に関する規定を整備することとする。
- 6 氏名等の確認等及び帳簿への記載等に関する規制の緩和
- (1) 取引の際の義務として、取引の相手方の氏名等の確認のほか、署名文書を受領することも認めるとともに、少額の取引をする場合等については、相手方の氏名等の確認等の義務を免除する。
- (2) 古物の売買等に関する帳簿等の記載義務につき、帳簿への記載のほか、帳簿に準ずる書類への記載又は電磁的方法による記録を認める。
- 7 その他
- (1) 軽微な法令違反行為に対する行政処分として、営業の停止命令等に至る前に指示を行うこととする制度を設けるとともに、古物営業の許可を取り消し、又は停止を命じることができる場合の要件を整備する等所要の規定の整備を行う。
- (2) 公安委員会は、盗品等の売買等の防止に資するため、盗品等に関する情報の提供を求める者に対し、情報の提供を行うことができることとする。
- (3) この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案（閣法第78号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 地方公務員災害補償法の一部改正
- (1) 介護補償の創設

傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって自治省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間（病院若しくは診療所に入院している間又は身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として自治大臣が定めるものに入所している間を除く。）、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して自治大臣が定める金額を支給するものとし、この介護補償は、月を単位として支給するものとする。

(2) 遺族補償年金の支給水準の改善

① 遺族補償年金を受けることができる子、孫又は兄弟姉妹の範囲を、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。

② 遺族補償年金の額を遺族の人数の区分に応じて引き上げるものとする。

(3) 年金たる補償の支給期月の改善

年金たる補償の支給期月を2月、4月、6月、8月、10月及び12月の年6期とするものとする。

(4) 福祉施設の内容の改善等

「福祉施設」という名称を「福祉事業」に改め、福祉事業の内容に、被災職員が受ける介護の援護及び職員の公務上の災害を防止するために必要な事業を加えることとする。

(5) 罰金額及び過料額の適正化

罰金額及び過料額について、所要の引上げを行うものとする。

2 消防団員等公務災害補償等共済基金法等の一部改正

「消防団員等福祉施設」という名称を「消防団員等福祉事業」に改め、消防団員等福祉事業の内容に被災団員が受ける介護の援護を加えるとともに、市町村等に対し消防団員等公務災害補償等共済基金が支払う経費の対象に介護補償を加えるものとする。

3 施行期日

この法律は、平成8年4月1日から施行するものとする。ただし、1の(2)の②、(4)及び(5)の改正内容並びに2の福祉施設に関する改正内容は平成7年8月1日、1の(3)の改正内容は平成8年8月1日から施行するものとする。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第92号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 道府県民税及び市町村民税

- (1) 阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより財産形成住宅貯蓄等の不適格払出をし、当該不適格払出に係る利子割の額がある場合において、勤労者が、平成7年9月30日までに、道府県知事に対し、当該利子割の額の還付を請求したときは、道府県は、当該利子割の額を還付等しなければならないものとする。
- (2) 確定優良住宅地等予定地の譲渡が、阪神・淡路大震災によって一定の期間内に優良住宅地等のための譲渡に該当することが困難となった場合に、延長された期間をその一定の期間とみなす特例を設けることとする。

2 事業税

阪神・淡路大震災に伴い地方税法の規定に基づく条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、中間申告納付等に係る期限と確定申告納付等に係る期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告納付等をするを要しないこととする。

3 不動産取得税

被災市街地復興土地区画整理事業に係る公営住宅等の用に供するための保留地の取得、復興共同住宅区内の土地の共有持分の取得及び清算金に代わる住宅等の取得について、非課税措置を講ずることとする。

4 固定資産税及び都市計画税

- (1) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成7年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「被災住宅用地」という。）のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、平成8年度又は平成9年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する。
- (2) 仮換地等に対応する従前の土地が被災住宅用地である場合において、当該被災住宅用地につき土地登記簿等に所有者として登記等がされている者で平成7年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者等をもって当該仮換地等に係る所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成8年度分又は平成9年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該仮換地等を被災住宅用地とみなして課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する。
- (3) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が平成10年1月1日までの間に当該滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものと市町村長等が認める償却資産を取得し、又は改良した場合における当

該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準を3年度間その価格の2分の1の額とする。

- (4) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が平成10年1月1日までの間に当該滅失し、又は損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は改築した場合における当該家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税について、特例の適用を受ける部分に係る固定資産税額又は都市計画税額の2分の1に相当する額を3年度間減額する。

5 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第95号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 けん銃等の発射に関する規制の強化等

- (1) 不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは乗物に向かって又はこれらの場所等においてけん銃等を発射することを禁止し、不法に発射した場合には無期又は3年以上の懲役を科すこととする。
- (2) けん銃実包の所持、輸入等を禁止し、密輸入した場合には7年以下の懲役又は200万円以下の罰金を、不法に所持等した場合には5年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科すこととする。
- (3) けん銃実包を不法に所持する者が実包を提出して自首した場合に刑を減輕し、又は免除することにより、不法に所持されているけん銃実包の提出を促すこととする。

2 けん銃等の密輸入等に関する罰則の強化等

- (1) けん銃等の営利目的の輸入罪の法定刑のうち懲役に併科される罰金の上限を500万円から1,000万円に、けん銃部品の輸入罪の法定刑を3年以下の懲役又は50万円以下の罰金から5年以下の懲役又は100万円以下の罰金にそれぞれ引き上げるなど罰則の強化を行うこととする。
- (2) 密輸入の予備をした者が実行の着手前に自首した場合等に刑を減輕し、又は免除することとする。
- (3) 密輸入資金等提供罪に関する国外犯処罰規定等を新設することとする。
- (4) 通関等の際にけん銃等を抜き取り又は別の物に差し替えた上でけん銃等の密輸入等に関する人物を特定し検挙しようという捜査手法（クリーン・コントロールド・デリバリー）の実効を挙げるため、けん銃等としての物

品の輸入、所持等を行うことを新たに処罰することとする。

- (5) 巧妙化するけん銃犯罪に対する取締りを効果的に行うため、警察官又は海上保安官は、けん銃等に関する犯罪等の捜査に当たり、都道府県公安委員会の許可を受けた場合には、何人からもけん銃等を譲り受けることができることとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

【附帯決議】

政府は、最近、一般市民へのけん銃の拡散傾向が顕著となり、また、凶悪なけん銃使用犯罪が急増するなど、市民生活等に重大な不安と脅威を与えている現状にかんがみ、左記の事項について善処すべきである。

- 1 銃器による国民の生命・身体・財産の安全及び自由を脅かす行為は、今や放置することができない実情にあることから、銃器犯罪の防止のため総合的かつ有効な対策を確立するとともに、摘発、取締りを強化すること。
- 2 いわゆるクリーン・コントロールド・デリバリー及び捜査官によるけん銃等の譲受けの実施に当たっては、国民の人権を侵害することのないよう慎重かつ適正に行うこと。
- 3 銃器犯罪の防止は、我が国のみならず、各国共通の課題となっていることから、その解決に向け、諸外国、諸機関と連携し、国際的な取組みを強化するよう努めること。

右決議する。

サリン等による人身被害の防止に関する法律案（閣法第96号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 目的等

- (1) この法律の目的は、サリン等の製造、所持等を禁止するとともに、これを発散させる行為についての罰則及びその発散による被害が発生した場合の措置等を定め、もってサリン等による人の生命及び身体の被害の防止並びに公共の安全の確保を図ることとする。
- (2) この法律において「サリン等」とは、サリン及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有することその他の一定の要件に該当する物質で政令で定めるものをいう。

2 サリン等の発散等に関する罰則

- (1) サリン等を発散させて公共の危険を生じさせた者は、無期又は2年以上の懲役に処する。

- (2) サリン等を不法に製造し、輸入し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者は、7年以下の懲役に処する。また、発散目的でこれらの行為を行った者は、10年以下の懲役に処する。
- (3) (1)の罪を犯す目的でその予備をした者は5年以下の懲役に、製造又は輸入に係る(2)の罪を犯す目的でその予備をした者は3年以下の懲役に処する。

3 被害発生時の措置等

- (1) 警察官等は、サリン等の発散により人の生命又は身体の被害が生じている場合等においては、関係法令の定めるところにより、直ちに、その被害に係る場所への立入りの禁止、その被害に係る物品の回収又は廃棄等その被害を防止するために必要な措置をとらなければならない。
- (2) (1)の措置の円滑な実施を確保するため、関係行政機関等及び国民との協力関係について所要の規定を整備する。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、罰則については、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第101号）

【要旨】

本法律案の内容は次のとおりである。

- 1 平成7年度の補正予算による所得税及び法人税の減収（1,180億円）に伴う地方交付税への影響額（377億6,000万円）については、地方交付税の総額を確保するため、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への特例増額により補てんする。
- 2 1の措置額の償還については、平成9年度から平成13年度までの5年度間において当該年度分の地方交付税の総額に加算する額を減額する。
- 3 この法律は、公布の日から施行する。

(4) 委員会決議

地方財政の拡充強化に関する決議

政府は、地方分権を推進するとともに、現下の厳しい地方財政の状況等に対処する観点から、地方財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体の諸施策を着実に推進するため、左記の事項について措置すべきである。

- 1 累増する巨額の借入金が将来の地方財政を圧迫するおそれがあることにかんがみ、地方税、地方交付税等の地方一般財源の充実強化により、その健全化を図ること。

- 2 地方分権の推進に伴い、地方団体が行う事務事業を自主的かつ自立的に執行しうよう、国と地方の役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図ること。なお、国庫補助負担金等については、その廃止を含め一層の整理合理化を推進するとともに、地方団体における行財政改革の一層の推進を図ること。
 - 3 地方団体が個性豊かな活力ある地域づくりを自主的かつ主体的に推進し、地域の実情に応じた生活環境及び住民生活に密着した社会資本の整備を推進するため、引き続き地方単独事業の充実を図ること。
 - 4 少子・高齢化の進展に伴う地域福祉の充実等の要請に適切に対応するため、地方団体が単独で行う社会福祉経費の一層の充実を図ること。なお、国民健康保険事業における住民負担及び地方団体の財政負担の現状にかんがみ、国民健康保険財政の在り方についての抜本的な検討を進めるとともに、その改善を図ること。
 - 5 地方団体が積極的かつ主体的に取り組むことが求められている環境問題、農山漁村対策、森林・山村対策、国際交流、地域文化、地域スポーツ、消防等の諸施策について、引き続き財政措置の充実を図ること。
 - 6 阪神・淡路大震災等の非常災害に際しては、当該被災地域の復旧・復興等のために必要とされる財政需要を的確に把握するとともに、関係地方団体の財政運営に支障が生じないよう、万全の措置を講ずること。
- 右決議する。

(5) 付託議案審議表

・内閣提出法律案 (15件)

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
7	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	7. 1. 20	7. 1. 31 (予備)	7. 2. 9 可決	7. 2. 9 可決	7. 1. 31	7. 2. 7 可決	7. 2. 7 可決	
※ 16	地方税法の一部を改正する法律案	〃	2. 6	3. 15	3. 17 可決 附帯決議	3. 17 可決	2. 14	3. 10 可決 附帯決議	3. 14 可決	7. 2. 14 衆本会議趣旨説明 3. 15 参本会議趣旨説明
30	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案	参	2. 9	2. 21	3. 7 可決	3. 8 可決	2. 9 (予備)	3. 16 可決 附帯決議	3. 17 可決	
※ 39	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	2. 10	3. 15	3. 17 可決	3. 17 可決	2. 14	3. 10 可決	3. 14 可決	2. 14 衆本会議趣旨説明 3. 15 参本会議趣旨説明
48	地方税法の一部を改正する法律案	〃	2. 17	2. 17 (予備)	2. 17 可決	2. 17 可決	2. 17	2. 17 可決	2. 17 可決	
49	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案	〃	2. 17	2. 17 (予備)	3. 28 可決	3. 29 可決	2. 17	3. 14 可決	3. 17 可決	
54	平成6年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案	〃	2. 24	2. 24 (予備)	2. 28 可決	2. 28 可決	2. 24	2. 27 可決	2. 27 可決	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
57	道路交通法の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 24	7. 2. 27 (予備)	7. 4. 13 可 決	7. 4. 14 可 決	7. 2. 24 交通安全 対策特委	7. 3. 9 可 決	7. 3. 10 可 決	
58	自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 24	2. 27 (予備)	4. 13 可 決	4. 14 可 決	2. 24 交通安全 対策特委	3. 9 可 決	3. 10 可 決	
70	古物営業法の一部を改正する法律案	参	3. 3	3. 3	3. 16 可 決	3. 17 可 決	3. 3 (予備)	4. 11 可 決	4. 13 可 決	
78	地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案	衆	3. 10	4. 11 (予備)	4. 13 可 決	4. 14 可 決	3. 15	4. 11 可 決	4. 13 可 決	
92	地方税法の一部を改正する法律案	〃	3. 24	3. 24 (予備)	3. 24 可 決	3. 24 可 決	3. 24	3. 24 可 決	3. 24 可 決	
95	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案	〃	3. 31	4. 13 (予備)	4. 27 可 附帯決議	4. 28 可 決	3. 31	4. 13 可 附帯決議	4. 13 可 決	
96	サリン等による人身被害の防止に関する法律案	〃	4. 18	4. 18 (予備)	4. 19 可 決	4. 19 可 決	4. 18	4. 19 可 決	4. 19 可 決	
101	地方交付税法の一部を改正する法律案	〃	5. 15	5. 15 (予備)	5. 19 可 決	5. 19 可 決	5. 15	5. 18 可 決	5. 18 可 決	

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
1	地方自治法の一部を改正する法律案	石井 一二君 外1名 (7. 2. 8)	7. 2. 13		7. 6. 2	未了					

【法務委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において法務委員会に付託された法律案は、内閣提出7件であり、いずれも全会一致で可決した。

また、本委員会付託の請願4種類71件のうち、1種類、24件を採択した。

〔法律案の審査〕

阪神・淡路大震災に伴い、緊急立法として次の3法律案の審議が行われた。

まず、阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案は、この震災に起因する民事に関する紛争の調停申立て手数料を免除しようとするものである。震災に伴う調停申立て予想件数について最高裁判所は、関東大震災の倒壊家屋数を参考に、数千件から1万件程度の可能性もあるとして、調停委員及び調停室の確保に努めていく姿勢を示した。

次に、阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案は、震災により債務超過となった法人について破産宣告を2年間留保し、また、被災地に本店のある会社については平成8年3月31日までの増資または組織変更のための猶予期間を1年間延長しようとするものである。法務省は、最低資本金基準未達成の会社は、被災地域では10数万社に及ぶと推測され、猶予期間の1年間延長は営業活動正常化の上で効果が期待できるとしている。

さらに、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案は、大規模な火災、震災その他の災害によって区分所有建物が全壊した場合に、敷地の共有者等が特別の多数による決議に基づき、建物を再建することができることとする等の措置を講じようとするものである。再建決議の要件である議決権の5分の4以上の多数を緩和をすべきではないかについて法務省は、所有権の制限には慎重であるべきこと、緩和しても反対者の権利の買取等の負担が増え実効性に疑問があること及び区分所有法の建替決議の要件が同様であることを立案理由として挙げている。

刑法の一部を改正する法律案は、刑法の表記を現代用語化し、尊属殺人・その他の尊属加重規定及びいんあ者の行為に関する規定を削除しようとするものである。

明治40年に制定された刑法は、片仮名書き、漢文調の文語体であり、難読・難解な漢字も多数用いられており、一般国民に理解しにくいものとなっていることから、その現代用語化は早くから検討課題とされてきた。

昭和49年に公表された刑法の全面改正を目的とする改正刑法草案は現代用語化されていたが、日弁連や刑法学会との意見調整が進展せず、その取扱いが確定しないため、大方の合意が得られる若干の部分改正を含む刑法の現代用語化の方向が打ち出された。また、平成3年の刑法改正の際に衆参の法務委員会が行った尊属殺重罰規定の見直しと刑罰法令の現代用語化の検討を求める附帯決議は、この流れを加速した。

本法律案は、本会議で趣旨説明を聴取し、改正刑法草案の取扱い、最高裁が合憲とした尊属傷害致死罪等の規定の削除理由等について質疑を行った後、本委員会に付託された。

委員会では、参考人から刑法の全面改正、法制審議会刑事法部会の議事録及び委員氏名の公表、口語化の一層の促進等を求める意見が出された。質疑は、違憲判決以来22年を経過して尊属加重規定を削除するに至った経緯、用語の平易化案作成過程での論議と難解用語の解消等について行われ、昭和48年の最高裁による尊属殺違憲判決を受けて直ちに立案された尊属加重規定全面削除案は、与党自民党との意見調整が合意に達せず、提出が見送られたことのほか、条文を忠実に現代用語化する上で言い換え困難な用語が残っており、今後、より平易な表現を検討したい等との答弁があった。また、前田法務大臣は、今回の表記の現代用語化は、今後の刑法改正の基盤作業としての意義を持ち、今後、全面改正に向けて検討を続けていくとの考えを示したが、法制審議会刑事法部会の議事録・委員氏名公表問題については、法制審議会での良識ある対応に期待すると述べるにとどまった。

更生保護事業法案は、更生保護事業の適正な運営の確保及び健全な育成発達のため、更生保護法人に関する制度その他の更生保護事業に関する基本事項を定めようとするものである。また、**更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案**は、更生保護事業法の施行に伴い、更生緊急保護法を廃止し、所要の経過措置を定めるほか、関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

更生保護事業の中核的存在である更生保護会は、建物が老朽化する等の問題を抱えており、昨年(第129回国会)において更生保護会に対する補助制度を改善する**更生緊急保護法**の一部改正を行い、更生保護会の施設整備面で改善措置を講じた。その際、衆参の法務委員会は、法整備を含む制度の改善・充実、社会福祉事業との均衡にも留意した補導援護体制の強化等を求める附帯決議を行った。両法律案は、この附帯決議の趣旨を踏まえて参議院先議で提出された。

更生保護事業法により更生保護事業の概念は明確になるが、更生保護法制の整備がなされていないことについて前田法務大臣は、犯罪者予防更生法と執行

猶予者保護観察法とを統合して、新たに更生保護の基本法を立案する方向で、現在、検討を進めていることを明らかにした。また、社会福祉法人との税制上の格差是正では、収益事業所得の90%以上を本来事業に支出する場合の法人住民税の非課税問題が据置きになっており、法務省は更生保護法人がこの点でも社会福祉法人並みの優遇が得られるように努力するとの決意を示したが、本委員会も、税制上の問題について社会福祉法人等との均衡を失しないよう配慮すること等を内容とする3項目の附帯決議を行った。

地方裁判所において増加し続けている民事訴訟事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補及び裁判官以外の裁判所の職員を増員しようとする**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**に対しては、迅速な裁判実現のための裁判官定員の在り方等が問われたが、最高裁判所からは、迅速な裁判の実現のためには、裁判官の増員だけではなく、民事訴訟の審理の在り方を効率的なものに変えていく必要があるとの見解も示された。

〔国政調査等〕

2月9日、前田法務大臣から所信を聴取し、2月17日、法務行政の基本方針に関する件について質疑を行った。阪神・淡路大震災の被害状況、罹災都市借地借家臨時処理法の適用地域での機能、監獄法全面改正問題、子供の人権専門委員の役割、無国籍児問題、公安調査庁の定員減理由、長期化する裁判の原因と司法制度改革の必要性等が論議された。

3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度法務省及び裁判所関係予算の審査を行った。法務省予算では、安心して暮らせる社会の基盤づくりへの財政当局の理解が得られ、厳しい財政事情の下で、170名の定員増が認められたこと、また裁判所予算では、質量とも増大している事件の適正迅速な処理のための定員増及び外国人事件通訳謝金の大幅増額が実現するとともに、身体障害者用のエレベーターの設置が認められたことが示された。なお、2億5,000万円の国庫補助が認められた法律助扶助協会から出されていた阪神・淡路大震災に伴う追加要請への対応についても問われたが、その後、補正予算で3億3,000万円の追加が認められた。

6月8日、地下鉄サリン事件等オウム真理教関係事件の検察庁における捜査処理に関する件について、前田法務大臣及び法務省刑事局長から説明を聴取した後、同事件、宗教法人法・破壊活動防止法による解散命令の請求、捜査における適正手続の保障、フィリピン残留孤児の戸籍の問題、危機管理体制の整備等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成7年2月9日(木) (第1回)

- 検察及び裁判の運営等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の基本方針について前田法務大臣から所信を聴いた。
- 平成7年度法務省及び裁判所関係予算について政府委員及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○平成7年2月17日(金) (第2回)

- 法務行政の基本方針に関する件について前田法務大臣、政府委員、最高裁判所及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年2月28日(火) (第3回)

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)について前田法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月10日(金) (第4回)

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)について前田法務大臣、政府委員、最高裁判所、防衛施設庁及び自治省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第23号) 賛成会派 自民、社会、平成、護り、無
反対会派 なし

- 阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)について前田法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第74号) 賛成会派 自民、社会、平成、護り、無
反対会派 なし

○平成7年3月14日(火) (第5回)

- 更生保護事業法案(閣法第63号)
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第64号)
以上両案について前田法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月16日(木) (第6回)

- 更生保護事業法案(閣法第63号)
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案

(閣法第64号)

以上両案について前田法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成7年3月17日(金) (第7回)

○平成7年度一般会計予算(衆議院送付)

平成7年度特別会計予算(衆議院送付)

平成7年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(裁判所所管及び法務省所管)について前田法務大臣、政府委員、最高裁判所及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○更生保護事業法案(閣法第63号)

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第64号)

以上両案について前田法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第63号) 賛成会派 自民、社会、平成、護り、無

反対会派 なし

(閣法第64号) 賛成会派 自民、社会、平成、護り、無

反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案(閣法第88号)(衆議院送付)

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案(閣法第89号)(衆議院送付)

以上両案について前田法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、最高裁判所及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第88号) 賛成会派 自民、社会、平成、護り、無

反対会派 なし

(閣法第89号) 賛成会派 自民、社会、平成、護り、無

反対会派 なし

○平成7年4月25日(火) (第8回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○刑法の一部を改正する法律案(閣法第90号)(衆議院送付)について前田法務大臣から趣旨説明を聴き、以下の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、前田法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

日本大学法学部教授	板倉	宏君
日本弁護士連合会刑法改正対策委員会事務局長	岩村	智文君
東京女子大学名誉教授	水谷	静夫君

○平成7年4月27日（木）（第9回）

- 刑法の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）について前田法務大臣、政府委員、警察庁、防衛庁及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第90号） 賛成会派 自民、社会、平成、護り、無
反対会派 なし

○平成7年6月8日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地下鉄サリン事件等オウム真理教関係事件の検察庁における捜査処理に関する件について前田法務大臣から報告を、政府委員から補足説明を聴いた後、オウム真理教関連事件に関する件、捜査における適正手続きの保障に関する件、フィリピン残留孤児の戸籍に関する件、危機管理体制の整備に関する件等について同大臣、政府委員、最高裁判所、文化庁、外務省、厚生省、文部省、警察庁及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年6月14日（水）（第11回）

- 請願第1523号外23件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第156号外46件を審査した。
- 検察及び裁判の運営等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 判事補の員数を12人増加し、644人に改める。
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を24人増加し、2万1,550人に改める。
- 3 この法律は、平成7年4月1日から施行する。

更生保護事業法案（閣法第63号）

【要旨】

本法律案は、更生保護事業が我が国の刑事政策上重要な機能を果たすべき存在となっていることにかんがみ、その適正な運営の確保及び健全な育成発達を図るため、更生保護法人に関する制度その他の更生保護事業に関する基本事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 更生保護事業の概念を明確化し、更生保護事業に対する国の責務と地方公共団体の協力に関する規定を設ける。
- 2 法務大臣の認可を受けて更生保護法人を設立することができることとし、その設立、管理、合併・解散及び監督に関する規定を設ける。
- 3 更生保護事業の法務大臣による認可並びに監督及び更生保護法人に対する国の補助について所要の規定を設ける。
- 4 この法律は、平成8年4月1日から施行する。ただし、更生保護法人への組織変更に関する規定については、公布の日から施行する。

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案

（閣法第64号）

【要旨】

本法律案は、更生保護事業法の施行に伴い、更生緊急保護法を廃止し、これに伴う経過措置を定めるほか、犯罪者予防更生法その他の関係法律の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 更生緊急保護法を廃止するとともに、犯罪者予防更生法の一部を改正し、更生緊急保護に関する規定を設ける。
- 2 既存の更生保護会は、組織変更により更生保護法人となることができることとする等所要の経過措置を定める。
- 3 地方税法の一部を改正して、更生保護法人については法人住民税の均等割を課さないこととする。
- 4 土地収用法の一部を改正して、更生保護事業を収用適格事業とする。
- 5 この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。ただし、更生保護法人への組織変更に関する規定については、公布の日から施行する。

【「閣法第63号」及び「閣法第64号」に対する附帯決議】

政府は、次の諸点につき格段の努力をすべきである。

- 1 更生保護会の組織変更が円滑に推進されるよう適切な指導・助言を行うとともに、更生保護法人の健全な育成、発展を図るため、税制上の問題については、社会福祉法人等他の特別法に基づく公益法人の取り扱いを考慮し、均

衡を失することのないよう配慮すること。

- 2 更生保護に係る法体系については、更生保護基本法制定の必要性も含めて検討し、社会、経済情勢の変化に対応し得るよう一層の整備に努めること。
 - 3 更生保護事業は、国が行う保護観察その他の更生の措置を円滑に実施する上で重要な機能を果たしていることにかんがみ、その中核的存在である更生保護会への更生保護委託費及び更生保護施設整備費の在り方について検討を加え、経営基盤の強化に努めること。
- 右決議する。

阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案（閣法第74号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災の被害の状況にかんがみ、同震災に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決に資するため、当該紛争に係る民事調停法による調停の申立ての手数料について特別の免除措置を講じようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1 調停の申立ての手数料の免除

平成7年1月17日において、阪神・淡路大震災の被災地区に住所等を有していた者が、同震災に起因する民事に関する紛争につき、同日から平成9年3月31日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、手数料の納付を要しない。

2 施行期日

公布の日から施行し、平成7年1月17日から適用する。

阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案（閣法第88号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災による被害の状況にかんがみ、被災した会社その他の法人等の存立に資するため、破産宣告等及び最低資本金制度に関する経過措置の各特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 破産宣告等の特例

阪神・淡路大震災による被害により債務超過に陥った法人に対しては、一定の場合を除き、平成9年1月16日までの間、破産宣告をすることができないこととし、法人の理事等について破産申立義務を課さないこととする。

2 最低資本金制度に関する経過措置の特例

阪神・淡路大震災の発生の日に大阪府及び兵庫県の区域内に登録された本店が所在していた株式会社及び有限会社については、平成8年3月31日までの最低資本金に関する猶予期間を平成9年3月31日まで延長する。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案（閣法第89号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災による被害の状況等にかんがみ、大規模な火災、震災その他の災害で政令で定めるものにより区分所有建物が滅失した場合に、その建物の再建等を容易にし、もって被災地の健全な復興に資するため、その再建に関する敷地の共有者等との利害の調整のための制度を導入しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 全部滅失の場合の特別多数決議による建物の再建

政令で定める災害により区分所有建物の全部が滅失した場合に、敷地共有者等は、その政令施行日から起算して3年以内に、その敷地共有持分等の価格の割合による議決権の5分の4以上の多数で、建物の再建の決議をすることができる。

2 共有物分割請求の禁止

政令で定める災害により区分所有建物の全部が滅失した場合に、敷地共有者等は、その政令施行日の1月後から政令施行日の3年後までの間は、一定の場合を除き、民法の規定による共有物分割請求をすることができない。

3 一部滅失の場合の建物等の買取請求権の行使に関する特例

政令で定める災害により区分所有建物の大規模な一部滅失があった場合において、復旧又は建替えの決議が行われないうちに、区分所有者が他の区分所有者に対して建物及び敷地に関する権利の買取請求権を行使できる時期を、その政令施行日から1年を経過した後とする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

刑法の一部を改正する法律案（閣法第90号）

【要旨】

本法律案は、刑法を国民に理解しやすいものとするため、その表記を現代用語化し、あわせて刑罰の適正化を図るため、最高裁判所の違憲判決を受けている尊属殺人に関する規定及びこれと関連するその他の尊属加重規定、並びにいんあ者の行為に関する規定を削除しようとするものであり、その主な内容は次

のとおりである。

- 1 刑法（いんあ者の行為に関する規定及び尊属加重規定を除く。）の表記を現代用語化して平易化する。
- 2 いんあ者の行為に関する規定を削除する。
- 3 尊属殺人、尊属傷害致死、尊属遺棄及び尊属逮捕監禁の規定を削除する。
- 4 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行することとし、施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律につき所要の改正を行う。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（7件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
※ 23	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 7	7. 2. 21 (予備)	7. 3. 10 可決	7. 3. 10 可決	7. 2. 7	7. 2. 17 可決	7. 2. 21 可決	
63	更生保護事業法案	参	2. 28	3. 13	3. 17 可決 附帯決議	3. 17 可決	3. 14 (予備)	4. 26 可決	4. 27 可決	
64	更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	2. 28	3. 13	3. 17 可決 附帯決議	3. 17 可決	3. 14 (予備)	4. 26 可決	4. 27 可決	
74	阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案	衆	3. 7	3. 7 (予備)	3. 10 可決	3. 10 可決	3. 7	3. 8 可決	3. 10 可決	
88	阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案	〃	3. 14	3. 14 (予備)	3. 17 可決	3. 17 可決	3. 14	3. 15 可決	3. 17 可決	
89	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案	〃	3. 14	3. 14 (予備)	3. 17 可決	3. 17 可決	3. 14	3. 15 可決	3. 17 可決	
90	刑法の一部を改正する法律案	〃	3. 14	4. 14	4. 27 可決	4. 28 可決	3. 17	4. 11 可決	4. 13 可決	7. 3. 17 衆本会議趣旨説明 4. 14 参本会議趣旨説明

【外務委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において外務委員会に付託された案件は、条約18件及び内閣提出の法律案2件であり、条約18件が承認され、法律案2件が可決された。

なお、本委員会付託の請願はなかった。

〔条約及び法律案の審査〕

1994年の国際コーヒー協定は、1983年の協定に代わるものであり、世界のコーヒーに関する問題について国際協力を強めることを確保すること、コーヒーに関する問題について及びコーヒーの供給と需要との間の妥当な均衡を達成する方法について政府間で協議する場を提供すること、コーヒーの国際貿易の拡大を促進すること等を主たる目的とするものである。

委員会においては、各国の分担金の割合、国際商品協定の今後のあり方などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

1988年5月31日に総会において採択された1928年11月22日の国際博覧会に関する条約（1948年5月10日、1966年11月16日及び1972年11月30日の議定書並びに1982年6月24日の改正によって改正され及び補足されたもの）の改正は、国際博覧会の区分及び開催の条件を改めることを目的とし、これまでの一般博覧会及び特別博覧会の区分を廃止し、新たに博覧会国際事務局の登録を受ける登録博覧会及び認定を受ける認定博覧会の区分を設け、その開催に関する一般的な条件について定めるものである。

委員会においては、愛知県が構想している21世紀博覧会、国際博覧会の乱立防止の見通しなどについて質疑を行い、全会一致で承認した。

中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約は、ベーリング海の距岸200海里の外側の公海水域（中央ベーリング海）におけるすけとうだら資源の保存、管理及び最適利用のための国際的制度の設立等を目的とし、締約国の年次会議において、すけとうだらの漁獲可能水準、国別割当量等のすけとうだら資源の保存管理措置を決定すること、保存管理措置の実施について、視察員の漁船への乗船、他の締約国の正当に権限を有する公務員による自国の漁船に対する乗船及び検査等を認めること等を内容とするものである。

委員会においては、すけとうだら資源の将来性と漁獲の可能性、違反に対する処罰などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

1994年の国際熱帯木材協定は、1983年の協定に代わるものであり、熱帯木材

貿易を発展させることを主たる目的とし、新たに熱帯木材の輸出を専ら持続可能なように経営されている供給源からのものについて行うことを2000年までに達成するための2000年目標を盛り込み、この目標の達成を支援するための財源としてバリ・パートナーシップ基金を設立すること等について定めるものである。

委員会においては、熱帯林の保全と持続可能な経営、バリ・パートナーシップ基金への我が国の対応などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定は、我が国とポーランドとの間の定期航空業務を開設することを目的とし、そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を規定するとともに、両国の指定航空企業が業務を行うことができる路線を定めるものである。

委員会においては、日本・ポーランド間の航空路線と以遠権、航空協定の締結基準などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（第156号）は、家族的責任を有する労働者ができる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利を行使することができるようにすること等を目的とするものである。

委員会においては、この条約の実効性を確保するための国内措置、ILO関連条約の批准状況などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約は、フランスとの現行条約を全面改正するものであり、現行条約と同様に、経済的、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を可能な限り回避するとともに、二重課税が発生する場合には、これを排除することを目的として、我が国とフランスとの間で課税権を調整するものである。

委員会においては、討論の後、多数で承認した。

原子力の安全に関する条約は、原子力の高い水準の安全を世界的に達成し、維持すること等を目的として、原子力施設の安全を規律する法令上の枠組みを定めること等を締約国に義務付けること等について定めるものである。

委員会においては、この条約の適用対象を陸上に設置された民生用の原子力発電所に限定した理由、原子力の安全のために我が国が講じている措置などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

万国郵便連合憲章の第5追加議定書は、万国郵便連合の組織及び運営について所要の変更を加えるため、万国郵便連合憲章を改正するものであり、また、

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約は、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、万国郵便連合の運営及び国際郵便業務に関する事項について所要の変更を加えた上で現行の一般規則及び条約を更新しようとするものであり、さらに、小包郵便物に関する約定、郵便為替に関する約定及び郵便小切手業務に関する約定は、それぞれの業務に関する事項について所要の変更を加えた上で現行の諸約定を更新しようとするものである。

委員会においては、郵便事業におけるテロ対策、各国の郵便料金の差額を利用したいわゆるリメーリング対策、通常郵便物の到着料などについて質疑を行い、いずれも全会一致で承認した。

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約は、嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に向けての効果的な進展を図ることを目的として、化学兵器の生産、使用等を禁止すること、化学兵器、化学兵器生産施設等を廃棄すること、条約上の義務の実施を確保するための検証措置を講ずること、化学兵器の禁止のための機関を設立すること等について定めるものである。

委員会においては、化学兵器禁止の実効性の確保、条約違反の可能性に対するチャレンジ査察と制裁措置、産業検証の実施に伴う企業秘密の保護、化学物質の適正管理と毒ガステロの抑止策、中国に遺棄した化学兵器の処理などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約は、油による汚染事件への準備及び対応に関し、各締約国がとる措置、国際協力の枠組み等について定めるものである。

委員会においては、油汚染防止のための国際的な協力と我が国の態勢、油流出事故の発生件数などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約は、国際連合の平和維持活動等に従事する要員に対する殺人、誘拐の行為等を犯罪として定め、その犯人の処罰、当該犯罪についての裁判権の設定等について定めるものである。

委員会においては、この条約が対象とする要員の範囲及び活動、我が国が派遣したPKO要員に対する適用関係、この条約の実効性などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

平和目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定は、平和目的のための宇宙の探査及び利用における日米間の協力活動を促進するとの観点から、個別の協力活動を実施するに当たっての日米両政府、政府機関等との損害賠償請求権の相互放棄の枠組みを一般的に定めるものである。

委員会においては、我が国の宇宙飛行士が事故に遭遇した場合の補償、政府の代位請求権を放棄しないことに伴う負担軽減措置、我が国の宇宙開発政策のあり方などについて質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

政府調達に関する協定は、現行協定の定める適用範囲の拡大、手続の改善等を目的として作成されたものであり、政府調達の対象となる商品及びサービス並びにこれらの供給者に対し、当該調達につき定める法令、手続等について内国民待遇及び無差別待遇の原則を適用すること等を内容とするものである。

委員会においては、この協定が我が国の中小企業に及ぼす影響、国産品優先の原則を掲げるバイ・アメリカン法の是正、日米自動車問題への対応などについて質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

旅券法の一部を改正する法律案は、海外に渡航する国民の一層の便宜を図るため、数次往復用の一般旅券の有効期間を10年とするとともに、申請者の希望に応じ有効期間が5年の一般旅券も発給できるようにし、あわせて旅券への子の併記については、国際的に廃止の傾向にあること等を勘案してこれを廃止するとともに、年少者に対する手数料の減額措置を講ずるほか、有効期間が10年の一般旅券に係る手数料の設定等所要の規定の整備を行うことを内容とするものである。

委員会においては、海外における邦人の事故件数、数次往復用旅券の渡航先から北朝鮮を除外することを取り止めた経緯、10年有効旅券の導入が遅れた理由などについて質疑を行い、全会一致で原案どおり可決した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、在パラオ日本国大使館を新設すること、同公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、在エンカルナシオン日本国領事館に係る規定を削除することを内容とするものである。

委員会においては、在外公館の設置状況、新設のパラオ大使館を在フィジー日本国大使館の兼轄とする理由、我が国とパラオとの今後の関係などについて質疑を行い、全会一致で原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

2月21日、阪神・淡路大震災における国際的支援及び外国人救援、政府開発援助（ODA）、国連安保理事会非常任理事国への立候補、北朝鮮軽水炉支援、北朝鮮とのスポーツ交流、日朝国交正常化交渉、ゴラン高原へのPKO派遣、日米安保条約及び安保対話、冷戦後のアジア地域安保などの諸問題について質疑を行った。

なお、3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度外務省関係予算の審査を行い、アジア防災政策会議の開催、我が国の国際緊急援助、北朝鮮への

軽水炉供与、日朝国交正常化交渉再開の見通し、核拡散防止条約（NPT）の延長、政府開発援助（ODA）、チェチェンに対する人道支援、ミャンマーに対する食糧増産援助の再開、円高に伴う円借款返済額の救済措置、平和友好交流事業の効果、従軍慰安婦問題への対応、沖縄米軍基地の返還、深刻な世界の武器移転への対応などの諸問題について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成7年2月21日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国際情勢等に関する調査を行うことを決定した。
- 阪神・淡路大震災における国際的支援及び外国人救援に関する件、ODAに関する件、国連安保理事会非常任理事国への立候補に関する件、北朝鮮軽水炉支援に関する件、北朝鮮とのスポーツ交流に関する件、日朝国交正常化交渉に関する件、ゴラン高原へのPKO派遣に関する件、日米安保条約及び安保対話に関する件、冷戦後のアジア地域安保に関する件等について河野外務大臣、政府委員、警察庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。
- 1994年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）
1988年5月31日に総会において採択された1928年11月22日の国際博覧会に関する条約（1948年5月10日、1966年11月16日及び1972年11月30日の議定書並びに1982年6月24日の改正によって改正され及び補足されたもの）の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第4号）
旅券法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）
以上3案件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年2月23日（木）（第2回）

- 1994年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）
1988年5月31日に総会において採択された1928年11月22日の国際博覧会に関する条約（1948年5月10日、1966年11月16日及び1972年11月30日の議定書並びに1982年6月24日の改正によって改正され及び補足されたもの）の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第4号）
以上両件について河野外務大臣、政府委員、通商産業省及び科学技術庁当局に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。
（閣条第3号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし

(閣条第4号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし

○平成7年2月28日(火) (第3回)

- 旅券法の一部を改正する法律案(閣法第24号)(衆議院送付)について河野外務大臣、政府委員、法務省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第24号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし

○平成7年3月14日(火) (第4回)

- 1994年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件(閣条第9号) 中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)
航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)(衆議院送付)
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)
以上4案件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月16日(木) (第5回)

- 中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)
以上両案件について河野外務大臣、政府委員、大蔵省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、
中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)を承認すべきものと議決し、
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)を可決した。

(閣条第1号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし

(閣法第32号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし

○平成7年3月17日（金）（第6回）

○平成7年度一般会計予算（衆議院送付）

平成7年度特別会計予算（衆議院送付）

平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（外務省所管）について河野外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、防衛庁、消防庁、厚生省及び食糧庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成7年3月28日（火）（第7回）

○1994年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）

航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

以上両件について河野外務大臣、政府委員、食糧庁、林野庁、環境庁、自治省、建設省、通商産業省、水産庁、外務省及び防衛施設庁当局に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第9号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣条第2号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（第156号）の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

以上3件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月11日（火）（第8回）

○家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（第156号）の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

について河野外務大臣、政府委員、労働省、通商産業省、文部省、厚生省、自治省及び総理府当局に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

(閣条第8号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし

- 万国郵便連合憲章の第5追加議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件
(閣条第12号)

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)

郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第15号)

以上5件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月13日(木)(第9回)

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)(衆議院送付)

原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)
(衆議院送付)

以上両件について河野外務大臣、政府委員、科学技術庁、資源エネルギー庁及び国土庁当局に対し質疑を行い、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)(衆議院送付)について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第5号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、無
反対会派 共産

(閣条第7号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし

○平成7年4月25日(火)(第10回)

- 万国郵便連合憲章の第5追加議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件
(閣条第12号)

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)

郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）

以上5件について河野外務大臣、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

- | | | |
|----------|------|------------------|
| （閣条第11号） | 賛成会派 | 自民、社会、平成、新緑、共産、無 |
| | 反対会派 | なし |
| （閣条第12号） | 賛成会派 | 自民、社会、平成、新緑、共産、無 |
| | 反対会派 | なし |
| （閣条第13号） | 賛成会派 | 自民、社会、平成、新緑、共産、無 |
| | 反対会派 | なし |
| （閣条第14号） | 賛成会派 | 自民、社会、平成、新緑、共産、無 |
| | 反対会派 | なし |
| （閣条第15号） | 賛成会派 | 自民、社会、平成、新緑、共産、無 |
| | 反対会派 | なし |

- 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣から中国における遺棄化学兵器の現状について報告を聴き、同大臣、政府委員、通商産業省、警察庁、防衛庁、環境庁、厚生省、大蔵省、科学技術庁及び総理府当局に対し質疑を行った。
- 1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月27日（木）（第11回）

- 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）について河野外務大臣、政府委員、通商産業省、警察庁、防衛庁、文化庁、公安調査庁、法務省及び建設省当局に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。
（閣条第6号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし
- 国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）（衆議院送付）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年5月11日（木）（第12回）

- 1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）について河野外務大臣、政府委員、環境庁及び海上保安庁当局に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第10号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし

- 国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）（衆議院送付）について河野外務大臣、政府委員及び総理府当局に対し質疑を行った。

○平成7年5月18日（木）（第13回）

- 国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）（衆議院送付）について河野外務大臣、政府委員及び総理府当局に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第16号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし

- 平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）（衆議院送付）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年5月30日（木）（第14回）

- 政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）（衆議院送付）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）（衆議院送付）

政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）（衆議院送付）

以上両件について河野外務大臣、政府委員、科学技術庁、食糧庁及び水産庁当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第17号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑
反対会派 共産
欠席会派 無

(閣条第18号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑
反対会派 共産
欠席会派 無

○平成7年6月14日(木) (第15回)

○国際情勢等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約
の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

【要旨】

ベーリング海におけるすけとうだら資源については、1980年代に、沿岸国である米国の200海里水域における外国への漁獲割当量が減少したことに伴い、200海里外の公海水域(中央ベーリング海)での漁獲が拡大した結果、近年、中央ベーリング海でのすけとうだら資源の状況は急速に悪化した。このため、沿岸国である米国及びロシアは、自国200海里内の資源にも悪影響があるとして強い懸念を表明し、1991年(平成3年)以降、関係6箇国(米国、ロシア、日本、中国、韓国、ポーランド)の間で同資源の保存管理に関する協議を行った。その結果、短期的措置として、中央ベーリング海でのすけとうだら漁業は、1993年(平成5年)及び1994年(平成6年)の2年間、自主的に停止し、中長期的措置として、同資源の保存管理に係る国際的な法的枠組みを設定するためのこの条約が、1994年(平成6年)6月に作成された。この条約の主な内容は、次のとおりである。

- 1 この条約は、ベーリング海の公海の水域であって、ベーリング海の沿岸国の領海の幅を測定するための基線から200海里の外側に位置する水域(以下「条約区域」という。)に適用する。
- 2 この条約は、条約区域におけるすけとうだら資源の保存、管理及び最適利用のための国際的制度の設立、ベーリング海のすけとうだら資源の回復等を目的とする。
- 3 この条約の目的を達成するため、締約国は、年次会議の招集及び科学技術委員会の設置に同意する。
- 4 年次会議は、条約区域におけるすけとうだらの翌年の漁獲可能水準、国別割当量等を設定する。
- 5 実質事項に関する年次会議の決定は、意見の一致によって行い、その他の事項に関する決定は、単純多数による議決で行う。

- 6 年次会議は、翌年の漁獲可能水準及び各締約国に対する翌年の国別割当量を意見の一致によって設定する。意見の一致が達成できない場合には、附属書の規定に従う。
- 7 科学技術委員会は、漁獲物及びすけとうだらその他この条約の対象となる海洋生物資源に関する情報の取りまとめ、交換及び分析、すけとうだらの保存及び管理についての年次会議に対する勧告等を行う。
- 8 各締約国は、他の締約国の要請がある場合には、当該要請をした締約国の科学視察員を条約区域にある自国の漁船に乗船させるため、二国間協議を行う。
- 9 条約区域においてすけとうだらを採捕する締約国の各漁船は、旗国以外の締約国の要請がある場合には、当該旗国以外の締約国の視察員 1 人を受け入れる。旗国以外の締約国の視察員がいないときは、旗国である締約国の視察員 1 人を乗船させる。
- 10 各締約国は、他の締約国の正当に権限を有する公務員が、条約区域にある自国の旗を掲げる漁船に対して乗船及び検査を行うことに同意する。
- 11 漁船の検査により、違反の証拠が発見された場合には、違反の容疑は、当該漁船の旗国である締約国に対して速やかに通報される。当該締約国は、自国の法令に従って迅速な調査を含む適当な措置をとり、当該漁船に対し、違反する操業の停止等を命ずる。
- 12 旗国である締約国の当局のみが、違反を裁判し、かつ、これに対する刑を科することができる。
- 13 締約国は、この条約の目的の達成に不利な影響を与える可能性がある非締約国の操業について、当該非締約国の注意を喚起することに同意する。
- 14 この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成す。附属書の第 1 部は、翌年の漁獲可能水準の設定について締約国間で意見の一致を達成できなかった場合の漁獲可能水準の決定手続きについて、第 2 部は、翌年の国別割当量の設定について締約国間で意見の一致を達成できなかった場合のすけとうだら漁業に係る管理制度について定める。
- 15 この条約は、ロシア及び米国を含む少なくとも 4 の署名国が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第 2 号）

【要旨】

我が国とポーランドとの間の定期航空路開設については、従来よりポーランド側から希望が表明されていた。我が国としては、定期航空路開設のための航

空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していたこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかし、近年における両国関係の緊密化及び関西国際空港の開港を踏まえ交渉を行った結果、1994年（平成6年）12月7日に東京においてこの協定が署名された。この協定は、我が国とポーランドとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、付表に定められた路線（特定路線）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等について相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国の指定航空企業が運営することのできる定期路線は、日本側は「日本国内の地点—モスクワ—ヨーロッパ内の2地点—ワルソー—ヨーロッパ内の以遠の2地点」、ポーランド側は「ポーランド国内の地点—モスクワ—大阪」とする。

1994年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

【要旨】

この協定は、1983年（昭和58年）の国際コーヒー協定に代わるものとして、1994年（平成6年）3月30日にロンドンで開催された国際コーヒー理事会において採択されたものであり、1962年（昭和37年）の国際コーヒー協定以来、第5次の協定に当たるものである。

この協定は、これまでの国際コーヒー協定を踏襲し、世界のコーヒーに関する問題についての国際協力を強めることを確保すること、コーヒーに関する問題について及びコーヒーの供給と需要との間の妥当な均衡を達成する方法について政府間で協議する場を提供すること、コーヒーの国際貿易の拡大を促進すること等を主たる目的としており、この目的の達成のため国際コーヒー機関が、コーヒーに関する情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動すること、研究及び調査を促進すること等について規定している。1983年協定との主な相違点は、次のとおりである。

- 1 1983年協定では、コーヒーの価格の安定の手段として輸出割当制度を基本としていたが、1989年以来同制度は停止されており、この協定でも同制度は採用されていない。
- 2 1983年協定においても、国際コーヒー理事会は、他の国際機関との協力のための措置（財政上の措置を含む。）をとることができる旨規定されていたが、この協定では、特に、一次産品共通基金の制度の利用について明示的に規定する。
- 3 この協定では、研究及び調査に関する規定が強化され、国際コーヒー理事会は、国際コーヒー機関が他の機関及び団体と共同で又は協力して実施する研究及び調査の事業計画を承認することができること並びに国際コーヒー機関が促進する研究及び調査は、運営予算に計上する資金をもってその費用を支弁するものとするを規定する。

なお、この協定は1994年（平成6年）10月1日に暫定的に発効しており、我が国は、同年12月13日にこの協定を暫定的に適用する旨の通告を行っている。

1988年5月31日に総会において採択された1928年11月22日の国際博覧会に関する条約（1948年5月10日、1966年11月16日及び1972年11月30日の議定書並びに1982年6月24日の改正によって改正され及び補足されたもの）の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第4号）

【要旨】

国際博覧会に関する条約は、秩序ある国際博覧会の開催を図ることを目的として1928年（昭和3年）11月に作成され、その後の状況の変化に対応して数次にわたり改正されて現行条約に至っている。我が国は1965年（昭和40年）以来締約国となっている。

この改正は、国際博覧会の区分及び開催の条件を改めることを目的とし、1988年（昭和63年）5月にパリで開催された博覧会国際事務局の総会において採択されたものである。改正の主な内容は次のとおりである。

- 1 国際博覧会について、これまでの「一般博覧会」及び「特別博覧会」の区

分を廃止し、新たに博覧会国際事務局の登録を受ける「登録博覧会」及び博覧会国際事務局の認定を受ける「認定博覧会」の区分を設ける。

- 2 開催期間が6週間以上6箇月以内のものであること等の一定の条件を満たす国際博覧会は、博覧会国際事務局による登録の対象となる。
- 3 開催期間が3週間以上3箇月以内のものであること等の一定の条件を満たす国際博覧会は、博覧会国際事務局による認定の対象となる。
- 4 この改正によって設けられる国際博覧会の新たな区分に伴って必要となる字句の修正及び補足を行う。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
(閣条第5号)

【要旨】

この条約は、1964年（昭和39年）に署名され、翌年に発効したフランスとの現行租税条約（1981年（昭和56年）の改正を含む。）を全面改正するものであって、主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約は、フランスについては所得税、法人税及び法人概算税、日本については所得税、法人税及び住民税に適用する。
- 2 不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 3 事業所得については、企業が相手国内に恒久的施設を有する場合にのみ、かつ、当該恒久施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。
- 4 国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税され、フランスの企業については日本の事業税及び事業所税を、日本の企業についてはフランスにおける職業税及び職業税付加税を免除する。
- 5 投資所得に対する源泉地国税率は、配当については親子会社間の場合は5%、その他の場合は15%、利子については10%、使用料については10%を超えないものとする。
- 6 不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 7 自由職業所得については、取得者が相手国内に固定的施設を有する場合にのみ、かつ、当該固定的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。
- 8 勤務に対する報酬及び芸能人等の所得については、相手国内で勤務又は芸能活動等が行われる場合に相手国において課税される。
- 9 短期滞在者、政府、地方公共団体等の公的資金等により実質的に賄われる

活動を行う芸能人、学生、教授等の所得については、一定の条件の下に相手国において課税されない。

10 我が国については外国税額控除方式により、フランスについては国外所得免除方式（投資所得等一定の所得は外国税額控除方式）により二重課税を排除する。

11 両国は、この条約の不正利用の防止を目的として租税等の徴収共助を行う。

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）

【要旨】

この条約は、1993年（平成5年）1月にパリで作成されたものであり、厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に向けての効果的な進展を図るとの観点から、化学兵器の生産、使用等の禁止及び化学兵器等の廃棄について定め、あわせて条約上の義務の実施を確保するための検証措置等について定めるものであり、前文、本文24箇条、末文及び3の附属書から成る。主な内容は次のとおりである。

- 1 締約国は、いかなる場合にも、化学兵器を開発し、生産その他の方法によって取得し、貯蔵し、移譲し又は使用することを行わないことを約束する。
- 2 締約国は、自国が所有し若しくは占有する化学兵器及び化学兵器生産施設又は自国の管轄若しくは管理の下にある場所に存在する化学兵器及び化学兵器生産施設を廃棄することを約束する。
- 3 締約国は、他の締約国の領域内に遺棄したすべての化学兵器を廃棄することを約束する。
- 4 締約国は、この条約が自国について発効後30日以内に、機関に対して、化学兵器、老朽化した化学兵器、遺棄化学兵器、化学兵器生産施設等に関する申告を行う。
- 5 締約国は、原則として、この条約が自国について発効後、化学兵器については2年以内に、化学兵器生産施設については1年以内に廃棄を開始し、この条約の発効後10年以内に廃棄を完了する。化学兵器が貯蔵され又は廃棄されるすべての場所及びすべての化学兵器生産施設は、体系的な検証の対象とする。
- 6 締約国は、この条約によって禁止されていない目的のため毒性化学物質等の生産、使用等を行う権利を有する。
- 7 締約国は、一定の条件が満たされる場合を除くほか、表1の化学物質（サリン、ソマン、タブン、V X等を例示）を生産、使用等の禁止の対象とする。
- 8 締約国は、化学物質に関する附属書の表に掲げる化学物質及びこれらに関

係する施設等について、冒頭申告及び年次申告を行い並びに検証措置の対象とする。冒頭申告は、この条約が自国について発効後30日以内に行う。

- 9 締約国は、憲法上の手続に従い、この条約に基づく自国の義務を履行するために必要な措置をとる。
- 10 締約国は、この条約により機関を設立する。機関の内部機関として、締約国会議、41の理事国により構成される執行理事会及び検証措置等を実施する技術事務局を設置する。
- 11 締約国は、この条約の違反の可能性についての問題を明らかにし及び解決することのみを目的として他の締約国のいかなる施設又は区域に対しても申立てによる査察を要請する権利を有する。この条約の遵守の検証のため、締約国は、技術事務局が当該申立てによる査察を行うことを認める。
- 12 この条約のいかなる規定も、締約国が、この条約によって禁止されていない目的のため化学兵器に対する防護手段の研究、開発、使用等を行う権利を妨げるものと解してはならない。
- 13 この条約は、締約国の経済的又は技術的發展及びこの条約によって禁止されていない目的のための化学に関する活動の分野における国際協力を妨げないように実施する。
- 14 締約国会議は、この条約の遵守を確保し並びにこの条約に違反する事態を是正し及び改善するため、必要な措置（この条約に基づく締約国の権利及び特権の制限又は停止、国際法に適合する集団的な措置の勧告等）をとる。
- 15 この条約の適用又は解釈に関して生ずる紛争は、この条約の関連規定に従い及び国際連合憲章の規定によって解決する。
- 16 この条約の有効期限は、無期限とする。
- 17 この条約は、65番目の批准書が寄託された日の後180日で発効する。
- 18 この条約の本文については、留保は付することができない。この条約の不可分の一部を成す附属書については、この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は付することができない。
- 19 「化学物質に関する附属書」は、ある毒性化学物質等を化学物質の表（表1から表3まで）に掲げるべきであるか否かを検討するための指針について規定し、及び具体的な毒性化学物質等を化学物質の表に掲げる。
- 20 「実施及び検証に関する附属書」は、検証の一般規則、化学兵器、化学兵器生産施設等の検証措置に関する一般規定、化学兵器の廃棄及びその検証、老朽化した化学兵器及び遺棄化学兵器、化学兵器生産施設の廃棄及びその検証、申立てによる査察等について規定する。
- 21 「秘密情報の保護に関する附属書」は、秘密情報の取扱いに関する一般規

則、現地における検証活動を行うに際し秘密の資料の開示を防止するための措置等について規定する。

原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

【要旨】

この条約は、1991年（平成3年）9月、国際原子力機関（IAEA）の主催により、国際的にその安全が懸念される原子力発電所の安全の確保及び向上を目的として開催された原子力安全国際会議の宣言において作成が合意され、1994年（平成6年）6月の外交会議において採択されたものであり、原子力の高い水準の安全を世界的に達成し、維持すること等を目的とするものである。主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約は、原子力施設の安全について適用する。この条約の適用上、原子力施設とは、各締約国の管轄の下にある陸上に設置された民生用の原子力発電所をいう。
- 2 締約国は、原子力施設の安全を規律するため、法令上の枠組み（国内的な安全に関して適用される要件及び規制等について定めるもの）を定め及び維持する。
- 3 締約国は、法令上の枠組みを実施することを任務とする規制機関を設立し又は指定する。
- 4 締約国は、原子力施設に直接関係する活動に従事する組織が原子力の安全に妥当な優先順位を与える方針を確立することを確保するため、適当な措置をとる。
- 5 締約国は、作業員及び公衆が放射線にさらされる程度が可能な限り低く維持されること等を確保するため、適当な措置をとる。
- 6 締約国は、緊急事態計画が準備されること、自国の住民等が放射線緊急事態により影響を受けるおそれがある限りにおいて適当な情報を提供されること等を確保するため、適当な措置をとる。
- 7 締約国は、原子力施設の計画された供用期間中当該施設の安全に影響を及ぼすおそれのある立地に関するすべての関連要因が評価されること等を確保するため、適当な措置をとる。
- 8 締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置に関する報告を提出する。締約国は、各締約国が提出した報告を検討するための会合（検討会合）を開催する。第1回の会合は、この条約の効力発生の日の後30箇月以内に開催されるものとし、検討会合の間隔は、3年を超えてはならない。
- 9 国際原子力機関は、締約国の会合のために事務局としての機能を提供する。

- 10 この条約は、22の批准書等（原子炉の炉心において臨界を達成したことのある少なくとも一の原子力施設を有する17の国の文書を含むことを要する。）の寄託後90日目に効力を生ずる。

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（第156号）の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）

【要旨】

この条約は、1981年（昭和56年）6月、第67回国際労働機関（ILO）総会において採択され、1983年（昭和58年）8月11日に効力を生じたものであり、家族的責任を有する男女労働者が、できる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利を行使することができるようにすること等を目的とするものである。主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約は、「家族的責任を有する労働者」に適用する。「家族的責任を有する労働者」とは、被扶養者である子若しくは介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族に対し責任を有する男女労働者であって、当該責任により経済活動への参加等の可能性が制約されるものをいう。
- 2 この条約は、経済活動のすべての部門及びすべての種類の労働者について適用する。
- 3 加盟国は、家族的責任を有する労働者が、できる限り職業上の責任と家族的責任とを両立することができるようにすること等を国の政策の目的とする。
- 4 職業選択の自由を確保すること並びに雇用条件及び社会保障において家族的責任を有する労働者のニーズを反映することを目的として、国内事情等と両立するすべての措置をとる。
- 5 地域社会の計画において家族的責任を有する労働者のニーズを反映すること並びに保育及び家族に関する地域社会のサービスを発展させ又は促進することを目的として、国内事情等と両立するすべての措置をとる。
- 6 各国の権限のある機関及び団体は、家族的責任を有する労働者の問題等に関する情報の提供及び教育を促進するための適当な措置をとる。
- 7 家族的責任を有する労働者が再び労働力の一員となること等ができるようにするため、国内事情等と両立するすべての措置をとる。
- 8 家族的責任それ自体は、雇用の終了の妥当な理由とはならない。
- 9 この条約は、法令、労働協約、就業規則、判決等により又は国内慣行に適合するその他の方法により、適用することができる。
- 10 この条約は、必要な場合には段階的に適用することができる。
- 11 使用者団体及び労働者団体は、国内事情及び国内慣行に適する方法により、この条約を実施するための措置の立案等に当たって参加する権利を有する。

1994年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）

【要旨】

この協定は、1983年（昭和58年）の国際熱帯木材協定に代わるものとして、1994年（平成6年）1月にジュネーブで開催された国際連合国際熱帯木材協定交渉会議において採択されたものであって、世界の木材経済に関する国際協力の枠組みを提供すること、熱帯木材の輸出を専ら持続可能なように経営されている供給源からのものについて行うことを2000年（平成12年）までに達成するための戦略（2000年目標）の実施のため加盟国を支援すること、持続可能な供給源からの熱帯木材の貿易の拡大を促進すること、森林経営及び木材利用の効率改善のための研究開発を促進し支援すること、木材に関する市場情報を改善すること、生産国の輸出収入増加のため生産国における熱帯木材の加工を促進すること等について規定している。1983年協定との主な相違点は、次のとおりである。

- 1 地球環境問題に対する関心の高まり、特に熱帯林の保全及び持続可能な経営を求める世論を背景に、消費国側が、環境面の配慮を強化した新協定の作成を強く主張した結果、この協定の目的等に2000年目標が盛り込まれた。
- 2 この協定に2000年目標を盛り込んだことに伴い、同目標の達成を支援するための財源として、バリ・パートナーシップ基金を新たに設立することが規定された。
- 3 生産国側が、熱帯林のみが持続的経営の条件の下に置かれ、かつ、国際的な監視を受けるのは不公平であるとして、温帯林及び寒帯林も新協定の中で対象とすべきであると主張した結果、統計情報等の市場情報に関しては温帯林及び寒帯林も協定の対象範囲とすること、この協定の発効後4年で協定の対象範囲の見直しを行うこと等が規定された。
- 4 2000年目標を根拠に、将来、熱帯木材貿易に制約が課されることに対する生産国側の強い懸念に応えるため、木材貿易を差別するための口実として、この協定を用いることは認めないとの規定が設けられた。

なお、我が国は、1994年（平成6年）12月13日に、この協定を暫定的に適用する旨の通告を行っている。

1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

【要旨】

この条約は、1990年（平成2年）11月に国際海事機関（IMO）の主催により開催された国際会議において作成されたものであり、油による汚染事件への準備及び対応に関し、各締約国がとる措置、国際協力の枠組み等について定め

るものである。主な内容は次のとおりである。

- 1 締約国は、この条約及びその附属書に従い、単独で又は共同して、すべての適当な措置をとることを約束する。
- 2 締約国は、自国を旗国とする船舶、自国の管轄の下にある沖合施設の管理者、自国の管轄の下にある海港及び油取扱施設の管理者等に対し、油汚染緊急計画等を備えることを要求する。
- 3 締約国は、自国を旗国とする船舶の船長等に対し、当該船舶で生じた事件であって油の排出をもたらすもの、海上で発見した油の排出をもたらす事件、油の浮遊等について最寄りの沿岸国に遅滞なく通報するよう要求する。
- 4 締約国は、自国の管轄の下にある沖合施設を管理する者に対し、当該沖合施設で生じた事件であって油の排出をもたらすもの、海上で発見した油の排出をもたらす事件、油の浮遊等について当該施設について管轄権を有する沿岸国に遅滞なく通報するよう要求する。
- 5 締約国は、自国の管轄の下にある海港及び油取扱施設の管理者に対し、油の排出をもたらす事件、油の浮遊等について自国の権限のある当局に遅滞なく通報するよう要求する。
- 6 締約国は、油による汚染事件の通報を受けた場合には、当該事件の評価、関係国への通報等を行う。
- 7 締約国は、油による汚染事件に迅速かつ効果的に対処するための国家的な体制を確立する。
- 8 締約国は、油による汚染事件が重大なものである場合には、関係する他の締約国の要請に基づき、自国の能力及び資源の利用可能性の範囲内で、技術上の支援、資材の提供等を行う。
- 9 締約国は、適当な場合には、油による汚染に係る準備及び対応に関し、技術援助を要請する締約国に対して支援を行うことを約束する。
- 10 締約国は、油による汚染事件に関し他の締約国の援助を要請した場合には、別段の合意がない限り、当該他の締約国がとった措置に係る費用を償還する。

万国郵便連合憲章の第5追加議定書の締結について承認を求めるの件

(閣条第11号)

【要旨】

万国郵便連合（以下「連合」という。）は、郵便物の国際交換制度の確立を目的として、1874年（明治7年）に設立された世界で最も古い歴史を有する国際機関の一である。連合は、その組織及び運営について定めた万国郵便連合憲章（以下「憲章」という。）に基づき機能し、憲章の枠内において、万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）及び万国郵便条約（以下「条約」

という。これらはすべての加盟国に対し締結が義務付けられている）並びに個々の業務を規律する諸約定（締結が任意である）が締結されている。憲章を除くこれらの文書については、連合の最高機関で、通常5年ごとに開催される大会議においてその内容の改正が行われ、新たな文書が作成されることになっている。1994年（平成6年）8月にソウルで開催された第21回大会議において、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、連合の運営を改善し、業務上の事項について変更を加える目的で、憲章その他の文書の内容に修正及び補足が行われた。その結果、憲章の一部を改正する新たな追加議定書、現行の一般規則及び条約に代わるべき新たな一般規則及び条約、現行の諸約定に代わるべき新たな諸約定が作成され、同大会議の最終日にそれぞれ署名された。

この追加議定書は、憲章の一部を改正するもので、前文、本文9箇条及び末文から成り、連合の組織の見直しを内容とし、主な改正点は次のとおりである。

- 1 大会議、執行理事会、郵便研究諮問理事会及び国際事務局から成る連合の機関のうち、執行理事会及び郵便研究諮問理事会を管理理事会及び郵便業務理事会に改組する。この結果、管理理事会が、連合の文書の規定に従って、大会議から大会議の間において連合の事業の継続を確保し、郵便業務理事会は、郵便業務に関する業務上、営業上、技術上及び経済上の問題を取り扱うことを任務とする。
- 2 条約及び関係諸約定の施行規則は、従来大会議の決定を考慮して執行理事会が定めることとなっていたが、今後は大会議の決定を考慮して郵便業務理事会が定める。

なお、この追加議定書は、1996年（平成8年）1月1日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件 (閣条第12号)

【要旨】

万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）は、1964年（昭和39年）のウィーン大会議において、万国郵便連合憲章（以下「憲章」という。）の作成に伴い、憲章の適用及び万国郵便連合（以下「連合」という。）の運営を確保するための実施細目を定めることを目的として作成された。

万国郵便条約（以下「条約」という。）は、1874年（明治7年）のベルン大会議において、連合を設立するとともに国際郵便業務を規律する目的で作成された連合の最初の文書である。その後、1964年（昭和39年）のウィーン大会議において、憲章及び一般規則が新たに作成され、条約の一部規定がこれらの文書に移行したが、条約は、連合の加盟国に対し、一般規則と共に憲章により締

結が義務付けられる文書とされた。

現行の一般規則及び条約は、1989年（平成元年）にワシントンで開催された第20回大会議において作成され、1991年（平成3年）1月1日に効力を生じたものであるが、1994年（平成6年）8月にソウルで開催された第21回大会議において、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、一般規則については、連合の運営を改善する目的でその内容に修正及び補足が行われ、条約については、業務上の事項について修正及び補足が行われ、さらに、業務の実施細目に係る規定を削除して基本的な規定のみを維持するとの観点から改編が行われた。その結果、現行の一般規則及び条約に代わるべき新たな一般規則及び条約が作成され、同大会議の最終日に署名された。それぞれの主な改正点は次のとおりである。

1 一般規則

- (1) 従来 of 執行理事会を管理理事会に改組し、その構成を従来 of 1 の議長国及び39 of 理事国から41 of 理事国に変更する。また、従来 of 執行理事会 of 権限 of うち、条約及び関係諸約定 of 施行規則を改正する権限、国際郵便業務 of 質 of 維持、向上及び近代化 of ために必要な活動を行う権限等を郵便業務理事会に移行し、新たに特別基金 of 管理規則及び任意基金 of 管理規則 of 制定権限、戦略計画案 of 承認権限等を管理理事会 of 権限に加える。
- (2) 従来 of 郵便研究諮問理事会を郵便業務理事会に改組し、その構成を従来 of 35 of 理事国から40 of 理事国に変更する。また、郵便業務理事会 of 権限に、従来執行理事会 of 権限とされていた条約及び関係諸約定 of 施行規則を改正する権限、国際郵便業務 of 質 of 維持、向上及び近代化 of ために必要な活動を行う権限等に移行し、新たに国際郵便業務 of 改善 of ための実際的措置 of 調整、戦略計画案 of 作成・修正権限等を加える。
- (3) 国際事務局について業務用言語（フランス語及び英語）を新たに設ける。
- (4) 国際事務局長 of 権限に、新たに管理理事会 of 承認を得た連合 of 年次予算を執行する権限、郵便業務理事会 of ために同理事会 of 指示に基づき大会議に提出する戦略計画案及び戦略計画 of 毎年 of 修正案を作成する権限等を加える。
- (5) 1996年（平成8年）から2000年（平成12年）までの各年 of 年次経費及び次回 of 大会議 of 開催経費 of 最高限度額を定める。また、各加盟国 of 分担金 of 支払について、管理理事会は、例外的な状況において、加盟国が未払 of 元金全額を支払った場合に、支払うべき利子 of 全部又は一部を免除することができる。

2 条約

- (1) 従来、原則2キログラムとされていた印刷物の重量制限を5キログラムまでに引き上げる。
- (2) 郵政庁が保険付郵便物の保険金額を一定の金額以下に制限する場合の限度額は、3,266.91SDR（約47万円）から、4,000SDR（約58万円）に引き上げる。
- (3) 差出人が居住国以外の国において多量に差し出し又は差し出させる郵便物等について、名あて郵政庁から差出郵政庁に対する配達に必要な費用の請求及び差出郵政庁が配達費用の支払に応じない場合の差出郵政庁の負担による当該郵便物の返送等の措置が認められる。
- (4) 書留郵便物及びM郵袋であって、書留としたものの損害賠償金の最高限度額が、それぞれ24.50SDR（約3,600円）から30SDR（約4,400円）、122.51SDR（約1万7,800円）から150SDR（約2万1,800円）に引き上げる。
- (5) 郵政庁は、相互で、電子郵便業務に参加することを取り決めることができる。電子郵便に関する料金は、郵政庁が費用及び市場の要求を考慮して定める。
- (6) 通常郵便物の到着料の基本料率を、重量1キログラムにつき2.940SDR（約430円）から3.427SDR（約500円）に引き上げる。
- (7) 大会議から大会議までの間の条約の改正に関する議案を実施するためには、従来は、重要な規定については投票の総数、その他の規定の改正については投票の過半数の賛成票を得なければならなかったが、今後はそれぞれ連合加盟国の半数以上の投票を条件として投票の3分の2以上、連合加盟国の半数以上の投票を条件として投票の過半数の賛成票を得ることとする。

なお、この一般規則及び条約は、1996年（平成8年）1月1日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）

【要旨】

小包郵便物に関する約定（以下「約定」という。）は、1880年（明治13年）の万国郵便連合パリ小会議において初めて作成され、我が国は、1902年（明治35年）から締約国となっている。現行の約定は、1989年（平成元年）にワシントンで開催された第20回大会議において作成され、1991年（平成3年）1月1日に効力を生じたものであるが、1994年（平成6年）8月にソウルで開催された第21回大会議において、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、業務

上の事項について修正及び補足が行われ、さらに、業務の実施細目に係る規定を削除して基本的な規定のみを維持するとの観点から改編が行われた。その結果、現行の約定に代わるべき新たな約定が作成され、同大会議の最終日に署名された。主な改正点は次のとおりである。

- 1 小包の重量の最大限度を、現行の1個20キログラムから31.5キログラムに引き上げる。
- 2 小包の配達料を原則廃止し、小包が受取人の住所に通常配達されない場合に、到着通知書を受取人に配達し、これに対し受取人から配達の見込額があったときにのみ配達料を徴収することができる。
- 3 郵政庁が保険付小包の保険金額を一定の金額以下に制限する場合の限度額を、現行の3,266.91 S D R（約47万円）から4,000 S D R（約58万円）に引き上げる。
- 4 郵政庁は、相互間で、一の差出人から外国にあてて多量に差し出される小包のための集合業務（任意の業務とし、コンサインメントと称する。）に参加することを取り決めることができる。
- 5 調査請求の料金を原則無料とし、小包の不着に関する調査請求については、当該小包の予定された送達期間が満了していないときは、差出人に対し当該期間を通報すべきである。
- 6 保険付小包以外の小包の損害賠償金の最高限度額を、現行の小包の重量に従った額から、小包1個ごとに40 S D R（約5,800円）及び重量1キログラムごとに4.50 S D R（約650円）として計算した額の合計額とする。
- 7 到着の陸路割当料金について、現行の重量級、小包1個ごと、閉袋重量1キログラムごとの3種類の割当方法による割当を、今後は、小包1個ごとの金額（2.85 S D R（約410円））と閉袋重量1キログラムごとの金額（0.28 S D R（約40円））を結合した単一の方法により割り当てる。なお、発送の陸路割当料金は規定から削除する。
- 8 大会議から大会議までの間の約定の改正に関する議案を実施するためには、従来は、投票の総数を得なければならなかったが、今後はこの約定の締約国である加盟国の半数以上の投票を条件として投票の3分の2以上を得ることとする。

なお、この約定は、1996年（平成8年）1月1日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）

【要旨】

郵便為替に関する約定（以下「約定」という。）は、1878年（明治11年）の

万国郵便連合パリ大会議において初めて作成され、我が国は、1885年（明治18年）から締約国となっている。現行の約定は、1989年（平成元年）にワシントンで開催された第20回大会議において作成され、1991年（平成3年）1月1日に効力を生じたものであるが、1994年（平成6年）8月にソウルで開催された第21回大会議において、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、業務上の事項について修正及び補足が行われた。その結果、現行の約定に代わるべき新たな約定が作成され、同大会議の最終日に署名された。主な改正点は次のとおりである。

- 1 この約定の締約国の仲介により締約国と締約国でない国との間で交換する為替に対して仲介郵政庁が課することができる料金は、従来は約定にその範囲を規定していたが、今後はその業務を行うことにより生ずる費用に基づいて仲介郵政庁が決定する料金とする。
- 2 請求人に対する為替金債務の弁済期限は、従来は請求の日の翌日から起算して6箇月以内であったが、今後は3箇月以内とする。また、請求を受けた郵政庁が債務の弁済を責任郵政庁に代わって弁済することができる期日は、責任郵政庁が正規に照会を受けた後5箇月経過後から、2箇月経過後とする。
- 3 払渡郵政庁に支払う払渡手数料の率の最高限度額を1.73 S D R（約250円）から2.52 S D R（約370円）とする。
- 4 各郵政庁は、郵便為替業務に関する支払のための決済用口座を保有することができる。
- 5 大会議から大会議までの間の約定の規定の追加に関する議案及び約定の規定の改正に関する議案を実施するためには、従来は、それぞれ投票の総数及び投票の3分の2を得なければならなかったが、今後はそれぞれこの約定の締約国である加盟国の半数以上の投票を条件として投票の3分の2以上及びこの約定の締約国である加盟国の半数以上の投票を条件として投票の過半数の賛成票を得ることとする。

なお、この約定は、1996年（平成8年）1月1日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

（閣条第15号）

【要旨】

郵便小切手業務に関する約定（以下「約定」という。）は、1920年（大正9年）の万国郵便連合マドリッド大会議において初めて作成され、我が国は、当初より締約国となっている。現行の約定は、1989年（平成元年）にワシントンで開催された第20回大会議において作成され、1991年（平成3年）1月1日に

効力を生じたものであるが、1994年（平成6年）8月にソウルで開催された第21回大会議において、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、業務上の事項について修正及び補足が行われた。その結果、現行の約定に代わるべき新たな約定が作成され、同大会議の最終日に署名された。主な改正点は次のとおりである。

- 1 合意によりポストネットに加入した郵便金銭業務を実施する機関は、当該機関が発行するカードの所有者に対し、ポストネットを利用した現金自動支払機による現金の払出しの業務を提供することができる。
- 2 大会議から大会議までの間の約定の規定の追加に関する議案及び約定の規定の改正に関する議案を実施するためには、従来は、それぞれ投票の総数及び投票の3分の2を得なければならなかったが、今後はそれぞれこの約定の締約国である加盟国の半数以上の投票を条件として投票の3分の2以上及びこの約定の締約国である加盟国の半数以上の投票を条件として投票の過半数を得ることとする。

なお、この約定は、1996年（平成8年）1月1日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について承認を求め るの件（閣条第16号）

【要旨】

この条約は、1994年（平成6年）12月9日に第49回国際連合総会において採択されたものであり、国際連合の平和維持活動等に従事する要員に対する殺人、誘拐の行為等を犯罪として定め、その犯人の処罰、当該犯罪についての裁判権の設定等について規定するものである。主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約は、国際連合要員及び関連要員並びに国際連合活動について適用する。

「国際連合要員」とは、①国際連合事務総長により、国際連合活動の軍事、警察又は文民の部門の構成員として任用され又は配置された者、②国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の職務を行うその他の職員及び専門家であって、国際連合活動が行われている地域内に公的資格で所在するものをいう。

「関連要員」とは、国際連合活動の任務の遂行を支援する活動を行うものであって、①国際連合の権限のある機関の同意を得て、政府又は政府間機関によって配属された者、②国際連合事務総長、専門機関又は国際原子力機関によって任用された者、③国際連合事務総長、専門機関又は国際原子力機関との合意に基づいて、人道的な目的を有する非政府機関によって配置された者をいう。

「国際連合活動」とは、国際連合憲章に従い国際連合の権限のある機関によって設けられ、かつ、国際連合の権限及び管理の下で実施される活動であって、①当該活動が国際の平和及び安全の維持又は回復を目的とするもの、②この条約の適用のため、安全保障理事会又は国際連合総会が当該活動に参加する要員の安全に対して例外的な危険が存在する旨を宣言したものをいう。

- 2 この条約は、国際連合憲章第7章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であって、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、かつ、国際武力紛争に係る法規が適用されるものについては適用しない。
- 3 締約国は、国際連合要員及び関連要員の安全を確保するための適当なすべての措置をとる。また、締約国は、適当と認める場合、特に受入国自身が必要な措置をとることができない場合には、国際連合及び他の締約国と協力する。
- 4 国際連合要員又は関連要員が自己の職務の執行の過程で捕らえられ又は拘禁された場合において、その身分が確認されたときは、尋問されることなく速やかに釈放され、かつ、国際連合その他の適当な当局に送還される。
- 5 締約国は、自国の国内法により、故意に行う①国際連合要員又は関連要員を殺し又は誘拐すること及びこれらの要員の身体又は自由に対するその他の侵害行為、②国際連合要員又は関連要員の公的施設、個人的施設又は輸送手段に対する暴力的侵害行為であって、これらの要員の身体又は自由を害するおそれのあるもの等を犯罪とし、当該犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。
- 6 締約国は、この条約に定める犯罪が自国の領域内等で行われる場合又は容疑者が自国の国民である場合において当該犯罪について自国の裁判権を設定しなければならず、また、当該犯罪が自国の国民に関して行われる場合等において当該犯罪について自国の裁判権を設定することができる。更に、締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、裁判権を設定したいずれの締約国に対しても当該容疑者を引き渡さない場合において当該犯罪について自国の裁判権を設定する。
- 7 容疑者が領域内に所在する締約国は、状況により正当である場合には、訴追又は引渡しのために当該容疑者の所在を確実にするため、自国の国内法により適当な措置をとる。
- 8 容疑者が領域内に所在する締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、いかなる例外もなしに、かつ、不当に遅滞することなく、自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

- 9 締約国は、この条約に定める犯罪を引渡犯罪とする。条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約を犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。
- 10 この条約は、22の批准書等が寄託された後30日で効力を生ずる。

平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）

【要旨】

宇宙分野での協力活動は多額の経費を必要とすること、宇宙という特殊な条件の下で行われること等の理由から、事故が発生し財産等に損害が生じた場合であっても、事故の原因が故意による場合等を除き、協力活動のパートナーに対して損害賠償請求を行わないことを予め互いに約束しておくことが従来より国際的に行われてきている。日米両政府とも、かねてよりこの考え方に依拠してきているが、米国政府は、特に1986年（昭和61年）1月のスペースシャトル・チャレンジャー号爆発事故以来、宇宙協力のパートナーに対して損害賠償請求権の相互放棄を一層強く求めるようになり、我が国に対しても相互放棄に関する枠組みを一般的に規定する協定の締結を要請してきた。これを契機に、1994年（平成6年）11月以来、両政府間で3度の交渉が行われた結果、1995年（平成7年）4月、ワシントンにおいてこの協定が署名された。主な内容は次のとおりである。

- 1 この協定は、平和的目的のための宇宙の探査及び利用における共同活動に関する日米両政府間の協力を促進するため、損害賠償責任に係る相互放棄の枠組みを確立することを目的とする。
- 2 この協定は、附属書に掲げる共同活動（宇宙飛行士訓練計画等7つの活動が掲げられている。以下「共同活動」という。）であって、この協定の効力発生時に既に実施されているもの又はこの協定の有効期間中に開始されるものについて適用する。両政府は、附属書の見直しのために定期的に協議を行い、合意により当該附属書を修正することができる。
- 3 この協定は、1988年（昭和63年）9月に作成された宇宙基地協力協定に従って行われる活動については、適用しない。
- 4 当事者（両政府、政府機関等）は、損害賠償責任に係る相互放棄に同意し、保護される宇宙作業（共同活動の下で行われるすべての活動）から生ずる損害（人損、物損等）についての請求であって、他方の当事者、他方の当事者の関係者（契約者、下請契約者等）及びそれらの被雇用者に対する請求をす

べて放棄する。

- 5 この相互放棄は、損害を引き起こした者又は財産が保護される宇宙作業に関係しており、かつ、損害を受けた者又は財産が保護される宇宙作業に関係していたために当該損害を受けた場合に限り適用する。
- 6 この相互放棄は、当該損害賠償請求の法的基礎が不法行為、契約その他いかなるものであるかを問わない。
- 7 当事者は、損害賠償責任に係る相互放棄を自己の関係者に及ぼす。
- 8 この相互放棄は、自然人の傷害、健康障害又は死亡について当該自然人、代位権者等により行われる請求、悪意により引き起こされた損害についての請求、知的所有権に係る請求等については適用しない。
- 9 この相互放棄は、共同活動の特性を考慮して、両政府の合意により制限することができる。
- 10 この協定は、両政府がこの協定の発効のために必要な国内法上の手続を完了した旨を相互に通告する公文を交換した日に発効し、5年間効力を有する。その後は、6か月前に文書による通告により終了させない限り、引き続き効力を有する。
- 11 この協定の終了は、共同活動がこの協定の終了時まで完了しているか否かを問わず、当該共同活動から生ずる請求についてのこの協定の適用に影響を及ぼすものではない。
- 12 附属書は、この協定が適用される共同活動の名称及びその実施機関、団体等の一覧表を掲載している。

なお、この協定とともに作成された交換公文において、両政府は、いずれか一方の政府が代位権者として損害賠償請求を行う場合には、当該請求の相手方に金銭上の負担が可能な限り生じないよう適当かつ必要な措置をとることに合意している。

政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）

【要旨】

この協定は、政府機関等による産品の調達に関し内国民待遇及び無差別待遇の原則を適用することを目的とする現行の政府調達協定（1979年（昭和54年）4月作成）に代わるものとして、1994年（平成6年）4月に作成されたものであり、前文、本文24箇条、末文、注釈及び4の附属書から成る。主な内容は次のとおりである。

- 1 この協定は、附属書Iにおいて特定されているこの協定の適用を受ける機関（中央政府機関、地方政府機関等）による調達に係る法令、手続、慣行に適用する。

- 2 締約国は、協定の適用を受ける機関が一定の価額以上の产品及びサービスを調達する場合には、公開入札、選択入札又は限定入札の一定の手続に従い調達を行うことを確保する。
- 3 締約国は、政府調達に係る法令等について、他の締約国の產品、サービス及び供給者に対し内国民待遇及び無差別待遇を与える。
- 4 先進締約国は、開発途上締約国に対して適当な技術援助を与え、また、開発途上締約国からの要請に応ずるため、情報センターを設置する。
- 5 締約国は、調達を行う機関を定める技術仕様等が国際貿易に対する不必要な障害をもたらさないようにする。
- 6 締約国は、政府調達に係る法令等を適当な出版物において公表する。
- 7 締約国は、供給者が調達に関して協定に対する違反の疑いがある旨苦情を申し立てることを可能とする手続を提供する。
- 8 1994年（平成6年）4月15日に署名によってこの協定を受諾した国又は批准を条件として同日までにこの協定に署名しその後1996年（平成8年）1月1日前にこの協定を批准した国については、この協定は1996年（平成8年）1月1日に効力を生ずる。世界貿易機関加盟国でこの協定の締約国でない国は、締約国との間で合意される条件によりこの協定に加入することができる。
- 9 現行協定の締約国であるこの協定の締約国の間においてはこの協定が適用される。
- 10 附属書の構成
 - 附属書Ⅰ（この協定の適用範囲を特定する。）
 - 付表1 この協定の適用を受ける中央政府機関の表（我が国では会計法適用を受ける全機関）
 - 付表2 この協定の適用を受ける地方政府機関の表（我が国では都道府県及び政令指定都市）
 - 付表3 この協定の適用を受けるその他のすべての機関の表（我が国では84の特殊法人）
 - 付表4 この協定の適用を受けるサービスの表（我が国では自動車の修理サービス等）
 - 付表5 この協定の適用を受ける建設サービスの表
 - 附属書Ⅱ 調達計画を公示する出版物の表
 - 附属書Ⅲ 常設名簿に係る公示を行う出版物の表
 - 附属書Ⅳ 法令、司法上の並びに一般に適用する行政上の決定及び手続を公示する出版物の表

なお、この協定は、1994年（平成6年）4月に作成されたガット・ウルグァイ・ラウンドの成果である「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（WTO設立協定）の附属書4に含まれるものであるが、ウルグァイ・ラウンドとは別途行われた交渉の結果作成されたものである等の理由により、WTO設立協定とは別途の締結手続がとられる。

旅券法の一部を改正する法律案（閣法第24号）

【要旨】

この法律案は、海外に渡航する国民の一層の便宜を図るとともに、旅券に関する国際的な動向等を勘案して、旅券法の一部を改正しようとするものであり、主な改正点は次のとおりである。

- 1 現在5年となっている一般旅券の有効期間を10年とするとともに、申請者の希望に応じて有効期間が5年の一般旅券も発給できるようにする。ただし、年少者は容貌の変化が著しいこと等もあり、20歳未満の者には有効期間5年の一般旅券を発給する。
- 2 有効期間が5年の一般旅券の手数料は現行と同じく1万円とし、有効期間が10年の一般旅券の手数料は1万5,000円とする。
- 3 親の旅券に子を併記することを廃止し、12歳未満の者に対しては、その旅券発給手数料を通常の5年有効旅券の手数料の半額とする。

なお、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）

【要旨】

この法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 在パラオ日本国大使館を新設する。
- 2 在パラオ日本国大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 3 在エンカルナシオン日本国領事館（パラグァイ）に係る規定を削除する。

なお、この法律は、平成7年4月1日から施行する。ただし、1の規定は、政令が定める日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・条約(18件)

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
1	中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	7. 2. 17	7. 2. 17 (予備)	7. 3. 16 承認	7. 3. 17 承認	7. 2. 17	7. 3. 10 承認	7. 3. 14 承認	
2	航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	2. 17	2. 17 (予備)	3. 28 承認	3. 29 承認	2. 17	3. 10 承認	3. 14 承認	
3	1994年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件	参	2. 17	2. 17	2. 23 承認	2. 24 承認	2. 17 (予備)	3. 10 承認	3. 14 承認	
4	1988年5月31日に総会において採択された1928年11月22日の国際博覧会に関する条約(1948年5月10日、1966年11月16日及び1972年11月30日の議定書並びに1982年6月24日の改正によって改正され及び補足されたもの)の改正の受諾について承認を求めるの件	〃	2. 17	2. 17	2. 23 承認	2. 24 承認	2. 17 (予備)	3. 10 承認	3. 14 承認	
5	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件	衆	3. 10	3. 10 (予備)	4. 13 承認	4. 14 承認	3. 10	3. 16 承認	3. 17 承認	
6	化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件	〃	3. 10	4. 14	4. 27 承認	4. 28 承認	3. 28	3. 29 承認	3. 30 承認	7. 3. 28 衆本会議趣旨説明 4. 14 参本会議趣旨説明

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
7	原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	7. 3. 10	7. 3. 10 (予備)	7. 4. 13 承認	7. 4. 14 承認	7. 3. 10	7. 3. 16 承認	7. 3. 17 承認	
8	家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（第156号）の締結について承認を求めるの件	〃	3. 10	3. 10 (予備)	4. 11 承認	4. 14 承認	3. 10	3. 16 承認	3. 17 承認	
9	1994年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件	参	3. 10	3. 10	3. 28 承認	3. 29 承認	3. 10 (予備)	4. 14 承認	4. 19 承認	
10	1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件	衆	3. 31	3. 31 (予備)	5. 11 承認	5. 12 承認	3. 31	4. 14 承認	4. 19 承認	
11	万国郵便連合憲章の第5追加議定書の締結について承認を求めるの件	参	3. 31	3. 31	4. 25 承認	4. 26 承認	3. 31 (予備)	5. 26 承認	5. 30 承認	
12	万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件	〃	3. 31	3. 31	4. 25 承認	4. 26 承認	3. 31 (予備)	5. 26 承認	5. 30 承認	
13	小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件	〃	3. 31	3. 31	4. 25 承認	4. 26 承認	3. 31 (予備)	5. 26 承認	5. 30 承認	
14	郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件	〃	3. 31	3. 31	4. 25 承認	4. 26 承認	3. 31 (予備)	5. 26 承認	5. 30 承認	
15	郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件	〃	3. 31	3. 31	4. 25 承認	4. 26 承認	3. 31 (予備)	5. 26 承認	5. 30 承認	
16	国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	4. 18	4. 27	5. 18 承認	5. 19 承認	4. 18	4. 26 承認	4. 27 承認	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
17	平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	7. 4. 28	7. 5. 15	7. 5. 30 承認	7. 5. 31 承認	7. 4. 28	7. 5. 12 承認	7. 5. 15 承認	
18	政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件	〃	4. 28	5. 26	5. 30 承認	5. 31 承認	4. 28	5. 12 承認	5. 15 承認	

・内閣提出法律案（2件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
※ 24	旅券法の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 7	7. 2. 21 (予備)	7. 2. 28 可決	7. 2. 28 可決	7. 2. 7	7. 2. 17 可決	7. 2. 21 可決	
32	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 10	2. 27 (予備)	3. 16 可決	3. 17 可決	内閣 2. 10	3. 10 可決	3. 14 可決	

【大蔵委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において大蔵委員会に付託された法律案は、内閣提出13件、衆議院議員提出1件であり、すべて成立した。

また、本委員会付託の請願5種類40件はすべて保留となった。

〔法律案の審査〕

大蔵委員会においては、付託された法律案のほとんどが今日の経済情勢、国際関係を反映した内容のものであったが、平成7年1月17日に未曾有の阪神・淡路大震災が発生したため、急遽提出された被災者等に対する税制面での支援、財政措置等、震災に対応する法律案も付託された。

震災対策における税制支援策では、まず、第1弾として、被災者等の負担軽減を図るため、所得税の雑損控除等の減免措置を平成6年分所得税に遡って適用可能とする等、緊急に対応すべき措置を盛り込んだ**阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案**、及び**災害減免法の適用条件の拡大等を行う災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案**が成立した。所得税の雑損控除と災害減免法のどちらを適用するのが有利であるかについて、大蔵省は、一概には言えないとし、個々の納税者の相談に応じて適宜、適切に指導していく旨の方針を示した。

税制支援策第2弾は、**阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案**である。これは、被災者や被災企業の被害に対応するため、所得税、法人税等の特例を設けるものであり、委員会では、特例で認められる法人税の繰戻し還付のあり方、地価税に関して土地の再評価を認める必要性等について質疑が行われた。

また、財政措置では、特例公債法案が2件成立した。

まず、**阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律案**は、震災への対処に必要な財源を確保するため、約8,000億円の特例公債の発行を可能とするものである。

次に、被災地の本格的復興措置に加え、急激な円高への対応等を盛り込んだ平成7年度補正予算の財源を確保するため、**平成7年度における公債の発行の特例に関する法律案**が成立した（約5,600億円の特例公債発行）。特例公債の償還財源の確保について、武村大蔵大臣から、消費税率引上げによる対応は現時点では考えていないと表明されたものの、具体的な財源手当は示されなかった。

震災対策関連法案以外の主なものとしては、まず、平成6年度補正予算関連で、漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案が成立した。

委員会では、漁業共済保険勘定への繰入れが必要となった原因、世界銀行に地球環境ファシリティ（GEF）の事務局を設置することの妥当性等について質疑が行われた。

次に、平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案は、国債費定率繰入れ停止等、会計間の繰入れの特例を定めるものであり、一段と深刻化した財政状況の下、昨年度に引き続き提出された。

委員会では、いわゆる隠れ借金を赤字国債の発行に切り替えて、財政の実態を国民に明らかにする必要性が問われたが、武村大蔵大臣は、歯止めなき財政悪化につながる赤字国債の発行は極力回避する必要があると、会計間のやりくりはやむを得ない措置であるとの認識を示した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第8号）は、平成7年度税制改正として、企業関係の租税特別措置等の縮減・合理化、土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の税率の見直し等を主な内容とするものである。

委員会では、土地の長期譲渡所得の税率引下げの背景が問われたが、所得減税により緩和された勤労所得とのバランス等を勘案して、4,000万円以下の譲渡所得について引下げを行うとの答弁があった。

また、円高対策として輸入促進税制の拡充等を主な内容とする租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第99号）が再び提出された。

委員会では、輸入促進税制が、大企業優遇税制となっている懸念、消費者向け輸入促進税制を検討することの必要性等について質された。

さらに、関税について、とうもろこしに係る関税割当制度の拡充等を内容とする関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案が成立した。

財政、税制等のほか、保険制度において、半世紀ぶりの抜本的改革が行われた。我が国の保険事業を取り巻く環境は、近年の急速な高齢化、国民の価値観の多様化、金融の自由化、国際化等にみられるように、急速に変化している。このような経済社会情勢の変化に対応するとともに、保険業の健全性を確保することを目的として、昭和14年以来の全面改正である保険業法案及び保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案が成立した。

委員会では、保険制度改革による契約者にとってのメリットが問われたが、

大蔵省は、①自由化、規制緩和による競争促進に伴い、保険商品の多様化が進むこと、②保険ブローカー制度導入、生命保険募集人の一社専属制の一部緩和等により、保険商品の販売チャンネルが拡大すること等を挙げた。一方、契約者保護の観点から、保険会社間の相互援助を行う保険契約者保護基金を契約者への支払保証機能を持つ仕組みに発展させるべきであるとの意見が出された。

〔国政調査等〕

2月9日、武村大蔵大臣から所信を聴取するとともに、12月14、15日（前国会閉会后）に行われた大阪府、京都府への委員派遣の報告を行った。また、3月10日、財政及び金融等の基本施策について質疑を行い、3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度大蔵省関係予算の審査が行われた。

今国会は、ことに、バブル崩壊により顕在化した金融面での課題に関する議論が大半を占めた。

東京協和、安全の両信用組合の倒産に伴う「東京共同銀行問題」に関連して、金融機関が経営破綻に陥った際の対応策が議論となった。大蔵省は、預金者への預金の払戻し（いわゆるペイオフ）について、金融機関への信頼性確保を考慮すると現段階では難しいという認識を示した。

また、1994年末のメキシコ通貨危機を発端とした急激なドル安・円高について、武村大蔵大臣は、思惑的、投機的な動きで、ファンダメンタルズを逸脱したものであり、各国との緊密な連携により対処したいという見解を示した。

行政改革論議が活発化するなかで、3月14日、日本輸出入銀行と海外経済協力基金の4年後の統合が政府・連立与党で合意された。これに関し、保田博輸銀総裁は、委嘱審査において、統合後においても、輸銀の持つ経営の健全性、業務の機動性、効率性を損なわず、基金の途上国援助機能と輸銀の商業的取引を峻別するように努めたいとの所感を述べた。

（2）委員会経過

○平成7年2月9日（木）（第1回）

- 租税及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 財政及び金融等の基本施策に関する件について武村大蔵大臣から所信を聴いた。
- 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

以上両案について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、経済企画庁及び自治省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第1号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、二院
反対会派 なし

（閣法第2号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、二院
反対会派 なし

○平成6年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について提出者衆議院大蔵委員長尾身幸次君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第1号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、二院
反対会派 なし

○平成7年2月17日（金）（第2回）

○阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）

以上両案について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第45号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、二院
反対会派 なし

（閣法第46号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、二院
反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成7年2月28日（火）（第3回）

○阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）

について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第53号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、二院
反対会派 なし

○平成7年3月10日（金）（第4回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

- 財政及び金融等の基本施策に関する件について武村大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行理事小島邦夫君に対し質疑を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）
租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）
以上両案について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、
平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について武村大蔵大臣、政府委員、郵政省、厚生省当局及び参考人日本銀行企画局長山口泰君に対し質疑を行った。

○平成7年3月16日（木）（第5回）

- 平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）
租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）
以上両案について武村大蔵大臣、政府委員、国土庁、通商産業省、自治省、建設省及び労働省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。
- （閣法第3号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、二院
反対会派 共産
- （閣法第8号） 賛成会派 自民、社会、二院
反対会派 平成、新緑、共産
- なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。
- 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月17日（金）（第6回）

- 委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
平成7年度特別会計予算（衆議院送付）
平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（大蔵省所管、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行）について武村大蔵大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、厚生省、通商産業省当局、参考人日本輸出入銀行総裁保田博君、日本開発銀行総裁吉野良彦君及び国民金融公庫総裁尾崎護君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- **関税込率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案**（閣法第34号）（衆議院送付）について武村大蔵大臣、政府委員、農林水産省及び沖縄開発庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第34号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、二院

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成7年3月24日（金）（第7回）

- **阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第91号）（衆議院送付）について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第91号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院

反対会派 なし

欠席会派 新緑

○平成7年5月19日（金）（第8回）

- **平成7年度における公債の発行の特例に関する法律案**（閣法第98号）（衆議院送付）

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

以上両案について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員資源エネルギー庁、建設省及び通商産業省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第98号） 賛成会派 自民、社会、平成、二院

反対会派 共産

欠席会派 新緑

（閣法第99号） 賛成会派 自民、社会、平成、二院

反対会派 共産

欠席会派 新緑

- **保険業法案**（閣法第93号）（衆議院送付）

保険業法案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

以上両案について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年5月23日（火）（第9回）

- **保険業法案**（閣法第93号）（衆議院送付）

保険業法案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

以上両案について武村大蔵大臣、政府委員、厚生省、郵政省、農林水産省及び公正取引委員会当局に対し質疑を行った。

○平成7年5月25日（木）（第10回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○保険業法案（閣法第93号）（衆議院送付）

保険業法案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

以上両案について以下の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、武村大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

保険審議会会長	徳田 博美君
慶應義塾大学法学部教授	倉沢 康一郎君
生活経済ジャーナリスト	高橋 伸子君

○平成7年5月30日（火）（第11回）

○保険業法案（閣法第93号）（衆議院送付）

保険業法案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第93号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、二院
反対会派 共産

（閣法第94号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、二院
反対会派 共産

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成7年6月14日（木）（第12回）

○請願第70号外39件を審査した。

○租税及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、平成6年度における台風等によるさけ・ます定置漁業の著しい漁獲金額の減少等により、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に生ずる保険金の支払財源の不足に充てるため、次の措置を講じようとするものである。

- 1 平成6年度において一般会計から92億2,478万6,000円を限り、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に繰り入れることができる。
- 2 右の一般会計からの繰入金については、後日、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定において決算上の剰余が生じた場合には、当該繰入金に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、地球環境の保全を支援するため国際復興開発銀行（以下「銀行」という。）に設けられる基金に充てるため我が国から拠出することとなるのに伴い、当該拠出について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 政府は、銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、地球環境の保全を支援するため銀行に設けられる基金に充てるため拠出することができる。
- 2 政府は、銀行に対して、一般会計の負担において外国通貨又は本邦通貨で、拠出をすることができる。
- 3 政府は、本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で拠出することができる。

なお、同基金への拠出は、約4億1,500万ドル（約457億円）であり、平成6年度に約114億円、平成7年度に約343億円を国債により払い込む予定である。

平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、平成7年度における国の財政収支の状況にかんがみ、適切な財政運営を行うため、次のような特例措置を講じようとするものである。

- 1 一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例
国債の元金償還に充てるべき資金として、前年度首国債総額の1.6%相当額及び割引国債に係る発行価格差減額（発行価格と額面との差額）の年割額

(差減額を償還年限で除した金額)に相当する金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることとされているが、平成7年度においては当該繰入れを行わないこととする(本措置に係る金額は3兆2,457億円である。)

2 社会資本整備特別措置法による貸付金の償還の特例等

定率繰入れ等の停止により、国債整理基金の運営に支障が生じないようにするため、平成7年度において、日本道路公団、日本開発銀行等に対する日本電信電話株式会社の株式売払収入に係る貸付金(A・Cタイプ貸付金)について繰上償還を行うことができることとするとともに、別途、貸付先に対して相当額の貸付けを行うこととする(本措置に係る金額は1兆1,087億円である。)

3 一般会計からの決算調整資金への繰入れの特例

平成5年度の決算上の不足に係る国債整理基金から決算調整資金への繰入れ相当額については、決算調整資金に関する法律の規定により、平成7年度までに一般会計から同資金を通じて同基金へ繰り戻すこととされているが、これを平成8年度まで延期することとする(本措置に係る金額は5,663億円である。)

4 一般会計において承継した債務等の償還の特例

交付税及び譲与税配付金特別会計、日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団から過去に一般会計において承継し、現在は一般会計が資金運用部に対して負っている債務(承継債務)について、平成7年度の償還を延期できることとする(本措置に係る金額は8,054億円である。)

5 一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例

(1) 平成7年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れのうち経過的国庫負担に係るものについては、その2分の1に相当する額を下らない範囲内において予算で定める金額を繰り入れることとする(本措置に係る金額は4,150億円である。)

(2) 将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、後日、繰入調整分及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を、一般会計から繰り入れるものとする。

6 一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例

(1) 国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るため、平成7年度において一般会計から国民年金特別会計国民年金勘定への繰入金額に加算するものとされている金額を加算しないものとする(本措置に係る金額は2,372億円である。)

(2) 将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれることのないよう、

後日、加算しなかった金額相当額及びその運用収入相当額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から繰り入れるものとする。

7 一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例

- (1) 平成7年度における一般会計から労働保険特別会計雇用勘定への繰入れについて、国庫負担額から300億円を控除して繰り入れるものとする。
- (2) 雇用保険事業の適正な運営が確保されるよう、後日、各年度の労働保険特別会計雇用勘定の収支の状況等を勘案して、特例措置による繰入れ調整分及びその運用収入相当額の合計額に達するまでの金額を、一般会計から繰り入れるものとする。

8 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ

平成7年度において、外国為替資金特別会計法第13条の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れ（6,300億円）をするほか、同特別会計から3,500億円を限り、一般会計へ繰り入れることができるものとする。

9 自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ

- (1) 平成7年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定から2,910億円、同特別会計保障勘定から190億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができるものとする。
- (2) 後日、繰入金相当額及び運用収入相当額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から繰り入れるものとする。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 毎年度の予算編成に伴い、国債整理基金への定率繰入停止等の特例措置を講ぜざるを得ない我が国財政の実情にかんがみ、国の財政の実態をより一層明らかにすることにより、財政改革の必要性についての国民の理解と協力の確保に努めること。
- 一 膨大な国債残高を抱える我が国財政の現状を真剣に受け止め、財政の柔軟な対応力の回復を図るため、既存の制度・施策や歳出構造について、更に徹底した見直しに取り組むこと。
- 一 繰入れ特例等の各種の措置はあくまで臨時緊急の措置であり、各特別会計が果たしているそれぞれの制度・施策の運営に支障を生じない範囲で行われることは当然として、厚生年金保険事業等に係る国庫負担の繰入特例措置分等については、国及び各事業の財政状況等を勘案しつつ、できる限り速やかな繰戻しに努めること。

右決議する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、個人所得課税の負担軽減及び消費課税の充実を内容とする今般の税制改革並びに当面の景気に配慮した平成7年分所得税の特別減税に関連する法律が成立したことを踏まえ、最近の社会経済情勢の変化及び現下の厳しい財政状況に顧み、課税の適正・公平を確保する観点から租税特別措置の大幅な整理合理化を行うとともに、早急に実施すべき措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 租税特別措置の整理合理化

(1) 租税特別措置の縮減合理化等

公害防止用設備の特別償却、新築貸家住宅の割増償却などの特別償却制度について、償却割合の引下げ、対象範囲の縮減等を行うほか、プログラム等準備金、使用済核燃料再処理準備金等について、積立割合を引き下げる等の措置を講ずる。

(2) 租税特別措置の廃止

特定対内投資事業用資産の割増償却、開墾地等の農業所得の免税、海外移住の場合の譲渡所得等の課税の特例など、8項目について制度を廃止する。

2 その他の租税特別措置等の改正

(1) 社会経済情勢の変化への対応

① 企業の事業革新の円滑化に資するため、一定の事業者に対し、増加試験研究費に対する10%の税額控除等の措置を講ずる。

② 中小企業の創造的事業活動の促進に資するため、一定の中小企業者に対し、機械等の設備投資に対する30%の特別償却又は7%の税額控除等の措置を講ずる。

③ 長期所有土地等から既成市街地等以外の地域内にある建物、機械装置等への買換えについて、課税繰延割合を60%（現行80%）に引き下げるほか、懸賞金付預貯金等の懸賞金品について、利子に係る課税方式と同様に、15%の税率による源泉分離課税の対象とする等の措置を講ずる。

(2) 土地・住宅税制の見直し等

① 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税について、特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分の税率を25%（現行30%）に引き下げる。

② 特定の届出駐車場の用に供されている土地等のうち、条例の規定に基づく附置義務駐車施設の用に供されている部分について、課税価格に算入すべき土地等の価額を2分の1に軽減する等、地価税の特例を創設す

る。

- ③ 住宅取得促進税制について、適用対象者の所得要件を2,000万円以下（現行3,000万円以下）に引き下げた上、平成8年12月31日まで適用期限を延長する。

(3) その他

民間国外債の利子及び発行差金の非課税、住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等適用期限の到来する特別措置について、実情に応じその適用期限を延長する等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う平成7年度の租税増収見込額は、約280億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国民の理解と信頼に基づく税制の確立のため、引き続き、公平・公正の見地から税制について不断の見直しを行い、特に租税特別措置については、政策目的、政策効果、利用状況等を十分吟味し、今後とも徹底した整理・合理化を推進すること。
- 一 変動する納税環境、業務の一層の複雑化・国際化、制度改正等に伴う事務量の増大及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、国税職員については、その職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境の充実及び定員の一層の確保につき特段の努力をすること。

右決議する。

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第34号）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、免税還付制度等について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 関税率等の改正

平成7年3月31日に適用期限の到来する石油関係の免税還付制度について、その適用期限を延長するとともに、最近の国内産業事情等に鑑み、自動車用繊維製品等の関税率を撤廃するほか、とうもろこしに係る関税割当制度を拡充する等の措置を行う。

2 関税率表の改正

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）に定める品目表が改正されることに伴い、関税率表の品目分類に関する所要の調整を行う。

3 施行期日

本法律は平成7年4月1日から施行する。ただし、HS条約の改正に伴う関税率表の改正については、平成8年1月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成7年度一般会計の関税減収見込額は、約30億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢に対処するとともに、国民経済的な視点から、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
 - 一 著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化するなかで、その適正かつ迅速な処理に加え、銃砲、麻薬・覚せい剤、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化が国際的・社会的要請として一層強まっていることにかんがみ、税関業務の一層の効率的、重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮して、今後とも、中長期的展望に基づく税関職員の定員の確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。
- 右決議する。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案（閣法第45号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災（以下「大震災」という）による被害が、広範な地域にわたり、同時・大量・集中的に、かつ、平成6年分の所得税の申告期限前という特殊な時期に発生したこと、及び大震災が神戸港という我が国の貿易拠点を直撃し甚大な被害を引き起こしたこと等を踏まえ、被災者等の負担の軽減を図る等のため、緊急に対応すべき措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 所得税関係

(1) 雑損控除の特例

大震災により住宅家財等について損失が生じたときは、平成6年分の所得において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける。

(2) 被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例

(1)との関連で、大震災により事業用資産等について損失が生じたときは、

その損失の金額を平成6年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができる特例を設ける。

(3) 災害減免法の特例

大震災により住宅又は家財について甚大な被害を受けたときは、(1)との選択により、平成6年分の所得税について、災害減免法（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）による軽減免除の適用を受けることができる特例を設ける。

2 関税関係

(1) 納期限等の延長

関税の納期限延長制度の利用者で今回被災した者に係る関税の納期限を延長する等の特例を設ける。

(2) 臨時開庁手数料等の免除

緊急救援物資及び被災した貨物を執務時間外に通関する際の臨時開庁手数料等を免除する等の特例を設ける。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災の被災者を含む災害被害者の負担の軽減を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 所得税の軽減免除又は徴収猶予等の適用対象となる者の所得限度額を現行の600万円から1,000万円に1.7倍程度引き上げるとともに、全額免除等の対象となる所得限度額についても、同程度の引上げを行う。
- 2 1の改正は、原則として、平成6年分の所得税から適用する。

【「閣法第45号」及び「閣法第46号」に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の阪神・淡路大震災に伴う緊急対応等の執行に当たっては、被災者である納税者の実情等に十分留意して、税務相談・広報の充実を期するなど、その円滑な実施に努めること。
- 一 大震災が広範な地域にわたり、同時・大量・集中的に発生したこと等を踏まえ、被災者・被災企業の生活・事業の早急な復旧を図り、それを支援する等の観点から、所得税の緊急対応等に引き続き、必要に応じて、税の制度、執行両面にわたり、可能な限り迅速、適切かつ有効な対応を行うこと。
- 一 所得税の緊急対応等の迅速な実施を含め、納税環境に的確に対応するため、国税職員及び税関職員の処遇改善、定員確保など、税務執行体制の一層の充

実に努めること。

右決議する。

阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第53号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災に対処するために必要な財源を確保するため、平成6年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、財政法第4条第1項ただし書の規定により同年度において追加的に発行される公債（建設公債）についての発行時期及び会計年度所属区分の特例に関する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特例公債の発行等

- (1) 政府は、平成6年度において、財政法第4条第1項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成6年度の一般会計補正予算（第2号）において見込まれる租税収入の減少を補い、及び当該補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額（8,106億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。
- (2) (1)により平成六年度に発行することができることとされた特例公債の発行は、平成7年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成6年度所属の歳入とする。
- (3) 政府は、(1)による特例公債の発行限度額について国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- (4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

2 建設公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例

平成6年度一般会計補正予算（第2号）において追加発行される建設公債の発行は、平成7年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該建設公債に係る収入は、平成6年度所属の歳入とする。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災（以下「大震災」という。）による被害が、広範な地域にわたり、同時・大量・集中的に発生したこと等を踏まえ、先般の緊急に対応すべき措置として講じた所得税における雑損控除の特例等の措置に加え、被災者、被災企業の被害に対する早急な対応及び被災地における生活・

事業活動の復旧等への対応を図る等のため、所得税、法人税その他国税関係法律の特例を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 被災者・被災企業の被害に対する早急な対応

(1) 住宅取得促進税制の適用の特例

制度適用の住宅が大震災により滅失等しても、6年の控除期間のうち残存期間につき継続適用する。

(2) 財形住宅貯蓄等の遡及課税等の特例

財形住宅（年金）貯蓄の大震災に伴う目的外の払出しの場合にも、利子等の遡及課税等を行わない。

(3) 法人税の繰戻し還付

欠損金額のうち震災損失金額がある場合には、前年の法人税額のうち、震災損失金額に対応する部分の税額を還付する。また、その還付税額が震災損失金額の2分の1に対応する部分の税額に満たない場合には、その満たない部分につき、更に1年遡って還付する。

(4) 相続税・贈与税の特例

大震災の被災日前の相続又は贈与で被災日以降に申告期限が到来する場合、指定地域内の土地及び一定の非上場株式については、大震災発生直後の価額によることができるものとする。

2 被災地における生活・事業活動の復旧等への対応

(1) 住宅資金の貸付け等を受けた場合の特例

大震災により自己の住宅が滅失等した従業員が、企業から住宅の取得等を目的とした無利子ないし低利融資を受ける場合、従業員が受ける経済的利益には所得税を課さない。

(2) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却

大震災により被災市街地復興特別措置法の規定により住宅被災市町村とされた市町村の区域内において取得する一定の優良な賃貸住宅につき、5年間、耐用年数45年以上のものにあっては100分の70、耐用年数45年未満のものにあっては100分の50の割増償却を認める。

(3) 事業用資産の買換え特例

被災区域内の土地等を譲渡し、国内にある土地、建物その他の減価償却資産を取得する場合、及び被災区域外の土地等を譲渡し、被災区域内の土地、建物その他の減価償却資産を取得する場合につき、原則として100%の割合により、圧縮記帳による課税の繰延べを認める。

(4) 登録免許税の特例

大震災により滅失等した住宅、工場、事務所等の建物に代えて取得する

建物につき、所有権の保存・移転登記、その取得資金の抵当権の設定登記に係る登録免許税を免税とする。

3 その他

居住用財産及び特定の事業用資産の買換えの特例等に係る買換資産の取得期間等の延長の特例、消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る適用関係の特例等、所要の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う租税減収見込額は、約1,200億円である。

保険業法案（閣法第93号）

【要旨】

本法律案は、内外の経済社会情勢の変化に対応し、保険会社の経営の健全性と保険募集の公正を確保することにより保険契約者等の保護の徹底を図るとともに、保険会社の適正な競争の促進及び諸外国との調和のとれた保険制度の構築を図る必要性にかんがみ、保険制度の包括的な改革を実施するため、保険業法の全部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 規制緩和・自由化

(1) 生損保の相互参入

① 子会社方式による相互参入

現行の生損保兼営禁止を改め、生命保険会社が損害保険子会社を、損害保険会社が生命保険子会社を持つことを認め、互いの分野への進出を可能にする。

② 傷害・疾病・介護分野への生損保各保険会社本体による相互参入

生命保険、損害保険のいずれか一方にのみ属すると判断し難く、いわゆる第三分野と呼ばれている傷害・疾病・介護保険について、生損保各保険会社が本体で相互参入することを可能にする。ただし、その参入については、これらの分野への依存度の高い中小国内保険会社及び外国保険会社に配慮しつつ、他の分野の規制緩和の進展度合いを見ながら進めていくこととする。

(2) 商品及び料率規制の緩和

保険商品及び保険料率について、現行の認可制を改め、保険契約者保護に欠けるおそれが少ないものについては、届出制とする。

(3) 生命保険募集の一社専属制の一部緩和

1社の商品しか取り扱えない現行法下の生命保険募集に係る一社専属制を緩和し、保険契約者保護に欠けるおそれがない場合には、複数の生命保険会社の商品を取り扱ってもよいこととする。

(4) 保険ブローカー（保険仲立人）制度の導入

新たに保険ブローカー（保険契約者と保険会社との間に立って、保険契約の締結の媒介を行う者）制度を導入するとともに、保険仲立人に係る登録制度、保証金の供託等の制度を設ける。

2 健全性の維持

(1) 自己資本比率（ソルベンシー・マージン）基準の導入

保険会社の健全性維持のための指標として、自己資本比率（ソルベンシー・マージン）基準を導入することとし、大蔵大臣は、保険会社のソルベンシー・マージンその他財産の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることができる。

なお、ソルベンシー・マージン基準とは、自己資本相当額を、予想を超えた保険事故が起こった場合などの支払リスクの見込額で割ったものである。

(2) 保険契約者等の保護のための特別の措置等

保険契約者等の保護の観点から、保険会社は、「保険契約者保護基金」を設け、大蔵大臣の指定を受けることができる。基金は、破綻保険会社から救済保険会社への保険契約の包括移転等を円滑に進めるために救済保険会社に資金援助を行うこととし、所要の規定を設ける。

(3) 保険計理人制度の拡充

健全性の維持を強化する観点から、保険会社において保険数理を担当する専門家である保険計理人の職務を拡充し、責任準備金の積立てが適正であるか否かの確認業務等も行うこととする。

3 公正な事業運営の確保

(1) 相互会社における経営チェック機能の強化

① 社員総会に代わるべき機関として、社員総代会を法律上明記する。

② 現行では、社員の100分の1以上を必要とする社員の総代会における提案権の行使について、総社員の1,000分の1以上若しくは社員1,000名以上又は総代3名以上に改める等少数社員権、少数総代権の行使要件を実質的に行使可能な基準とする。

③ 社員の代表訴権（総社員の100分の3以上）を単独権化する。

(2) 経営内容の開示（ディスクロージャー）についての規定の整備

現行の銀行法と同様に、ディスクロージャーの根拠となる規定を法律上に設ける。

4 その他

(1) 保険募集の取締に関する法律及び外国保険事業者に関する法律を保険業法に一本化する。

(2) 現行法下では規定のない相互会社から株式会社への組織変更の規定を創

設し、相互会社及び株式会社の双方向の組織変更を可能にする。

保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第94号）

【要旨】

本法律案は、保険業法の施行に伴い、損害保険料率算出団体に関する法律その他の法律について、保険業法の改正内容に対応して改正を行うとともに、所要の規定の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 次の法律について、その一部を保険業法の改正内容に対応して改正する等のほか、保険業法の準用規定の改正等、所要の規定の整備を図る。

(1) 証券取引法

相互会社の発行する社債を証券取引法上の有価証券とする等の改正を行う。

(2) 損害保険料率算出団体に関する法律

損害保険料率算出団体が算出する保険料率について許可制から届出制へ移行するとともに、契約者保護上問題のない種目については、その保険料率に含まれる付加保険料率（社費・手数料部分）について損害保険会社の経営努力で自由に料率設定ができるようにする等の改正を行う。

2 金融機関再建整備法等18法律について、保険業法の準用規定を改正する等、所要の規定の整備を図る。

【「閣法第93号」及び「閣法第94号」に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の保険制度改革の内容が広範多岐にわたるものであることにかんがみ、その着実な実施を確保するとともに、利用者の混乱を招かないよう必要に応じ漸進的かつ段階的に対処すること。また、政省令を制定するに当たっては、行政の透明性を確保するため、その内容を明確に規定するとともに、行政裁量によって、制度改革の趣旨が損なわれることのないよう格段の注意を払うこと。
- 一 保険商品・料率規制の緩和、ブローカー制度導入等保険業における規制の緩和・自由化に際しては、契約者保護に十分に留意するとともに、保険会社のディスクロージャーの充実を図り、保険制度全般にわたって自己責任原則の確立に資するよう努めること。
- 一 保険会社の経営の健全性を表す一つの指標であるソルベンシー・マージン制度については、早期にその定着を図るとともに、将来その結果の公表を行う方向で検討すること。
- 一 生損保間の子会社による相互乗り入れの実効性を確保し、生損保両事業の

競争促進を通じて利用者のニーズへの的確な対応を図るため、ファイアー・ウォールは必要最小限に止めるとともに、生損保の募集業務における秩序と競争条件の公平性に留意しつつ、クロス・マーケティングの実現が確保されるよう配慮すること。

- 一 支払保証制度については、契約者保護及び保険制度に対する信頼を確保する見地から、早急に検討を開始すること。
 - 一 傷害・疾病・介護分野（いわゆる第3分野）への本体相互参入に係る激変緩和措置は、利用者の立場等から長期にわたることのないよう十分配慮すること。
 - 一 銀行・証券等との相互参入は、保険制度改革の定着状況を見極めた後に、出来るだけ早期に子会社方式による相互参入が可能となるよう努めること。
 - 一 自動車損害賠償責任保険の取扱いについては、事故処理に対する適正な事業運営体制の確保にあわせ、自動車損害賠償責任保険が強制保険であることにかんがみ、料率をできる限り低廉にするように配慮すること。
- 右決議する。

平成7年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第98号）

【要旨】

本法律案は、平成7年度の一般会計補正予算（第1号）における阪神・淡路大震災に対処するための措置、地震等についての防災のための事業を緊急に実施するための措置、急激な外国為替相場の変動等に伴う最近の経済情勢に対処するための措置等に必要な財源を確保するため、平成7年度における公債の発行の特例（特例公債）に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特例公債の発行等

- (1) 政府は、財政法第4条第1項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成7年度の一般会計補正予算（第1号）において見込まれる租税収入の減少を補い、及び当該補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額（5,638億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。
- (2) (1)により平成7年度に発行できるとされた特例公債の発行は、平成8年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成7年度所属の歳入とする。
- (3) 政府は、(1)による特例公債の発行限度額について国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- (4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第99号）

【要旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、先の緊急円高・経済対策の一環として、輸入促進税制を拡充するとともに、中小企業の事業展開の促進を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 輸入促進税制の拡充

- (1) 輸入促進税制について、輸入製品の増加割合が10%を超える場合における次に掲げる制度に係る税額控除割合等を、当該増加割合に応じ、次の措置を講ずる。

輸入額が増加した場合の税額控除及び割増償却制度においては、税額控除割合を100分の10（現行100分の5）に、割増償却限度割合を100分の50（現行100分の25）に、それぞれ引き上げる。

- (2) 輸入製品国内市場開拓準備金制度における積立割合を100分の40（現行100分の20）に引き上げる。

2 中小企業の事業展開の促進を図るための措置

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法（中小リストラ法）の一部改正に伴い、次の措置を講ずる。

- (1) 同法の承認事業展開計画を実施する特定中小企業者が取得する一定の機械装置を、事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度の対象に加える。
- (2) 同法の承認事業展開計画を実施する特定中小企業者について、欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の対象から除外することにより、繰戻し還付を認める。

なお、本法律施行に伴う平成7年度の租税減収見込額は、約140億円である。

平成6年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第1号）

【要旨】

本法律案は、平成6年度において、水田営農活性化対策による米の計画生産を推進するため、政府等が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田営農活性化助成補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 個人が交付を受ける同補助金については、一時所得に係る収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

2 農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後2年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う平成6年度における租税の減収見込額は、約2億円である。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案 (13件)

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
1	漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案	衆	7. 1. 20	7. 1. 31 (予備)	7. 2. 9 可決	7. 2. 9 可決	7. 1. 31	7. 2. 7 可決	7. 2. 7 可決	
2	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	〃	1. 20	1. 31 (予備)	2. 9 可決	2. 9 可決	1. 31	2. 7 可決	2. 7 可決	
※ 3	平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案	〃	1. 20	2. 28	3. 16 可決 附帯決議	3. 17 可決	2. 10	2. 27 可決 附帯決議	2. 27 可決	7. 2. 10 衆本会議趣旨説明 2. 28 参本会議趣旨説明
※ 8	租税特別措置法の一部を改正する法律案	〃	1. 31	2. 28	3. 16 可決 附帯決議	3. 17 可決	2. 10	2. 27 可決 附帯決議	2. 27 可決	
※ 3 4	関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 10	2. 27 (予備)	3. 17 可決 附帯決議	3. 17 可決	2. 10	3. 8 可決 附帯決議	3. 10 可決	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
45	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案	衆	7. 2.17	7. 2.17 (予備)	7. 2.17 可決 附帯決議	7. 2.17 可決	7. 2.17	7. 2.17 可決 附帯決議	7. 2.17 可決	
46	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2.17	2.17 (予備)	2.17 可決 附帯決議	2.17 可決	2.17	2.17 可決 附帯決議	2.17 可決	
53	阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律案	〃	2.24	2.24 (予備)	2.28 可決	2.28 可決	2.24	2.27 可決	2.27 可決	
91	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3.24	3.24 (予備)	3.24 可決	3.24 可決	3.24	3.24 可決	3.24 可決	
93	保険業法案	〃	3.24	5.19	5.30 可決 附帯決議	5.31 可決	4.13	5.16 可決 附帯決議	5.16 可決	7. 4.13 衆本会議趣旨説明 5.19 参本会議趣旨説明
94	保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	3.24	5.19	5.30 可決 附帯決議	5.31 可決	4.13	5.16 可決 附帯決議	5.16 可決	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
98	平成7年度における公債の発行の特例に関する法律案	衆	7. 5.15	7. 5.15 (予備)	7. 5.19 可 決	7. 5.19 可 決	7. 5.15	7. 5.18 可 決	7. 5.18 可 決	
99	租税特別措置法の一部を改正する法律案	〃	5.15	5.15 (予備)	5.19 可 決	5.19 可 決	5.15	5.18 可 決	5.18 可 決	

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
1	平成6年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 尾身 幸次君 (7. 2. 7)	7. 2. 7	7. 2. 7	7. 2. 7 (予備)	7. 2. 9 可 決	7. 2. 9 可 決			7. 2. 7 可 決	

【文教委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において文教委員会に付託された法律案は、内閣提出1件、衆議院内閣委員長提出1件（衆議院継続審査）の計2件であり、共に可決された。

また、本委員会付託の請願21種類102件のうち、3種類28件を採択した。

そのほか、東京都において視察を行った。

〔法律案の審査〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案は、大学改革と教育研究体制整備の一環として、静岡大学の教養部を改組して情報学部を、和歌山大学にシステム工学部を、島根大学の理学部及び農学部を改組して総合理工学部及び生物資源科学部をそれぞれ設置し、平成8年4月から学生を受け入れるとともに、平成9年度限りで静岡大学法経短期大学部及び香川大学商業短期大学部を、平成10年度限りで金沢大学医療技術短期大学部をそれぞれ廃止して、関係学部に統合するほか、昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の定員を改めようとするものである。

委員会においては、大学改革の進捗状況と今後の見通し、研究補助者確保による研究基盤整備、国立大学の地域適正配置、人文・社会科学分野の充実、保健体育教育の在り方等の諸問題について質疑を行った後、全会一致をもって原案どおり可決した。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案は、国民の祝日に新たに7月20日を「海の日」として加え、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う日としようとするものであり、第131回国会に衆議院内閣委員長から提出され、衆議院において継続審査となっていたものである。

委員会においては、海の日祝日化の意義、海の日を7月20日とする理由、祝日の新設に対する歯止め措置、学校教育に対する影響等の諸問題について質疑を行った後、賛成多数をもって原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

第131回国会閉会後の昨年12月13日、いじめ問題等に関する件について質疑が行われ、いじめ問題解決のための具体的施策、養護教諭の適正配置、学習指導要領の性格等の問題が取り上げられた。また、1月17日、地方における初等中等教育、大学等の教育・研究及び社会教育等に関する実情調査のため徳島県に委員派遣を行い、文化の森総合公園、徳島文理大学及び県立城北高等学校を視察した。

第132回国会の2月9日、与謝野文部大臣から所信を、岡崎文部政務次官から平成7年度文部省関係予算について説明を聴取した後、阪神淡路大震災に関する件について質疑を行った。専修・各種学校に対する国庫補助の検討、ボランティア教育の推進、被災児童の心のケアに係る施策、学校の防災機能の強化、危機管理に関する研究の現状、仮設校舎の建設費に対する補助額の引上げ等の問題が取り上げられた。また、前国会閉会後に実施された委員派遣の報告が行われた。

3月10日、文教行政の基本施策に関する件について質疑を行い、養護教諭の保健主事への登用、高校入試改革に関する文部省の見解、司書教諭の拡充に係る施策等の問題が取り上げられた。

3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度文部省関係予算の審査を行い、いじめ問題解決に資する教育相談機関の充実・強化、私学助成費に関する概算要求額と予算決定額の落差是正、学術研究費を継続的に増加させるための方策、学校図書館の充実と教育活動における更なる活用、原爆ドーム世界遺産化に向けての作業の進捗状況、阪神淡路大震災に関する文部省の今後の具体的取組等について質疑を行った。

5月11日、教育、文化及び学術に関する調査を行い、中教審の検討課題、学校週5日制と教育過程の問題、スクールカウンセラーの活用等の問題が取り上げられた。

そのほか、5月30日、教育、文化及び学術に関する実情調査のため、東京都中央区立佃中学校、東京国立近代美術館フィルムセンター及び学術情報センターを視察した。

(2) 委員会経過

○平成6年12月13日（火）（第131回国会閉会後第1回）

- 教育、文化及び学術に関する調査のうち、いじめ問題等に関する件について与謝野文部大臣及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成7年2月9日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化及び学術に関する調査を行うことを決定した。
- 文教行政の基本施策に関する件について与謝野文部大臣から所信を聴いた。
- 平成7年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 教育、文化及び学術に関する調査のうち、平成7年兵庫県南部地震災害に関する件について与謝野文部大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を

行った。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年2月28日（火）（第2回）

○国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（第131回国会衆第7号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長田中恒利君から趣旨説明を聴き、同君、衆議院内閣委員長代理江田五月君、同山元勉君、同加藤卓二君、政府委員及び総理府当局に対し質疑を行った後、可決した。

（第131回国会衆第7号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑
反対会派 共産

○平成7年3月10日（金）（第3回）

○理事の補欠選任を行った。

○文教行政の基本施策に関する件について与謝野文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について与謝野文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月16日（木）（第4回）

○国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について与謝野文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第10号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

○平成7年3月17日（金）（第5回）

○理事の補欠選任を行った。

○平成7年度一般会計予算（衆議院送付）

平成7年度特別会計予算（衆議院送付）

平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（文部省所管）について与謝野文部大臣、政府委員、大蔵省及び警察庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成7年5月11日（木）（第6回）

○第15期中央教育審議会の諮問に関する件、阪神・淡路大震災対策に関する件、教諭・養護教諭の資質向上に関する件、いじめ問題に関する件、校長の処遇改善に関する件、オウム真理教問題に関する件、学制の改革に関する件、大学改革に関する件、児童の権利条約に関する件、学校週5日制に

関する件、子育て支援対策に関する件等について与謝野文部大臣、政府委員、厚生省、警察庁及び法務省当局に対し質疑を行った。

○平成7年6月14日（水）（第7回）

- 請願第72号外27件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第10号外73件を審査した。
- 教育、文化及び学術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 大学改革と教育研究体制整備の一環として、静岡大学の教養部を改組して情報学部を、和歌山大学にシステム工学部を、島根大学の理学部及び農学部を改組して総合理工学部及び生物資源科学部をそれぞれ本年10月1日に設置し、平成8年4月から学生を受け入れること。
- 2 昼夜開講制による教育体制充実のため、静岡大学併設の法経短期大学部及び香川大学併設の商業短期大学部を平成9年度限りで廃止して、それぞれの関係学部統合すること。
- 3 看護等医療技術教育の充実等を図るため、金沢大学併設の医療技術短期大学部を平成10年度限りで廃止して、同大学の医学部に統合すること。
- 4 昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成7年度の職員の定員を、1万9,933人（18人増）に改めること。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（第131回国会衆第7号）

【要旨】

本法律案は、国民の祝日に、新たに7月20日を「海の日」として加え、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う日とするものである。

この法律は、平成8年1月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
※10	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 3	7. 2. 27 (予備)	7. 3. 16 可決	7. 3. 17 可決	7. 2. 3	7. 2. 24 可決	7. 2. 27 可決	

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
131 - 7	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	内閣委員長 田中 恒利君 (6. 12. 6)		7. 2. 27	7. 2. 27	7. 2. 28 可決	7. 2. 28 可決	7. 1. 20 内閣	7. 2. 24 可決	7. 2. 27 可決	第131回 国会 衆継続

【厚生委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において厚生委員会に付託された法律案は、内閣提出5件（うち本院先議1件）、衆議院厚生委員会提出2件の計7件であり、すべて成立した。なお、衆議院議員提出の臓器の移植に関する法律案は、衆議院において引き続き継続審査とされた。

また、本委員会付託の請願47種類721件のうち、17種類408件が採択された。

なお、商工委員会に付託された容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案（閣法第97号）について、商工委員会、厚生委員会、農林水産委員会、環境特別委員会連合審査が行われた。

〔法律案の審査〕

国民健康保険法等の一部を改正する法律案は、財政安定化支援事業の平成8年度までの延長、高額な医療に係る交付金事業に関する規定の創設、国民健康保険税の減額制度の拡充等を行うとともに、老人加入率上限となる割合の引上げ等、老人医療費拠出金制度の所要の見直し等を行おうとするものである。

本法律案は、国保制度における高齢化の進展、低所得者層の増加、小規模保険者の増加等に対応し、その財政の安定化等を図るため、財政安定化支援事業等が平成5、6年のみの暫定措置であること、また老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上限20%を上回る国保の保険者が著しく増加していること等から、抜本改革までの当面の措置として提出されたものである。

まず、本会議において趣旨説明が行われ、新介護システムの検討、保険基盤安定制度に係る国庫負担定額化、保険料軽減制度拡充、老人加入率上限の改定、老人保健と介護保険の関連等の質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、医療保険制度一元化への展望、新介護システムの検討状況、老人医療費に対する国の支援、付添看護解消に伴う問題点、福祉マンパワーの質と量の確保等について質疑を行った。質疑終局後、日本共産党を代表して西山委員が反対の旨の意見を述べた後、多数をもって原案どおり可決した。なお、4項目の附帯決議を付した。

精神保健法の一部を改正する法律案は、精神障害者の保健福祉施策の充実を図るとともに、適正な精神医療の確保等所要の措置を講じ、併せて、精神医療に係る公費負担医療の公費優先の仕組みを保険優先の仕組みに改めようとするものである。

本法律案は、精神障害者が法律の対象であることを明定した障害者基本法や

保健サービスの受け手である生活者の立場を重視した地域保健体系の構築を目指した地域保健法の成立を踏まえ、精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進を図るべく提出されたものである。

委員会においては、結核に係る公費負担医療の保険優先化等を内容とする**結核予防法の一部を改正する法律案**と一括して審査され、公費負担医療の保険優先化、精神障害者の福祉施策の充実、精神障害者手帳の創設、精神科ソーシャルワーカーの国家資格化、結核医療基準の見直し等について質疑を行った。質疑終局後、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、**精神保健法の一部を改正する法律案**に対して9項目の附帯決議を付した。

本院先議の**食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案**は、化学的合成品以外の添加物に対する規制の見直し、一般的食品製造基準に代わる総合衛生管理製造過程に係る承認方式を選択できる制度の導入、電子情報処理組織の導入による輸入食品届出制度の効率化、営業許可の有効期間の延長、食品に係る栄養強化表示の許可制度の廃止及び栄養成分等の表示基準制度の導入等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）の発効により、国際貿易上の不必要な障害を除くため、食品に関する衛生規則について国際基準との整合性を図る必要があったこと、また、食品の安全性に関する問題の複雑多様化、輸入食品の著しい増加及び国民の栄養摂取状況の変化に対応した食品保健対策の総合的な推進が求められるようになったことを背景として提出されたものである。

まず、本会議において趣旨説明が行われ、食品の安全性についての国民の権利と国の責任、食品の安全基準の国際基準との整合性、食品の規制基準に関する消費者の参加と情報公開、残留農薬基準設定のポジティブリスト化、水俣病問題の政治決着等の質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、国際基準への調和と我が国の食品規制の在り方、天然添加物の安全性の確保、残留農薬基準設定の目途とそのポジティブリスト化、輸入食品の検査体制の整備・拡充等について質疑を行った。質疑終局後、日本共産党を代表して西山委員が反対の旨の意見を述べた後、多数をもって原案どおり可決した。なお、8項目の附帯決議を付した。

その他、**戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案**を審査し、全会一致をもって原案どおり可決した。また、衆議院厚生委員会提出の**優生保護法の一部を改正する法律案**、**理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案**を一括審査し、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、それぞれ2項目の附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

2月9日、井出厚生大臣から所信を、太田政府委員から平成7年度厚生省関係予算について、佐野政府委員から平成7年兵庫県南部地震に係る厚生省の取組状況についてそれぞれ説明を聴取した。同日、平成7年兵庫県南部地震について質疑が行われ、医療機関に対する公的補助、国立病院の災害救助体制の整備、福祉における危機管理、耐震性のある配管の整備、災害対策マニュアルの作成、ボランティア教育のカリキュラムへの追加等の問題が取り上げられた。

2月28日及び3月14日には、厚生行政の基本施策について質疑が行われ、医薬分業の推進状況、平成8年診療報酬改定への震災の影響、医療用食品の認定の在り方、歯科口腔介護システムの研究等の問題が取り上げられた。

また、先国会閉会中の1月17日と18日、高齢者、障害者の保健医療・福祉及び保健医療関係従事者の養成等に関する実情調査のため、茨城県及び栃木県へ委員派遣を行い、2月9日に報告を行った。なお、茨城県では県立医療大学、水戸市総合福祉作業施設等、栃木県ではシルバー大学校南校等を視察した。

3月17日、予算委員会から委嘱を受け、平成7年度厚生省関係予算を審査し、医療施設近代化施設整備事業の拡充、個別接種化による医療スタッフ確保、新ゴールドプランの意義、福祉財源確保、介護保険制度の取組状況、応急仮設住宅建設の進捗状況、長期的視点に立った渇水対策等の質疑がなされた。

(2) 委員会経過

○平成7年2月9日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障制度等に関する調査を行うことを決定した。
- 厚生行政の基本施策に関する件について井出厚生大臣から所信を聴いた。
- 平成7年度厚生省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 平成7年兵庫県南部地震に係る厚生省の取組状況に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 平成7年兵庫県南部地震に関する件について井出厚生大臣、政府委員、大蔵省、自治省及び文部省当局に対し質疑を行った。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年2月28日(火) (第2回)

- 厚生行政の基本施策に関する件について井出厚生大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成7年3月14日（火）（第3回）

- 厚生行政の基本施策に関する件について井出厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について井出厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月16日（木）（第4回）

- 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について井出厚生大臣、政府委員、総理府、外務省及び法務省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第12号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

○平成7年3月17日（金）（第5回）

- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
平成7年度特別会計予算（衆議院送付）
平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（厚生省所管及び環境衛生金融公庫）について井出厚生大臣、政府委員、経済企画庁及び建設省当局に対し質疑を行った。
- 本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成7年3月24日（金）（第6回）

- 国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について井出厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月28日（火）（第7回）

- 国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について井出厚生大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第11号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成7年4月14日（金）（第8回）

- 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案（閣法第86号）について井出厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月25日（火）（第9回）

- 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案（閣法第86号）について井出厚生大臣、政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第86号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成7年5月9日（火）（第10回）

- 精神保健法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）

結核予防法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）

以上両案について井出厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年5月11日（木）（第11回）

- 精神保健法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）

結核予防法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）

以上両案について井出厚生大臣、政府委員、自治省及び労働省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第35号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産

反対会派 なし

（閣法第36号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産

反対会派 なし

なお、精神保健法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成7年6月6日（火）（第12回）

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）について商工委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成7年6月8日（木）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 優生保護法の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案（衆第8号）（衆議院提出）

以上両案について提出者衆議院厚生委員長岩垂寿喜男君から趣旨説明を聴き、討論の後、いずれも可決した。

- | | | |
|--------|------|----------------|
| (衆第7号) | 賛成会派 | 自民、社会、平成、新緑、共産 |
| | 反対会派 | なし |
| (衆第8号) | 賛成会派 | 自民、社会、平成、新緑 |
| | 反対会派 | 共産 |

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成7年6月14日(水) (第14回)

- 請願第16号外407件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第13号外315件を審査した。
- 社会保障制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第11号)

【要旨】

本法律案は、国民健康保険制度における高齢化の進展、低所得者層の増加、小規模保険者の増加等に対応し、その財政の安定化等を図るため、高額な医療に係る交付金事業に関する規定の創設、国民健康保険税の減額制度の拡充等を行うとともに、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上限を上回る国民健康保険の保険者数の著しい増加等に対応し、老人保健制度の安定を図るため、当該上限となる割合の引上げ等老人医療費拠出金制度の所要の見直し等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 国民健康保険法の一部改正

- 1 小規模保険者の増加に対応し、国民健康保険団体連合会及び厚生大臣が指定する法人は、高額な医療に係る交付金事業を行うことができることとする。
- 2 国民健康保険の財政の安定化等に資するため、低所得者が多い等一定の場合に、市町村が一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れることができる措置を平成8年度まで延長する。
- 3 国及び地方公共団体の負担による国民健康保険の財政基盤安定制度に係る国庫負担の特例措置を平成8年度まで延長する。

第2 地方税法の一部改正

- 1 国民健康保険税の課税限度額を50万円から52万円に引き上げる。
- 2 被保険者数に応じ、又は1世帯ごとに課される定額の応益保険税の割合が政令で定める基準に該当する市町村は、世帯主及びその世帯に属する被保険者に係る総所得等が政令で定める金額を超えない場合、条例で

国民健康保険税を減額するものとする。

第3 老人保健法の一部改正等

1 老人加入率の上下限の引上げに関する事項

(1) 老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上限を100分の20から全保険者に占める該当保険者の割合が法制定当初の割合となるよう改めるとともに、老人加入率の下限を100分の1から100分の1.5に、それぞれ改める。

(2) 前記(1)にかかわらず、老人医療費拠出金の算定方法に関する4の措置が講じられるまでの間の老人加入率の上下限は、次のとおりとする。

平成7年度における老人加入率の上限は100分の22とし、下限は100分の1.4とする。

平成8年度以降における老人加入率の上限は、100分の24以上100分の26以下において各年度ごとに政令で定め、下限については100分の1.4とする。

2 実質的負担の著しく多い老人医療費拠出金に係る特別調整の実施に関する事項

(1) 平成7年度以降老人医療費拠出金の算定方法に関する4の措置が講じられるまでの間の各年度の老人医療費拠出金の額の算定に当たっては、老人医療費拠出金の実質的負担額が、各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる保険者については、当該過大となる部分（特別調整基準率を超えて老人医療費拠出金を負担する部分）を、拠出金額に応じ、全保険者に再按分する方法により、調整する措置を講ずるものとする。

(2) 前記(1)の特別調整基準率は、平成7年度にあっては100分の25とし、平成8年度以降老人医療費拠出金の算定方法に関する4の措置が講じられるまでの間にあっては、1人当たりの老人医療費の動向等を勘案し、100分の25以上において各年度ごとに政令で定める率とする。

3 公費負担割合が5割となる老人医療費の対象拡大

診療所の病床のうち、適切な看護が行われるものとして政令で定めるものに係る老人医療費を、公費負担割合が5割となる老人医療費の対象に加える。

4 検討

政府は、この法律の施行後における老人医療費の動向、各医療保険の運営の状況、老人医療費拠出金の額の動向等を勘案し、この法律の施行後3年以内を目途として、老人医療費拠出金の算定方法に関し検討を行

い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第4 施行期日

この法律は、平成7年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

- 1 構造的問題を抱える国民健康保険制度の長期的安定を図るため、国と地方の役割の在り方、低所得者・小規模保険者への対応等を含め、その抜本的な改革を早急に行うとともに、医療保険制度全体の給付と負担の公平化のための一元化に向けた取組みを進めること。
- 2 医療費の地域間格差を是正するため、地域の実情に応じた医療費適正化対策、レセプト審査の充実等を進めるとともに、国においても所要の措置を講ずること。また、保険料収納率の向上等に努めるとともに、保険料負担の平準化に継続的に努力すること。
- 3 21世紀が健やかに安心して過ごせる長寿社会となるよう、新ゴールドプランを積極的に推進すること。その際、健康診査、機能訓練等老人保健事業の一層の充実を図るとともに、国民健康保険においてはその地域保険としての特性にかんがみ、新ゴールドプランの積極的支援等保健事業の拡充を図ること。
- 4 新たな公的介護システムの構築に向けた検討を、国民への情報公開を図りつつ、早急に進めること。また、老人医療費拠出金制度の在り方について3年以内に見直しを行うに当たっては、その議論等を踏まえ、必要な措置を講ずること。

右決議する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要旨】

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げるとともに、戦没者等の遺族に対して特別弔慰金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 障害年金の額の引上げ

障害年金の額を引き上げ、第一項症の場合、平成7年4月分から551万4,000円（現行額545万4,000円）に増額する等とする。

2 遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ、公務死に係る額について、平成

7年4月分から187万8,900円（現行額185万7,900円）に増額するとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても引き上げる等とする。

3 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給

平成7年4月1日における戦没者の遺族であって、同一の戦没者に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金（額面40万円、10年以内償還の記名国債）を支給することとする。

4 施行期日

この法律は、平成7年4月1日から施行する。

精神保健法の一部を改正する法律案（閣法第35号）

【要旨】

障害者基本法及び地域保健法の成立を踏まえ、精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者の保健福祉施策の充実を図るとともに、適正な精神医療の確保等所要の措置を講じ、併せて、精神医療に係る公費負担医療の公費優先の仕組みを保険優先の仕組みに改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 精神障害者の保健福祉施策の充実に関する事項

(1) 法律の題名等に関する事項

- ① 法律の題名を精神保健法から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。
- ② 目的、責務規定等に、「精神障害者等の自立と社会経済活動への参加の促進」を位置付ける。

(2) 精神保健センター等に関する事項

精神保健センター、地方精神保健審議会及び精神保健相談員に精神障害者福祉に係る業務等を加え、名称も福祉を加えたものに改める。

(3) 精神障害者保健福祉手帳に関する事項

精神障害者は、都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができるものとし、都道府県知事は、申請者が精神障害の状態であると認めるときは、当該手帳を交付しなければならない。

(4) 正しい知識の普及に関する事項

都道府県及び市町村は、精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰等に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない。

(5) 相談指導等に関する事項

- ① 都道府県は、必要に応じて、精神保健福祉相談員又は指定した医師を

して、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じさせ、指導させなければならない。

② 都道府県は、医療を必要とする精神障害者に対し、適切な医療施設を紹介しなければならない。

③ 市町村は、①及び②の都道府県が行う事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、指導するよう努めなければならない。

(6) 精神障害者社会復帰施設等に関する事項

① 精神障害者社会復帰施設として、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者福祉工場を明定する。

② 都道府県は、精神障害者社会適応訓練事業を行うことができる。

2 適正な精神医療の確保等に関する事項

(1) 精神保健指定医に関する事項

① 精神保健指定医が5年ごとの研修を受けなかった場合には、原則としてその指定は効力を失う。

② 医療保護入院等を行う精神病院には、常勤の指定医を置かなければならない。

(2) 指定病院に関する事項

指定病院は、厚生大臣が定める基準に適合するものを指定し、指定病院がその基準に適合しなくなったときは、その指定を取り消すことができる。

(3) 通院医療に関する事項

① 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者については、通院医療の公費負担の申請に当たっては、医師の診断書の提出及び地方精神保健福祉審議会における判定を要しない。

② 通院医療の公費負担の決定について、有効期限を6か月から2年に改める。

(4) 医療保護入院に関する事項

医療保護入院の際の告知義務について、精神障害者の症状に照らして告知を延期できる旨の例外規定に、4週間の期間制限を設ける。

3 精神医療に要する費用の負担に関する事項

(1) 措置入院に要する費用の公費負担に関する事項

措置入院に要する費用は、引き続き公費負担とするが、当該精神障害者が、社会保険各法等により医療給付を受けることができるときは、都道府県は、その限度において負担することを要しない。

(2) 通院医療に要する費用の公費負担に関する事項

精神科の通院医療に要する費用については、都道府県は、その100分の95に相当する額を負担することができるとともに、当該精神障害者が、社会保険各法等により医療給付を受けることができるときは、都道府県は、その限度において負担することを要しない。

4 施行期日

この法律は、平成7年7月1日から施行する。ただし、2の(1)は、平成8年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、精神障害者のノーマライゼーションを推進する見地から、次の事項につき適切な措置を講ずるべきである。

- 1 精神障害者手帳制度の創設に当たっては、障害者のプライバシー保護に最大限の配慮を図ると同時に、手帳の有無にかかわらず、社会復帰施設の利用などができるようにすること。

また、手帳制度に基づく福祉的措置の充実を図られるよう努めること。

- 2 精神障害者の社会復帰と自立と社会参加を促進するため、社会復帰施設等の積極的な整備に努力すること。

また、今回法定化が見送られた小規模作業所の制度的位置付けに向けて検討を進めるとともに、精神障害者の地域における生活の支援のための拠点の整備に努めること。

- 3 精神保健におけるチーム医療を確立するため、精神科ソーシャルワーカー及び臨床心理技術者の国家資格制度の創設について検討を進め、速やかに結論を得ること。

- 4 より良い精神医療の確保や精神障害者の社会復帰を促進するという観点から、精神保健を担う職員の確保に努めるとともに、患者の病状に応じた適切な精神医療が行えるよう、社会保険診療報酬の改定に当たっては、必要に応じ、所要の措置を講じること。

また、精神医療審査会が、患者権利擁護機関として機能できるよう、運営等について検討すること。

- 5 精神保健指定医の研修内容の充実を図るとともに、精神医療の質の向上を図るよう適切な措置を講じること。

- 6 精神障害者に対する社会的な誤解や偏見を是正するための正しい知識の普及をはじめ、地域精神保健福祉の推進を図ること。

- 7 精神障害者を抱える保護者に対する支援を充実するとともに、今後とも公的後見人を含めて保護者制度の在り方について検討すること。

- 8 精神障害者の定義については、障害と疾患の区別を明確にしながら、その

趣旨の徹底を図ること。

また、精神障害者の各種資格制限及び利用制限について、精神疾患を有する者が全て適格性を欠くというものではないことから、その緩和や撤廃について今後とも引き続き検討すること。

- 9 精神科救急医療の体制の整備を一層推進するとともに、阪神・淡路大震災における被災者・精神障害者が通常の生活に復帰できるよう万全の相談と診療の体制をとること。

右決議する。

結核予防法の一部を改正する法律案（閣法第36号）

【要旨】

近年の結核り患率の低下傾向の鈍化、地域格差の拡大等結核を取り巻く環境の変化に対応し、国及び地方公共団体の義務に係る規定の整備等を行うとともに、結核に係る公費負担医療の公費優先の仕組みを保険優先の仕組みに改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 総則に関する事項

国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に関する施策を講ずるに当たっては、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めなければならない。

2 結核患者の医療に要する費用の負担に関する事項

(1) 結核患者が第34条に規定する医療（適正医療）を受けるために必要な費用について、都道府県はその100分の95に相当する額を負担することができる。

(2) 第34条又は第35条（命令入所）の規定による費用の負担を受ける結核患者が、社会保険各法又は老人保健法の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において第34条又は第35条の規定による負担をすることを要しない。

3 結核に関する正しい知識の普及等に関する事項

(1) 国及び地方公共団体は、結核に関する正しい知識の普及を図らなければならない。

(2) 国は、結核に関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進に努めなければならない。

4 施行期日

この法律は、平成7年7月1日から施行する。

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案（閣法第86号）

【要旨】

本法律案は、食品の安全性に関する問題の複雑多様化、輸入食品の著しい増加及び国民の栄養摂取状況の変化並びに規制の国際的整合化の要請に対応して食品保健対策を総合的に推進するため、化学的合成品以外の添加物に対する規制の見直し、一般的食品製造基準に代わる総合衛生管理製造過程に係る承認方式を選択できる制度の導入、電子情報処理組織の導入による輸入食品届出制度の効率化、営業許可の有効期間の延長、食品に係る栄養強化表示の許可制度の廃止及び栄養成分等の表示基準制度の導入等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 食品衛生法の一部改正

- (1) 人の健康を損なうおそれのない場合として厚生大臣が定める場合に限り販売等が認められる添加物の範囲を、化学的合成品たる添加物から、天然香料等を除く添加物へ拡大する。ただし、厚生大臣が公示する既存添加物名簿に記載された添加物（この法律の公布の際現に販売等がされている添加物で化学的合成品たる添加物及び天然香料等を除く。）については、引き続き販売等を認める。
- (2) 厚生大臣は、残留農薬基準を定めるため必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、農薬の成分に関する資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- (3) 厚生大臣は、製造等の方法の基準が定められた食品について、製造等の方法及びその衛生管理の方法が基準に適合するときは、総合衛生管理製造過程（製造等の方法及びその衛生管理の方法について食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた製造等の過程をいう。）を経て製造等を行うことについての承認を与えることができる。
- (4) 食品等の輸入に係る届出について、電子情報処理組織を使用して行うことができるものとする等、食品の輸入手続きの効率化を図る。
- (5) 政令で定める輸入食品等について、一律に検査を要することとされている従来の検査制度を、厚生大臣が食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めた場合に、生産地の事情等からみて販売等を禁止されている食品等に該当するおそれがあると認められるものを輸入する者に対し、検査を受けることを命ずることができる検査制度に改める。
- (6) 指定検査機関の指定基準に、その製品検査の業務の管理に関する事項を加える。
- (7) 都道府県知事等は、食品衛生法に違反して刑に処せられた日から起算し

て2年を経過しない者等については営業の許可を与えないことができるものとするとともに、営業者が食品衛生法に違反して刑に処せられた場合等については営業の許可を取り消すことができるものとする。

- (8) 都道府県知事等の営業の許可の条件として付することができる有効期間について、2年を下らない期間から4年を下らない期間に改めるとともに、営業の許可を受けた者について相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、その者の地位を承継するものとする。

2 栄養改善法の一部改正

- (1) 販売等に供する食品（特別用途食品を除く。）について、栄養成分または熱量に関する表示をしようとする者等は、厚生大臣の定める栄養表示基準に従い、必要な表示を行うべきものとする。

- (2) 栄養表示基準においては、次に掲げる事項を定める。

イ 食品の栄養成分量及び熱量に関し表示すべき事項並びにその表示の方法

ロ 国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進に影響を与えている栄養成分について、その補給ができる旨を表示しようとする者等が遵守すべき事項

ハ 国民の栄養摂取の状況から見てその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えている栄養成分又は熱量について、その適切な摂取ができる旨を表示しようとする者等が遵守すべき事項

- (3) 厚生大臣は、栄養表示基準に従った表示をしない者に対して、栄養表示基準に従い必要な表示をすべき旨の指示をし、これに従わない場合は、その旨を公表できる。

- (4) 栄養表示基準制度の創設に伴い、特殊栄養食品の表示に関し、栄養成分の補給ができる旨の標示の許可制度の廃止、特別用途食品に係る表示の方法の改正を行う。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。ただし、次の改正規定については、各々に定める日から施行する。

- (1) 1の(1)のうち既存添加物名簿の作成に関する規定及び1の(2) 公布の日
(2) 1の(7)及び(8) 公布の日から起算して6月を経過した日
(3) 1の(4)及び(5) 公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 食品衛生法の運用に当たっては、単に衛生上の危害の発生防止にとどまらず、食品の安全を確保し、積極的に国民の健康の保持増進を図るよう努めること。
- 2 残留農薬基準の早期整備を行うとともに、国内で新たに使用される農薬については、農薬取締法に基づく登録に併せて速やかに残留農薬基準を策定すること。また、将来的に環境が整えば、現在、食品添加物の規制で導入されているポジティブリスト制の導入を検討すること。
- 3 食品添加物の指定及び規格基準並びに残留農薬基準については、国際的基準との整合性を考慮しつつ、科学的根拠による安全性評価に基づき指定及び策定を行うとともに、最新の科学的知見に基づき適宜見直しを行うこと。特に、既存の天然添加物については、速やかに安全性の見直しを行い、有害であることが実証された場合には、使用禁止等必要な措置を講じること。
- 4 食品の安全に関する国際基準の策定に積極的に関与し、我が国の食品の安全性に関する関連科学の研究成果を国際基準に反映できるよう努めること。また、その策定過程において、関係の消費者、生産者等の意見が反映されるよう努めること。
- 5 食品に含まれる物質の健康影響に関する研究、食品の安全性評価手法等の高度化に関する研究など食品の安全性確保のための調査研究を推進するとともに、国、地方の試験研究機関の調査研究体制の整備を図ること。
- 6 輸入食品の増大に対応して、検疫所における食品衛生監視員の確保、食品検査機能の強化、検査率の向上等、輸入食品の安全確保体制の整備を図ること。また、食品検査施設における検査の管理運営基準（GLP）の導入については、地方自治体においても円滑な導入が図られるよう配慮すること。
- 7 食品衛生調査会の委員等については、消費者、生産者等も含めたより広い範囲の学識経験者の中から任命するとともに、食品の規格基準等の制定に際しては、消費者の意見・異議を聴取するよう努め、適切に対処すること。
- 8 食品保健関係の情報については、消費者の要望を踏まえつつ、十分にかつ利用しやすい形で体系的に提供するとともに、食品保健行政の決定の根拠となった資料については、知的所有権に配慮しつつ、可能な限り公開すること。右決議する。

優生保護法の一部を改正する法律案（衆第7号）

【要旨】

本法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の实地指導を行う者が受

胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣の指定するものを販売することができる期間を5年間延長しようとするものである。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 国連の国際人口開発会議で採択された行動計画を踏まえ、リプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康・権利）について、その正しい知識の普及に努めるとともに、きめ細かな相談・指導体制の整備を図ること。また、その調査研究をさらに推進すること。
 - 2 受胎調節実地指導員の養成については、諸情勢の変化に応じたものになるよう今後とも検討を進めること。
- 右決議する。

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案（衆第8号）

【要旨】

本法律案は、理容師及び美容師の資質の向上に資するため、理容師試験及び美容師試験の受験資格を高等学校卒業以上とするとともに、理容師免許及び美容師免許を与える者並びに理容師試験及び美容師試験を実施する者を厚生大臣に改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 理容師法の目的を規定する。
- 2 理容師免許及び美容師免許を与える者を、都道府県知事から厚生大臣とする。
- 3 理容師試験及び美容師試験を実施する者を、都道府県知事から厚生大臣とし、厚生大臣は、それぞれその指定する試験機関に試験事務を行わせることができる。
- 4 理容師試験及び美容師試験の受験資格を、学校教育法第56条に規定する者（高等学校卒業）であって、厚生大臣の指定した養成施設において厚生省令で定める期間（昼間課程で2年を予定）以上理容師又は美容師となるのに必要な知識及び技能を修得したものとする。ただし、当分の間、学校教育法第47条に規定する者（中学校卒業）であって、一定の要件を満たすものについて、受験資格を認める。
- 5 理容師及び美容師の登録に関する事務を実施する者を、都道府県知事から厚生大臣とし、厚生大臣は、それぞれその指定する登録機関に登録事務を行わせることができる。
- 6 理容師免許及び美容師免許の欠格事由を、絶対的欠格事由から相対的欠格事由とする。
- 7 この法律は、平成10年4月1日から施行する。ただし、新法に基づく理容

師試験又は美容師試験は、平成12年4月1日から実施する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 今回の改正に伴い、中学校卒業者の就業機会が狭められることのないよう適切な措置を講ずること。
- 2 理容師又は美容師の養成課程を有するろう学校高等部卒業者の理容師試験又は美容師試験の受験資格については、これらの者の置かれている状況にかんがみ、特段の配慮を払うこと。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
※ 1 1	国民健康保険法等の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 3	7. 3.24	7. 3.28 可決 附帯決議	7. 3.29 可決	7. 2.23	7. 3.15 可決 附帯決議	7. 3.17 可決	7. 2.23 衆本会議趣旨説明 3.24 参本会議趣旨説明
※ 1 2	戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案	〃	2. 3	2.27 (予備)	3.16 可決	3.17 可決	2. 3	3.10 可決	3.10 可決	
※ 3 5	精神保健法の一部を改正する法律案	〃	2.10	2.27 (予備)	5.11 可決 附帯決議	5.12 可決	2.10	4.26 可決 附帯決議	4.27 可決	
※ 3 6	結核予防法の一部を改正する法律案	〃	2.10	2.27 (予備)	5.11 可決	5.12 可決	2.10	4.26 可決	4.27 可決	
8 6	食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案	参	3.13	4.14	4.25 可決 附帯決議	4.26 可決	5. 9	5.17 可決 附帯決議	5.18 可決	4.14 参本会議趣旨説明 5. 9 衆本会議趣旨説明

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
7	優生保護法の一部を改正する法律案	厚生委員長 岩垂 寿喜男君 (7. 6. 6)	7. 6. 7	7. 6. 8	7. 6. 8	7. 6. 8 可決 附帯決議	7. 6. 9 可決			7. 6. 8 可決	
8	理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案	厚生委員長 岩垂 寿喜男君 (7. 6. 6)	6. 7	6. 8	6. 8	6. 8 可決 附帯決議	6. 9 可決			6. 8 可決	

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において農林水産委員会に付託された法律案等は、内閣提出法律案9件、衆議院農林水産委員会提出法律案1件、内閣提出承認案件1件であり、いずれも成立した。また、本委員会提出の法律案が1件成立している。

さらに、本委員会付託の請願4種類21件は、いずれも保留と決定された。

なお、平成7年度畜産物価格の決定等に当たり、畜産物価格等に関する決議を行っている。

〔法律案等の審査〕

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案は、森林の整備等に資するため、緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置等を講じようとするものであり、4月25日の委員会において、本委員会提出の法律案として提出することが決定された。

本年4月からガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意が実施されることに伴い、農業合意関連対策の一環として、次の4法律案が提出された。

まず、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案は、青年の就農促進を図るため、就農支援資金の貸付け等の措置を講じようとするものである。

次に、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案は、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域における農業経営の改善を促進するため、特定地域新部門導入資金を設ける等の措置を講じようとするものである。

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図るため、生物系特定産業技術研究推進機構に、緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開発を行わせることにより、民間の研究開発能力を活用するための措置を講じようとするものである。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成と農用地の利用の集積の促進を図るため、農地保有合理化法人に対する支援の強化、農地保有合理化法人による農用地の買入協議制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、これら4法律案を一括して議題とし、新規就農青年の今後の増加見通し、就農支援資金を助成制度としなかった理由、条件不利地域における新規作物等の導入推進対策、緊急を要する研究開発課題の具体的内容、

農地保有合理化事業の在り方等について質疑が行われた。質疑終局の後、前2法律案は、いずれも全会一致で可決され、後2法律案は、いずれも討論の後、賛成多数で可決された。なお、それぞれ附帯決議が行われた。

参議院先議として提出された**農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案**は、本年3月31日までとなっている合併経営計画の提出期限の3年間延長、都道府県農業協同組合合併推進法人の業務範囲の拡大等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、農協合併の現状と課題、合併推進法人における固定化債権買取事業の運営方針等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、4項目の附帯決議が行われた。

他の本院先議案件である**農業者年金基金法の一部を改正する法律案**は、農業者年金事業の安定化を図るため給付等の適正化を行うとともに、農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するため、被保険者等の配偶者への被保険者の資格の付与、適格な経営移譲の相手方として新規参入者の追加等の措置を講じようとするものであり、また、**地方自治法第156条第6項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件**は、農林水産消費技術センターの配置の適正化を図るため、仙台農林水産消費技術センター及び岡山農林水産消費技術センターの設置について、国会の承認を求めようとするものである。

委員会においては、両案件を一括して議題とし、農業者年金制度の将来見通し、農業に専従する女性の地位の明確化と家族経営協定の在り方、農林水産消費技術センターの業務量増大への対応策等について質疑が行われた後、前者は全会一致で可決され、後者は全会一致で承認された。なお、前者について8項目の附帯決議が行われた。

前第131回国会で成立した主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律を受けて提出された**農産物検査法の一部を改正する法律案**は、農産物の公正かつ円滑な取引を助長するため、米麦に係る検査対象の見直し、成分についての検査の実施、指定検査機関の導入等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、検査米・未検査米同時流通に伴う混乱の防止策、成分検査の在り方等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、5項目の附帯決議が行われた。

中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案は、中小漁業者等の経営の近代化を促進するため、構造改善事業を実施する中小漁業者に対する資金の融通の円滑化等の措置を講じようとするものであり、また、**漁業災害補償法の一部を改正する法律案**は、中小漁業者の共済需要の変化に的確に応じていくため、

漁業共済事業に係る契約方式の多様化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、中小漁業の振興対策、漁業経営改善促進資金の運用方針、漁業共済の加入促進対策等について質疑が行われた後、いずれも全会一致で可決された。なお、それぞれ附帯決議が行われた。

衆議院農林水産委員会提出に係る山村振興法の一部を改正する法律案は、その有効期限を平成17年3月31日まで10年間延長する等の措置を講じようとするものであり、別に質疑もなく、全会一致で可決された。

〔決 議〕

本委員会は、3月28日、加工原料乳保証価格については、再生産を確保することを旨として適正に決定すること外4項目にわたる畜産物価格等に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

2月8日、平成7年度の農林水産行政の基本施策について、大河原農林水産大臣から所信を聴取し、同月17日、質疑を行った。この中で、食料自給率、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策、中山間地域対策、減反強化、緊急輸入米の処理、国有林野行政の課題、韓国漁船の違反操業などが取り上げられた。

また、3月28日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、指定食肉価格諮問の基本的考え方、肉用子牛生産者補給金制度における指定協会の借入金問題、加工原料乳の保証乳価と限度数量などの質疑が行われた。

なお、3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度農林水産省関係予算の審査を行い、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策予算、農業基本法の見直し、新食糧法における米の政府買入数量・価格や備蓄量、国有林野事業の今後の見通し、発効した国連海洋法条約への対応などの質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成7年2月8日（水）（第1回）

- 農林水産政策に関する調査を行うことを決定した。
- 平成7年度の農林水産行政の基本施策に関する件について大河原農林水産大臣から所信を聴いた。
- 青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案（閣法第4号）（衆議院送付）

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案（閣法第6号）

（衆議院送付）

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）

以上4案について大河原農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年2月9日（木）（第2回）

○青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案（閣法第4号）（衆議院送付）

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）

以上4案について大河原農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案（閣法第4号）（衆議院送付）

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上両案をいずれも可決した。

（閣法第4号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

（閣法第5号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）

以上両案についてそれぞれ討論の後、いずれも可決した。

（閣法第6号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑
反対会派 共産

（閣法第13号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑
反対会派 共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成7年2月17日（金）（第3回）

○平成7年度の農林水産行政の基本施策に関する件について大河原農林水産大臣、政府委員、厚生省、自治省及び国税庁当局に対し質疑を行った。

- 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第20号）について大河原農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年2月21日（火）（第4回）

- 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第20号）について大河原農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第20号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。

○平成7年3月14日（火）（第5回）

- 農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第81号）
地方自治法第156条第6項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）
以上両案件について大河原農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月16日（木）（第6回）

- 農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第81号）
地方自治法第156条第6項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）
以上両案件について大河原農林水産大臣、政府委員、厚生省、国税庁、及び法務省当局に対し質疑を行った後、
農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第81号）を可決した。
（閣法第81号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）を承認すべきものと議決した。

- （閣承認第2号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

- 中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）
漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）
以上両案について大河原農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月17日（金）（第7回）

- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）

平成7年度特別会計予算（衆議院送付）

平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について大河原農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）

漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）

以上両案について大河原農林水産大臣、政府委員及び海上保安庁当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第25号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

（閣法第26号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 山村振興法の一部を改正する法律案（衆第5号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長中西績介君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第5号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

○平成7年3月28日（火）（第8回）

- 畜産物等の価格安定等に関する件について大河原農林水産大臣及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成7年4月25日（火）（第9回）

- 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案の草案について提案者北修二君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

○平成7年5月18日（木）（第10回）

- 農産物検査法の一部を改正する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）について大河原農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成7年5月23日（火）（第11回）

- 農産物検査法の一部を改正する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

全国農業協同組合中央会常務理事	高野 博君
有限会社長谷部商店代表取締役	長谷部 喜通君
消費科学連合会事務局長	伊藤 康江君
和光大学経済学部教授	持田 恵三君

○平成7年5月25日（木）（第12回）

- 農産物検査法の一部を改正する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）について大河原農林水産大臣、政府委員及び公正取引委員会当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第82号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、二院
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成7年6月6日（火）（第13回）

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）について商工委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成7年6月14日（水）（第14回）

- 請願第2号外20件を審査した。
- 農林水産政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案

（閣法第4号）

【要旨】

本法律案は、近年、農村における高齢化の進展等から、農業の担い手不足が顕在化しており、青年農業者の確保の重要性が増大していることにかんがみ、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の担い手となることが期待される青年の就農を促進するため、ウルグァイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として、無利子の就農支援資金の貸付けを中心とした特別措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 都道府県の就農促進方針に即し、新たに就農しようとする青年は、就農計

画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その認定を受けることができることとし、このような認定就農者に対し、重点的に就農支援措置を講ずることとする。

- 2 都道府県知事は、就農支援資金の貸付け、新たに就農しようとする青年に対する情報の提供等一定の就農支援業務を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人を、都道府県に1個に限り、都道府県青年農業者育成センターとして指定することができることとする。
- 3 都道府県青年農業者育成センターは、認定就農者が就農計画に従って就農するのに必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農準備に必要な資金を無利子で貸し付けることができることとする。なお、認定就農者が条件不利地域に就農した場合については、償還期間の特例を設けることとする。

【附帯決議】

近年における農業就業者の急速な減少と高齢化の進展、ウルグァイ・ラウンド農業合意に伴う農業経営環境の厳しさの増大等に対処して、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業の担い手となることが期待される青年農業者を確保・育成することが急務となっている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 就農促進方針の策定に当たっては、青年の就農に関する業務を行う団体・機関等と十分な調整を行い、地域の農業の実情を的確に反映したものとすよう指導すること。
- 2 就農計画の認定に際しては、新たに就農する青年の創意を活かしつつ、就農の実態に応じた弾力的な運用が行われるよう指導すること。
- 3 青年農業者育成センターの就農促進業務が円滑に行われるよう、新規就農に関する必要な情報が十分集積される体制の整備に努めること。
- 4 就農しようとする者及び就農後の者に対し、都道府県、市町村、センター、その他関係する団体・機関等が連携を密にし、総合的かつ個々のニーズに合致した弾力的な支援活動を行うよう指導すること。
- 5 研修終了後の就農が円滑に行われるよう、他の金融・補助制度との連携に十分な配慮を行うこと。

右決議する。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、最近における農業を取り巻く国際経済環境の変化にかんがみ、

地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域における農業経営の改善を促進するため、特定地域新部門導入資金を設ける等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特定地域新部門導入資金は、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、農業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる作物等を導入し、新たな農業部門の経営を開始するのに必要な資金とすることとする。なお、本資金が条件不利地域を対象としていることにかんがみ、従来の農業改良資金よりも長い償還期間及び据置期間を設定することとする。
- 2 特定地域新部門導入資金については、一定の要件に該当し、都道府県の指定を受けた市町村が貸付けを行うことができることとし、政府は、当該貸付事業に必要な資金の全部を貸し付ける都道府県に対し、これに必要な資金の一部を貸し付けることができることとする。

【附帯決議】

ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に伴い、我が国農業・農村をめぐる情勢は一段と厳しさを増し、特に、地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な地域においては、その影響を一層強く受けることが懸念されている。

よって政府は、これら地域の農業振興対策の拡充を図るとともに、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 特定地域新部門導入資金制度の運用に当たっては、特定地域の基幹的産業である農業の振興に資するよう、条件不利地域における他の農業振興対策等との連携を図りつつ、対象地域の速やかな指定、地域の実態に即した円滑な貸付け等に万全を期すること。
- 2 新規作物等の導入に当たっては、農業改良普及員等により地域の特性に着目した関係情報の提供等きめ細かな対応を行うとともに、当該作物が定着するよう、関係機関が一体となって、適切な栽培方法、製品の流通ルートの確立、高付加価値化を図るための加工等について必要な助言、指導を行うこと。右決議する。

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、最近における農業を取り巻く国際経済環境の変化にかんがみ緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開発の実施を通じて、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図るため、生物系特定産業技術研究推進機構に当該研究開発を行わせることにより民間の研究開発能力を活用するための措置を講じようとするものであって、そ

の主な内容は次のとおりである。

- 1 農林水産大臣は、生物系特定産業技術研究推進機構に行わせる研究開発等の業務の計画的かつ効率的な実施のための基本方針を定め、これを機構に指示するとともに、公表することとする。
- 2 機構の業務として、民間の研究開発能力を活用することによってその効果的な実施を期待できる農業に関する技術の研究開発を行うこと等を追加することとする。
- 3 機構は、農林水産大臣の認可を受けて定める基準に従って、研究開発業務の一部を民間に委託することができることとする。
- 4 機構は、研究開発業務に関し、農林水産省の試験研究機関又は都道府県に対して、助言・協力を求めることができることとする。

【附帯決議】

ウルグァイ・ラウンド農業合意に伴う我が国農業・農村への影響の緩和とその将来の発展のために、農業の生産現場に直結した革新的な研究開発を強力に推進することが急務となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 基本方針の策定及び研究開発課題の設定に当たっては、農業者、農業団体等現場のニーズ及び意見を的確に反映し、関連業界、学識経験者等幅広い分野の専門知識を十分に活用するとともに、構造政策や生産対策等他の政策との有機的な結合を図ること。
 - 2 開発された研究成果については、生産現場への迅速な普及が必要であることにかんがみ、協同農業普及事業、農業構造改善事業等の各種施策において積極的に対応すること。
 - 3 本法は、平成12年3月31日までに廃止するものとなっているが、そのことによって研究開発及びその成果の普及に支障を来すことのないよう十分に配慮すること。
- 右決議する。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成と農用地の利用の集積の促進を図るため、農地保有合理化法人に対する支援の強化、農地保有合理化法人による農用地の買入協議制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農地保有合理化法人に対し、農用地の積極的な買入れが可能となるよう財

務基盤の強化のための助成、農業用機械・施設の売買、農用地の造成等農地保有の合理化に関する事業に必要な資金についての債務保証等を新たに実施することとする。

- 2 所有者から農業委員会に売渡しの申出があった農用地について、農地保有合理化法人による買入れが必要である旨の農業委員会の要請を受けた場合であって市町村長が当該措置が特に必要と認めるときは、農地保有合理化法人は買入協議を行うことができることとする。

【附帯決議】

ウルグァイ・ラウンド農業合意による新たな国際環境の変化等厳しさを増す農業情勢に対応するため、農用地の利用の集積等により農業経営の体質強化を図ることが農政の重要課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、農地流動化の促進に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を速やかに育成するため、本法に基づき、市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の策定が平成6年度内に完了するよう努めるとともに、農業経営改善計画の認定が円滑かつ着実に行われるよう、市町村等に対する適切な助言、指導を行うこと。
 - 2 農地保有合理化支援法人による債務保証業務については、農地保有合理化法人による農業構造の改善に資する事業等の積極的な展開が図られるよう、その円滑な運用に努めること。
 - 3 農地保有合理化法人の財務基盤を強化するための助成に当たっては、当該法人による農地の中間保有・再配分機能が十分発揮されるよう指導すること。
 - 4 農地保有合理化法人による買入協議制度については、関係機関等との連携の下、望ましい担い手に対する効果的な農地利用の集積に資するよう、地域の実情を踏まえ、必要な助言、指導を行うこと。
- 右決議する。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案は、最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化等にかんがみ、農業協同組合の合併を引き続き促進して農民の協同組織の健全な発展に資するため、合併経営計画の提出期限の延長、都道府県農業協同組合合併推進法人の業務範囲の拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 合併経営計画の都道府県知事への提出期限を3年間延長して、平成10年3月31日までとすることとする。

- 2 都道府県農業協同組合合併推進法人の業務の範囲に、合併に係る農協の固定した債権の取得、管理及び回収を行うことを追加するとともに、農業協同組合合併推進支援法人の業務の範囲に、推進法人が行う固定した債権の取得等の業務の実施に必要な資金の援助を行うことを加えることとする。
- 3 都道府県農業協同組合合併推進法人及び農業協同組合合併推進支援法人が行う固定した債権の取得等の業務に充てるための負担金を支出した場合には、損金算入の特例の適用があるものとする。
- 4 合併経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた農協の合併について、税法上の特例措置を設けることとする。

【附帯決議】

最近における我が国農業及び農村を取り巻く諸情勢の変化の中で、農業協同組合は、真に農業者の協同組織として、組合員の信頼にこたえ、組合員の多様なニーズに的確に対応した事業運営を行い、地域農業の振興や地域の活性化に積極的に取り組むとともに、その経営基盤の安定強化と経営の効率化を図ることが求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現を図り、農業協同組合の健全な発展に努めるべきである。

- 1 農協合併の推進に当たっては、画一的な基準によらず、地域の実情を反映させるとともに、組合員の意思に基づきその理解と納得の下に行われるよう指導すること。
また、専門農協の合併についても、その促進を図るため、特性等に配慮して体制整備に努めること。
- 2 農協の大型化・広域化に伴う農協と組合員、農協と市町村行政との関係の希薄化を避けるため、広域営農指導体制の確立、市町村農政との連携強化等所要の措置を講ずるとともに、農協経営の効率化・合理化が推進されるよう指導すること。
- 3 固定化債権問題が農協合併の阻害要因となっている実態にかんがみ、都道府県農業協同組合合併推進法人及び農業協同組合合併推進支援法人の業務範囲の拡大に当たっては、両法人の機能が遺憾なく発揮され、農協合併の促進に十分寄与するよう指導すること。
- 4 農協系統組織の事業・組織の再編・整備に当たっては、組織の自主的な協議を尊重し、組合員の理解を得るとともに、事業の種類、地域の実情等に配慮しつつ推進するよう指導すること。

また、農協系統組織の組織整備の進展に対応した法制度の整備について検討すること。

右決議する。

中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案（閣法第25号）

【要旨】

本法律案は、最近における漁業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、中小漁業者等の経営の近代化を促進するため、構造改善事業を実施する中小漁業者に対する資金の融通の円滑化を図るとともに、漁業近代化資金の貸付対象者を拡大する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 漁協系統等の資金を原資として、構造改善事業を実施する中小漁業者に対して、経営の近代化に必要な低利運転資金を融通する漁業経営改善促進資金制度を創設することとし、漁業信用基金協会及び農林漁業信用基金の業務等について、所要の措置を講ずることとする。
- 2 漁業の経営形態の多様化、資金需要の増加等に対応するため、漁業近代化資金の貸付対象者の範囲を拡大するとともに、貸付金合計額の最高限度を引き上げることとする。
- 3 漁業者等への資金融通を円滑にするため、漁業信用基金協会の会員資格の範囲の拡大等を行うこととする。また、漁業近代化資金制度及び中小漁業融資保証制度について、金利改定手続の簡素化を図ることとする。

【附帯決議】

我が国漁業を取り巻く状況は、国際的漁業規制の強化、周辺水域の資源水準の低下、水産物輸入の急増、魚価の伸び悩み等により、厳しさを増しており、漁業経営の安定・改善対策の強化が緊急かつ重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 漁業を取り巻く厳しい状況に対処し、漁業・漁村地域の活性化を図るため、漁業情勢、経営実態等の変化に即応し、水産金融制度の一層の充実に努めるとともに、我が国漁業の将来展望を踏まえ、経営基盤強化のための構造対策を推進すること。
- 2 漁業経営改善促進資金制度の貸付対象となる特定業種の範囲については、必要に応じて適宜見直すとともに、本資金制度が経営の改善合理化のために円滑かつ有効に利用されるよう、貸付手続の簡素化、適切な経営指導等に努めること。
- 3 漁業経営改善促進資金等の円滑な貸付けのため、物的担保や保証人の徴求について弾力的な運用が図られるよう努めること。
- 4 漁業近代化資金制度については、漁業・漁村地域の活性化に資する観点か

ら、漁業者の資金需要等を踏まえて幅広い活用を図ること。

- 5 中小漁業融資保証保険制度並びに水産金融制度全般を円滑に運営し、漁業の一層の振興を図るため、漁業信用基金協会の財務基盤の強化を図られるよう努めること。

右決議する。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第26号）

【要旨】

本法律案は、漁業事情の推移に伴う中小漁業者の共済需要の変化に的確に対応していくため、漁業共済事業に係る共済契約の方式を多様化する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 漁獲共済についての改正

最近の資源管理型漁業の進展等に対応するため、中小漁業者等により構成され、漁獲共済に係る規約を定める等の一定の要件を満たす団体が、共済契約を締結することができるようにする。また、継続申込特約の制度において、契約割合の引上げの制限を緩和することとする。

2 養殖共済についての改正

最近における漁業者の共済需要の多様化に対応するため、てん補方式に選択制を導入し、てん補内容の充実を図ることとする。また、継続的な加入を確保し、漁業者の加入手続を簡素化するため、継続申込特約方式を導入するとともに、無事故者に対する掛金返戻制度を導入することとする。

3 政府による漁業共済保険事業についての改正

最近における共済事故の態様等にかんがみ、政府の保険金額の算定方法を改めることとする。

【附帯決議】

近年の漁業をめぐる情勢は、産地魚価の低迷、漁獲量の減少、国際規制の強化等極めて厳しいものがある。このような中で、漁業災害補償制度は、中小漁業者の経営の安定に大きな役割を果たしてきた。しかし、その運営は、低い加入率等のため必ずしも安定したものとなっていない。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、本制度の円滑な運営の確保に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 漁業経営における本制度の重要性にかんがみ、今後の漁業動向、漁業者ニーズの変化・多様化等に即応して、一層の整備に努めること。
- 2 共済掛金率及び補償水準の設定に当たっては、漁業経営の実情を十分に見極めて適切に対処すること。
- 3 国と共済団体の責任分担方式の見直しに当たっては、事業の長期的な収支

状況に配慮し、関係者の十分な理解を得て決定すること。

- 4 加入促進運動を強力に展開するため、漁協や漁業共済組合等の普及推進体制の強化、地方自治体の積極的協力の確保、これら諸団体間の関係の緊密化等につき適切に指導すること。

右決議する。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第81号）

【要旨】

本法律案は、最近における農業事情その他の社会経済情勢等にかんがみ、農業者年金事業の安定を図るため給付等の適正化を行うとともに、農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するため被保険者等の配偶者への被保険者の資格の付与、適格な経営移譲の相手方として新規参入者の追加等の措置を講ずるほか、農業者年金基金の行う離農給付金支給業務の改善等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 年金財政の長期安定を図りつつ、農業構造の改善を一層促進する観点から、経営移譲年金の給付に要する費用に係る追加国庫補助を引き続き行うとともに、保険料を段階的に引き上げることとする。また、近年の農業所得の動向を踏まえ、年金額を改定することとする。
- 2 夫とともに農業に専従し、実質的に農業経営に参画している妻については、農地等の権利名義を有しない場合も含めて、農業者年金への加入資格を付与することとする。
- 3 若い農業者の確保に資するため、後継者の加入資格要件を改善するとともに、農業の新たな担い手の確保の観点から、適格な経営移譲の相手方として、農外からの新規参入者を位置づけることとする。
- 4 担い手農業者に対する農地の集積を促進するため、農業者年金の加入者等に対して経営移譲のやり直しを行った受給権者について、加算付経営移譲年金を支給することとする。また、加入者が経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たせずに離農した場合を、離農給付金の支給対象とすることとする。
- 5 死亡した加入者の経営を承継して加入した配偶者について、本人の選択により、死亡一時金の受給に代えて将来の経営移譲年金の額を加算する仕組みを創設することとする。また、障害の状態となって経営移譲した者に対する支給の特例、経営移譲年金の支給停止要件の改善等の措置を講ずることとする。
- 6 市街化区域内農地の取扱いの変更、農業者年金基金が行う融資業務の充実等、所要の措置を講ずることとする。

【附帯決議】

ウルグァイ・ラウンド農業合意に伴う新たな国際環境の変化、我が国農業及び農村を取り巻く情勢の変化に対処するため、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成、新規就農の促進等を図ることが、現下における農政の重要課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、農業者年金制度が、今後とも農業者の老後の保障と農業構造の改善に十分な役割を発揮できるよう、次の事項の実現に努め、本制度の長期にわたる安定的発展に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 農業構造の改善の一層の促進に資する観点から、本制度の財政基盤を長期的に安定させるため、年金財政の動向等に応じて引き続き国庫から必要な額が助成されるよう十分配慮すること。

また、年金未加入者の加入促進について、一層の努力を行うこと。

- 2 保険料については、農家の負担能力の実情、本年金の政策年金としての性格等を踏まえ、過重負担にならないよう設定すること。
- 3 農業に専従する女性のうち農地の権利名義を有しない者への加入資格の付与については、農業経営における女性の個の確立等に一步道を開くとの観点から、その趣旨の周知徹底を図り、加入の促進に万全を期すること。
- 4 後継者の加入資格要件の緩和及び適格な経営移譲の相手方としての農外からの新規参入者の位置付けについては、これらの措置が、新規就農の促進、若い農業者の確保に十分活用されるよう努めること。

また、本年金の加入者等に対して経営移譲のやり直しを行った受給権者に、加算付経営移譲年金を支給することについては、担い手農業者に対する農地の集積の促進に資するよう努めること。

- 5 死亡した加入者の経営を承継して加入した配偶者について、本人の選択により、死亡一時金の受給に代えて将来の経営移譲年金の額を加算する仕組みが創設されるに当たり、その趣旨の周知徹底を図ること。

なお、経営移譲年金の受給権者が死亡した場合における遺族年金については、年金財政の動向等に配慮しつつ、引き続き検討すること。

- 6 障害の状態となって経営移譲した者に対する支給の特例措置については、本制度の目的との整合性を確保するよう留意すること。

また、経営移譲年金の支給停止要件の緩和に当たっては、農地保有合理化の見地を基本としつつ、農業及び農村の活性化の政策課題にも対応するよう努めること。

- 7 農業者年金基金においては、被保険者資格管理についてコンピュータによる照合処理システムの導入、新規加入の促進に資する方向での委託業務の効

率的実施等に努め、事務の合理化・簡素化を図ること。

- 8 中山間地域農業の振興を図るとともに、担い手不足地域における円滑な経営移譲を図るため、農地保有合理化事業、農協による経営受託事業等各種の施策を強力に推進し、併せて、農業者年金基金による貸借業務については、一定の要件の下で耕作を伴う管理を推進するなどの改善措置を講ずること。右決議する。

農産物検査法の一部を改正する法律案（閣法第82号）

【要旨】

本法律案は、近年、米麦の生産・流通・消費をめぐる諸情勢が大きく変化する中で、米麦の品質や安定供給に対する国民の関心が高まっていること等にかんがみ、国民の信頼にこたえ得る適切な検査を通じ、米麦の安定流通の確保を図っていくため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 米麦の義務検査の見直しを行うこととし、米については、新食糧法における計画流通米は、引き続き、義務検査の対象とし、それ以外の米は、任意検査とするものとする。

また、麦についても、新食糧法に基づき、政府が買入れ・売渡しを行う麦については、引き続き、義務検査の対象とし、それ以外の麦は、任意検査とするものとする。

- 2 流通段階における品質の変化に伴う品位の評価等のニーズにこたえるため、米麦の売買取引業者等の希望に応じて、量目及び品位の検査を行う等の流通段階の検査を導入することとする。

- 3 米麦の品質についての新たなニーズの高まりにこたえるため、米の食味を構成している成分や小麦の加工適正と関連する成分を農産物検査の規格に新たに加えることとする。

また、併せて、効率的な検査体制の整備を図る観点から、国以外の第三者機関で指定を受けたものに対して、成分の検査の業務を委託することができるとする。

【附帯決議】

近年、米麦の生産・流通・消費をめぐる諸情勢が大きく変化する中で、米麦の品質や安定供給に対する国民の関心が高まっており、農産物の公正かつ円滑な取引と品質の改善の助長に重要な役割を果たしている農産物検査制度に寄せられる期待は、ますます大きなものとなっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、本制度の円滑な運営の確保に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 国が行う検査業務については、これまで果たしてきた役割に配慮しつつ、さらに効率的体制の整備を促進すること。また、その際、受検者の利便を損なうことがないように十分配慮すること。
- 2 計画外流通米及び契約栽培による麦の任意検査への移行に当たっては、地域における営農の安定及び円滑な流通の確保に十分配慮すること。また、米麦の流通段階での任意検査導入については、本制度の趣旨が十分生かされるよう今後の実施状況を踏まえて適正に対処すること。
- 3 検査規格の設定に当たっては、生産者、流通業者、消費者等のさまざまなニーズに的確に対応すること。特に、農産物の品質に対する国民の関心の高まりに十分配慮すること。
- 4 成分検査については、米の食味等の適正な評価に資するため、取引関係者及び消費者ニーズに適切に応え得るよう国による理化学分析体制の整備を進めること。また、国以外の第三者機関に業務を委託するに当たっては、公正・中立な検査業務の確保が図られるよう万全を期すること。
- 5 精米の表示制度については、消費者の表示に対する信頼を確保する観点から、検査制度との関連も考慮しつつ、表示されるべき事項及び表示と内容の一致等その整備を図ること。
また、輸入米については、安全性の確保はもとより、その表示につき産地・国名の明示等きめ細かい対応を行うこと。
右決議する。

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案（参第3号）

【要旨】

本法律案は、森林及び樹木が水源のかん養、環境の保全等人間の健康で文化的な生活を確保する上で欠くことのできない役割を果たしていることにかんがみ、我が国における森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進に資するため、緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置等を講ずることにより、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 緑の募金は、都道府県段階においては知事の指定を受けた都道府県緑化推進委員会が、また、全国段階においては農林水産大臣の指定を受けた国土緑化推進機構が、それぞれ行うこととする。
- 2 緑の募金による寄附金の使途は、森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力について都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構が行う助成等に必要な経費とすることとする。

- 3 都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構の行う業務の公正かつ透明な運営を確保するため、これら団体に係る運営協議会の設置、緑の募金に係る区分経理、緑の募金の計画及び結果の公告等、所要の措置を講ずることとする。

山村振興法の一部を改正する法律案（衆第5号）

【要旨】

本法律案は、山村振興法の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成17年3月31日まで延長するとともに、認定法人による保全事業等の範囲を拡大し、あわせて高齢者の福祉の増進、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実等について配慮する規定を設けるほか、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 地方債についての配慮

地方公共団体が山村振興計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債について特別の配慮をするものとする。

2 認定法人による保全事業等の範囲の拡大

認定法人が実施する保全事業等の範囲に関し、森林の保全に関する事業として森林施業に関する研修を追加するとともに、当該保全事業に併せて行う事業として都市等との地域間交流に関する事業を追加する。

3 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実

国及び地方公共団体は、振興山村における住民の生活の利便性の向上、都市等との地域間交流の促進等のため、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

4 高齢者の福祉の増進

国及び地方公共団体は、振興山村における高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法に基づく介護等の便宜を供与し、あわせて、高齢者の居住の用に供するための施設の整備等及び高齢者の能力発揮のための就業の機会の確保等について適切な配慮をするものとする。

5 地域文化の振興

国及び地方公共団体は、山村において伝承されてきた文化的所産について、その保存に加え、その活用について適切な措置が講じられるよう努めるとともに、山村における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

6 法の有効期限

この法律の有効期限を10年延長して、平成17年3月31日までとする。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）

【要旨】

本件は、農林水産消費技術センターの業務を取り巻く環境、業務内容の変化等にかんがみ、その配置の適正化を図るため、仙台農林水産消費技術センター及び岡山農林水産消費技術センターを設置する必要があるため、その設置について、地方自治法第156条第6項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

（4）委員会決議

畜産物価格等に関する決議

我が国農業の基幹的部門である畜産業は、畜産物の輸入の急増、需給の不均衡、価格の低迷、農業所得の低下、担い手・後継者の不足等極めて厳しい状況に直面している。これに加えて、本年4月からは、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく乳製品等の関税化、牛肉・豚肉の関税引下げ等が実施されることとなる。

よって政府は、これらの情勢を踏まえ、平成7年度畜産物価格の決定等に当たっては、畜産業のあるべき将来を見据えつつ、畜産経営の基盤強化を図るため、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 国際化の進展等に対応し、畜産経営の将来展望が開けるよう、新たな基本法において畜産業の役割を明確にするとともに、新たな酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針等において国内生産の中長期目標並びにその実現のための生産コストの低減、乳業及び生乳流通の合理化等の具体策を提示すること。また、畜産農家の再生産を確保するため、価格政策を含め、国際化に対応し得る中長期的な畜産政策の展開方向について検討すること。
- 2 加工原料乳保証価格については、生産者の営農努力が報われ、その生産意欲が喚起されるよう、再生産を確保することを旨として適正に決定すること。加工原料乳限度数量については、国産生乳供給の十分な確保を旨とした生乳需給計画の下、適正に決定すること。

また、酪農経営体の育成強化対策を着実に推進するとともに、飲用牛乳等の消費拡大、国産ナチュラルチーズの生産振興、余乳処理施設の再編及び中小乳業の体質強化等への支援措置を引き続き講ずること。さらに、本年4月から実施される乳製品のカレント・アクセスについては、国内需給に悪影響を及ぼすことのないよう適切に対処すること。

3 牛肉・豚肉の安定価格については、再生産の確保を図ることを旨として、経営の安定が図られるよう適正に決定すること。

また、牛肉については、牛肉輸入の増大により国産牛肉の価格が低下してきている実態にかんがみ、肉用牛肥育経営安定緊急対策を引き続き講ずることとし、豚肉については、価格低迷や環境問題等により飼養戸数が著しく減少している現状に対処するため、養豚経営の強化対策、糞尿処理施設の整備対策等を一層拡充すること。

4 肉用子牛の保証基準価格については、繁殖農家の再生産の確保を旨として適正に決定し、合理化目標価格については、肉用子牛生産の実態並びに輸入牛肉の価格低下等を勘案し、適正に決定すること。

また、子牛生産拡大奨励対策、都道府県肉用子牛価格安定基金協会の財政基盤強化対策等を引き続き実施すること。

5 畜産業の安定的発展に資するため、生産資材費の低減を図るとともに、国産畜産物の消費拡大、生産基盤の強化、流通の合理化、食肉処理施設の再編整備、金融支援の推進などの総合的対策を講ずること。

右決議する。

(5) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（9件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
4	青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案	衆	7. 1. 20	7. 1. 31 (予備)	7. 2. 9 可決 附帯決議	7. 2. 9 可決	7. 1. 31	7. 2. 7 可決 附帯決議	7. 2. 7 可決	
5	農業改良資金助成法の一部を改正する法律案	〃	1. 20	1. 31 (予備)	2. 9 可決 附帯決議	2. 9 可決	1. 31	2. 7 可決 附帯決議	2. 7 可決	
6	農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案	〃	1. 20	1. 31 (予備)	2. 9 可決 附帯決議	2. 9 可決	1. 31	2. 7 可決 附帯決議	2. 7 可決	
※ 1 3	農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案	〃	2. 3	2. 7 (予備)	2. 9 可決 附帯決議	2. 9 可決	2. 3	2. 7 可決 附帯決議	2. 7 可決	
2 0	農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案	参	2. 6	2. 16	2. 21 可決 附帯決議	2. 22 可決	2. 6 (予備)	3. 14 可決 附帯決議	3. 17 可決	
※ 2 5	中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案	衆	2. 7	2. 27 (予備)	3. 17 可決 附帯決議	3. 17 可決	2. 7	3. 10 可決 附帯決議	3. 14 可決	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決	本会議決	委員会付託	委員会決	本会議決	
26	漁業災害補償法の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 7	7. 2. 27 (予備)	7. 3. 17 可決 附帯決議	7. 3. 17 可決	7. 2. 7	7. 3. 10 可決 附帯決議	7. 3. 14 可決	
81	農業者年金基金法の一部を改正する法律案	参	3. 13	3. 13	3. 16 可決 附帯決議	3. 17 可決	3. 13 (予備)	5. 31 可決 附帯決議	6. 1 可決	
82	農産物検査法の一部を改正する法律案	衆	3. 13	3. 13 (予備)	5. 25 可決 附帯決議	5. 31 可決	3. 13	5. 11 可決 附帯決議	5. 12 可決	

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会決	本会議決	委員会付託	委員会決	本会議決	
3	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案	農林水産委員長 青木 幹雄君 (7. 4. 25)	7. 4. 25	7. 4. 26			7. 4. 26 可決	7. 4. 25 (予備)	7. 4. 27 可決	7. 4. 27 可決	

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
5	山村振興法の一部を改正する法律案	農林水産委員長 中西 績介君 (7. 3. 14)	7. 3. 16	7. 3. 17	7. 3. 16 (予備)	7. 3. 17 可決	7. 3. 17 可決			7. 3. 17 可決	

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
2	地方自治法第156条第6項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件	参	7. 3. 13	7. 3. 13	7. 3. 16 承認	7. 3. 17 承認	7. 3. 13 (予備)	7. 5. 31 承認	7. 6. 1 承認	

【商工委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において商工委員会に付託された法律案は、内閣提出5件であり、すべて成立した。

また、本委員会に付託された請願3種類36件は、いずれも保留とされた。

〔法律案の審査〕

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

現下の我が国経済にあっては、急激な円高の進展や内外価格差の存在、アジア諸国の急激な成長による国際的競争の激化等により、製造業等の国内における生産、投資が停滞しており、産業空洞化の懸念が生じている。

本法律案は、このような生産等の減少を余儀なくされている業種に属する事業者の事業革新を円滑化するため、事業革新計画の承認を受けた特定事業者に対して設備投資減税、産業基盤基金による債務保証等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、事業革新計画制度の弾力的運用、内外価格差調査の効果的活用、事業革新計画に伴う雇用安定対策等の質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

我が国のエネルギー供給の大宗を占める石油の安定供給確保は政策の根幹をなすものであるが、より効率的なエネルギー供給への要請の高まり、国際石油市場の発達等、石油製品供給をめぐる環境に変化が生じている。

本法律案は、国内石油製品市場における輸入品との競争による市場原理を一層導入するため、特定石油製品輸入暫定措置法を廃止するとともに、緊急時の供給確保、我が国石油製品市場の国際化と流通市場の効率化を進めるため、石油備蓄法及び揮発油販売業法の改正等の措置を講じようとするものである。

電気事業法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

我が国の電力需要は国民生活の高度化、電力の利便性等を反映して今後とも増大が見込まれるとともに夏季ピーク需要の尖鋭化により負荷率が悪化している。このような状況のなかで、安定供給の確保とより一層効率的な電力供給体制の構築が必要とされている。

こうした状況下で、本法律案は、発電部門への新規参入拡大のための卸電気

事業許可の原則撤廃、入札制度の導入、特定電気事業に係る制度の創設、料金規制の改善、保安規制の合理化等所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括議題とし、輸入自由化による石油製品の内外価格差及び製品間価格差の縮小への効果、指定地区制度廃止を受けた小規模給油所の経営への影響と対応策、新電気料金制度における指標の設定基準、分散型電源の導入・促進と環境への影響等の質疑が行われ、両法律案とも全会一致をもって可決された。

なお、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案に対しては4項目、電気事業法の一部を改正する法律案に対しては5項目の附帯決議がそれぞれ付された。

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

東西冷戦構造崩壊後の国際情勢の下、大量破壊兵器の全面的禁止に関する国際的な認識の高まりにより「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに破棄に関する条約」が採択され、我が国も平成5年1月に署名を済ませた。

本法律案は、本条約の的確な実施を確保するため、化学兵器及びその製造を目的とした毒性物質等の製造、所持、譲り渡し及び譲り受けを禁止するとともに、化学兵器に使用されるおそれが高いとして条約に明記された化学物質について、製造及び使用の許可、運搬の届出等を義務付けるほか、国際機関による検査の受入れを義務付ける等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、特定物質の製造及び使用の実態、企業秘密の保護対策、中小企業に対する支援措置等について質疑が行われた後、各会派共同提案による修正案が提出され、修正案及び修正を除く原案は全会一致で可決された。

修正の内容は、過日、特定物質のサリンが不正に使用され、多くの人命が奪われる事件が発生したことにかんがみ、特定物質の製造等の規制、罰則等の施行期日について公布の日から起算して3月を超えない範囲内で政令で定める日とするものである。なお、4項目の附帯決議が付された。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

近年、国民生活向上等に伴い、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分場が逼迫する等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化している。一方、資源輸入国である我が国としては廃棄物を資源として有効に利用することが求められている。

本法律案は、一般廃棄物の相当部分を占め、かつ再生資源としての利用が技術的に可能な容器包装について、基本方針、分別基準適合物の再商品化に関する

る計画、市町村分別収集計画、都道府県分別収集促進計画、特定事業者の再商品化義務及び指定法人に関する事項等を定めようとするものである。

本法律案は、まず本会議において趣旨説明に対する質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、厚生委員会、農林水産委員会及び環境特別委員会との連合審査会を開会し、本法施行による廃棄物の減量効果、分別収集量と再商品化可能量の調整、事業者・市町村・消費者の費用分担の在り方、既存リサイクルシステムの位置付け等について質疑が行われた後、日本共産党より提出の修正案が賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月9日、通商産業行政及び経済計画等の基本施策、平成7年兵庫県南部地震について質疑を行い、阪神・淡路大震災の被害状況、被災中小企業への対策、震災による経済への影響、景気動向等の問題が取り上げられた。

また、3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度公正取引委員会、経済企画庁、通商産業省関係予算の審査を行い、円高対策問題、内外価格差問題、法人税見直し問題、経済見通し達成の可能性等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成7年2月2日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 産業貿易及び経済計画等に関する調査を行うことを決定した。
- 通商産業行政の基本施策に関する件及び平成7年兵庫県南部地震に関する件について橋本通商産業大臣から所信及び報告を聴いた。
- 経済計画等の基本施策に関する件及び平成7年兵庫県南部地震に関する件について高村経済企画庁長官から所信及び報告を聴いた。
- 平成6年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について小粥公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成7年2月9日（木）（第2回）

- 通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件並びに平成7年兵庫県南部地震に関する件等について橋本通商産業大臣、高村経済企画庁長官、政府委員、労働省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成7年3月2日（木）（第3回）

- 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案（閣法第17号）（衆議院送付）について橋本通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月16日（木）（第4回）

- 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案（閣法第17号）（衆議院送付）について橋本通商産業大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第17号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案（閣法第80号）について橋本通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月17日（金）（第5回）

- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）

平成7年度特別会計予算（衆議院送付）

平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（公正取引委員会、経済企画庁）、通商産業省所管（中小企業庁を除く））について橋本通商産業大臣、高村経済企画庁長官、小粥公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、橋本通商産業大臣、高村経済企画庁長官、小粥公正取引委員会委員長、政府委員、大蔵省及び法務省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案（閣法第80号）について橋本通商産業大臣、政府委員、外務省、防衛庁、警察庁、厚生省及び環境庁当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成7年3月28日（火）（第6回）

- 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案（閣法第80号）を修正議決した。

（閣法第80号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産

反対会派 なし

欠席会派 新緑

なお、附帯決議を行った。

○平成7年4月11日（火）（第7回）

○石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）

以上両案について橋本通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月13日（木）（第8回）

○石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）

以上両案について橋本通商産業大臣、政府委員、大蔵省及び文部省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第50号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産

反対会派 なし

（閣法第51号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成7年6月5日（月）（第9回）

○理事の補欠選任を行った。

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）について橋本通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成7年6月6日（火）（第10回）

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）について橋本通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○また、同法律案について厚生委員会、農林水産委員会及び環境特別委員会からの連合審査会の開会申入れを受諾することを決定した。

○平成7年6月7日（水）（第11回）

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

日本商工会議所常務理事

西川 禎一君

日本チェーンストア協会環境問題委員会委員

稲岡 稔君

生活協同組合コープこうべ常勤相談役
船橋市環境部長

碓井 美智子君
吉岡 忠夫君

○平成7年6月7日（水） 商工委員会、厚生委員会、農林水産委員会、環境特別委員会連合審査会（第1回）

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）について井出厚生大臣、宮下環境庁長官、政府委員、大蔵省及び文部省当局に対し質疑を行った。
- 本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成7年6月8日（木）（第12回）

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）について橋本通商産業大臣、政府委員、科学技術庁、文部省、環境庁及び自治省当局に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第97号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年6月14日（水）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第118号外35件を審査した。
- 産業貿易及び経済計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3） 成立議案の要旨・附帯決議

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、近年の内外の経済的環境の変化の影響を受けて、我が国製造業等の国内における生産、投資等が停滞しており、国民経済の健全な発展に支障を生ずるおそれがある状況にかんがみ、生産等の減少を余儀なくされている業種に属する事業者の事業革新を円滑化するための措置を講じ、もって国内生産活動の活性化を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特定事業者による事業革新に対する支援

経済環境変化の影響を特に強く受けている業種（「特定業種」という）に属する事業者（「特定事業者」という）が有する、設備、技術等の既存経営資源の新たな形態・分野での有効活用（「事業革新」という）に対して以下の措置を講ずる。

(1) 事業革新計画の提出・承認

特定事業者は、新商品の開発・生産、新たな生産・販売・購入方式の導入のいずれかに該当する事業革新に係る目標、内容等を記載した事業革新計画を主務大臣（通商産業大臣、農林水産大臣、運輸大臣）に提出、その承認を受けることができる。

(2) 承認事業革新計画に従って行う事業に対する支援措置等

承認された事業革新計画に従って行う事業に対し、設備投資減税、産業基盤整備基金による債務保証、工場立地法上の配慮、公正取引委員会との調整、その他資金の確保への配慮等の支援措置等を講ずる。

2 活用事業者による経営資源活用事業に対する支援

特定事業者が事業革新を実施することによっても活用できない人材、設備、技術等を、中途採用者・設備の受入れ等により活用する他の事業者（「活用事業者」という）に対して以下の措置を講ずる。

(1) 活用事業計画の提出・承認

活用事業者は、経営資源の活用事業に係る目標、内容等を記載した活用事業計画を主務大臣（通商産業大臣、農林水産大臣、運輸大臣、厚生大臣）に提出、その承認を受けることができる。

(2) 承認活用事業計画に従って行う事業に対する支援措置

承認された活用事業計画に従って行う事業に対し、産業基盤整備基金による債務保証、中小企業信用保険法の特例措置、その他資金の確保等の支援措置を講ずる。

3 その他

(1) 事業革新の円滑化のための情報提供等

事業革新の実施の円滑化を図るため、国は、我が国事業者の海外事業活動等の動向、内外価格差とその要因、事業に関連する取引慣行等に関する調査、情報収集及びその提供を行う。

(2) 経済・産業政策と雇用対策の一体的・総合的な推進

国及び都道府県は、失業の予防その他雇用の安定を図るための措置及び職業訓練の実施その他の能力の開発・向上を図るための措置等を講じる。

(3) 産業技術政策と大学等の研究行政の一体的・総合的な推進

文部大臣及び通商産業大臣は事業革新を促進するため、特定事業者と大

学等との研究開発における連携・協力の円滑化を図る。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 現下の内外環境の変化に伴う産業空洞化の懸念に対処するため、内需中心の適切な経済運営と規制緩和等の一層の推進に努めるとともに、製造業等の事業革新が雇用の維持を図りつつ円滑に行われるよう環境整備に努めること。
- 2 特定業種を定めるに当たっては、機動的に行うとともに、事業革新計画の承認に当たっては、雇用の安定に配慮するよう周知徹底に努めつつ、特定事業者の創意工夫や主体性が十分配慮されるよう弾力的に行うこと。
活用事業計画の承認についても、対内投資の促進、他分野からの事業進出の機会確保等多面的な活用が可能となるよう弾力的に対処すること。
- 3 内外価格差の調査に関しては、対象品目、調査方法及び公表時期等について、整合性にも留意しつつ、関係省庁連携のもと積極的に取り組むこと。
取引慣行に関する調査についても、その改善が一般的な取引秩序の改善、市場の効率化に資するものと認められる場合には公表に努めること。
- 4 事業革新計画に基づく事業革新の実施に当たり、労働移動が伴う場合においては、労働者の理解と協力を得つつ円滑に行うよう指導するとともに、雇用安定助成金の活用等雇用安定施策を積極的かつ適切に活用するよう主務省庁は労働省と協議連携を深め、関係業界団体等を含め周知徹底に努めること。
- 5 特定事業者の事業革新の円滑化に資する見地から、教育、研究の場における産官学の研究交流等の環境整備に努めるとともに、情報ネットワークシステムの整備、製造・製品の規格標準化の推進等新規分野の開発が円滑に進むよう努めること。

右決議する。

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第50号）

【要旨】

本法律案は、石油製品供給をめぐる経済的社会的環境の変化にかんがみ、石油製品の安定的かつ効率的な供給を確保するため、緊急時における供給を確保するとともに、石油製品の品質を適正に管理しつつ、我が国石油製品市場の国際化と国内流通の効率化を進めるための措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特定石油製品輸入暫定措置法の廃止
特定石油製品輸入暫定措置法を廃止する。
- 2 石油備蓄法の一部改正

(1) 石油の基準備蓄量等

石油精製業者、石油販売業者及び石油輸入業者（以下、「石油精製業者等」という。）は、毎月、基準備蓄量（届出月の翌々月において石油精製業者等が常時保有すべき石油の数量）を通商産業大臣に届け出なければならない。

基準備蓄量の算定方式を、届出月の直前の12箇月の指定石油製品の生産量等を基礎として算定する方式に変更する。

石油精製業者等は、基準備蓄量以上の石油を常時保有しなければならない。この場合において、通商産業省令で定める場合に、原油をもって指定石油製品に代えることができる。

(2) 石油ガスの基準備蓄量等

石油ガス輸入業者についても、毎月の基準備蓄量の届出義務を定めるとともに、基準備蓄量の算定方式を石油の基準備蓄量の算定方式と同様のものに変更する。

(3) その他

罰則について所要の改正を行う。

3 揮発油販売業法の一部改正

(1) 題名及び目的

この法律の目的を、適正な品質の揮発油、軽油及び灯油を安定的に供給し、もって消費者の利益の保護に資することとし、題名を「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に改める。

(2) 揮発油販売業者の登録

揮発油販売業者の登録についての指定地区制度に関する規定を廃止する。

(3) 揮発油の品質の確保

揮発油販売業者は、通商産業省令で定める揮発油規格に適合しない物を、自動車の燃料用の揮発油として消費者に販売してはならない。

揮発油生産業者、揮発油輸入業者等は、生産又は輸入した揮発油を、自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、揮発油規格に適合することを確認しなければならない。

揮発油販売業者は、通商産業省令で定める標準揮発油の基準に適合することを確認した揮発油を販売するときは、販売する施設又は設備に、標準揮発油の表示を掲示することができる。この場合を除くほか、標準揮発油の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

以上の規定に違反した場合、通商産業大臣は当該揮発油販売業者等に対して、必要な措置を取るべきことを指示することができる。その指示を受

けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 軽油の品質の確保

軽油販売業者は、通商産業省令で定める軽油規格に適合しない物を、自動車の燃料用の軽油として消費者に販売してはならない。

軽油販売業者、軽油生産業者及び軽油輸入業者等の義務について、揮発油に関する規定を準用する。

(5) 灯油の品質の確保

灯油販売業者は、通商産業省令で定める灯油規格に適合しない物を、屋内燃焼燃料用の灯油として消費者に販売してはならない。

灯油販売業者、灯油生産業者及び灯油輸入業者等の義務について、揮発油に関する規定を準用する。

(6) その他

販売価格に関する勧告等に関する規定を廃止するとともに、指定分析機関、帳簿の記載、報告徴収及び立入検査等並びに罰則について所要の改正を行う。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 我が国石油製品市場の国際化と国内流通の効率化の促進により、市場原理を通じて石油製品価格の適正化、内外価格差の是正が図られるよう留意すること。また、石油産業にかかる物流、保安等の一層の規制緩和についても幅広く検討すること。

2 小規模給油所の経営効率化・体質強化を図るための構造改善事業等を強力に推進するとともに、転廃業に伴う相談事業等の対策の充実強化を図ること。
また、石油産業における規制緩和に伴う企業再編や合理化等の実施が、石油産業労働者の雇用及び労働条件の悪化を招くことのないよう十分配慮すること。

3 不良揮発油等の流通を誘発することのないよう、品質の管理制度の実効性を確保すること。

4 国家石油備蓄目標の達成を図る等、石油備蓄の一層の充実に努めること。
右決議する。

電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

【要旨】

本法律案は、近年の電力需要の増大、電気に係る技術の進歩等の電気事業をめぐる諸情勢の変化を踏まえて、電気の利用者の利益の一層の増進を図るため、効率的な電力供給が実現するよう電気事業に係る参入規制を緩和し、電源設備

の効率的な使用を促進するよう料金規制を改善するとともに、保安規制を合理化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

- (1) 「卸電気事業」とは、一般電気事業者によるその一般電気事業のための電気を供給する事業をいう。
- (2) 「特定電気事業」とは、特定の地点における需要に応じて電気を供給する事業をいう。
- (3) 「卸供給」とは、一般電気事業者に対するその一般電気事業のための電気の供給であって通商産業省令で定めるものをいう。
- (4) 「振替供給」とは、他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所で、その受電した電気の量に相当する電気を供給することをいう。

2 発電部門への新規参入の拡大

- (1) 卸電気事業への参入に係る規制を緩和する。
- (2) 一般電気事業者の電源調達について入札制度を導入し、入札を通じた卸供給を行う者は、通商産業大臣の認可を受けることを要しないものとする。
- (3) 指定電気事業者（電力9社を予定）は、振替供給（卸託送）に係る料金その他の供給条件について振替供給約款を定め、通商産業大臣に届け出、公表しなければならないものとし、振替供給を不当に拒んだ場合は、通商産業大臣が振替供給を行うべきことを命ずることができるものとする。

3 特定電気事業に係る制度の創設

- (1) 特定電気事業を供給地点ごとの許可制とするとともに、供給先の需要に応じる供給能力を保有しているか等をその基準とする。
- (2) 料金その他の供給条件は通商産業大臣に届け出るものとし、その供給条件が特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものである等の場合には、通商産業大臣がこれを変更すべきことを命ずることができるものとする。
- (3) 特定電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給地点における供給を拒んではならないものとする。
- (4) 一般電気事業者は、通商産業大臣の認可を受けて、その供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者と補完供給契約（事故その他の事由により、特定電気事業者が供給する電気に不足が生じた場合に、その不足する電気の供給を行うことを約する契約）を締結することができる。

4 料金規制の改善

- (1) 夜間電力の活用等による負荷平準化等に資する料金については、個別認可制から、需要家の幅広い選択を可能とする各種メニュー（選択約款）の

届出制に移行するものとする。

- (2) 選択約款が認可を受けた供給約款による需要家の利益を阻害するおそれがある等の場合には、通商産業大臣がこれを変更すべきことを命ずることができるものとする。

5 保安規制の合理化

- (1) 工事計画については届出を原則とし、特に必要なもののみを認可するとともに、届出の不要な範囲を拡大する。
- (2) 工程ごとの使用前検査を原則として完成時検査のみとする。
- (3) 溶接検査については、溶接方法の認可を廃止して指定検査機関による確認とし、工程ごとの検査を記録確認により一括して検査可能にするとともに、全工程で行っている立会い検査は原則として最終段階の耐圧試験のみとする。
- (4) 耐圧工作物の定期検査について自主検査を導入する。
- (5) 通商産業大臣は、その指定する者（指定試験機関）に電気主任技術者試験の事務を行わせることができるものとする。

6 その他

- (1) 専ら一の建物内に限り電気を供給する場合は、通商産業大臣の許可を要さないものとする。
- (2) 太陽光発電等の小出力発電設備に係る規制を簡素化する。
- (3) 一般電気事業者の兼業については、省令に定める事業を行う時は、通商産業大臣の許可を要さないものとする。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、制度改革が真に実効性のあるものとなるよう積極的に取り組むとともに、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 電気が国民生活及び産業活動を支える重要なエネルギーであることにかんがみ、今後とも良質で低廉な電力の安定供給の確保に努めること。こうした点を踏まえ、新電気料金制度の策定に当たっては、電気事業者の生産性向上意欲を極力引き出せるよう指標の設定等を行うこと。また、電気事業を支える人材の確保・雇用の安定に配慮しつつ、各種の合理化・効率化や技術開発への積極的な取組みを促進すること。
- 2 各種電源の持つ環境特性や経済性、立地バランス、需要動向などを考慮して、分散型電源の活用促進等の具体的施策を行いつつ、最適かつ柔軟な電源構成の確立を目指すこと。なお、分散型電源の導入に当たっては、環境への影響について十分配慮すること。
- 3 負荷平準化を更に進めるため、需給調整契約等料金面からのピーク需要移

行対策を有効に活用しつつ、負荷移行機器の更なる開発・導入に積極的に取り組むこと。また、夏季ピーク時の需要抑制について国民の理解と協力が得られるよう情報提供等に努めること。

- 4 保安実績を踏まえつつ今後とも保安規制の機動的な見直しを図るとともに、保安規制における許認可の削減等行政改革の実効が十分確保されるよう新制度の運用に取り組むこと。

なお、今回の阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、ライフラインである電力供給の確保を図るための耐震対策の在り方について検討を進めること。

- 5 需要家に対する公平・公正が損なわれることのないよう新制度を適切に運用すること。特に島嶼部を主たる供給区域とする電力会社に対しては、その特殊性を十分配慮すること。

右決議する。

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案（閣法第80号）

【要旨】

本法律案は、平成4年（1992年）9月に国際連合軍縮会議において採択された化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受けを禁止するとともに、化学兵器に使用されるおそれが高い毒性物質を規制する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

- (1) 「毒性物質」とは、人が吸入し、又は接触した場合に、これを死に至らしめ、又はその身体の機能を一時的若しくは持続的に著しく害する性質（以下「毒性」という。）を有する物質であって、条約の規定に則して政令で定めるものをいう。
- (2) 「化学兵器」とは、砲弾、ロケット弾その他の政令で定める兵器であって、毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を充てんしたものをいう。
- (3) 「特定物質」とは、毒性物質及び毒性物質の原料となる物質（以下「原料物質」という。）のうち、化学兵器の製造の用に供されるおそれが高いものとして条約の規定に則して政令で定めるものをいう。
- (4) 「指定物質」とは、特定物質以外の毒性物質及び原料物質のうち、化学兵器の製造の用に供されるおそれがあるものとして条約の規定に則して政令で定めるものをいう。
- (5) 「第一種指定物質」とは、指定物質のうち化学兵器以外の用途に使用されることが少ないものとして条約の規定に則して政令で定めるものをいい、「第二種指定物質」とは、第一種指定物質以外の指定物質をいう。

- (6) 「国際機関」とは、条約により設立される化学兵器の禁止のための機関をいう。
- 2 化学兵器の製造等の禁止
化学兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受け等を禁止する。
- 3 特定物質の製造等の規制
特定物質については、製造及び使用の許可、輸入の承認、製造・輸入・譲渡し・譲受け・所持の制限、運搬の届出、廃棄義務、製造及び使用に係る数量等の届出、製造等の記録義務などの規制を行う。
- 4 指定物質の製造等に係る届出
指定物質等について、次のとおり届出を義務付ける。
- (1) 第一種指定物質については、製造等及び使用の予定数量及び実績数量
(2) 第二種指定物質については、製造の予定数量及び実績数量
(3) 指定物質等の輸出入の実績数量
(4) 有機化学物質の製造の実績数量の区分
- 5 国際機関による検査等
国際機関の指定する者は、通商産業大臣の指定する職員の立会いの下に、条約の範囲内で検査等を実施できる。
- 6 その他
- (1) 通商産業大臣は、許可製造者等に対して業務に関し報告を徴収できる。
(2) 通商産業大臣は、職員に対して立入検査等をさせることができる。
(3) 本法の規定に違反した者に対する罰則規定を整備する。

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案委員会修正

【要旨】

化学兵器の製造等の禁止、特定物質の製造等の規制、罰則等の施行期日について、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日とするものである。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 本法の厳正な運用により、特定物質が不正に製造又は使用されることのないよう対応すること。
- 2 条約上義務付けられている各種データの国際機関への申告及び同機関による検査の受入れ等に当たっては、企業秘密の保護が十分に保障されるよう万全の措置を講ずること。
- 3 中小企業の負担を軽減するため、国際機関の検査の受入れ等に必要な体制の整備に対して適切な支援措置を講ずること。

- 4 条約義務の円滑な履行のため、条約及び本法の趣旨・内容等について化学関連企業のみならず、広く国民各層に周知徹底を図るとともに、特に国際機関の検査等による風評被害を未然に防止するため、適切な措置を講ずること。右決議する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案
(閣法第97号)

【要旨】

本法律案は、一般廃棄物の発生量が増大し、及び再生資源の利用が十分に行われていない状況にかんがみ、一般廃棄物の相当部分を占め、かつ、再生資源としての利用が技術的に可能な容器包装について、基本方針、分別基準適合物の再商品化に関する計画、市町村分別収集計画、都道府県分別収集促進計画、特定事業者の義務及び指定法人に関する事項を定めること等により、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

- (1) 「特定容器」とは、商品に付された容器包装（びん、缶、紙、プラスチック製のもの等）のうち、主務省令で定めるものをいう。
- (2) 「特定包装」とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。
- (3) 「特定容器利用事業者」とは、その事業において、その販売する商品について特定容器を用いる事業者（輸入業者を含む。）をいう。
- (4) 「特定容器製造等事業者」とは、特定容器の製造等の事業を行う者（輸入業者を含む。）をいう。
- (5) 「特定包装利用事業者」とは、その事業において、その販売する商品について特定包装を用いる事業者（輸入業者を含む。）をいう。

2 基本方針、再商品化計画及び分別収集計画の作成等

(1) 基本方針の作成

主務大臣は、容器包装に係る分別収集及び再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本方針を作成し、公表する。

(2) 再商品化計画の作成

主務大臣は、基本方針に即して、市町村の分別収集した容器包装廃棄物の再商品化に関する計画を作成し、公表する。

(3) 容器包装廃棄物の分別収集に関する措置

- ① 市町村は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して、容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を作成し、都道府県に提出するとともに、当該計画に従って容器包装廃棄物の分別収集を行わなければならない

い。

② 都道府県は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して、容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画を作成し、厚生大臣に提出するとともに、これを公表する。

③ 容器包装廃棄物を排出する者は、市町村の定める基準に従い、当該容器包装廃棄物を適正に分別して排出しなければならない。

3 容器包装に係る再商品化に関する措置

(1) 特定容器利用事業者及び特定容器製造等事業者は、特定容器の属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、その使用量又は製造量に応じて、再商品化の義務を負う。

(2) 特定包装利用事業者は、自らの事業において特定包装を用いる量に応じて、再商品化の義務を負う。

(3) 特定事業者（特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者、特定包装利用事業者）が自らの義務量の再商品化を指定法人に委託した場合は、再商品化をしたものとみなす。

(4) 特定事業者が自ら又は指定法人以外の者に委託して再商品化を行う場合は、主務大臣の認定を受けなければならない。

4 指定法人

(1) 主務大臣は、民法第34条の規定による法人であって、特定事業者の委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化を実施することを適正かつ確実に行うと認められるものを指定することができる。

(2) 指定法人による再商品化業務の適正かつ確実な実施を確保するため、再商品化業務規程の認可、事業計画等の認可、業務の休廃止の制限、契約の締結及び解除に対する制限、監督上必要な命令、報告の聴収、立入検査等の規定を設ける。

5 中小企業者等への配慮

一定の小規模企業者については、法律の適用除外とし、中小企業者等については、平成12年3月31日までの間、再商品化義務を猶予する。

6 その他

(1) 指定法人等が行う再商品化業務については廃棄物処理法の特例とする。

(2) 国は、再商品化費用の価格への反映について、広報活動等により国民の理解と協力を得るよう努める。

(3) 再商品化により得られた物を利用できる事業者等に対しては、再生資源利用促進法で定めるところにより、これを利用する義務等を課す。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 本法が我が国のリサイクル社会の基礎づくり及び地球環境保全の一環となる法律として、その機能を十分発揮し、かつ排出自体の減量化にも資するものとなるよう、適切な制度運用を図るとともに、国民・事業者の意識の向上や意見の反映に努めること。

2 市町村の分別収集のための施設に対する支援等、分別収集を行う市町村に対し財政上の配慮を行うよう努めること。また、各市町村が自ら分別収集に要した費用を極力公表するよう指導すること。

なお、既存の民間リサイクルシステムが円滑に運用されるよう配慮するとともに、分別収集計画の作成に際しては、民間リサイクル関係者の意見を斟酌すること。

3 再商品化計画を策定する際は市町村の動向を十分考慮するとともに、各地域の再商品化技術及び再商品化事業者の動向について調査を行うよう努めること。

分別基準適合物の用途開発等に対する支援措置を講ずる等、再商品化可能量の拡大に努めること。

4 指定法人の事業の運営については、透明性・公平性が確保され、かつ、民間事業者等の創意工夫が十分発揮されるよう組織や人事等において特段の配慮を行うこと。

特に、入札制度の在り方については、評議員会の設置等を通じて適切に行うよう指導すること。

5 本法の適用が除外、若しくは猶予される中小企業者等においても、リサイクル推進の重要性を踏まえ、適切な対応に努めるよう指導すること。

6 地球環境問題の解決に資する観点から、資源の有効利用を図る関連産業の育成等のリサイクル政策を一層推進していくとともに、情報交換や技術交流についての国際的展開に努めること。

なお、製品等の原料採取から廃棄に至る全段階での環境への負荷を評価するための手法について、諸外国との連携も踏まえつつ調査研究を進め、その確立を図るよう努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
※17	特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案	衆	7. 2. 6	7. 2. 21 (予備)	7. 3. 16 可決 附帯決議	7. 3. 17 可決	7. 2. 13	7. 2. 21 可決 附帯決議	7. 2. 23 可決	
50	石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案	〃	2. 21	2. 27 (予備)	4. 13 可決 附帯決議	4. 14 可決	2. 21	3. 28 可決 附帯決議	3. 30 可決	
51	電気事業法の一部を改正する法律案	〃	2. 21	2. 27 (予備)	4. 13 可決 附帯決議	4. 14 可決	2. 22	3. 28 可決 附帯決議	3. 30 可決	
80	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案	参	3. 13	3. 16	3. 28 修正 附帯決議	3. 29 修正	3. 13 (予備)	3. 30 可決 附帯決議	3. 30 可決	
97	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案	衆	4. 28	6. 5	6. 8 可決 附帯決議	6. 9 可決	5. 26	6. 1 可決 附帯決議	6. 2 可決	7. 5. 26 衆本会議趣旨説明 6. 5 参本会議趣旨説明

【運輸委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において、運輸委員会は10回開会され、付託された法律案は内閣提出5件であり、すべて可決された。

また、本委員会付託の請願9種類190件はいずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

海上衝突予防法の一部を改正する法律案は、1993年11月の国際海事機関総会において「1972年の海上における衝突の予防のための国際規則」の一部改正が採択され、1995年11月4日から発効することに伴い、国内法を国際規則に対応して改正するため、提出されるに至ったものである。船舶交通の安全を図るための海上交通の基本ルールについては、その国際性にかんがみ1889年以来国際規則が作成され、主要海運国はこれらの国際規則をそれぞれ国内法化してきており、我が国においても、1892年に海上衝突予防法が制定されて以来、国際規則に対応して数度の改正を経て今日に至っている。

本法律案は、「1972年の海上における衝突の予防のための国際規則」の改正に伴い、長さ20メートル未満の漁ろうに従事している船舶が表示すべき形象物について、かごを廃止するとともに、トロールにより漁ろうに従事している一定の船舶に対し、追加の灯火の表示を義務付けようとするものである。

委員会においては、新たに義務付けられる対象船舶数、海難救助体制の在り方などの質疑が参議院先議で行われ、全会一致で可決された。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、事業規模の縮小等に伴う離職船員の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、離職船員のうち再び船員となろうとする者に対する就職促進給付金の支給に関する規定を整備するほか、労務供給船員に係る船員法の適用に関する特例について所要の規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、就職促進給付金制度存続の意義、船員の週40時間労働に向けての取組などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

旅行業法の一部を改正する法律案は、営業保証金制度の改善、旅行業者の業務の適正化等の措置を講ずるとともに、旅行業の登録制度について一般旅行業と国内旅行業の種別の統合等の合理化を図る等所要の改正を行おうとするものである。

旅行需要は近年、所得水準の向上、自由時間の増大等により着実に拡大、多様化してきており、特に海外旅行については、旅行者数が1,000万人を超える

など急速に一般化が進展している。これに伴い、マスメディアを活用しつつ多様な主催旅行を実施するなど、積極的な事業の展開を図る旅行業者が増加している。しかし、一方では、旅行業者に対する旅行者からの苦情や旅行業者の倒産時におけるトラブルが生じるなど、旅行者保護の一層の充実が求められていたところである。このような状況を踏まえ、旅行業者の行う取引の公正を維持し、旅行者の利便を増進していくため、昭和57年以来の本格的な法改正が行われることになったものである。

本法律案は参議院先議であり、委員会においては、旅行者保護の在り方、旅行のトラブル防止方策などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案は、行政改革の一環として、民間活動等に係る規制がもたらす負担の軽減及び運輸行政の簡素合理化を図るため、鉄道抵当法、海上運送法、水路業務法、道路運送法、航空法、小型船造船業法の6法律に規定する許可、認可等の整理及び合理化を行おうとするものである。

運輸省では、社会経済情勢の変化に応じ、利用者の声を十分に反映した運輸行政を展開するため、平成5年4月に所管の許認可件数を3年以内を目途に2割削減する等の目標を掲げて以来、運輸省関係の許可、認可等の整理及び合理化を進めている。この間、法律改正を要するものについては、平成6年2月15日の閣議決定「今後における行政改革の推進方策について」において、当面の規制緩和等として措置することとされた事項に関し、「許可、認可等の整理及び合理化に関する法律」（平成6年法律第97号）等により措置したところである。

さらに、政府は「規制緩和推進計画」策定に向けた規制の見直しを推進するための基本指針を進めるなど、引き続き行政の制度・運営について徹底した見直しを行うという方針を打ち出し、運輸省においても、事業者、利用者等からの運輸分野における規制緩和に関する要望を踏まえて検討を行った。その結果、成案を得たものについて一括して法律改正を行う必要性が生じたため、本法律案が提案されるに至ったものである。

委員会においては、規制緩和の今後の進め方、物流コストの低減問題などの質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」の実施に伴い、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定整備を行うことが必要となったことから提出されたものである。同条約は、米国アラスカ沖で1989年3月に発生したタンカー「エクソン・バルディーズ号」による大規模油流出

事故が契機となっており、油流出事故に対する初動措置の適確な実施と国際的な油防除協力体制を強化するため、1990年11月30日の国際海事機関において採択され、1995年5月13日に発効することとなっている。

本法律案は、油保管施設等に油濁防止緊急措置手引書の備置き等を義務付け、及び海洋施設等から大量の油の排出のおそれがある場合等における通報に関する規定を整備するとともに、海上災害防止センターの業務に海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務等を追加する等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、複合的な災害に対する措置、アジア地域の海洋汚染防止に対する我が国の取組などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

〔国政調査等〕

平成7年兵庫県南部地震災害に関する件について、1月24日、亀井運輸大臣から、2月9日に政府委員から、地震による被害状況のうち運輸省所管に係る事項についての概要説明を聴取した。

2月9日、亀井運輸大臣から所信を、細谷運輸政務次官から平成7年度運輸省関係予算について説明を聴取し、2月21日、運輸行政の基本施策について質疑を行った。

兵庫県南部地震で壊滅的な被害を受けた神戸港の復旧・復興計画、被災した鉄道会社に対する鉄道軌道整備法の適用及び日本開発銀行からの融資、地震予知行政の在り方、新幹線の耐震基準、障害者の交通運賃割引制度、障害者等に安全で優しい交通システムの在り方、災害時に備えた多目的船の建造問題などが取り上げられた。

また、前国会閉会中の1月17日から18日にかけて、沖縄県における島しょ間交通等の交通事情及び海上保安に関する実情調査のため、沖縄県に委員派遣を行い、その報告が2月9日に行われた。

なお、3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度運輸省関係予算の審査を行い、神戸港復興の財源問題、新幹線の復旧見通し及び耐震対策、廃止路線代替バスに対する補助、公共交通機関の運賃改定方式、地震予知体制の強化、交通輸送機関における高齢者・障害者対策などについて質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成7年1月24日（火）（第1回）

- 運輸事情等に関する調査を行うことを決定した。
- 平成7年兵庫県南部地震災害に関する件について亀井運輸大臣から報告を聴いた。

○平成7年2月9日（木）（第2回）

- 運輸行政の基本施策に関する件について亀井運輸大臣から所信を聴いた。
- 平成7年度運輸省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 平成7年兵庫県南部地震災害に関する件について政府委員から報告を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年2月21日（火）（第3回）

- 運輸行政の基本施策に関する件について亀井運輸大臣、政府委員、労働省、自治省及び建設省当局に対し質疑を行った。
- 海上衝突予防法の一部を改正する法律案（閣法第43号）について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴き、政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第43号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院、無
反対会派 なし
- 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年2月28日（火）（第4回）

- 旅行業法の一部を改正する法律案（閣法第59号）について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月10日（金）（第5回）

- 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第27号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院、無
反対会派 なし
- 旅行業法の一部を改正する法律案（閣法第59号）について亀井運輸大臣、政府委員、厚生省及び消防庁当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成7年3月17日（金）（第6回）

- 旅行業法の一部を改正する法律案（閣法第59号）を可決した。
（閣法第59号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院、無
反対会派 なし
欠席会派 無
- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
平成7年度特別会計予算（衆議院送付）

平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（運輸省所管）について亀井運輸大臣、政府委員、社会保険庁、警察庁、運輸省、文部省及び消防庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成7年4月13日（木）（第7回）

- 許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）

以上両案について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月25日（火）（第8回）

- 許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第67号） 賛成会派 自民、社会、平成、二院、無

反対会派 共産

○平成7年4月27日（木）（第9回）

- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第83号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院、無

反対会派 なし

○平成7年6月14日（水）（第10回）

- 請願第71号外189件を審査した。
- 運輸事情等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3） 成立議案の要旨

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

（閣法第27号）

【要旨】

本法律案は、事業規模の縮小等に伴う離職船員の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、離職船員のうち再び船員となろうとする者に対する就職促進給付金の支給に関する規定を整備するほか、労務供給船員に係

る船員法の適用に関する特例について所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 離職船員に対する就職促進給付金を、一般的な就職促進給付金の支給規定である本則第3条に基づき引き続き支給することとし、これに伴い、附則第2項を削除し、支給対象となる船員は政令により定めることとする。
- 2 船員雇用促進センターに雇用される労務供給船員に係る船員法の適用に関する特例については、船員法の改正で導入された当初6か月の連続勤務に対する有給休暇制度を、労務供給船員についても導入することとする。
- 3 この法律は、平成7年7月1日から施行する。ただし、労務供給船員に係る船員法の適用の特例に関する改正規定は、平成7年4月1日から施行することとする。

海上衝突予防法の一部を改正する法律案（閣法第43号）

【要旨】

本法律案は、1972年の海上における衝突の予防のための国際規則の改正に伴い、国内法を整備する必要があるため所要の改正を行うものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 航行中又はびよう泊中の長さ20メートル未満の漁ろうに従事している船舶が表示すべき形象物について、かごを廃止する。
- 2 航行中又はびよう泊中の長さ20メートル以上の漁ろうに従事している船舶のうち、トロールにより漁ろうをしているものが、他の漁ろうに従事している船舶と著しく接近している場合に、その操業状態に応じて表示すべき追加の灯火を定める。
- 3 この法律は、平成7年11月4日から施行する。

旅行業法の一部を改正する法律案（閣法第59号）

【要旨】

本法律案は、最近における海外旅行を中心とした旅行者数の増大、旅行の多様化、旅行業務に関する取引の形態の変化等に適切に対応し、旅行者保護の一層の充実等を図るため、所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 登録制度について、旅行業務の実態を踏まえたものとするため、一般旅行業の登録と国内旅行業の登録を統合して旅行業の登録にするなど、その合理化を図ること。
- 2 旅行者と取引をした者の債権を保全するための営業保証金について、その額の算定に旅行業者の旅行業務に関する取引額を明確に反映させるととも

に、旅行者が優先して還付を受けられること。

- 3 旅行業者が旅行者と契約を締結しようとするときには一定の書面により取引条件の説明を行うとともに、主催旅行を実施する旅行業者の旅行業約款の認可基準及び主催旅行の広告の表示方法に関する規定を整備するなど旅行業者の旅行業務の適正化を図ること。

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案（閣法第67号）

【要旨】

本法律案は、行政改革の一環として、民間活動等に係る規制がもたらす負担の軽減及び運輸行政の簡素合理化を図るため、鉄道抵当法等運輸省関係法律に規定する許可、認可等の整理及び合理化を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 鉄道抵当法の一部改正

- (1) 抵当権の設定又は変更の認可を廃止し、鉄道財団の設定の認可を設けること。
- (2) 抵当証書又は信託証書の記載事項に変更を生ずる契約の認可を廃止すること。
- (3) (1)及び(2)に伴い、鉄道財団設定の認可後6か月以内に抵当権設定の登録を申請しないときは当該認可が失効することとする等所要の改正を行うこと。

2 海上運送法関係の一部改正

- (1) 起点が終点と一致する航路であって寄港地のないものにおいて営む旅客不定期航路事業（以下「遊覧旅客不定期航路事業」という。）について、事業の許可をする際の基準を緩和すること。
- (2) 遊覧旅客不定期航路事業について、運賃及び料金の設定又は変更の認可を届出に改めること。

3 水路業務法の一部改正

- (1) 水路測量を行う際によるべき基準のうち日本経緯度原点を基礎としない場合の承認を廃止するとともに、専ら国際間の水路に関する情報の交換を目的として行う水路測量等については、法定の基準によらずに行うことができることとすること。
- (2) 海上保安庁が刊行した水路図誌又は航空図誌について、航海又は航空以外の用に供するために複製を行う場合の承認を不要とすること。

4 道路運送法の一部改正

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業の免許等の処分の際しての都知事又は政令

で定める市の長の意見の徴取を廃止すること。

(2) 路線を定める旅客自動車運送事業の免許等の処分に際しての道路管理者の意見の徴取を不要とする場合を追加すること。

5 航空法の一部改正

旅客航空運送取扱業の届出並びに当該事業に関する報告徴収及び立入検査を廃止すること。

6 小型船造船業法の一部改正

(1) 小型船造船業の登録の申請書の記載事項である法人の役員の氏名について、代表者の氏名のみ記載すれば足りることとすること。

(2) 小型船造船業者の事業の開始の届出を廃止すること。

(3) 小型船造船業の主任技術者の資格要件について、運輸大臣による個別の認定を廃止し、運輸省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者は主任技術者になることができることとすること。

(4) 小型船造船業者である法人が合併以外の事由により解散した場合の届出を廃止すること。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第83号)

【要旨】

本法律案は、1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の実施に伴い、油保管施設等に油濁防止緊急措置手引書の備置き等を義務付け、及び海洋施設等から大量の油の排出のおそれがある場合等における通報に関する規定を整備するとともに、海上災害防止センターの業務に海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務等を追加する等の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法律の目的に海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保することを追加する等法律の目的規定を整備する。
- 2 海面に油が広がっていることを発見した者は、遅滞なく最寄りの沿岸国の海上保安機関に通報しなければならないこととする等通報に関し所要の規定を整備する。
- 3 一定の規模以上の油保管施設等の設置者は、油濁防止緊急措置手引書を作成し、これを当該施設内に備え置き、又は掲示しておかななければならない。
- 4 海上災害防止センターの業務に、海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務等を追加する等同センターの目的規定及び業務規定を整備する。
- 5 海上保安庁長官が作成する排出油の防除に関する計画の作成対象海域及び油種を拡大するとともに、管区海上保安本部長その他の関係者は、所定の海

域ごとに排出油の防除に関する協議会を組織することができる。

- 6 国は、海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際的な連携の確保及び技術協力の推進、海外の地域における海上防災のための緊急援助の実施その他の海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際協力の推進に努める。
- 7 廃油処理事業者が事業を開始した場合等の届出を廃止する。
- 8 この法律は、1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、廃油処理事業者が事業を開始した場合等の届出の廃止等の改正は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
27	船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 7	7. 2. 21 (予備)	7. 3. 10 可決	7. 3. 10 可決	7. 2. 7	7. 2. 17 可決	7. 2. 21 可決	
43	海上衝突予防法の一部を改正する法律案	参	2. 14	2. 14	2. 21 可決	2. 22 可決	2. 14 (予備) 交通安全 対策特委	3. 9 可決	3. 10 可決	
59	旅行業法の一部を改正する法律案	〃	2. 24	2. 27	3. 17 可決	3. 17 可決	2. 24 (予備)	4. 25 可決	4. 27 可決	
67	許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案	衆	3. 3	3. 3 (予備)	4. 25 可決	4. 26 可決	3. 3	4. 11 可決	4. 13 可決	
83	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 13	3. 13 (予備)	4. 27 可決	4. 28 可決	3. 13	4. 11 可決	4. 13 可決	

【 逋信委員会 】

(1) 審議概観

第132国会において逋信委員会に付託された法律案は内閣提出9件であり、いずれも成立した。また、日本放送協会（NHK）の平成7年度予算及び平成5年度決算が付託され、平成7年度予算は承認されたが、平成5年度決算は審査未了となった。

本委員会付託の請願2種類24件は、保留となった。

〔法律案等の審査〕

郵便法の一部を改正する法律案は、利用者に対するサービスの向上等を図るため、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の減額率の法定上限を廃止する等の改正を行うものである。

委員会においては、国営事業としての郵便サービスの役割、健全な事業運営の確保等の諸問題について質疑を行い、全会一致をもって可決した。なお、3項目の附帯決議を行った。

郵便振替法の一部を改正する法律案は、利用者の利便の向上を図るため、国税又は電波利用料の納付を郵便振替によりできるようにするとともに、郵便振替の特殊取扱いを拡充するものである。

郵便貯金法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案は、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金及び簡易生命保険特別会計の積立金の運用対象に先物外国為替を加え、これに運用する場合には証券会社に委託する方法によらなければならないとするものである。

委員会においては、以上3案を一括して審査し、郵便振替サービスの利用拡充策、資金運用の基本的考え方、外国債運用とリスク管理、郵便貯金資金の地域還元、郵貯・簡保資金と財政投融资とのかかわり等の諸問題について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決した。なお、3法律案に対し、それぞれ2項目の附帯決議を行った。

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案は、放送分野の急速な技術革新にかんがみ、国民が情報を選択する機会を拡大するため、視聴者が個々の関心に応じて多様な方法で視聴することができる受信設備制御型放送番組の制作を促進しようとするものである。

委員会においては、高度情報社会の構築に向けての政府の取組、ソフト制作支援の在り方等の諸問題について質疑を行い、全会一致をもって可決した。なお、4項目の附帯決議を行った。

電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案は、電気通信基盤の整備充実を図るため、電気通信基盤充実事業に新たに高度有線テレビジョン放送施設整備事業を加えるとともに、通信・放送機構に高度通信施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金の借入に係る利子に対する助成金交付の業務を行わせるものである。

本法案は、昨年5月の郵政省電気通信審議会答申「21世紀の知的社会への改革に向けて」を具体化するために提出されたものである。同答申は、情報通信基盤を21世紀の知的社会の構築に不可欠な社会資本と位置付け、その整備に向けた具体的方策として、光ファイバ網の全国整備のための特別融資制度の創設等を提言した。

委員会においては、マルチメディア社会に向けての情報通信基盤整備の在り方、CATV事業の現状と課題等の諸問題について質疑を行い、全会一致をもって可決した。なお、5項目の附帯決議を行った。

電波法の一部を改正する法律案は、無線従事者の資格を取得しようとする者の負担の軽減等を図るため、免許を受けることができる者の範囲を拡大する等の措置を講ずるとともに、電波利用料について口座振替の方法による納付を実施しようとするものである。

電気通信事業法の一部を改正する法律案は、第一種電気通信事業者に係る料金その他の役務の提供条件についての規制の合理化を図るため、料金のうち一定の範囲のものについて認可制から事前届出制に改めるとともに、役務に関する標準契約約款制を導入しようとするものである。

委員会においては、以上2案を一括して審査し、電波利用環境の整備、電波利用料制度の現状と課題、電気通信事業の規制の在り方、今回の規制緩和措置による効果、緊急円高・経済対策に盛られた規制緩和の前倒し等の諸問題について質疑を行い、全会一致をもって可決した。なお、両法律案に対し、それぞれ3項目の附帯決議を行った。

放送法の一部を改正する法律案は、真実でない放送により権利を侵害された者に対する救済措置の改善を図るため、訂正又は取消しの放送の請求期間を延長するとともに、放送事業者が放送番組を保存すべき期間を延長する等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、訂正放送制度の周知徹底、報道の自由の確保と人権侵害に対する救済の必要性、視聴者の立場に立った放送法の在り方等の諸問題について質疑を行い、全会一致をもって可決した。なお、3項目の附帯決議を行った。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件は、NHKの平成7

年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものである。

委員会においては、非常災害時における公共放送の在り方、中長期的な事業経営の方針、国際放送の拡充への取組、ハイビジョン放送の実施状況とデジタル化への対応、受信料収納体制の整備等の諸問題について質疑を行い、全会一致をもって承認した。なお、7項目の附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

2月14日、大出郵政大臣から郵政行政の基本施策について所信及び阪神・淡路大震災に係る被災状況と対策について報告を聴取し、同月16日、郵便及び救援小包の配達状況、郵便貯金及び簡易保険の非常取扱い状況、震災の郵便事業財政への影響、災害時における通信ネットワークの確保、震災時における報道の在り方及び具体的な対応状況、金利自由化後の郵便貯金の先導的役割、郵便貯金及び簡易保険の自主運用の在り方等について質疑を行った。

また、3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度郵政省関係予算の審査を行い、被災郵便局の復旧への取組、郵政事業における災害等に対するバックアップ体制、救急救助用無線の状況、我が国のマルチメディアの現状、簡易型携帯電話の事業化の推進方策、放送のデジタル化への取組等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成7年2月14日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査を行うことを決定した。
- 郵政行政の基本施策に関する件及び阪神・淡路大震災に関する件について大出郵政大臣から所信及び報告を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年2月16日（木）（第2回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 郵政行政の基本施策に関する件及び阪神・淡路大震災に関する件について大出郵政大臣、政府委員、郵政省、自治省当局、参考人日本放送協会専務理事中村和夫君、社団法人日本民間放送連盟理事・報道委員長氏家齊一郎君及び日本電信電話株式会社理事・保全サービス部長高島秀行君に対し質疑を行った。

○平成7年3月7日（火）（第3回）

- 郵便振替法の一部を改正する法律案（閣法第60号）
 - 郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第71号）
 - 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第72号）
 - 郵便法の一部を改正する法律案（閣法第73号）
- 以上4案について大出郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月10日（金）（第4回）

- 郵便法の一部を改正する法律案（閣法第73号）について大出郵政大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
- （閣法第73号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、二院、無
反対会派 なし
- なお、附帯決議を行った。

○平成7年3月14日（火）（第5回）

- 郵便振替法の一部を改正する法律案（閣法第60号）
 - 郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第71号）
 - 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第72号）
- 以上3案について大出郵政大臣、政府委員、自治省、建設省、大蔵省及び外務省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。
- （閣法第60号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、無
反対会派 なし
欠席会派 二院
- （閣法第71号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、無
反対会派 なし
欠席会派 二院
- （閣法第72号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、無
反対会派 なし
欠席会派 二院

なお、3案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案（閣法第41号）（衆議院送付）について大出郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月17日（金）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成7年度一般会計予算（衆議院送付）

平成7年度特別会計予算（衆議院送付）

平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（郵政省所管）について大出郵政大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、郵政省、消防庁当局、参考人日本電信電話株式会社電報事業本部長酢谷俊一君、同社理事・保全サービス部長高島秀行君、国際電信電話株式会社常務取締役山口武雄君及び日本放送協会理事齊藤暁君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について大出郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月28日（火）（第7回）

○放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について大出郵政大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長川口幹夫君から説明を聴き、同大臣、政府委員、参考人日本放送協会会長川口幹夫君、同協会専務理事中村和夫君、同協会理事齊藤暁君、同協会理事中井盛久君、同協会専務理事・技師長森川脩一君、同協会理事河野尚行君、同協会理事菅野洋史君及び同協会理事安藤龍男君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第1号＝平成7年度NHK予算）

賛成会派 自民、社会、平成、新緑、無

反対会派 なし

欠席会派 護り

なお、附帯決議を行った。

○平成7年4月11日（火）（第8回）

○受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案（閣法第41号）（衆議院送付）について大出郵政大臣、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第41号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年4月13日（木）（第9回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について大出郵政大臣、政府委員、大蔵省当局及び参考人日本放送協会理事中井盛久君に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第40号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）
電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）
以上両案について大出郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月25日（火）（第10回）

- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）
電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）
以上両案について大出郵政大臣、政府委員及び公正取引委員会当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第68号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、二院、無
反対会派 なし

（閣法第84号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、二院、無
反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 放送法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について大出郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月27日（木）（第11回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について大出郵政大臣、政府委員、参考人日本放送協会理事河野尚行君及び社団法人日本民間放送連盟専務理事西田實君に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第85号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、二院、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年6月14日（水）（第12回）

- 請願第15号外23件を審査した。

- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要旨】

本法律案は、電気通信基盤の整備充実を図るため、電気通信基盤充実事業に新たに高度有線テレビジョン放送施設整備事業を加えるとともに、通信・放送機構に高度通信施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金の借入に係る利子に対する助成金交付の業務を行わせるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正

- (1) 高度有線テレビジョン放送施設整備事業を電気通信基盤充実事業に加えること。
- (2) 通信・放送機構の業務として、高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金についての債務保証並びに高度通信施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金の借入に係る利子の支払いに必要な資金に充てるための助成金交付の業務を追加すること。
- (3) 助成金交付業務を行うため、国の補助金により、通信・放送機構に高度電気通信施設整備促進基金を設置し、特別の勘定を設けて整理すること。

2 通信・放送機構法の一部改正

新たな勘定を創設するに際し、通信・放送機構の受信対策勘定を廃止し、衛星放送受信対策基金に係る経理については他の勘定において行うこと。

3 施行期日

本法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 高度情報通信社会の実現に向けて、光ファイバ網の整備が不可欠であることにかんがみ、本法に基づく第1種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送事業者に対する支援措置の実施に必要な資金の確保に努めること。
- 一 情報通信基盤の整備に当たっては、光ファイバ網の整備等有線系のネットワークの構築に加えて、移動体通信や衛星通信といった無線系のネットワー

クの構築にも十分配慮し、マルチメディア時代を見据えた多様な情報通信基盤の構築に努めること。

- 一 有線テレビジョン放送が、マルチメディア時代の中核的情報通信基盤の1つとして期待されるものであることにかんがみ、その施設の一層の普及・高度化が図られるよう、関係地方公共団体と連携しつつ、今後ともその支援に努めること。
 - 一 地震等の災害時において、衛星通信システムが大きな役割を果たし得ることにかんがみ、その研究開発を積極的に推進するとともに、中央防災会議の方針の下、関係行政機関等と協力しつつ、災害に強い情報通信基盤の構築に努めること。また、先般の阪神・淡路大震災の復興に当たっては、その支援措置の一層の拡充に努めること。
 - 一 情報通信基盤の整備に当たっては、情報の地域間格差等に留意し、全国的に均衡のとれた整備に努めるとともに、諸外国の動向をも十分踏まえ推進すること。
- 右決議する。

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案

(閣法第41号)

【要旨】

本法律案は、放送の分野における急速な技術革新にかんがみ、国民が情報を選択する機会を拡大するため、視聴者が個々の関心に応じて多様な方法で視聴することができる放送番組の制作を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 受信設備制御型放送番組、受信設備制御型放送番組制作施設整備事業等を定義すること。
- 2 郵政大臣は、受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する基本的な方向及び受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の内容等に関する基本指針を定めること。
- 3 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業を実施しようとする者は、その実施計画が適当である旨の郵政大臣の認定を受けることができること。
- 4 通信・放送機構の業務として、郵政大臣の認定を受けた実施計画に係る受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施に必要な資金の出資等の業務を追加すること。
- 5 本法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、高度情報通信社会推進本部の基本方針を踏まえ、関係行政機関等の連携の下に、マルチメディアを活かし、ゆとりと豊かさの実感できる国民生活の実現に向け、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 マルチメディア・ソフトの展開に当たっては、これまでのソフト制作支援の実績を見極めつつ、本法による支援措置の創設を契機として、今後とも人材面、技術面、著作権等の制度面を含めた総合的な振興を図ること。特に、中小ソフト制作事業者の創意工夫が十分発揮できるような環境整備に努めること。
 - 一 生活・文化の向上と社会福祉の増進に資するため、医療、教育等の公共分野における先導的な利活用方法の開発・普及を積極的に推進すること。その際、特に高齢者、身体障害者等にも十分配慮した施策を講ずること。
 - 一 情報通信分野の基礎的・汎用的技術について、国自らが長期的視野に立った研究開発を推進するとともに、その成果が広く実利用に活かされるよう配慮すること。
 - 一 情報通信基盤の整備に当たっては、情報の地域間格差等にも十分配慮し、均衡ある地域情報化を推進するとともに、国際的な共同プロジェクトの実施や発展途上国に対する技術協力などグローバルな展開にも積極的に参加・貢献すること。
- 右決議する。

郵便振替法の一部を改正する法律案（閣法第60号）

【要旨】

本法律案は、利用者の利便の向上等を図るため、国税又は電波利用料について郵便振替により納付できることとするとともに、特殊取扱いの拡充等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国税及び電波利用料について、これらを納付すべき者の郵便振替口座の預り金から払い出すことにより納付できることとすること。
- 2 特殊取扱いとして、口座への受入れに関する事項を証明した書類を交付し又は送達する取扱い、口座からの払出しに関する事項を通知する取扱い及び口座への受入れに関する事項を払込書の用紙に表示する取扱いができることとすること。
- 3 払出金額に相当する現金を受取人に交付する方法による現金払において、払出証書を発行してする方法又は現金を送達する方法による払渡しの取扱いに変更できることとすること。
- 4 省令で定める期間を経過しても払出金をまだ払い渡していないときにその

旨を加入者に通知する取扱い及び加入者の口座の預り金から払い出された払出金のうち省令で定める期間を経過してもまだ払い渡していないものについて、省令で定める期間ごとに、当該加入者に通知する取扱いができることとすること。

- 5 本法律は、平成8年1月4日から施行すること。ただし、郵便振替口座の預り金から払い出して電波利用料を納付する取扱いについては、電波法の一部を改正する法律附則第1項ただし書の政令で定める日から施行すること。

【附帯決議】

政府は、この法律の施行に当たり、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

- 一 多様化する国民利用者のニーズに対応するため、今後とも送金サービスの推進及び充実に努めること。特に、全ての国民利用者が、郵便局において、国及び地方公共団体の各種公金について、口座振替により利用できるように努めること。
 - 一 ネットワーク化の進展を踏まえ、国民的財産である郵便局のネットワークの有効活用を図るため、他機関との相互接続について積極的に検討を進めること。
- 右決議する。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第68号）

【要旨】

本法律案は、無線従事者の資格を取得しようとする者の負担の軽減等を図るため免許を受けることができる者の範囲を拡大する等の措置を講ずるとともに、電波利用料について口座振替の方法による納付を実施しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特定の無線従事者の資格について、大学等において無線通信に関する科目を修めて卒業した者は免許を受けることができることとすること。
- 2 無線従事者の資格及び業務経歴を有する者がその資格以外の免許を受けるに当たって、現在必要とされている郵政大臣の認定を廃止し、一定の要件を備えればよいこととすること。
- 3 電波利用料の納付について、免許人から口座振替の申出があった場合には、郵政大臣は、その納付が確実と認められること等を条件としてその申出を承認することができることとするとともに、納期限の特例を設けることとすること。
- 4 本法律は、無線従事者関係は平成8年4月1日から、電波利用料の口座振替関係は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める

日から施行すること。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 電波の効率的な利用における無線従事者の果たす役割の重要性にかんがみ、その育成に努めるとともに、電波利用技術の急速な進展に対応し、無線従事者に関する施策について適宜見直すこと。
 - 一 電波利用環境の向上に資するため、監視システムの整備など電波監視体制の一層の強化を図るとともに、周波数の有効利用の促進、新たな周波数資源の開発にさらに積極的に取り組むこと。
 - 一 マルチメディア社会における無線通信の重要性にかんがみ、広く国民の意見を聴取し、時代を見据えた電波行政を推進すること。
- 右決議する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第71号）

【要旨】

本法律案は、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の対象に先物外国為替を加え、これに運用する場合には証券会社に委託する方法によらなければならないとするものである。

【附帯決議】

政府は、この法律の施行に当たり、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

- 一 郵便貯金資金の一層有利で確実な運用及び地域への還元を図るため、金融自由化対策資金の運用対象の多様化を行うなど、資金運用制度の改善・充実に努めるとともに、その運用資金が預金者から預けられた大切な資金であることや国際金融情勢の変化等をより認識し、リスク管理を十分行うように配意すること。
 - 一 郵便貯金事業は、専ら個人のための国営・非営利の貯蓄金融機関であることを認識し、国民の老後生活の充実に寄与する金融サービスの開発など、引き続き個人預金者の利益の確保・増進に努めるとともに、事業の果たしている役割について、国民に対し十分な周知を行い、より一層の理解が得られるよう努めること。
- 右決議する。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第72号)

【要旨】

本法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の対象に先物外国為替を加え、これを運用する場合には証券会社に委託する方法によらなければならないとするものである。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、豊かで活力ある長寿福祉社会の実現と金融自由化への適切な対応を図るため、次の各項の実施に積極的に努めるべきである。

- 一 金融・経済環境の国際的変化にも適切に対応し、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険積立金の運用に当たっては、その資金が加入者の共同準備財産であることを認識し、リスク管理を十分行うように努めるとともに、その運用対象を一層多様化するなど資金運用制度の改善に努めること。
 - 一 国民の自助努力を支援するため、時代の要請にこたえた新商品の開発、サービスの充実、加入限度額の引上げ等の簡易生命保険制度の改善に努めるとともに、生命保険・個人年金に係る税制上の支援措置の充実に努めること。
- 右決議する。

郵便法の一部を改正する法律案 (閣法第73号)

【要旨】

本法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、利用者に対するサービスの向上等を図るため、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例制度における料金の減額率の法定上限を廃止するとともに、郵便に関する料金を前払式カードにより納付できることとするほか、料金後納に係る担保を免除する者を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例制度における料金の減額率の法定上限を廃止し、審議会に諮問した上、省令の定めるところにより減額できること。
- 2 郵政大臣が発行する一定の金額が電磁的方式によって記録されるカードを使用して、当該カードに記録されている金額の範囲内において郵便に関する料金を納付できること。
- 3 料金後納に係る担保を免除する者として、後納する郵便に関する料金を省令で定める期間以上継続して納付すべき期日までに納付している者を加えること。
- 4 本法律は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行すること。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実現に努めるべきである。

- 一 郵便事業が国民生活に欠かせない基盤的な通信手段であることにかんがみ、今後ともマルチメディア時代の到来を見据えつつ、時代の変化や国民のニーズに的確に応えるサービスを提供するとともに、手紙文化や文書通信の普及・振興に一層努めること。
- 一 積極的な営業活動により収入を確保するとともに、機械化等による一層の効率化を推進し、健全な郵便事業財政の維持に努めること。
- 一 阪神・淡路大震災をはじめとする災害時において、郵政事業が果たしてきた役割や職員のたゆまぬ努力は高い評価を受けており、今後とも公共性の高い国営事業として、国民の期待に応え、引き続き信頼される安定したサービスを提供するとともに、地域社会の振興にも寄与する施策を推進すること。右決議する。

電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第84号）

【要旨】

本法律案は、第一種電気通信事業者に係る料金その他の提供条件についての規制の合理化を図るため、料金のうち一定の範囲のものについて認可制から事前届出制に改めるとともに、役務に関する標準契約約款制を導入しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 第一種電気通信事業者の提供する役務に関する料金について、電気通信役務のうちその内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして郵政省令で定めるものについては認可制から事前届出制に改めることとする。
- 2 第一種電気通信事業者の提供する役務に関する契約約款について、郵政大臣の定める標準契約約款に合致するものは、認可を受けたものとみなすこととする。
- 3 本法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 マルチメディア社会における国民のニーズの多様化、技術革新の進展、国際的なネットワークの構築等の状況を踏まえ、時代にふさわしい電気通信行政の推進に努めること。
- 一 料金の届出に当たっては、提出書類の簡素化等可能な限り事業者の負担を軽減するとともに、均衡を欠くなど不当な料金設定があった場合には適切に

- 対処すること。
- 一 標準契約約款の制定・変更にあたっては、利用者の保護に十分配慮すること。
- 右決議する。

放送法の一部を改正する法律案（閣法第85号）

【要旨】

本法律案は、真実でない事項の放送により権利を侵害された者に対する救済措置の改善を図るため、訂正又は取消しの放送の請求期間を延長するとともに、放送事業者が放送番組を保存すべき期間を延長する等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 訂正又は取消しの放送に関し、真実でない事項の放送により権利を侵害された者が、放送事業者に対して訂正又は取消しの放送の請求を行う期間を、「放送のあつた日から2週間以内」から「放送のあつた日から3箇月以内」に延長することとすること。
- 2 放送番組の保存に関し、訂正又は取消しの放送の関係者等が放送後に放送番組の内容を確認することができるようにするため、放送事業者が放送番組を保存すべき期間を、「放送後3週間以内」から「放送後3箇月間」に延長するとともに、訂正又は取消しの放送の関係者等が放送番組の内容を確認する方法は、視聴その他の方法によることとすること。
- 3 本法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【附帯決議】

- 政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。
- 一 放送の社会的影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党、真実の確保に一層努め、視聴者の人権を最大限尊重した豊かな放送文化が創造されるようにすること。
 - 一 国民の人権を擁護するため、訂正放送等の制度の周知に努めるとともに、放送番組審議機関の機能の十分な活用を図るほか、諸外国の例を踏まえつつ、放送番組に関する苦情処理の在り方について、広く各界からの意見を聴き、放送事業者の運用面も含め検討すること。
 - 一 社会経済情勢の変化を踏まえ、有線放送、衛星放送を含めたマルチメディア社会における放送番組の諸課題について、総合的な検討を行うこと。
- 右決議する。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）

【附帯決議】

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 放送の社会的影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由の確保に一層努めるとともに、豊かな放送文化の創造に先導的な役割を果たすこと。
- 一 国際間の相互理解と文化交流の一層の促進を図るため、映像を含む国際放送の拡充を図るとともに、交付金の確保に努めること。また、国際的なルールづくりに積極的に貢献すること。
- 一 協会は、35年にわたり教育放送が果たしてきた役割を踏まえ、生涯学習時代にふさわしい教育・教養番組の充実を図ること。また、高齢者や障害者等にも配慮した放送の一層の拡充に努めること。
- 一 災害時放送の重要性を深く認識し、今次の阪神・淡路大震災による教訓を生かしつつ、非常時に備えた放送体制の一層の整備を図ること。
- 一 協会は、衛星放送を含む受信契約の締結と受信料の確実な収納に努め、事業財政基盤の充実を図るとともに、視聴者のより一層の信頼に応えるため、経営内容の開示を積極的に行うこと。
- 一 ハイビジョン実用化試験放送の円滑な実施に努めるとともに、マルチメディア時代に向けて、デジタル技術等放送技術の研究開発の促進を図ること。
- 一 協会は、地域文化の発展に資するよう、地域に密着した放送番組の充実を図り、その全国への情報発信を拡充すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（9件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
※40	電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 13	7. 3. 2 (予備)	7. 4. 13 可決 附帯決議	7. 4. 14 可決	7. 2. 27	7. 3. 16 可決 附帯決議	7. 3. 17 可決	
※41	受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案	〃	2. 13	2. 27 (予備)	4. 11 可決 附帯決議	4. 14 可決	2. 13	3. 10 可決 附帯決議	3. 14 可決	
60	郵便振替法の一部を改正する法律案	参	2. 24	2. 27	3. 14 可決 附帯決議	3. 15 可決	2. 24 (予備)	4. 26 可決 附帯決議	4. 27 可決	
68	電波法の一部を改正する法律案	衆	3. 3	3. 3 (予備)	4. 25 可決 附帯決議	4. 26 可決	3. 3	4. 12 可決 附帯決議	4. 13 可決	
71	郵便貯金法の一部を改正する法律案	参	3. 3	3. 3	3. 14 可決 附帯決議	3. 15 可決	3. 3 (予備)	4. 26 可決 附帯決議	4. 27 可決	
72	簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 3	3. 3	3. 14 可決 附帯決議	3. 15 可決	3. 3 (予備)	4. 26 可決 附帯決議	4. 27 可決	
73	郵便法の一部を改正する法律案	〃	3. 3	3. 3	3. 10 可決 附帯決議	3. 10 可決	3. 3 (予備)	5. 10 可決 附帯決議	5. 12 可決	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
84	電気通信事業法の一部を改正する法律案	衆	7. 3. 13	7. 3. 13 (予備)	7. 4. 25 可決 附帯決議	7. 4. 26 可決	7. 3. 13	7. 4. 12 可決 附帯決議	7. 4. 13 可決	
85	放送法の一部を改正する法律案	”	3. 13	3. 13 (予備)	4. 27 可決 附帯決議	4. 28 可決	3. 13	4. 13 可決 附帯決議	4. 14 可決	

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
1	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	7. 2. 28	7. 3. 1 (予備)	7. 3. 28 承認 附帯決議	7. 3. 29 承認	7. 2. 28	7. 3. 15 承認 附帯決議	7. 3. 17 承認	

・NHK決算（1件）

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
日本放送協会平成5年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	7. 2. 3	7. 2. 3			7. 2. 3	7. 6. 6 議決	7. 6. 8 議決	

【労働委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において、労働委員会に付託された法律案は、内閣提出6件、本院議員提出1件であり、内閣提出6件が成立し、本院議員提出1件は撤回された。ほかに、内閣提出承認案件が1件あり、承認された。

また、本委員会付託の請願16種類133件のうち、1種類6件を採択した。

〔法律案等の審査〕

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案は、当該地域の公共事業に被災失業者を一定の比率で雇用しなければならない措置を講ずるものである。

委員会においては、被災地の雇用失業情勢、公共事業による失業者の吸収見込み等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案は、円高や国際化の進展など最近における内外の経済的事情の著しい変化により、雇用調整を余儀なくされている業種の労働者等の雇用の安定を図るため、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の廃止期限を6年間延長して平成13年6月30日までとするほか、特定不況業種に係る労働者の雇用の安定のための措置の充実を図るとともに、従来の特定不況業種に加え、新たに特定雇用調整業種に係る労働者を当該措置の対象とするなどの措置を講ずるものである。

委員会においては、産業構造の変化の見通しと雇用対策、産業間・企業間の労働移動により雇用確保を図る理由、新たな特定雇用調整業種の指定基準と予定される業種等について質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案は、介護補償給付の創設、遺族補償年金の引上げ等により保険給付の内容を改善するとともに、中小事業主として海外に派遣される者を特別加入制度の対象に加えるほか、事業場ごとの災害率により保険料を増減させるメリット制度について、中小事業主に対しその増減幅を拡大する特例を創設する等の措置を講ずるものである。

委員会においては、労災保険財政の現状と今後の見通し、労災認定と審査請求処理の迅速化、過労死認定基準の改定と運用上の問題、メリット制度拡大の理由等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

緊急失業対策法を廃止する法律案は、失業対策事業に就労する失業者が大幅に減少しているため、緊急失業対策法を廃止するものである。

委員会においては、失業対策事業の現況、失業対策事業終息後に講じられる

激変緩和措置等について質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案は、中小企業退職金共済制度の充実と長期的な安定を図るため、掛金月額を最低・最高額を引き上げるとともに、退職金の額を見直すことなどを主な内容としている。

委員会においては、予定運用利回り低下の理由と今後の見通し、早期離職者に対する退職金制度の在り方、給付水準の低下が労働者に与える影響等について質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、少子・高齢化の急速な進展等に伴い、家族の介護が男女労働者にとって職業生活と家庭生活を両立していく上での重要な課題となっていることから、介護休業制度を創設するものである。

その主な内容は、労働者は一定範囲の家族を介護するため、連続する3月の期間内において、対象となる家族1人につき1回の介護休業を取得できること、事業主は介護休業期間と合わせて連続する3月の期間以上の期間において勤務時間の短縮等の措置を講じなければならないこと、国は介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること、介護休業、勤務時間の短縮等の制度に関する部分については平成11年度から施行することなどである。なお、衆議院において、事業主は、介護休業制度の義務化前においても介護休業制度を導入するよう努めること等の修正が行われている。

本会議においては、本案が衆議院から送付される前に趣旨説明と質疑が行われた。

委員会においては、後日撤回された星野朋市君外3名発議の介護休業等に関する法律案と一括して審査された。質疑では、休業期間・取得回数・実施時期・対象家族の範囲・休業中の所得保障など介護休業の内容のほか、中小企業の負担軽減策、高齢者介護政策における介護休業制度の位置付け等の諸問題が取り上げられた。この間、参考人として、日本商工会議所理事・産業部長佐々木修君、北海道大学副学長・法学部教授保原喜志夫君、日本労働組合総連合会女性局長高島順子君、日本女子大学人間社会学部教授暉峻淑子君から意見を聴取し質疑を行うとともに、宮城県に委員を派遣し、公述人から意見を聴取し質疑を行った。

質疑終局後、星野委員、吉川理事からそれぞれ、介護休業の期間、取得回数、実施時期等に関する修正案が提出され、討論の後、両修正案は否決され、本案は多数で原案どおり可決された。なお、介護休業取得者の代替要員確保策の充実強化等11項目の附帯決議が行われた。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設

に関し承認を求めるの件は、小倉公共職業安定所大手町出張所を設置することについて国会の承認を求めるものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致で承認すべきものと決定した。

〔国政調査等〕

2月9日、浜本労働大臣から所信を、伊藤労働大臣官房長から平成7年度労働省関係予算について説明を聴取し、2月14日、質疑を行った。

阪神・淡路大震災被災地の雇用失業情勢と対策・ボランティア活動の支援策・復旧工事等に伴う二次災害の防止策・労働省関係施設の被害状況、経済情勢の変化に対応した雇用対策の必要性、新規学卒者の内定状況、ILO第156号条約の早期批准、過労死認定基準改定の評価などの問題が取り上げられた。

なお、3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度労働省関係予算の審査を行い、労働時間の短縮、パートタイム労働対策、重度被災労働者の介護施策、産業構造の変化に伴う雇用対策、ILO第175号条約の批准促進、契約スチュワーデス問題などについて質疑が行われた。

そのほか、前国会閉会中の1月17日から19日に実施された委員派遣の報告が2月9日に行われた。派遣では、雇用失業情勢と雇用対策等に関する調査のため長崎県及び佐賀県に赴き、県庁、労災病院、地場産業、水産加工団地等の視察を行っている。

(2) 委員会経過

○平成7年2月9日（木）（第1回）

- 労働問題に関する調査を行うことを決定した。
- 労働行政の基本施策に関する件について浜本労働大臣から所信を聴いた。
- 平成7年度労働省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年2月14日（火）（第2回）

- 労働行政の基本施策に関する件について浜本労働大臣、政府委員及び科学技術庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年2月28日（火）（第3回）

- 阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案（閣法第56号）（衆議院送付）について浜本労働大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第56号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし
欠席会派 無

- 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(閣法第14号)(衆議院送付)
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)

以上両案について浜本労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月10日(金)(第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(閣法第14号)(衆議院送付)について浜本労働大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第14号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑
反対会派 共産
欠席会派 護り、無

○平成7年3月14日(火)(第5回)

- 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)について浜本労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第37号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし
欠席会派 無

- 緊急失業対策法を廃止する法律案(閣法第87号)について浜本労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月16日(木)(第6回)

- 緊急失業対策法を廃止する法律案(閣法第87号)について浜本労働大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第87号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑
反対会派 共産
棄権会派 護り
欠席会派 無

- 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について浜本労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月17日（金）（第7回）

- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
平成7年度特別会計予算（衆議院送付）
平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（労働省所管）について浜本労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成7年3月28日（火）（第8回）

- 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について浜本労働大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第29号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、無
反対会派 共産、護り
- 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第3号）（衆議院送付）について浜本労働大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。
（閣承認第3号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り、無
反対会派 なし

○平成7年5月23日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について浜本労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員岩田順介君から説明を聴いた。
- 介護休業等に関する法律案（参第4号）について発議者参議院議員星野朋市君から趣旨説明を聴いた。
- また、以上両案審査のため参考人の出席を求めると及び委員派遣を行うことを決定した。

○平成7年5月25日（木）（第10回）

- 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）
介護休業等に関する法律案（参第4号）
以上両案について発議者参議院議員浜四津敏子君、同都築議君、同星野朋市君、同山崎順子君、浜本労働大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成7年5月30日（火）（第11回）

- 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）

介護休業等に関する法律案（参第4号）

以上両案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

日本商工会議所理事・産業部長	佐々木 修君
北海道大学副学長・法学部教授	保原 喜志夫君
日本労働組合総連合会女性局長	高島 順子君
日本女子大学人間社会学部教授	暉峻 淑子君

○平成7年6月1日（木）（第12回）

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 介護休業等に関する法律案（参第4号）の撤回を許可した。
- 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について浜本労働大臣、政府委員、法務省、厚生省、建設省及び中小企業庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第28号） 賛成会派 自民、社会、新緑、共産、護り
反対会派 平成
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成7年6月14日（水）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第19号外5件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第12号外126件を審査した。
- 労働問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、円相場の高騰、国際化の進展等による産業構造の変化による構造的問題により雇用の回復が見込めない業種の労働者の雇用の安定等を図ることが重要となっているため、構造的な不況に陥った業種に係る雇用対策を引き続き実施するとともに、産業間・企業間の労働移動による雇用機会の確保、移動

の際の能力開発等雇用の安定を図るための措置を講ずる事業主に対して支援を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の改正

- (1) 平成7年6月30日までとされている法の廃止期限を平成13年6月30日まで延長する。
- (2) 従来からの特定不況業種に加え、生産量が相当程度減少し、その回復が見込めず雇用調整を余儀なくされる業種を特定雇用調整業種として労働大臣が指定する。
- (3) 特定不況業種等の関係労働者等の失業予防、雇用機会の増大、能力の開発等を図るため、事業主等に対し、相談その他の援助を行うとともに、公共職業安定所長の認定を受けた計画に基づいて、事業転換による雇用機会の確保等の措置を講ずる事業主に対し、必要な助成及び援助を行う。

2 雇用促進事業団法の改正

- (1) 雇用促進事業団の業務の範囲に、特定不況業種等の事業主への助成及び援助等に関する事業を加える。
- (2) 役員任期の改正その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

平成7年7月1日から施行する。（ただし、1、(1)については、公布の日から施行する。）

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）

【要旨】

本法律案は、少子・高齢化の急速な進展、核家族化等に伴い、家族の介護の問題が育児の問題とともに我が国社会が対応を迫られている重要な課題となっていることにかんがみ、介護休業制度を設けるとともに、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立のための支援事業の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 介護休業制度の創設

- (1) 労働者は、要介護状態にある対象家族を介護するため、期間を明らかにして事業主に申し出ることにより、連続する3月の期間内において、対象家族1人につき1回の介護休業をすることができることとする。要介護状態とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、労働省令で定める期間にわたり常時介護を必要とする状態とし、対象家族とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母とする。

(2) 労働者が介護休業の申出をしたこと、又は介護休業をしたことを理由とする解雇を禁止する。

2 勤務時間の短縮等の措置

事業主は、労働者が就業しつつ対象家族を介護することを容易にするため、連続する3月（介護休業を取得した場合は休業期間と合わせて3月）以上の期間において、勤務時間の短縮等の措置を講じなければならないこととする。

3 育児又は介護を行う労働者等に対する支援措置

国は、育児又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続、再就職の促進を図るため、事業主等に対する相談・助言及び給付金の支給、労働者に対する相談・講習、育児又は介護により退職した者に対する再就職支援その他の支援措置を講ずることとする。

4 育児休業又は介護休業を取得する労働者の代替要員に関する委託募集の特例

一定の基準に合致すると認定された事業協同組合等が、その構成員たる中小企業者の委託を受けて育児休業又は介護休業を取得する労働者の代替要員の募集を行う場合は、許可制を届出制にして手続を簡素化することとする。

5 施行期日

この法律は、平成7年10月1日から施行する。ただし、1、2については、平成11年4月1日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において修正が行われた。その主な内容は次のとおりである。

1 介護休業制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じて事業主が講ずるように努めなければならない措置は、介護を必要とする期間、回数等に配慮したものとす。

2 事業主は、介護休業制度等に関する規定の施行前においても、可能な限り速やかに、介護休業制度を設けるとともに勤務時間の短縮等の措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

3 政府は、介護休業制度等に関する規定の施行後適当な時期において、介護休業制度の実施状況等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、家族を介護する労働者の福祉の増進の観点から介護休業制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

【附帯決議】

少子・高齢化社会の中で労働者が仕事と育児・介護との両立を図り、職業生活においてその能力を有効に発揮できる環境を整備するため、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 介護休業制度が義務化されるまでの間においても、各事業所における可能な限り早期の介護休業制度の導入を推進するため、中小企業に対する配慮を行いつつ、事業主に対する格段の相談・指導・援助に努めること。
 - 2 事業所における介護休業及び勤務時間短縮等の措置の制度化に当たっては、介護を必要とする期間・回数等について、法で定める最低基準を上回る内容となるよう、労使の努力を促すよう努めること。
 - 3 育児休業及び介護休業の取得者の代替要員確保のための対策の充実強化を図ること。
 - 4 介護休業中の経済的援助については、介護休業が義務化されるまでに検討を進め、その結果に基づき、所要の措置を講ずること。
 - 5 介護休業制度の対象者に期間雇用労働者であっても事実上期間の定めなく雇用されている者が含まれることについて、周知徹底を図ること。
 - 6 介護休業及び勤務時間短縮等の措置を取得したことによる不利益取扱いが法の趣旨に反することについて、周知徹底を図ること。
 - 7 介護対策の推進に当たっては、介護休業のみならず、介護労働力の確保、企業の福利厚生の実、労働者に対する相談・援助体制の強化等を含む総合的な施策を推進すること。
 - 8 男女労働者がともに充実した職業生活と家庭生活を送ることができるよう、固定的な性別役割分担意識の是正と育児・介護等を通じた家庭生活と職業生活の両立の重要性について広く社会の関心と理解を深めるための広報啓発活動を行うこと。
 - 9 家族看護休暇について調査研究を行うこと。
 - 10 法の施行後、介護をめぐる制度の整備状況、介護休業の取得状況等を踏まえつつ、必要がある場合は速やかに関係審議会に法の見直しについて諮問すること。
 - 11 介護等に対する対策を充実させるため、関係機関の人員・体制の強化を図ること。
- 右決議する。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第29号）

【要旨】

本法律案は、最近における経済社会情勢の変化の下で、中小企業退職金共済制度の長期的安定と一層の充実を図るため、退職金の額の算定基礎となる金額の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 退職金の額の算定基礎となる金額の改定
退職金の額の算定基礎となる金額を運用利回りの低下に対応して改定する。

- 2 掛金月額最低額・最高額の引上げ
掛金月額最低額を現行の4,000円から5,000円に、最高額を現行の2万6,000円から3万円に引き上げる。
- 3 退職金の分割支給制度の改善
分割払の方法による退職金の支給期間について、現行の10年間に加え5年間を選択できることにする。
- 4 共済契約者が中小企業者でない事業主となったときの取扱いの改善
共済契約者が中小企業者でない事業主となったとして退職金共済契約を解除された場合、その共済契約者が、被共済者である労働者の同意を得て一定の要件を満たす適格退職年金契約等を締結した旨の申出をしたときは、中小企業退職金共済事業団は、労働者に解約手当金を支給せず、解約手当金相当額の範囲内の金額を契約の相手方に引き渡すことができるものとする。
- 5 掛金納付月数の通算制度の改善
掛金納付月数の通算制度について、現行では24月以上必要であるとされている転職前の企業における掛金納付月数について、12月以上であればその被共済者の申出により通算できるものとする。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）

【要旨】

本法律案は、高齢化、核家族化、企業活動の国際化の進展等による我が国の社会経済情勢の変化に対応するため、介護補償給付の創設等の介護施策の拡充を図るとともに、遺族補償年金の給付内容等の改善、海外派遣特別加入者の適用範囲の拡大等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 労働者災害補償保険法の改正
 - (1) 年金たる保険給付の支払回数を年6回（現行年4回）とする。
 - (2) 介護補償給付を創設することにより、現行の労働福祉事業における在宅介護者に対する介護料を新たな保険給付として位置付けるとともに、支給対象者の拡大と支給額の引上げを図る。
 - (3) 労働福祉事業として、重度被災労働者の受ける介護の援護を行うことができることを明示する。
 - (4) 遺族補償年金の最高給付日数（給付基礎日額の245日分）の支給対象となる遺族数を4人以上（現行5人以上）とする等により、遺族補償年金額を引き上げる。
 - (5) 遺族補償年金の受給資格者たる子等の年齢要件を緩和し、満18歳に達する日以後の最初の3月31日（現行満18歳に達するまで）までとする。
 - (6) 中小事業主として海外に派遣される者を、新たに労災保険特別加入制度

の対象に加える。

(7) 罰金額について所要の引上げを行う。

2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正

(1) 安全衛生施策を利用して災害防止活動に取り組む中小事業主に対して、メリット制（事業場ごとの災害率により保険料を増減させる制度）による保険料の増減幅の限度を45%（現行40%）に拡大する特例を適用する。

(2) 労働保険の概算保険料及び確定保険料の申告・納期限を保険年度の初日から50日以内（現行45日以内）に延長する。

3 施行期日

この法律は、平成8年4月1日から施行する。ただし、1の(3)、(4)及び(7)については平成7年8月1日から、1の(1)については平成8年10月1日から、2の(1)については平成9年3月31日から、2の(2)については平成9年4月1日から施行する。

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案（閣法第56号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災を受けた地域における多数の失業者の発生に対処するため、当該地域の公共事業にできるだけ多数の失業者を吸収し、その生活の安定を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 労働大臣は、阪神・淡路大震災を受けた地域のうち、多数の失業者が発生し、又は発生するおそれがある地域として指定する地域（特別地域）において計画実施される公共事業について、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの被災失業者（平成7年1月17日以後に失業した者で、特別地域内に居住する失業者及びそれ以外の失業者で特別地域内で行われる事業に従事していたもの）との比率（吸収率）を定めることができるものとする。
- 2 吸収率の定められている公共事業を計画実施する国等の機関又は地方公共団体等は、公共職業安定所の紹介により、吸収率に該当する数の被災失業者を雇い入れていなければならないものとする。
- 3 この法律は、公布の日から施行し、施行の日から起算して5年を経過した日に、その効力を失うものとする。

緊急失業対策法を廃止する法律案（閣法第87号）

【要旨】

本法律案は、失業対策事業に就労する失業者が大幅に減少している現状にか

んがみ、緊急失業対策法を廃止するものであり、内容は次のとおりである。

1 緊急失業対策法の廃止

緊急失業対策法は、廃止する。

2 施行期日

この法律は、平成8年4月1日から施行する。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第3号）

【要旨】

本承認案件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、小倉公共職業安定所大手町出張所を設置することについて、地方自治法第156条第6項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本出張所は、女性の就業希望に応じた再就職援助を行うレディス・ハローワーク事業を専門的に推進する組織として設置される。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
※14	特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 3	7. 2. 21 (予備)	7. 3. 10 可決	7. 3. 10 可決	7. 2. 14	7. 2. 22 可決	7. 2. 23 可決	
※28	育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 8	5. 15 (予備)	6. 1 可決 附帯決議	6. 5 可決	3. 24	5. 16 修正	5. 18 修正	7. 3. 24 衆本会議趣旨説明 5. 15 参本会議趣旨説明
※29	中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案	〃	2. 8	2. 27 (予備)	3. 28 可決	3. 29 可決	2. 21	3. 10 可決	3. 14 可決	
※37	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案	〃	2. 10	2. 21 (予備)	3. 14 可決	3. 15 可決	2. 10	2. 22 可決	2. 23 可決	
56	阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案	〃	2. 24	2. 24 (予備)	2. 28 可決	2. 28 可決	2. 24	2. 24 可決	2. 27 可決	
87	緊急失業対策法を廃止する法律案	参	3. 13	3. 13	3. 16 可決	3. 17 可決	3. 13 (予備)	3. 24 可決	3. 24 可決	

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
4	介護休業等に関する法律案	星野 朋市君 外3名 (7. 5.17)	7. 5.22		7. 5.17			7. 5.22 (予備)			7. 6. 1 撤 回 (委員会 許可)

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
3	介護休業等に関する法律案	松岡 満壽男君 外4名 (7. 3.13)	7. 3.16		7. 5.15 (予備)			7. 3.24	7. 5.16 否 決	7. 5.18 否 決	7. 3. 24 衆本会議 趣旨説明 5.15 参本会議 趣旨説明

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
3	地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件	衆	7. 3.13	7. 3.13 (予備)	7. 3.28 承認	7. 3.29 承認	7. 3.13	7. 3.24 承認	7. 3.24 承認	

【建設委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において建設委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議2件）、衆議院提出1件の計9件であり、いずれも成立した。

また、国政調査、委嘱審査を行ったほか、付託請願11種類303件について審査を行い、3種類132件を採択した。

〔法律案の審査〕

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案は、内需を中心とした我が国経済の安定成長を図るため、一定の既存住宅に係る住宅金融公庫の貸付金の利率及び償還期間についての特別措置を延長するとともに、同公庫の特別損失に関する規定を整備しようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。なお、付帯決議が付された。

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、大都市地域内の都心の地域を中心として良質な住宅に対する著しい需要が存する現状等にかんがみ、住宅及び住宅地の供給を促進するため、都心の地域及びその周辺の地域において良質な共同住宅を供給する都心共同住宅供給事業の制度を創設するとともに、土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域に関する都市計画を定める場合における要件の緩和、特定土地区画整理事業及び住宅街区整備事業の施行地区の面積の下限の引下げ等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。

都市再開発法の一部を改正する法律案は、大都市地域を中心として、居住環境の良好な住宅市街地を整備し、都市の健全な発展を図る必要性が高まっている現状等にかんがみ、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と市街地の環境の改善を図るため、市街地再開発事業の施行区域要件の緩和、再開発地区計画及び住宅地高度利用地区計画に関する都市計画を定める場合における要件の緩和、建築物の形態を適切に誘導するための地区計画制度の拡充、建築物の形態に関する規制の合理化、土地の所有者等がその意思表示により建築協定に加入できることとする建築協定区域隣接地制度の創設等の建築協定制度の拡充等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑、討論の後、多数をもって可決された。

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案は、電線を道路の地下に埋設し、

その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去又は設置の制限をすることにより、道路の安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、電線共同溝を整備すべき道路の指定の制度を新設するとともに、道路管理者による電線共同溝の建設、電線共同溝の管理並びに国庫による負担及び補助の特例について定めようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。

被災市街地復興特別措置法案は、阪神・淡路大震災により激甚な被害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興が喫緊の課題となっていること等にかんがみ、大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図るため、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができることとし、被災市街地復興推進地域内において施行される土地区画整理事業及び第二種市街地再開発事業についての特例を定めるとともに、大規模な火災、震災その他の災害により滅失した住宅に居住していた者等について公営住宅等の入居者資格の特例を設ける等、特別の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑、討論の後、多数をもって可決された。なお、付帯決議が付された。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案は、宅地及び建物の取引の公正を確保して依頼者の利益の保護を図るため、専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、当該専任媒介契約の目的物である宅地又は建物につき一定の事項を指定流通機構に登録しなければならないものとするとともに、宅地建物取引業の業務の適正な遂行を確保するため、宅地建物取引主任者資格試験制度の改善、業務に係る禁止事項及び宅地建物取引主任者に対する指示処分の追加等の措置を講じ、あわせて宅地建物取引業者等の負担の軽減を図るため、免許の有効期間の延長、一定の届出事項の廃止等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決された。なお、付帯決議が付された。

河川法の一部を改正する法律案は、適正かつ合理的な土地利用を確保しつつ河川の整備及び河川管理の適正化を図るため、地下に設けられた河川管理施設等に係る河川区域を地下又は空間について一定の範囲を定めた立体的な区域として指定すること等ができるものとするとともに、河川区域内における違法放置物件等に的確に対処するため、相手方を確知できない場合の監督処分の手続を設けようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決された。

都市緑地保全法の一部を改正する法律案は、近年の住民等の発意に基づく緑地の保全及び緑化に対する取組を支援し、都市における緑地の適正な保全及び

緑化をより一層推進するため、土地所有者との契約に基づき地方公共団体等が市民緑地の設置及び管理を行う制度の創設、緑地保全地区内の土地の買入れ等をその業務とする民法第34条の法人を緑地管理機構として指定する制度の創設並びに緑化協定に定めることができる事項に緑地の保全に関する事項を追加する緑化協定制度の拡充を行おうとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決された。

半島振興法の一部を改正する法律案は、最近における半島地域の社会経済情勢にかんがみ、引き続きこの地域の振興を図るため、半島振興法の有効期限を十年延長するとともに、半島振興計画の内容の拡充等、この地域の振興のため必要な措置を講じようとするものである。

委員会においては、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月7日、野坂建設大臣から建設行政の基本施策及び兵庫県南部地震について所信及び報告を、小澤国土庁長官から国土行政の基本施策及び兵庫県南部地震について所信及び報告を、小澤北海道開発庁長官から北海道総合開発の基本施策について所信をそれぞれ聴取し、9日、所信に対し質疑を行った。

ここでは、安全な都市づくりのための必要条件、新耐震設計建築物の被害状況、道路・鉄道・ライフライン等の復旧状況、神戸市における消防の初動の状況、災害対策についての国土庁・自治省の役割、地震による被害調査と建設省のとした措置、緊急事態における中央省庁の緊急非常招集体制、被災地における住宅対策、都市災害を想定した河川施設の整備等の問題が取り上げられた。

さらに、6月8日、日本下水道事業団の談合事件、新入札制度の運用と中小建設業の育成、首都機能移転問題、違反建築の防止対策、既存建築物に対する耐震補強等について質疑を行った。

また、4月25日、阪神・淡路大震災に関して参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算（総理府所管（北海道開発庁、国土庁）、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道開発公庫）について審査を行い、政府から説明を聞いた後、中小建設業者の育成、阪神・淡路大震災による被災地における建築制限、兵庫県における住宅復興計画、建設省の定員削減と現場技術業務委託の増加、活断層上のダムの有無と活断層対策、新しい全国総合開発計画策定のスケジュール、北海道開発庁の統廃合問題等について質疑を行った。

なお、4月11日、国における地震防災対策等の実情調査のため、国土地理院、防災科学技術研究所等の視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成7年2月7日(火) (第1回)

- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査を行うことを決定した。
- 建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件並びに平成7年兵庫県南部地震に関する件について野坂建設大臣及び小澤国務大臣から所信及び報告を聴いた。
- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成7年2月9日(木) (第2回)

- 建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件並びに平成7年兵庫県南部地震災害対策に関する件について野坂建設大臣、小澤国務大臣、政府委員、科学技術庁、建設省、厚生省、労働省、運輸省、資源エネルギー庁及び消防庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年2月22日(水) (第3回)

- 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)
都市再開発法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)
被災市街地復興特別措置法案(閣法第47号)(衆議院送付)
以上3案について野坂建設大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、厚生省、警察庁及び運輸省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第21号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし

(閣法第22号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り
反対会派 共産

(閣法第47号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り
反対会派 共産

なお、被災市街地復興特別措置法案(閣法第47号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○平成7年3月9日(木) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(閣法第65号)
住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案（閣法第38号）（衆議院送付）
都市緑地保全法の一部を改正する法律案（閣法第76号）

以上4案について野坂建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月10日（金）（第5回）

- 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（閣法第65号）
都市緑地保全法の一部を改正する法律案（閣法第76号）

以上両案について野坂建設大臣、政府委員、厚生省及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第65号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし

（閣法第76号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし

なお、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（閣法第65号）について附帯決議を行った。

○平成7年3月16日（木）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案（閣法第38号）（衆議院送付）

以上両案について野坂建設大臣、政府委員、大蔵省、厚生省、資源エネルギー庁、郵政省、消防庁、自治省当局及び参考人住宅金融公庫理事鹿島尚武君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成7年3月17日（金）（第7回）

- 委嘱審査のため住宅金融公庫、北海道東北開発公庫及び住宅・都市整備公団の役職員を参考人として出席を求めることを決定した。
- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
平成7年度特別会計予算（衆議院送付）
平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（北海道開発庁、国土庁）、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫）について野坂建設大臣、小澤国土庁長官及び小澤北海道開発庁長官から説明を聴いた後、野坂建設大臣、小澤国务大臣、政府委員、郵政省、文部省、法務省、建設省、資源エネルギー庁、厚生省当局、参考人北海道東北開発公庫総裁穴倉宗夫君、住宅金融公庫総裁高橋進君及び住宅・都市整備公団理事青柳幸人君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案
(閣法第15号) (衆議院送付)

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案 (閣法第38号) (衆議院送付)

以上両案をいずれも可決した。

(閣法第15号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り

反対会派 なし

(閣法第38号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り

反対会派 なし

なお、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案 (閣法第15号) (衆議院送付) について附帯決議を行った。

- 半島振興法の一部を改正する法律案 (衆第6号) (衆議院提出) について提出者衆議院建設委員長遠藤和良君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第6号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り

反対会派 なし

- 河川法の一部を改正する法律案 (閣法第69号) (衆議院送付) について野坂建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月28日 (火) (第8回)

- 河川法の一部を改正する法律案 (閣法第69号) (衆議院送付) について野坂建設大臣、政府委員及び環境庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第69号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り

反対会派 なし

○平成7年4月25日 (火) (第9回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 阪神・淡路大震災に関する件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

東京大学名誉教授

高山 英華君

横浜国立大学教授

村上 處直君

京都大学防災研究所教授

亀田 弘行君

○平成7年6月8日 (木) (第10回)

- 日本下水道事業団の談合に関する件、新入札制度の運用と中小建設業の育成に関する件、首都機能移転に関する件、建設労働災害に関する件、違反建築の防止対策に関する件、既存建築物に対する耐震補強に関する件、長良川河口堰に関する件等について野坂建設大臣、小澤国土庁長官、政府委

員、労働省、科学技術庁、厚生省及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

○平成7年6月15日（木）（第11回）

- 請願第17号外131件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第3号外170件を審査した。
- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案
(閣法第15号)

【要旨】

本法律案は、内需を中心とした我が国経済の安定成長を図るため一定の既存住宅に係る住宅金融公庫の特例措置を延長するとともに、同公庫の特別損失に係る補填措置を講じようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 一定の中古マンションに対する貸付金の利率の引下げ及び償還期間の延長の特例措置について、平成7年3月31日が適用期限とされているものを、平成9年3月31日までの2年間延長を行う。
- 2 平成7年度から平成11年度までの各年度の特別損失について、平成17年度までに交付金を交付して整理する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 1 住宅金融公庫に対する利子補給等の財政援助に特段の配慮を払うこと。
- 2 阪神・淡路大震災後の市街地の復興や被災マンションの建替えなどを円滑に進めるため、住宅金融公庫融資による積極的対応など住宅対策の充実に努めること。
- 3 被災した住宅の再建等を促進するため、被災者の需要に即した各種の情報提供・相談体制の整備について、地方公共団体に協力するなどの施策を講ずること。

右決議する。

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要旨】

本法律案は、大都市地域内の都心の地域を中心として良質な住宅に対する著

しい需要が存する現状等にかんがみ、住宅及び住宅地の供給を促進するため、次の措置を講じようとするものである。

- 1 供給基本方針の策定に際し旨とすべき事項に、居住に関する機能の低下を来している大都市地域内の都心の地域及びその周辺地域における居住に関する機能の向上を総合的に推進することを追加する。
- 2 国及び地方公共団体が住宅市街地の開発整備の方針に従い、良好な住宅市街地の開発整備を促進するために定めるよう努めるべき都市計画として、地区計画を加える。
- 3 土地区画整理促進区域及び特定土地区画整理事業の面積に関する要件を0.5ヘクタールに引き下げるとともに、土地区画整理促進区域の対象区域住宅市街地を開発することが定められている地区計画の区域を加える。
- 4 特定土地区画整理事業の換地計画において、居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設の用に供するため一定の土地を保留地として定めることができるようにする。
- 5 住宅街区整備促進区域及び住宅街区整備事業の面積に関する要件を0.5ヘクタールに引き下げるとともに、住宅街区整備促進区域の対象区域に住宅街区を整備することが定められている地区計画の区域を加える。
- 6 都心共同住宅供給事業を実施しようとする者は、都心共同住宅供給事業の実施に関する計画を作成し、都府県知事の認定を申請することができる。都府県知事は、計画が住宅の規模、構造、賃借人又は譲受人の資格、賃貸の条件又は譲渡の条件等に係る基準に適合するものであると認めるときは、認定を行うことができる。
- 7 国及び地方公共団体は、認定事業者に対し、都心共同住宅供給事業の実施に要する費用の補助を行うことができる。
- 8 認定を受けた計画に従って都心共同住宅供給事業が適正に実施されるよう、都府県知事は、報告の徴収、改善命令、認定の取消し等の措置を講じることができる。

都市再開発法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要旨】

本法律案は、大都市地域を中心として、居住環境の良好な住宅市街地を整備し、都市の健全な発展を図る必要性が高まっている現状等にかんがみ、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と市街地の環境の改善を図るため、次の措置を講じようとするものである。

第1 都市再開発法の改正

- 1 市街地再開発事業の施行区域要件について、一定の事項が定められて

いる再開発地区計画の区域を追加するとともに、市街地再開発事業の施行区域内の耐火建築物の割合の算定に当たり、区域内の耐火建築物の敷地面積の全宅地に対する割合により判断する基準を追加する。

- 2 再開発地区計画を都市計画に定める際も公共施設に関する要件について、その弾力化を図る等の措置を講ずる。

第2 都市計画法の改正

- 1 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物を整備することが、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認めるときは、地区整備計画において、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度及び工作物の設置の制限を定める。
- 2 住宅地高度利用地区計画の用途地域に関する要件について、大部分が現行の要件に該当する土地の区域内とするとともに、住宅地高度利用地区計画を都市計画に定める際の公共施設に関する要件についてその弾力化を図る等の措置を講ずる。

第3 建築基準法の改正

- 1 前面道路の境界線から後退して壁面線等の指定がある場合について、前面道路の幅員による容積率制限を合理化するとともに、前面道路の幅員が12メートル以上である建築物について道路斜線制限の適用の合理化を図る。
- 2 地区整備計画において壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度等が定められている地区計画の区域内にある建築物で、当該地区計画の内容に適合し、特定行政庁が支障がないと認めるものについては、前面道路の幅員による容積率制限及び斜線制限を適用除外とする。
- 3 建築協定制度について、土地の所有者等がその意思表示により建築協定に加入できることとする建築協定隣接地制度の創設等を行う。

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案（閣法第38号）

【要旨】

本法律案は、道路管理者が、特定の道路について、電線を共同して収容する電線共同溝の整備等を行うことにより、道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 道路管理者は、道路の安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、電線をその地下に埋設し、その地上における電線及び電柱の撤去又は設置の制限をすることが特に必要であると認められる道路について、電線共同溝整備道路として指定することができるものとする。

- 2 道路管理者は、電線共同溝整備道路について、電線共同溝整備計画に基づいて電線共同溝を建設するとともに、当該道路については、一定の場合を除き、地上における電線及び電柱の占用に関して許可等を行ってはならないものとする。
- 3 電線共同溝の整備に要する費用の一部を負担した占用予定者等は、道路管理者の許可を受けて電線共同溝を占有することができるものとする。
- 4 電線共同溝の整備に要する費用に関して、国の負担及び補助の特例を定める。

被災市街地復興特別措置法案（閣法第47号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災により激甚な被害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興が喫緊の課題となっていること等にかんがみ、阪神・淡路地域のみならず大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地について復興に関する基本的制度を確立するため特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 被災市街地における新しい都市計画上の制度として、被災市街地復興推進地域を創設することとし、その地域の整備についての市町村の責務と建築行為等の制限等を定める。
- 2 被災市街地復興推進地域の面的な整備に土地区画整理事業及び市街地再開発事業の活用等を図ることとし、そのため土地区画整理事業の中で住宅建設を一体的に推進するための特例等を設ける。
- 3 復興に必要な住宅の供給等を推進するため、住宅を失った被災者等に公営住宅等の入居者資格を認める特例及び被災市町村の要請等に基づき、住宅・都市整備公団及び地方住宅供給公社の能力を住宅の供給等に活用することができる特例を設ける。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 1 阪神地域及び淡路地域の市街地の復興に当たっては、長期的観点に立って、防災性の高い良好なまちづくりを行うことを最重点の課題とするとともに、本法の迅速かつ最大限の活用が図られるよう、国としても、地方公共団体の創意を基本としつつ、万全の支援に努めること。
- 2 阪神地域及び淡路地域の被災者の生活再建にとって住宅の確保は最も重要であることにかんがみ、公営住宅の入居の特例等にとどまらず、被災者の住宅確保のための措置を積極的に講ずること。

- 3 阪神地域及び淡路地域の被災者の早急な生活再建と市街地の一刻も早い本格的復興が図られるよう、万全の支援に努めること。
- 4 今回の被災を教訓とし、各都市における防災性の高いまちづくりに向けて、関係の諸施策を総合的かつ積極的に推進すること。
右決議する。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（閣法第65号）

【要旨】

本法律案は、宅地及び建物の取引の公正を確保して依頼者の利益の保護を図るため、媒介契約制度の改正及び指定流通機構制度の整備を行うとともに、宅地建物取引業の業務の適正な遂行を確保するため、業務に係る禁止事項等の追加等を行うほか、宅地建物取引業者等の負担の軽減を図るため、免許の有効期間の延長等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、契約の相手方を探索するため、当該契約の目的物である宅地又は建物につき、一定の事項を指定流通機構に登録しなければならないこととする。
- 2 指定流通機構の指定は、登録業務を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人その他一定の要件を備える者について行うものとするとともに、その業務の的確な遂行を確保するため、所要の監督規定を整備する。
- 3 宅地建物取引業者等の業務に関する禁止事項として宅地建物取引業に係る契約の締結をさせ、又は解除等を妨げるため相手方を威迫する行為等を追加する。
- 4 契約成立前に説明すべき事項の合理化と充実を図るため、法令に基づく制限に関する事項等一定の事項について、契約内容の別に応じて政令又は省令で定めることができるようにする。
- 5 宅地建物取引業の免許の有効期間を3年から5年に延長するとともに、一定の届出事項の廃止等を行う。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 1 宅地建物取引業の実態にかんがみ、悪質な業者を排除し、資質の向上及び業務の適正化に努めること。
- 2 重要事項説明の充実・合理化に当たっては、宅地建物の取引に関する苦情、紛争の未然防止に資するよう配慮するとともに、苦情、紛争の円滑な処理に努めること。

- 3 指定流通機構が健全にその機能を発揮するよう、制度の趣旨等について周知徹底を図るとともに、消費者の利便の増進に結びつくよう十分な指導・育成に努めること。
- 4 宅地建物の瑕疵に対し、住宅性能保証制度等の普及・活用を推進すること。右決議する。

河川法の一部を改正する法律案（閣法第69号）

【要旨】

本法律案は、河川事業用地の取得の円滑化と、適正かつ合理的な土地利用を確保しつつ河川の整備と河川管理の適正化を図るため、地下に設けられた放水路、調節池等の河川管理施設について河川区域の範囲を上下に限る河川立体区域制度を創設するとともに、河川区域内における違法放置物件等に的確に対処するため、相手方を確知できない場合の監督処分の手続を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 河川立体区域

河川管理者は、河川管理施設が地下に設けられたもの等である場合において、その河川区域を地下又は空間について一定の範囲を定めた河川立体区域として指定することができる。

2 河川保全立体区域及び河川予定立体区域

河川管理者は、河川管理施設を保全するため、河川立体区域に接する一定の範囲の地下又は空間を、一定の行為規制を行う河川保全立体区域として指定することができるとともに、河川工事を施行するため、新たに河川立体区域として指定すべき地下又は空間を、一定の行為制限を行う河川予定立体区域として指定することができる。

3 相手方を確知できない場合の監督処分

河川管理者は、河川区域内の違法放置物件の撤去等について、過失がなく監督処分の相手方を確知できないときには、公告をした上で、自らが措置を行うこと等ができる。

都市緑地保全法の一部を改正する法律案（閣法第76号）

【要旨】

本法律案は、近年の住民等の発意に基づく緑地の保全及び緑化に対する取組を支援し、都市における緑地の適正な保全及び緑化をより一層推進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地方公共団体又は緑地管理機構は、良好な都市環境を確保するため、土地所有者からの申出に基づき、当該土地所有者と契約を締結して、当該土地に

住民の利用に供する市民緑地を設置し、管理することができることとし、緑地保全地区等における行為制限の特例を設けることとする。

- 2 都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的として設立された民法第34条の法人で、都道府県知事が緑地管理機構として指定したものは、市民緑地の設置及び管理、緑地保全地区内の緑地の買入れ等の業務を行うことができることとする。
- 3 住民の合意による緑地の保全を促進するため、緑化に関する協定（緑化協定）を緑地の保全又は緑化に関する協定（緑地協定）とし、緑地の保全に関する事項を協定に定めることができることとする。

半島振興法の一部を改正する法律案（衆第6号）

【要旨】

本法律案は、最近における半島地域の社会経済情勢にかんがみ、引き続きこれらの地域の振興開発を図るため、半島振興法の有効期限の延長、半島振興計画の内容の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法律の有効期限を平成17年3月31日までとする。
- 2 半島振興計画に定める事項に次の事項を加える。
 - (1) 生活環境の整備に関する事項
 - (2) 高齢者の福祉その他福祉の増進に関する事項
- 3 国及び地方公共団体は、次の事項について適切な配慮をする旨の規定を新設することとする。
 - (1) 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実
 - (2) 高齢者の福祉の増進
 - (3) 地域の文化的所産の保存及び活用並びに地域文化の振興
- 4 半島振興対策実施地域に係る特別土地保有税の非課税措置の範囲の拡大に伴い、地方税法の所要の改正を行う。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
※15	住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 3	7. 2. 27 (予備)	7. 3. 17 可決 附帯決議	7. 3. 17 可決	7. 2. 3	7. 3. 1 可決 附帯決議	7. 3. 2 可決	
※21	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 7	2. 17 (予備)	2. 22 可決	2. 24 可決	2. 7	2. 21 可決	2. 21 可決	
22	都市再開発法等の一部を改正する法律案	〃	2. 7	2. 17 (予備)	2. 22 可決	2. 24 可決	2. 7	2. 21 可決	2. 21 可決	
※38	電線共同溝の整備等に関する特別措置法案	〃	2. 10	2. 27 (予備)	3. 17 可決	3. 17 可決	2. 10	3. 1 可決	3. 2 可決	
47	被災市街地復興特別措置法案	〃	2. 17	2. 17 (予備)	2. 22 可決 附帯決議	2. 24 可決	2. 17	2. 21 可決 附帯決議	2. 21 可決	
65	宅地建物取引業法の一部を改正する法律案	参	2. 28	3. 1	3. 10 可決 附帯決議	3. 10 可決	2. 28 (予備)	4. 12 可決 附帯決議	4. 13 可決	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議	
69	河川法の一部を改正する法律案	衆	7. 3. 3	7. 3. 3 (予備)	7. 3. 28 可決	7. 3. 29 可決	7. 3. 3	7. 3. 15 可決	7. 3. 17 可決	
76	都市緑地保全法の一部を改正する法律案	参	3. 7	3. 7	3. 10 可決	3. 10 可決	3. 7 (予備)	4. 12 可決	4. 13 可決	

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議	
6	半島振興法の一部を改正する法律案	建設委員長 遠藤 和良君 (7. 3. 15)	7. 3. 16	7. 3. 17	7. 3. 16 (予備)	7. 3. 17 可決	7. 3. 17 可決			7. 3. 17 可決	

【 予 算 委 員 会 】

(1) 審 議 概 観

第132回国会中、予算委員会において平成6年度補正予算（第1号）及び同（第2号）、平成7年度総予算及び同補正予算（第1号）を審査するとともに、予算の執行状況に関する調査を行った。

〔 予 算 の 審 査 〕

平成6年度補正予算（第1号）は、歳入について租税及印紙収入の減収を見込み、公債を追加発行するとともに、歳出について緊要となった災害復旧等事業費及びウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費を追加する等の措置を講じようとするものであり、1月20日国会に提出され、2月9日に成立した。（概要については「Ⅲ、2 財政演説(1)」を参照されたい）

主な論点としては、「租税収入について減額修正をした理由はなぜか」との問いに対し、武村大蔵大臣から、「税制改正による減収分を2,470億円見込むとともに、大法人の聞き取り調査や最近までの税収実績等を勘案して申告所得税6,780億円、法人税1兆2,840億円の減収額を計上した」旨の答弁があった。

このほか、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費の性格、兵庫県南部地震についての被災者救済策及び復旧策等について質疑が行われた。

平成6年度補正予算（第2号）は、1月17日に発生した阪神・淡路大震災等に関し、歳入面において特例国債を含む公債金の増発等を行い、大震災に伴う租税収入の減収を見込むとともに、歳出面において災害救助等関係費等緊急に必要な経費を追加する等の措置を講じようとするものであり、2月24日国会に提出され、同月28日に成立した。（概要については「Ⅲ、2 財政演説(2)」を参照されたい）

主な論点としては、「被災地の一日も早い復旧・復興と今後の対応についてどう考えるか」との問いに対し、村山総理から「内閣全体が取り組む体制として、自ら本部長となる緊急対策本部を設置するなど、政府として一日も早い復旧・復興に向け、今後とも万全の体制で臨んでいく」旨の答弁があった。

このほか、租税収入を減額した理由、大震災による雇用情勢への影響、大震災の際における政府の初期対応の在り方、特例国債発行に踏み切った理由等について質疑が行われた。

平成7年度総予算は、1月20日に国会に提出され、3月22日に成立したが、総予算として戦後最も早い時期での成立となった。予算の特徴は、一般会計予算の総額が、前年度当初比2.9%減の70兆9,871億円と、40年ぶりのマイナスの緊縮型予算となったことである。（概要については「Ⅲ、2 財政演説(1)」を

参照されたい)

主な論点としては、「阪神・淡路大震災からの復旧・復興のためには7年度予算を組み替えて対応すべきでなかったか。また、早期に7年度補正予算を提出する必要があると思うが、その提出時期はどうか」との問いに対し、武村大蔵大臣は、「当面必要な経費は6年度第2次補正予算で手当てしている。7年度予算の組替えには時間を要し、各種施策、景気への影響もあるので、予算成立後、新年度に入りさまざまな条件が整い次第なるべく早い時期に補正による対応をしたいと考えているが、現時点で明確な時期を申し上げる状況にはない」旨、また、「政府は、毎年度の予算編成で歳出の繰延べなどのいわゆる隠れ借金等を行っているが、7年度予算では、これらを除いた実質的な歳入歳出のギャップはどの程度あるのか」との問いに対して、大蔵大臣は、「実質的な歳入歳出のギャップを厳密に定義することは難しいが、公債発行額に繰入れ特例法等による措置分6兆円を加えて約19兆円、それから減税特例債分を除くと、そのギャップは約16兆円となる」旨の答弁を行った。

このほか、大震災に対する政府の初動対応の在り方、7年度補正予算の財源対策、急激な円高による影響と中小企業及び雇用への対応策、東京共同銀行問題への取組姿勢、今後の行政改革の進め方、朝鮮半島エネルギー開発機構への対応策、今後の景気・雇用対策の在り方、高齢化社会と老人等介護の在り方、農業農村活性化対策、地下鉄サリン事件への取組等について質疑が展開された。

公聴会は3月10日に開催され、次の公述人に出席を求め意見を聴取した。

〔防災・復興〕	筑波大学社会学系教授	黒川	洸君
〔財政・税制〕	専修大学経済学部教授	鶴田	俊正君
〔外交・国際問題〕	静岡県立大学国際関係学部教授	中西	輝政君
〔行政改革・地方分権〕	ジャーナリスト	大宮	知信君
〔経済・雇用〕	日本労働組合総連合会総合政策局長	中川	宏一君
〔社会保障〕	財団法人連合総合生活開発研究所副所長		

井上 定貞君

なお、平成7年度総予算審査のため、1月31日から2月2日にかけて鳥取県・岡山県（第1班）及び宮崎県・鹿児島県（第2班）にそれぞれ委員派遣を行った。

平成7年度補正予算（第1号）は、急激な為替レートの変動を含む内外の経済動向に対応して、景気回復基調をより確実なものとする事等のため、歳入面で特例債を含む国債の増発を行い、歳出面では4月14日に決定した緊急円高・経済対策の一環として、阪神・淡路大震災からの復旧・復興のほか、円高への対応等のための経費を計上するなどの措置を講じようとするものであり、5

月15日国会に提出され、同月19日に成立した。（概要については「Ⅲ、2 財政演説(3)」を参照されたい）

主な論点としては、「今回の補正の性格は何か」との問いに対し、武村大蔵大臣は、「今回の補正は、阪神・淡路大震災の復旧・復興のための事業費、全国の緊急防災対策等について必要な予算を組み、さらに円高対策として中小企業対策や雇用対策予算、わが国の経済・産業の構造転換を進めるための科学技術・情報通信振興対策予算などを計上したほか、最近のオウム事件等の犯罪に対応するための措置を講じた」旨の答弁を行った。

このほか、特例債を含む国債増発の下での財政再建の進め方、阪神・淡路の今後の復興計画策定の見通し、東京共同銀行スキームの運営方針、円高対策の経済効果、オウム真理教と宗教法人の在り方、日米自動車摩擦に対する政府の取組姿勢等について質疑が行われた。

〔国政調査〕

予算の執行状況に関する調査は次のとおりである。

3月16日には、東京共同銀行問題に関する件を議題とし、日本長期信用銀行取締役頭取・堀江鐵彌君及び前日本銀行総裁・三重野康君を参考人として招致し、両君に対し冒頭坂野委員長から、引き続いて各委員から質疑がなされた。

堀江参考人に対しては、イ・アイ・イ・インターナショナルグループ（以下「イ社」）及び東京協和信用組合と長銀との関わり、東京共同銀行スキームにおける長銀の責任の取り方等について、また、三重野参考人に対しては、東京共同銀行スキームが策定された経緯と日銀の役割、信用組合の破綻した場合の金融システム全体に及ぼす影響等について質した。

3月29日には、同じく東京共同銀行問題に関する件を議題とし、旧東京協和信用組合元理事長・高橋治則君及び長銀取締役頭取・堀江鐵彌君を証人として喚問し、両君に対し坂野委員長から、引き続いて各委員から尋問を行った。

高橋証人に対しては、長銀のイ社支援打切りの経緯、長銀のイ社及び東京協和信組への経営関与の状況、東京協和信組乱脈経営の責任の取り方等について、また、堀江証人に対しては、イ社への支援打切りに係る和議提案の状況、イ社のリストラ計画策定の経緯等について尋問がなされた。

4月3日には、地下鉄構内毒物使用多数殺人事件等に関する件を議題として集中審議を行い、地下鉄サリン事件及び警察庁長官狙撃事件の概要、宗教法人法見直しの必要性、松本サリンに対する捜査状況、毒物使用による多数殺人事件等の再発防止策等について質疑がなされた。

4月20日には、円高問題及び景気対策等に関する件を議題として集中審議を行い、急激な円高の原因とその背景、投機的為替取引を規制する方策、円高メ

リットを経済活性化に活用する必要性、中小企業対策の充実、経常収支黒字削減の数値目標を設定することの可否等について質疑がなされた。

(2) 委員会経過

○平成7年1月25日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 平成7年度一般会計予算(予)
平成7年度特別会計予算(予)
平成7年度政府関係機関予算(予)
平成6年度一般会計補正予算(第1号)(予)
平成6年度特別会計補正予算(特第1号)(予)
平成6年度政府関係機関補正予算(機第1号)(予)
以上6案について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。
- 平成7年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成7年2月8日(水) (第2回) —— 集中審議 ——

〔平成7年兵庫県南部地震災害対策〕

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成7年度一般会計予算(予)
平成7年度特別会計予算(予)
平成7年度政府関係機関予算(予)

以上3案について村山内閣総理大臣、河野外務大臣、田中科学技術庁長官、野坂建設大臣、武村大蔵大臣、野中自治大臣、玉沢防衛庁長官、井出厚生大臣、小里国務大臣、橋本通商産業大臣、亀井運輸大臣、大河原農林水産大臣、浜本労働大臣、与謝野文部大臣、前田法務大臣、五十嵐内閣官房長官、小澤国土庁長官、政府委員、最高裁判所当局、参考人地震予知連絡会副会長高木章雄君、首都高速道路公団副理事長三谷浩君及び日本建築学会副会長・東京大学生産技術研究所教授岡田恒男君に対し質疑を行った。

○平成7年2月9日(木) (第3回)

- 平成6年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)
平成6年度特別会計補正予算(特第1号)(衆議院送付)
平成6年度政府関係機関補正予算(機第1号)(衆議院送付)

以上3案について村山内閣総理大臣、井出厚生大臣、野中国務大臣、野坂建設大臣、武村大蔵大臣、亀井運輸大臣、小里国務大臣、玉沢防衛庁長

官、大河原農林水産大臣、与謝野文部大臣、橋本通商産業大臣、大出郵政大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(平成6年度第1次補正予算)

賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、二院

反対会派 共産

○平成7年2月28日(火) (第4回)

○平成6年度一般会計補正予算(第2号) (衆議院送付)

平成6年度特別会計補正予算(特第2号) (衆議院送付)

平成6年度政府関係機関補正予算(機第2号) (衆議院送付)

以上3案について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、村山内閣総理大臣、小里国務大臣、野中国務大臣、亀井運輸大臣、武村大蔵大臣、井出厚生大臣、与謝野文部大臣、玉沢防衛庁長官、大出郵政大臣、浜本労働大臣、大河原農林水産大臣、野坂建設大臣、橋本通商産業大臣、前田法務大臣、宮下環境庁長官、五十嵐内閣官房長官、田中科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(平成6年度第2次補正予算)

賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り、二院

反対会派 なし

○平成7年3月1日(水) (第5回) —— 総括質疑 ——

○平成7年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成7年度一般会計予算(衆議院送付)

平成7年度特別会計予算(衆議院送付)

平成7年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について村山内閣総理大臣、武村大蔵大臣、浜本労働大臣、小里国務大臣、野中国務大臣、橋本通商産業大臣、野坂建設大臣、山口総務庁長官、田中科学技術庁長官、亀井運輸大臣、大河原農林水産大臣、小澤国土庁長官、高村経済企画庁長官、河野外務大臣、玉沢防衛庁長官、前田法務大臣、井出厚生大臣、政府委員、会計検査院当局及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成7年3月2日(木) (第6回) —— 総括質疑 ——

○平成7年度一般会計予算(衆議院送付)

平成7年度特別会計予算(衆議院送付)

平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について村山内閣総理大臣、小里国務大臣、五十嵐内閣官房長官、野中自治大臣、武村大蔵大臣、亀井運輸大臣、河野外務大臣、田中科学技術庁長官、山口総務庁長官、野坂建設大臣、井出厚生大臣、浜本労働大臣、橋本通商産業大臣、玉沢防衛庁長官、与謝野文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成7年3月3日（金）（第7回）—— 総括質疑 ——

○平成7年度一般会計予算（衆議院送付）

平成7年度特別会計予算（衆議院送付）

平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について村山内閣総理大臣、武村大蔵大臣、井出厚生大臣、大出郵政大臣、田中科学技術庁長官、野坂建設大臣、橋本通商産業大臣、五十嵐内閣官房長官、亀井運輸大臣、浜本労働大臣、小里国務大臣、与謝野文部大臣、玉沢防衛庁長官、小澤国土庁長官、野中自治大臣、河野外務大臣、大河原農林水産大臣、前田法務大臣、宮下環境庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成7年3月6日（月）（第8回）—— 総括質疑 ——

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成7年度一般会計予算（衆議院送付）

平成7年度特別会計予算（衆議院送付）

平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について村山内閣総理大臣、武村大蔵大臣、橋本通商産業大臣、前田法務大臣、野中国務大臣、小里国務大臣、亀井運輸大臣、大河原農林水産大臣、浜本労働大臣、山口総務庁長官、五十嵐内閣官房長官、高村経済企画庁長官、与謝野文部大臣、河野外務大臣、井出厚生大臣、大出郵政大臣、弥富人事院総裁、小粥公正取引委員会委員長、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成7年3月7日（火）（第9回）—— 総括質疑 ——

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成7年度一般会計予算（衆議院送付）

平成7年度特別会計予算（衆議院送付）

平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について村山内閣総理大臣、武村大蔵大臣、河野外務大臣、五

十嵐内閣官房長官、井出厚生大臣、浜本労働大臣、小里国務大臣、野坂建設大臣、野中自治大臣、与謝野文部大臣、亀井運輸大臣、大出郵政大臣、田中科学技術庁長官、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成7年3月8日（水）（第10回）—— 総括質疑 ——

- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成7年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について村山内閣総理大臣、浜本労働大臣、橋本通商産業大臣、野中自治大臣、小里国務大臣、河野外務大臣、前田法務大臣、大河原農林水産大臣、武村大蔵大臣、与謝野文部大臣、井出厚生大臣、五十嵐内閣官房長官、山口総務庁長官、小澤国土庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成7年3月9日（木）（第11回）—— 総括質疑 ——

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成7年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について村山内閣総理大臣、武村大蔵大臣、高村経済企画庁長官、野坂建設大臣、前田法務大臣、山口総務庁長官、井出厚生大臣、与謝野文部大臣、浜本労働大臣、橋本通商産業大臣、小里国務大臣、亀井運輸大臣、野中国務大臣、小澤国土庁長官、河野外務大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

- 予算の執行状況に関する調査のため参考人の出席を求めることを決定した。

○平成7年3月10日（金）（公聴会 第1回）

- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成7年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について次の公述人から意見を聴き、質疑を行った。

筑波大学社会工学系教授	黒川	洸君
専修大学経済学部教授	鶴田	俊正君
静岡県立大学国際関係学部教授	中西	輝政君
ジャーナリスト	大宮	知信君
日本労働組合総連合会総合政策局長	中川	宏一君

○平成7年3月13日（月）（第12回）—— 一般質疑 ——

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成7年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について武村大蔵大臣、五十嵐内閣官房長官、河野外務大臣、前田法務大臣、与謝野文部大臣、野坂建設大臣、井出厚生大臣、小里国務大臣、宮下環境庁長官、浜本労働大臣、野中自治大臣、大河原農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成7年3月14日（火）（第13回）—— 集中審議 ——

〔金融、震災対策及び行政改革等（第1日）〕

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成7年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について村山内閣総理大臣、武村大蔵大臣、橋本通商産業大臣、高村経済企画庁長官、五十嵐内閣官房長官、玉沢防衛庁長官、野中自治大臣、小澤国土庁長官、井出厚生大臣、山口総務庁長官、野坂建設大臣、河野外務大臣、前田法務大臣、小粥公正取引委員会委員長、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

- 以上3案について内閣委員会、地方行政委員会、法務委員会、外務委員会、大蔵委員会、文教委員会、厚生委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会、逓信委員会、労働委員会及び建設委員会については3月17日の1日間、科学技術特別委員会、環境特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会及び中小企業対策特別委員会については3月20日午後の半日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

○平成7年3月15日（水）（第14回）—— 集中審議 ——

〔金融、震災対策及び行政改革等（第2日）〕

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成7年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について村山内閣総理大臣、武村大蔵大臣、高村経済企画庁長

官、山口総務庁長官、野中自治大臣、浜本労働大臣、大河原農林水産大臣、野坂建設大臣、前田法務大臣、小里国務大臣、小澤国務大臣、玉沢防衛庁長官、橋本通商産業大臣、五十嵐内閣官房長官、弥富人事院総裁、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成7年3月16日（木）（第15回）—— 参考人招致 ——

- 予算の執行状況に関する調査のうち、東京共同銀行問題について大蔵大臣武村正義君、東京都知事鈴木俊一君及び東京協和信用組合及び安全信用組合理事長野口壽康君に対し証人として書類の提出を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、東京共同銀行問題について参考人日本長期信用銀行取締役頭取堀江鐵彌君及び前日本銀行総裁三重野康君に対し質疑を行った。

○平成7年3月22日（水）（第16回）—— 締めくくり総括質疑 ——

- 予算の執行状況に関する調査のうち、東京共同銀行問題について元東京協和信用組合理事長高橋治則君及び日本長期信用銀行取締役頭取堀江鐵彌君を証人として出頭を求めることを決定した。
- 各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。
- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
平成7年度特別会計予算（衆議院送付）
平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について村山内閣総理大臣、野中国家公安委員会委員長、前田法務大臣、山口総務庁長官、武村大蔵大臣、大河原農林水産大臣、亀井運輸大臣、野坂建設大臣、河野外務大臣、浜本労働大臣、五十嵐内閣官房長官、橋本通商産業大臣、井出厚生大臣、小粥公正取引委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（平成7年度総予算）

賛成会派 自民、社会、護り、二院

反対会派 平成、新緑、共産

○平成7年3月29日（水）（第17回）—— 証人喚問 ——

- 予算の執行状況に関する調査のうち、東京共同銀行問題について証人元東京協和信用組合理事長高橋治則君及び日本長期信用銀行取締役頭取堀江鐵彌君から証言を聴いた。

○平成7年4月3日（月）（第18回）—— 集中審議 ——

- 予算の執行状況に関する調査のうち、地下鉄構内毒物使用多数殺人事件等について村山内閣総理大臣、野中国務大臣、前田法務大臣、与謝野文部大臣、浜本労働大臣、井出厚生大臣、河野外務大臣、玉沢防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成7年4月20日（木）（第19回）—— 集中審議 ——

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、円高問題及び景気対策等について村山内閣総理大臣、武村大蔵大臣、橋本通商産業大臣、浜本労働大臣、高村経済企画庁長官、山口総務庁長官、小粥公正取引委員会委員長、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成7年5月19日（金）（第20回）

- 平成7年度一般会計補正予算（第1号）（衆議院送付）
平成7年度特別会計補正予算（特第1号）（衆議院送付）
平成7年度政府関係機関補正予算（機第1号）（衆議院送付）

以上3案について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、村山内閣総理大臣、武村大蔵大臣、高村経済企画庁長官、小里国務大臣、井出厚生大臣、河野外務大臣、橋本通商産業大臣、野中国務大臣、大出郵政大臣、玉沢防衛庁長官、野坂建設大臣、亀井運輸大臣、与謝野文部大臣、前田法務大臣、五十嵐内閣官房長官、田中科学技術庁長官、宮下環境庁長官、小澤国土庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（平成7年度第1次補正予算）

賛成会派 自民、社会、新緑、護り、二院
反対会派 平成、共産

○平成7年6月14日（水）（第21回）

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・予 算 (12件)

番号	件 名	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
			委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	
1	平成6年度一般会計補正予算(第1号)	7. 1. 20	7. 1. 20 (予備)	7. 2. 9 可 決	7. 2. 9 可 決	7. 1. 20	7. 2. 7 可 決	7. 2. 7 可 決	
2	平成6年度特別会計補正予算(特第1号)	1. 20	1. 20 (予備)	2. 9 可 決	2. 9 可 決	1. 20	2. 7 可 決	2. 7 可 決	
3	平成6年度政府関係機関補正予算(機第1号)	1. 20	1. 20 (予備)	2. 9 可 決	2. 9 可 決	1. 20	2. 7 可 決	2. 7 可 決	
4	平成7年度一般会計予算	1. 20	1. 20 (予備)	3. 22 可 決	3. 22 可 決	1. 20	2. 25 可 決	2. 27 可 決	
5	平成7年度特別会計予算	1. 20	1. 20 (予備)	3. 22 可 決	3. 22 可 決	1. 20	2. 25 可 決	2. 27 可 決	
6	平成7年度政府関係機関予算	1. 20	1. 20 (予備)	3. 22 可 決	3. 22 可 決	1. 20	2. 25 可 決	2. 27 可 決	

番号	件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
			委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
7	平成6年度一般会計補正予算(第2号)	7. 2. 24	7. 2. 24 (予備)	7. 2. 28 可決	7. 2. 28 可決	7. 2. 24	7. 2. 25 可決	7. 2. 27 可決	
8	平成6年度特別会計補正予算(特第2号)	2. 24	2. 24 (予備)	2. 28 可決	2. 28 可決	2. 24	2. 25 可決	2. 27 可決	
9	平成6年度政府関係機関補正予算(機第2号)	2. 24	2. 24 (予備)	2. 28 可決	2. 28 可決	2. 24	2. 25 可決	2. 27 可決	
10	平成7年度一般会計補正予算(第1号)	5. 15	5. 15 (予備)	5. 19 可決	5. 19 可決	5. 15	5. 18 可決	5. 18 可決	
11	平成7年度特別会計補正予算(特第1号)	5. 15	5. 15 (予備)	5. 19 可決	5. 19 可決	5. 15	5. 18 可決	5. 18 可決	
12	平成7年度政府関係機関補正予算(機第1号)	5. 15	5. 15 (予備)	5. 19 可決	5. 19 可決	5. 15	5. 18 可決	5. 18 可決	

【 決算委員会 】

(1) 審議概観

〔平成4・5年度決算外2件の審査〕

平成4年度決算及び国有財産関係2件は、第129回国会に提出された。4年度決算については、第131回国会の平成6年12月2日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑が行われた後、同日、委員会に付託された。

平成5年度決算及び国有財産関係2件は、第132回国会の召集日である平成7年1月20日に提出された。うち国有財産関係2件は、同日、委員会に付託され、5年度決算は、平成7年2月9日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑が行われた後、同日、委員会に付託された。

平成5年度決算の概要は、次のとおりである（4年度については『第131回国会審議概要』160頁、5年度についてはⅢの2の大蔵大臣報告参照）。

平成5年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は77兆7,311億円、歳出決算額は75兆1,024億円である。歳入決算額には、決算調整資金からの受入額5,663億円が含まれており、これにより同年度の歳入歳出の決算上の不足額（歳入欠陥）が補てんされている。5年度一般会計予算中の翌年度への繰越額は2兆6,230億円、また、不用額は6,727億円である。

平成5年度特別会計歳入歳出決算における38の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は236兆2,067億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は202兆2,411億円である。

平成5年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は59兆2,959億円であり、資金からの支払命令済額は3兆4,771億円、一般会計等の歳入への組入額は55兆8,099億円である。

平成5年度政府関係機関決算書における11機関の収入済額を合計した収入決算額は7兆895億円、支出済額を合計した支出決算額は6兆7,777億円である。

国有財産関係2件の概要は、次のとおりである。

平成5年度国有財産増減及び現在額総計算書における5年度中の国有財産の差引純増加額は5兆2,699億円、5年度末現在額は82兆8,014億円である。

平成5年度国有財産無償貸付状況総計算書における5年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は46億円、5年度末現在額は1兆7,150億円である。

委員会においては、平成4年度決算外2件及び平成5年度決算外2件を一括して審査することとし、平成7年2月15日、大蔵大臣から決算の概要説明を、会計検査院長から決算検査報告の概要説明を、それぞれ聴取した。次いで、4月10日、11日の両日全般的質疑が行われた。

その主な質疑項目は、①2年連続の歳入欠陥に対する政府の責任、②税収の見積り違いの原因、③特例法により決算調整資金の繰戻しを延期した理由、④今後の決算調整資金制度の運用方針、⑤今後の財政運営の基本的在り方、⑥金融機関の不良債権のディスクロージャーの必要性、⑦4、5年度会計検査の方針と検査報告の特徴、⑧会計検査の在り方と機能強化策、⑨ODA談合の排除勧告とJICAの対応、⑩公共工事の委託設計に対する審査体制の確立方策、⑪大蔵省幹部の紀律保持等である。

(2) 委員会経過

○平成7年2月15日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成4年度決算外2件及び平成5年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 平成4年度一般会計歳入歳出決算、平成4年度特別会計歳入歳出決算、平成4年度国税収納金整理資金受払計算書、平成4年度政府関係機関決算書
平成4年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成4年度国有財産無償貸付状況総計算書
平成5年度一般会計歳入歳出決算、平成5年度特別会計歳入歳出決算、平成5年度国税収納金整理資金受払計算書、平成5年度政府関係機関決算書
平成5年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成5年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上6件について武村大蔵大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について矢崎会計検査院長から説明を聴いた。

○平成7年4月10日(月) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成4年度決算外2件及び平成5年度決算外2件について武村大蔵大臣、野坂建設大臣、山口総務庁長官、井出厚生大臣、高村経済企画庁長官、橋本通商産業大臣、五十嵐内閣官房長官、河野外務大臣、小澤国土庁長官、野中自治大臣、田中科学技術庁長官、大河原農林水産大臣、矢崎会計検査院長、小粥公正取引委員会委員長、政府委員、会計検査院当局、参考人日本銀行理事小島邦夫君及び国際協力事業団総裁藤田公郎君に対し質疑を行った。

○平成7年4月11日（火）（第3回）

- 平成4年度決算外2件及び平成5年度決算外2件について武村大蔵大臣、高村経済企画庁長官、橋本通商産業大臣、野坂建設大臣、大出郵政大臣、玉沢防衛庁長官、五十嵐内閣官房長官、大河原農林水産大臣、野中国務大臣、井出厚生大臣、与謝野文部大臣、河野外務大臣、浜本労働大臣、矢崎会計検査院長、政府委員、会計検査院当局及び参考人日本銀行理事田村達也君に対し質疑を行った。

○平成7年6月14日（水）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・予備費等承諾を求めるの件（7件）

件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
			委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
平成5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	衆	7. 1. 20	7. 2. 22 （予備）			7. 2. 3	継続審査		
平成5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	〃	1. 20	2. 22 （予備）			2. 3	継続審査		
平成5年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	〃	1. 20	2. 22 （予備）			2. 3	継続審査		
平成5年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書	〃	1. 20	2. 22 （予備）			2. 3	継続審査		
平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	3. 31	3. 31 （予備）			3. 31	継続審査		
平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	3. 31	3. 31 （予備）			3. 31	継続審査		
平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	〃	3. 31	3. 31 （予備）			3. 31	継続審査		

・決算その他（6件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議	
平成4年度一般会計歳入歳出決算、平成4年度特別会計歳入歳出決算、平成4年度国税収納金整理資金受払計算書、平成4年度政府関係機関決算書	6. 1. 31 (第129回国会)	6. 12. 2			7. 1. 20	継続審査		第129, 130回国会 未了 第131回国会 大蔵大臣報告 継続
平成4年度国有財産増減及び現在額総計算書	1. 31 (第129回国会)	9. 30			1. 20	継続審査	}	第129, 130回国会 未了 第131回国会 継続
平成4年度国有財産無償貸付状況総計算書	1. 31 (第129回国会)	9. 30			1. 20	継続審査		
平成5年度一般会計歳入歳出決算、平成5年度特別会計歳入歳出決算、平成5年度国税収納金整理資金受払計算書、平成5年度政府関係機関決算書	7. 1. 20	7. 2. 9			7. 2. 6	継続審査		7. 2. 9 大蔵大臣報告
平成5年度国有財産増減及び現在額総計算書	1. 20	1. 20			1. 20	継続審査		
平成5年度国有財産無償貸付状況総計算書	1. 20	1. 20			1. 20	継続審査		

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において議院運営委員会に付託された法律案はなく、本委員会付託の請願10種類192件は保留となった。

〔国政調査等〕

6月13日、国会等移転小委員会において、6月9日に提出された国会等移転調査会の第2次中間報告に関する件について、参考人として国会等移転調査会会長の宇野收君から意見聴取を行った。

(2) 委員会経過

○平成7年1月19日（木）（第131回国会閉会後第1回）

- 理事の選任を行った。
- 参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成7年度予定経費要求及び平成6年度予定経費補正要求に関する件について決定した。

○平成7年1月20日（金）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 元議員故小川半次君に対し、院議をもって弔詞をささげること決定した。
- 科学技術特別委員会、環境特別委員会、災害対策特別委員会、選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、地方分権及び規制緩和に関する特別委員会及び中小企業対策特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

科学技術特別委員会

自由民主党	8人	日本社会党・護憲民主連合	5人
平成会	4人	新緑風会	1人
日本共産党	1人	二院クラブ	1人
計20人			

環境特別委員会

自由民主党	8人	日本社会党・護憲民主連合	5人
平成会	4人	新緑風会	1人
日本共産党	1人	新党・護憲リベラル	1人
計20人			

災害対策特別委員会

自由民主党	8人	日本社会党・護憲民主連合	6人
平成会	4人	新緑風会	1人
日本共産党	1人		計20人

選挙制度に関する特別委員会

自由民主党	10人	日本社会党・護憲民主連合	7人
平成会	5人	新緑風会	2人
日本共産党	1人		計25人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党	7人	日本社会党・護憲民主連合	5人
平成会	3人	新緑風会	2人
日本共産党	1人	二院クラブ	1人
新党・護憲リベラル	1人		計20人

地方分権及び規制緩和に関する特別委員会

自由民主党	10人	日本社会党・護憲民主連合	7人
平成会	5人	新緑風会	2人
日本共産党	1人		計25人

中小企業対策特別委員会

自由民主党	8人	日本社会党・護憲民主連合	5人
平成会	4人	新緑風会	1人
日本共産党	1人	新党・護憲リベラル	1人
			計20人

次の構成により庶務関係小委員会、図書館運営小委員会及び国会等移転小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

議院運営委員会庶務関係小委員会

自由民主党	6人	日本社会党・護憲民主連合	4人
平成会	3人	新緑風会	1人
日本共産党	1人		計15人

議院運営委員会図書館運営小委員会

自由民主党	6人	日本社会党・護憲民主連合	4人
平成会	3人	新緑風会	1人
日本共産党	1人		計15人

議院運営委員会国会等移転小委員会

自由民主党	3人	日本社会党・護憲民主連合	3人
-------	----	--------------	----

た。

- ・航空事故調査委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
- ・労働保険審査会委員の任命同意に関する件
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年2月9日（木）（第4回）

- 「くらし・平和フォーラム」を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 裁判官弾劾裁判所裁判員及び国土審議会委員の選任について決定した。
- 国土審議会特別委員の推薦について決定した。
- 兵庫県南部地震災害対策に関する決議案（陣内孝雄君外7名発議）及び兵庫県南部地震災害に対する国際的支援等に感謝する決議案（小川仁一君外10名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 平成5年度決算の概要についての大蔵大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - ・時 間 平成会 …………… 10分
 - ・人 数 1人
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年2月17日（金）（第5回）

- 国会法第39条ただし書の規定による議決に関する件（阪神・淡路復興委員会特別顧問）について政府委員から説明を聴いた後、議決すべきものと決定した。
- 阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - ・時 間 平成会 …………… 15分
 - ・人 数 1人
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年2月22日（水）（第6回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年2月24日（金）（第7回）

- 本会議における大蔵大臣の演説とともに、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・日取り 2月24日
- ・時 間
 平成会 15分 新緑風会 10分
 日本共産党 10分
- ・人 数 各派1人
- ・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年2月28日（火）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
- ・時 間 平成会 15分
- ・人 数 1人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年3月8日（水）（第9回）

- 元参議院副議長故加瀬完君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。
- 裁判官訴追委員及び同予備員の選任について決定した。
- 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名について決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年3月10日（金）（第10回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年3月15日（水）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 「そよかぜ」を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 本会議における平成7年度地方財政計画についての自治大臣の報告とともに、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
- ・時 間

平成会 15分 日本共産党 10分

- ・人 数 各派 1 人
- ・順 序 大会派順
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 7 年 3 月 17 日（金）（第 12 回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 北海道開発審議会委員の選任について決定した。
- 社会保障制度審議会委員の推薦について決定した。
- 国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件について決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 7 年 3 月 22 日（水）（第 13 回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 7 年 3 月 24 日（金）（第 14 回）

- 国民健康保険法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - ・時 間 平成会 …………… 15 分
 - ・人 数 1 人
- 次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
 - ・原子力委員会委員の任命同意に関する件
 - ・原子力安全委員会委員の任命同意に関する件
 - ・国家公安委員会委員の任命同意に関する件
 - ・中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件
 - ・漁港審議会委員の任命同意に関する件
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 7 年 3 月 29 日（水）（第 15 回）

- 小委員長の補欠選任を行った。（図書館運営小委員会）
- 議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件について決定した。
- 国会議員の公務上の災害に対する補償等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。
- 国会議員の秘書の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

- 国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年4月14日（金）（第16回）

- 小委員長の補欠選任を行った。（庶務関係小委員会）
- 「湖山会」を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 15分 新緑風会 10分
日本共産党 10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間 平成会 10分

・人 数 1人

- 刑法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間 平成会 10分

・人 数 1人

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年4月19日（水）（第17回）

- 地方分権推進法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党 10分 日本社会党・護憲民主連合 10分
平成会 15分 新緑風会 10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年4月24日（月）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年4月26日（水）（第19回）

- 国土審議会委員の選任に関する件について決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年4月28日（金）（第20回）

- 派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年5月12日（金）（第21回）

- 理事を選任した。
- 国会等移転小委員会の構成について次のとおり改めることに決定した。

議院運営委員会国会等移転小委員会

自由民主党	3人	日本社会党・護憲民主連合	3人
平成会	2人	新緑風会	1人
日本共産党	1人		計10人

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年5月15日（月）（第22回）

- 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び介護休業等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

日本社会党・護憲民主連合	10分	平成会	15分
日本共産党	10分		

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年5月16日（火）（第23回）

- 本会議における大蔵大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党	15分	日本社会党・護憲民主連合	10分
平成会	20分	日本共産党	15分

・人 数 各派1人

・順 序

- | | |
|----------------|---------|
| 1 平成会 | 2 自由民主党 |
| 3 日本社会党・護憲民主連合 | 4 日本共産党 |

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年5月19日（金）（第24回）

○予算委員長坂野重信君解任決議案（永野茂門君発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

○保険業法案及び保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・時 間 平成会 …………… 15分
- ・人 数 1人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年5月24日（水）（第25回）

○小委員長の補欠選任を行った。（図書館運営小委員会）

○本会議におけるオウム真理教関連事件についての国務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・時 間

自由民主党 …………… 10分	日本社会党・護憲民主連合 10分
平成会 …………… 10分	新緑風会 …………… 10分
日本共産党 …………… 10分	

- ・人 数 各派1人
- ・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年5月31日（水）（第26回）

○「民主の会」を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

○裁判官訴追委員の選任について決定した。

○次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

- ・科学技術会議議員の任命同意に関する件
- ・公害等調整委員会委員の任命同意に関する件
- ・証券取引等監視委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
- ・社会保険審査会委員の任命同意に関する件
- ・中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件
- ・運輸審議会委員の任命同意に関する件

- ・日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年6月2日（金）（第27回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 貴族院秘密会議事速記録の公開について決定した。

○平成7年6月5日（月）（第28回）

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - ・平成会 …………… 15分
 - ・人 数 1人
- 災害対策基本法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - ・平成会 …………… 15分
 - ・人 数 1人
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年6月9日（金）（第29回）

- 北方領土問題の解決促進に関する決議案（坪井一宇君外9名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年6月14日（水）（第30回）

- 内閣総理大臣村山富市君問責決議案（松尾官平君外5名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年6月16日（金）（第31回）

- 決算委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。
- 地方分権推進委員会委員の任命同意に関する件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
- 本会議において国際問題に関する調査会、国民生活に関する調査会及び産業・資源エネルギーに関する調査会の報告を聴取することに決定した。
- 法制局長の辞任及び任命に関する件について決定した。
- 外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

- 議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。
- 閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〔図書館運営小委員会〕

- 平成6年12月20日（火）（第131回国会閉会後第1回）
 - 国立国会図書館建築委員会の勧告について了承した。
 - 平成7年1月19日（木）（第131回国会閉会後第2回）
 - 国立国会図書館の平成7年度予定経費要求及び平成6年度予定経費補正要求に関する件について協議決定した。
-
- 平成7年3月17日（金）（第1回）
 - 国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件について協議決定した。

〔庶務関係小委員会〕

- 平成7年1月19日（木）（第131回国会閉会後第1回）
 - 参議院の平成7年度予定経費要求及び平成6年度予定経費補正要求に関する件について協議決定した。
-
- 平成7年3月29日（水）（第1回）
 - 次の件について協議決定した。
 - ・国会議員の公務上の災害に対する補償等に関する規程の一部改正に関する件
 - ・国会議員の秘書の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償等に関する規程の一部改正に関する件

〔国会等移転小委員会〕

- 平成7年6月13日（火）（第1回）
 - 国会等移転調査会の第2次中間報告について参考人国会等移転調査会会長宇野收君から意見を聴いた。

【科学技術特別委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において、科学技術特別委員会に付託された法律案は、内閣提出の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案であり、これは、全会一致をもって可決、成立した。

また、田中科学技術庁長官から所信を聴取するとともに質疑を行ったほか、平成7年度科学技術庁関係予算について委嘱審査を行った。

〔法律案の審査〕

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、昭和32年に制定されて以来40年近くを経過しており、この間、放射性同位元素等の利用は産業及び国民生活に密着した様々な分野において幅広く普及するに至った。こうした中で、近年、放射性同位元素の賃貸をはじめ、放射性同位元素の利用に関する新たなニーズが生じてきており、このような状況に適切に対応するためには、安全性の確保を図りつつ、放射性同位元素に関する規制の合理化を図ること等が必要となり、本改正案が提出されることとなった。

その主な内容は以下のとおりである。

① 放射性同位元素の賃貸の業の新設

放射性同位元素を業として賃貸しようとする者は、放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならないこと等販売業者と同様の取扱いとすること。

② 許可証の訂正手続の簡素化

使用施設等の変更の許可を受けようとする許可使用者等は、その変更の許可の申請の際に、許可証を科学技術庁長官に提出することとすること。

③ 表示付放射性同位元素装備機器の使用に係る管理義務の合理化

政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを使用する使用者に対し、放射線取扱主任者を選任すること等を義務付けないこととすること。

委員会においては、3月20日に趣旨説明を聴取し、3月24日に、放射性同位元素の利用状況、賃貸期間における自己責任の所在、表示付制度と安全規制のかかわり、立入検査とその調査結果、国際放射線防護委員会の勧告と国内法への取入れ状況等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

2月15日、田中科学技術庁長官から所信を、石井科学技術庁長官官房長から平成7年度科学技術庁関係予算を、沖村科学技術庁研究開発局長から阪神・淡路大震災、技術試験衛星VI型「きく6号」の不具合原因等について説明聴取し、3月10日、科学技術振興のための基本施策について質疑を行った。質疑の中では、阪神・淡路大震災に対する科学技術庁の対応、地震予知・観測体制の強化、原子力発電所の地震対策、朝鮮半島エネルギー開発機構設立に当たったの対応、新エネルギーの研究開発への対応、重粒子線がん治療施設の現状と今後の予定、若者の理工系離れ対策、科学技術庁の所管法人の統合問題、高齢者及び障害者への科学技術の役割等が取り上げられた。

また、3月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度科学技術関係予算の審査を行い、地震対策等の国民生活に密着した調査研究への予算配分の拡大、実験用通信衛星「あやめ2号」の通信途絶、「しんかい2000」の潜航調査中に生じた蓄電池の電圧低下の原因とその後の対応、現在の原子力発電所の耐震設計の見直しの必要性、我が国の原子力発電に係る高レベル放射性廃棄物の処理方法の適否、予定される輸送の通過禁止要求等を表明している国々への対処方針、我が国の政府研究開発投資の拡大の必要性、低迷している民間の研究開発投資の振興、大飯原発2号機のトラブルに対する原子力安全委員会の評価、人為ミス再発防止に向けての通商産業省及び科学技術庁の取組方針、人類にとってのライフサイエンスに係るヒトゲノムの解析研究の持つ意味及び目的等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成7年1月20日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年2月15日（水）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 科学技術振興のための基本施策に関する件について田中科学技術庁長官から所信を聴いた。
- 平成7年度科学技術庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 阪神・淡路大震災に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 技術試験衛星VI型「きく6号」の不具合原因等に関する件について政府委員から報告を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年3月10日（金）（第3回）

○科学技術振興のための基本施策に関する件について田中科学技術庁長官、政府委員、通商産業省及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成7年3月20日（月）（第4回）

○平成7年度一般会計予算（衆議院送付）

平成7年度特別会計予算（衆議院送付）

平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（科学技術庁））について田中科学技術庁長官、政府委員、警察庁、外務省、資源エネルギー庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。本委員会における委嘱審査は終了した。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について田中科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月24日（金）（第5回）

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について田中科学技術庁長官、政府委員及び科学技術庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第75号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、二院
反対会派 なし

○平成7年6月14日（水）（第6回）

○科学技術振興対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3） 成立議案の要旨

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第75号）

【要旨】

本法律案は、近年、放射性同位元素の賃貸形態による流通に対する需要等放射性同位元素の利用に関する新たなニーズが生じてきている状況に適切に対応するため、安全性の確保を図りつつ規制の合理化を講じようとするものであり、その主な内容は次の通りである。

1 適切な放射線障害防止対策がとられることを前提に、放射性同位元素の賃

貸の業を認めることとし、放射性同位元素の賃貸の業の途を拓くこととする。

- 2 設計・構造上高い安全性が確保されている特定の放射性同位元素装備機器のみを使用する者については、安全性の確保を前提に一部の管理義務を免除することとする。
- 3 使用施設等の変更の許可を受けようとする許可使用者等に求められている許可証の訂正手続を簡素化することとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決	
75	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	衆	7. 3. 7	7. 3. 7 (予備)	7. 3. 24 可決	7. 3. 24 可決	7. 3. 7 科学技術	7. 3. 16 可決	7. 3. 17 可決	

【環境特別委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において環境特別委員会に付託された法律案は、内閣提出3件で、いずれも成立した。

また、本委員会付託の請願1種類94件は、保留となった。

第131回国会閉会後の平成7年1月17日及び18日の2日間、公害及び環境保全対策に関する実情調査のため、静岡県に委員を派遣した。

〔法律案の審査〕

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案は、近年における高い高等学校進学率の状況等にかんがみ、公害健康被害者の子等に支給する遺族補償費を18歳に達した日の属する年度末まで支給するよう支給要件を拡大するとともに、補償給付に係る認定更新について、災害その他やむを得ない理由がある場合の特例措置を設け、阪神・淡路大震災については遡及適用しようとするものである。

委員会においては、阪神・淡路大震災に被災した被認定患者への対応、自動車排出ガス対策、大気汚染と健康被害等について質疑が行われ、本案は全会一致をもって原案どおり可決された。

なお、附帯決議が全会一致をもって付された。

悪臭防止法の一部を改正する法律案は、工場・事業場からの複数の物質による複合悪臭や、家庭ごみ、生活排水、ペット臭などの日常生活に起因する悪臭等最近における悪臭の実態に的確に対応するため、特定の悪臭物質の濃度による現行の規制基準では対応が困難な地域について、それに代えて、人間の嗅覚を用いた測定法に基づく規制基準を設けることができることとするとともに、日常生活に起因する悪臭の防止に関し、国民、地方公共団体、国の責務等を定めるものである。

委員会においては、嗅覚測定法の客観性と畜産農業への影響、嗅覚測定法導入に伴う実施体制、良好な生活環境の観点からの悪臭防止対策等について質疑が行われ、本案は原案どおり全会一致をもって可決された。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案は、最近の規制緩和の流れの中で、平成8年4月からガソリン等の石油製品の輸入自由化が見込まれ、今後さまざまな品質の燃料が流通し、自動車排出ガスによる大気汚染の悪化をもたらす懸念があることを踏まえ、自動車燃料の品質を確保するため、自動車排出ガスに影響を及ぼす燃料の性状及び燃料に含まれる物質の量について許容限度を定め

その確保のための措置を講ずることとするとともに、環境基本法の理念を踏まえ、自動車排出ガス抑制のための国民の努力について定めようとするものである。

委員会においては、許容限度の設定水準、低公害車の普及促進策、大都市の自動車排出ガス対策、気候変動枠組み条約への取組等について質疑が行われ、本案は原案どおり全会一致をもって可決された。

なお、附帯決議が全会一致をもって付された。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案に関し、商工委員会に対し連合審査会の開会を申し入れ、同審査会は開会された。

〔国政調査等〕

2月15日、宮下環境庁長官から所信を、政府委員から平成7年度環境庁関係予算、平成7年度各省庁の環境保全関係予算及び公害等調整委員会の事務概要等についてそれぞれ説明を聴取し、また、先の委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

2月21日、公害対策及び環境保全の基本施策について質疑を行った。

なお、3月20日、予算委員会の委嘱を受け、平成7年度公害等調整委員会及び環境庁関係予算を審査し、琵琶湖の水質保全対策、国際熱帯木材機関の活動に対する環境庁の関与、環境アセスメント制度見直しへの取組状況、トキ保護のための今後の取組、阪神・淡路大震災に被災した中小零細企業の公害防止施設に対する財政的支援策等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成7年1月20日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年2月15日（水）（第2回）

○公害対策及び環境保全の基本施策について宮下環境庁長官から所信を聴いた。

○平成7年度環境庁関係予算について政府委員から説明を聴いた。

○平成7年度各省庁の環境保全関係予算について政府委員から説明を聴いた。

○公害等調整委員会の事務概要等について政府委員から説明を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年2月21日（火）（第3回）

○公害対策及び環境保全の基本施策に関する件について宮下環境庁長官、政府委員、厚生省、建設省、科学技術庁及び運輸省当局に対し質疑を行った。

- 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について宮下環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月10日（金）（第4回）

- 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について宮下環境庁長官、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第31号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年3月20日（月）（第5回）

- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
平成7年度特別会計予算（衆議院送付）
平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（公害等調整委員会、環境庁））について宮下環境庁長官、政府委員、建設省、外務省、環境庁、文化庁及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

- 本委員会における委嘱審査は終了した。
- 悪臭防止法の一部を改正する法律案（閣法第79号）について宮下環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月24日（金）（第6回）

- 悪臭防止法の一部を改正する法律案（閣法第79号）について宮下環境庁長官、政府委員、農林水産省、警察庁及び通商産業省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第79号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし

- 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について宮下環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月12日（水）（第7回）

- 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について宮下環境庁長官、政府委員、資源エネルギー庁及び運輸省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第62号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年6月5日（月）（第8回）

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）について商工委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成7年6月14日（水）（第9回）

- 請願第4号外93件を審査した。
- 公害及び環境保全対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案 （閣法第31号）

【要旨】

本法律案は、公害の影響による健康被害者の保護の充実を図るため、近年における高い高等学校進学率の状況等にかんがみ、被害者の子等に支給する遺族補償費の支給対象に18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者を含めることとするとともに、補償給付に係る認定の更新について、災害その他やむを得ない理由により認定の有効期間の満了前に更新の申請ができなかったときは、その理由がやんだ日から2月以内に限り更新の申請ができるようにする特例措置を設けようとするものである。

認定の更新に係る改正規定は公布の日から、遺族補償費の支給対象に係る改正規定は平成7年4月1日から施行することとしている。なお、認定の更新に係る改正後の規定は、平成7年の兵庫県南部地震による災害についても適用することとしている。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 阪神・淡路大震災に被災した被認定者について、その実態の把握に努めるとともに、補償給付等を適切に受けられるよう、認定更新手続の周知徹底、医療機関等関係者への指導等を行うこと。
- 2 建築物の解体・撤去等に伴う環境の悪化等阪神・淡路大震災に伴う環境の二次汚染及び被災した工場・事業場の操業再開等に伴う環境の汚染を防止し、並びに、地域住民の健康を保護するため、環境モニタリング調査を継続して

実施することにより環境汚染の状況を的確に把握するとともに、事業者への指導、住民への啓発等適切な措置を講じること。

- 3 阪神・淡路大震災の被災地域の復興に当たっては、近年の大気汚染の状況等を踏まえ、環境保全に配慮した都市づくりに協力すること。
 - 4 被認定者に対する認定更新等が適切に行われるよう関係自治体の長を指導するとともに、治癒によって制度を離脱した者に対するフォローアップ事業についても、再発の防止に役立つよう努めること。また、被認定者の健康回復を図るための公害保健福祉事業については、その一層の充実強化を図ること。
 - 5 健康被害予防事業については、これまでの効果を踏まえ、適切かつ効率的な実施に努めること。
 - 6 国立環境研究所等において複合的大気汚染による健康影響の調査研究を総合的に推進し、必要な大気汚染対策を講ずるとともに、将来の健康被害の発生を防止するため、環境保健サーベイランス・システムを早急に構築して、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
 - 7 主要幹線道路沿道等の局地的汚染については、健康影響に関する科学的知見が未だ十分でない現状にかんがみ、その早急な解明に努めるとともに、必要に応じ、被害救済の方途を検討すること。
 - 8 大都市地域における窒素酸化物、浮遊粒子状物質等による複合的大気汚染については、改善が大幅に遅れ、依然として深刻な状況にあることにかんがみ、早急にその環境基準の達成を図るため、大気汚染防止対策を一層強化すること。
 - 9 近年の大気汚染については、ディーゼル車を中心として、自動車排出ガスの寄与度が高まっていることにかんがみ、自動車排出ガス規制に係る「長期目標」の早期達成及び電気自動車、メタノール自動車等の低公害車の開発普及の促進に努めるとともに、環境保全に配慮した総合的な交通対策を強力に推進すること。
- 右決議する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第62号）

【要旨】

本法律案は、依然として深刻な状況にある自動車排出ガスによる大気汚染の防止を図るため、市場自由化の流れの中でこれまで維持されてきた品質と異なる様々な品質の燃料が流通するおそれがあることを踏まえ、自動車燃料の品質の確保のための規定を設けるとともに、環境基本法の理念を踏まえ、自動車排出ガスの排出抑制のための国民の努力について規定しようとするものであり、

その主な内容は次のとおりである。

1 自動車の燃料に係る許容限度

- (1) 環境庁長官は、自動車排出ガスに影響を及ぼす燃料の性状及び燃料に含まれる物質の量について、許容限度を設定すること。
- (2) 通商産業大臣は、揮発油等の品質の確保等に関する法律において、(1)の許容限度が確保されるよう考慮すること。
- (3) 運輸大臣は、道路運送車両法に基づく措置が(1)の許容限度の確保に資することとなるよう考慮すること。

2 国民の努力

国民は、自動車の運転等に当たっては、自動車排出ガスが抑制されるよう努めなければならないこと。

3 施行期日

この法律は、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成8年4月1日）から施行すること。ただし、国民の努力に係る改正規定は公布の日から施行すること。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 多種・多様な有害大気汚染物質による健康影響についての懸念が高まっていることにかんがみ、現在未規制の物質について、その健康影響、排出実態等に係る調査研究を早急に推進するとともに、健康被害の未然防止の観点に立った総合的・体系的な有害大気汚染物質対策の確立を図ること。
 - 2 ベンゼン等の物質については、大気汚染の監視測定体制を充実させ、その健康影響についての科学的知見の集積を図るとともに、自動車燃料中の含有量について、先進的な規制の行われている諸外国の動向を踏まえつつ、早急に低減を図るよう措置すること。
 - 3 自動車排出ガス低減長期目標を極力早期に達成するとともに、今後、自動車燃料の品質改善を含めた新たな目標設定についての検討を進めること。
 - 4 電気自動車等の低公害車について、その普及促進を図るため、国等の率先導入、技術開発の促進、燃料供給網の整備等の社会的経済的な基盤整備に努めること。
 - 5 自動車排出ガス抑制に関する国民一人ひとりの取組を促進するため、地方公共団体等と連携して、広報啓発等の施策を積極的に推進すること。
- 右決議する。

悪臭防止法の一部を改正する法律案（閣法第79号）

【要旨】

本法律案は、最近における悪臭の実態に的確に対応するため、人間の嗅覚を用いた測定法に基づく規制基準を都道府県知事が定めることができることとするとともに、悪臭の防止に関する国、地方公共団体及び国民の責務を定める等悪臭防止対策の推進に関する規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 人間の嗅覚を用いた測定法による規制基準の設定

- (1) 都道府県知事は、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定しなければならないこととすること。
- (2) 都道府県知事は、特定悪臭物質の種類ごとの規制基準に代えて臭気指数の許容限度による規制基準を定めることができることとすること。
- (3) 都道府県知事は、規制地域における大気中の特定悪臭物質の濃度又は大気の臭気指数について、必要な測定を行わなければならないこととすること。

2 悪臭防止対策の推進

- (1) 何人も、住居が集合している地域においては、その日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国又は地方公共団体による悪臭の防止に関する施策に協力しなければならないものとする。
- (2) 地方公共団体は、悪臭の防止のための住民の努力に対する支援、必要な情報の提供その他の悪臭の防止に関する施策を策定、実施するように努めなければならないものとする。
- (3) 国は、悪臭の防止に関する啓発及び知識の普及その他の悪臭の防止に関する施策を総合的に策定、実施するとともに、地方公共団体が実施する悪臭の防止に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるように努めなければならないものとする。

3 施行期日

この法律は、平成8年4月1日から施行すること。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議	
31	公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 10	7. 2. 17	7. 3. 10 可決 附帯決議	7. 3. 10 可決	7. 2. 10 環境	7. 2. 17 可決 附帯決議	7. 2. 17 可決	
62	大気汚染防止法の一部を改正する法律案	〃	2. 28	3. 8 (予備)	4. 12 可決 附帯決議	4. 14 可決	3. 3 環境	3. 10 可決 附帯決議	3. 14 可決	
79	悪臭防止法の一部を改正する法律案	参	3. 10	3. 10	3. 24 可決	3. 24 可決	3. 10 (予備) 環境	4. 14 可決 附帯決議	4. 14 可決	

【災害対策特別委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において災害対策特別委員会に付託された法律案は、内閣提出3件、衆議院提出2件の計5件であり、いずれも成立した。

請願は、2種類12件について審査を行い、1種類1件を採択した。

また、国政調査を行ったほか、1月17日に発生した平成7年兵庫県南部地震に関し、兵庫県南部地震の緊急災害対策に関する決議を行った。

〔法律案の審査〕

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案は、阪神・淡路大震災が阪神・淡路地域において未曾有の震災被害をもたらしていることにかんがみ、当該地域の復興についての基本理念を明らかにするとともに、阪神・淡路復興対策本部の設置等所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決された。なお、付帯決議が付された。

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案は、阪神・淡路大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助並びに社会保険の加入者等についての負担の軽減、中小企業者及び住宅を失った者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置を行おうとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決された。

災害対策基本法の一部を改正する法律案は、阪神・淡路大震災に対処するため行われた災害応急対策に係る車両の通行が著しく停滞した状況等にかんがみ、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、都道府県公安委員会による災害時における交通の規制に関する措置を拡充するとともに、車両の運転者の義務、警察官、自衛官及び消防吏員による緊急通行車両の通行の確保のための措置等を定めようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決された。なお、付帯決議が付された。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成12年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

委員会においては、討論の後、全会一致をもって可決された。

地震防災対策特別措置法案は、地震防災対策の強化を図ることにより、地震による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災緊急事業5箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決された。なお、付帯決議が付された。

〔決 議〕

2月2日、本委員会は、今回の阪神・淡路大震災による未曾有の被害は、国民生活に甚大な被害をもたらし、内外の経済に深刻な影響を与えるものであり、その救済と復旧は国家を挙げて取り組むべき課題であるとの観点から、13項目にわたる緊急を要する事項について万全を期するとともに、防災体制の見直しを行い、災害に強い都市づくりのための抜本的対策を樹立すべきであるとする**兵庫県南部地震の緊急災害対策に関する決議**を行った。

本決議に対しては、小里国務大臣から、その趣旨を十分に尊重して、一日も早く住民の生活の安定並びに地域の復興が実現するよう、政府の総力を挙げ、地元地方公共団体とも連携して対策に万全を期してまいる所存である旨発言があった。

〔国政調査等〕

1月17日に発生した兵庫県南部地震は、多くの人命を奪い、家屋やビルの倒壊、鉄道・高速道路・港湾等の損壊、電気・ガス・水道等のライフラインの寸断、火災による家屋の焼失など戦後最大規模の大災害となった。

委員会では、この大震災に関して、1月20日に被害の状況、対策等について、2月20日には復旧状況について、それぞれ政府から報告を聴くとともに、2月2日、15日、4月28日に質疑を行った。

この中で政府からは、防災基本計画については、中央防災会議において見直しを検討中であり、今回の震災を踏まえ、情報の迅速な収集連絡体制、初期の迅速な対応体制、避難救護対策、ライフラインの確保などについて成案を得るべく作業中である旨、また、災害情報の収集・伝達体制の在り方、緊急即応体制の在り方、ボランティア活動の在り方、外国からの応援の受け入れ体制の在り方、災害対策基本法の見直し等の災害対策体制の在り方等については、防災問題懇談会において10月を目途に意見の集約の予定であり、その結論に応じて防災体制の確立に取り組んでいきたい旨、さらに、復興のための重点課題となる住宅対策については、「ひょうご住宅復興3カ年計画」の推進を強力に支援していく旨の答弁があった。

また、1月26、27日の両日、平成7年兵庫県南部地震による被害状況等の実情調査のため兵庫県に委員を派遣した。その結果については、31日の委員会で報告を行った。

なお、4月18、19日の両日行われた阪神・淡路大震災による被害状況及び復旧状況等の実情調査のための議員派遣についても、その結果については、4月28日の委員会で便宜、報告を行った。

このほか、1月20日に平成6年三陸はるか沖地震災害について政府から報告を聴き、31日には災害対策の基本施策について小澤国土庁長官から所信を聴いた。

(2) 委員会経過

○平成7年1月20日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 平成7年兵庫県南部地震災害及び平成6年三陸はるか沖地震災害について政府委員から報告を聴いた。
- 平成7年兵庫県南部地震災害被害状況及び復旧状況の実情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成7年1月31日（火）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 災害対策の基本施策に関する件について小澤国土庁長官から所信を聴いた。
- 平成7年兵庫県南部地震による被害状況等の実情について派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年2月2日（木）（第3回）

- 平成7年兵庫県南部地震災害に関する件について小里国務大臣、小澤国土庁長官、政府委員、建設省、大蔵省、運輸省、中小企業庁、自治省、法務省、厚生省及び気象庁当局に対し質疑を行った。
- 兵庫県南部地震の緊急災害対策に関する決議を行った。

○平成7年2月15日（水）（第4回）

- 阪神・淡路大震災に関する件について小里国務大臣及び政府委員から報告を聴いた後、同大臣、小澤国土庁長官、政府委員、厚生省、文部省、建設省、自治省、消防庁、防衛庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成7年2月21日（火）（第5回）

- 阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（閣法第44号）

(衆議院送付) について小里国務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、建設省、大蔵省、労働省、科学技術庁、経済企画庁、厚生省、環境庁、警察庁及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第44号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年2月27日(月) (第6回)

- 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)について小里国務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、政府委員、科学技術庁、気象庁、厚生省、消防庁、大蔵省及び郵政省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成7年2月28日(火) (第7回)

- 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)を可決した。

(閣法第52号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

○平成7年3月15日(水) (第8回)

- 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第4号)(衆議院提出)について提出者衆議院災害対策特別委員長日野市朗君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

(衆第4号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

○平成7年4月28日(金) (第9回)

- 阪神・淡路大震災による被害状況及び復旧状況等について派遣議員から報告を聴いた。
- 阪神・淡路大震災に関する件について小里国務大臣、小澤国土庁長官、政府委員、建設省、運輸省、厚生省、消防庁及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年6月7日(水) (第10回)

- 災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第102号)(衆議院送付)について小澤国土庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、小里国務大臣、政府委員、警察庁、建設省、厚生省、外務省、消防庁、文部省、運輸省及び大

蔵省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第102号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年6月9日(金) (第11回)

○地震防災対策特別措置法案(衆第9号)(衆議院提出)について提出者衆議院災害対策特別委員長日野市朗君から趣旨説明を聴き、同君、政府委員大蔵省、建設省、文部省及び科学技術庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(衆第9号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年6月14日(水) (第12回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第576号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1393号外10件を審査した。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案(閣法第44号)

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災が阪神・淡路地域において未曾有の被害をもたらしていることにかんがみ、当該地域の復興を迅速に推進するため、その復興についての基本理念を明らかにするとともに、阪神・淡路復興対策本部の設置等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 基本理念

阪神・淡路地域の復興は、国と地方公共団体とが協同して、生活の再建、経済の復興及び安全な地域づくりを緊急に推進すべきことを基本理念として行うものとする。

2 国が講ずる措置

国は、基本理念にのっとり、阪神・淡路地域の復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずるものとする。

3 阪神・淡路復興対策本部の設置及び組織

総理府に阪神・淡路復興対策本部を置くとともに、その長を阪神・淡路復興対策本部長として内閣総理大臣をもって充てるものとする等、阪神・淡路復興対策本部の事務及び組織に関して必要な事項を定めるものとする。

4 その他

この法律は、施行の日から起算して5年を期限とするものとする。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 阪神・淡路復興対策本部は、災害の復興事業に関する極めて重要な目的をもって設置される趣旨にかんがみ、関係省庁間の円滑かつ速やかな調整を図り、地方公共団体又はその機関が実施する災害復興事業が円滑に施行されるよう国は必要な関係法規の整備に努めること。
 - 2 阪神・淡路地域の復興を円滑かつ迅速に推進するため、地方の主体性を重視しつつ、国としての役割を明確にし、新しい時代の都市づくりの観点から、地方公共団体と協力し、復興計画を速やかに提示できるよう積極的に支援することとし、必要な財政措置を講ずること。
 - 3 被災地域の雇用の安定を図るとともに、被災中小企業を初めとする地域の企業の一日も早い事業再建へ向けて、財政、金融、税制上の万全の措置を講ずること。
 - 4 被災者の生活の再建及び経済の復興に当たっては、財政、金融、税制上の助成等負担の軽減に配慮し、万全の措置を講ずるとともに、民間の活力を生かした復興意欲を振興するよう努めること。
 - 5 新たな復興計画の策定に関しては、防災都市づくりを考慮して公共の福祉と私権の円滑な調整を図ること。
 - 6 復興計画の策定に当たっては、建築基準法、都市再開発法等の建築規制の特例を活用するなど、特に区分所有建物の円滑な復興に配慮し、土地区画整理事業等市街地の面的整備に関しても災害に強い都市づくりの観点から、都市基盤施設やオープンスペースの確保に配慮した計画を策定すること。
- 右決議する。

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（閣法第52号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助並びに社会保険の加入者についての負担の軽減、中小企業者及び住宅を失った者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置を行おうとするも

のであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 特定被災地方公共団体等に対する補助等

- 1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の規定を特別に適用すること。
- 2 阪神・淡路大震災により被害を受けた以下に掲げる施設の災害復旧事業について、国が補助等を行うこと。
 - (1) 警察施設（補助率 交通安全施設10分の8 その他の警察施設3分の2）
 - (2) 病院（補助率 公立病院3分の2 政令で定める病院2分の1）
 - (3) 公立火葬場（補助率3分の2）
 - (4) 公立と畜場（補助率3分の2）
 - (5) 水道（補助率10分の8）
 - (6) 一般廃棄物の処理施設（補助率10分の8）
 - (7) 社会福祉施設（公立又は社会福祉法人設置）（補助率3分の2）
 - (8) 中央卸売市場（補助率3分の2）
 - (9) 工業用水道施設（補助率10分の8）
 - (10) 商店街振興組合等の共同施設（補助率2分の1）
 - (11) 神戸港指定法人の管理する施設（国庫補助及び無利子融資を行う。）
 - (12) 改良住宅等（補助率10分の8）
 - (13) 都市施設（補助率10分の8）
 - (14) 消防施設（補助率3分の2）

第2 社会保険の加入者についての負担の軽減

- 1 医療保険等において、一部負担金の免除等を行うこと。
- 2 医療保険等において、保険料の免除等を行うこと。

第3 中小企業者及び住宅を失った者等に対する金融上の支援

- 1 中小企業信用保険のてん補率の引上げ、無担保・無保証人保険の別枠の設定等を行うこと。
- 2 設備近代化資金の新規借入金に係る償還期間の延長を行うこと。
- 3 商工組合中央金庫の災害復旧貸付の貸付限度額の引上げ等を行うこと。
- 4 住宅金融公庫の災害復興貸付の据置期間、受付期間の延長等を行うこと。

第4 その他

- 1 平成6年度に加え平成7年度にも歳入欠かん等債の発行を可能とすること。

- 2 船員保険について、失業保険金等の支給の特例措置を適用すること。
- 3 内定者を雇用保険の被保険者とみなして雇用安定事業等の規定を適用すること。

災害対策基本法の一部を改正する法律案（閣法第102号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災に対処するため行われた災害応急対策に係る車両の通行が著しく停滞した状況等にかんがみ、災害時における緊急通行車両の通行を確保するための措置を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 都道府県公安委員会による災害時における交通の規制に関する措置の拡充
都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限を行うことができる。
- 2 通行禁止等が行われた場合の車両の運転者の義務
通行禁止等が行われた場合、車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該通行禁止等に係る道路の区間外又は道路外の場所へ移動しなければならないこととし、当該移動が困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- 3 警察官等による緊急通行車両の通行の確保のための措置
警察官は、通行禁止区域等において、緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の所有者等に対し、当該物件の移動等の措置をとることを命じ、当該措置がとられないとき等は、自らその措置をとることができる。
また、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員は、それぞれ自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
以上の場合において、警察官等は、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができ、当該破損については、損失補償の対象とする。
- 4 国家公安委員会の指示
国家公安委員会は、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 近年、大規模災害が多発している現状にかんがみ、災害対策基本法、各種防災計画等我が国の防災体制を抜本的に見直すことは、現下の緊急かつ最重要課題と認識し、可及的速やかに抜本改正の作業に着手すること。
 - 2 災害対策基本法の抜本改正に当たっては、今回の緊急通行車両の通行路確保のほか、救急医療体制、消火機能、災害時通信システム、地震予知体制等を緊急に整備拡充すべきことを念頭に置いて検討を行うこと。
 - 3 災害時における緊急通行車両の通行路確保のため、道路交通ネットワークの在り方について検討を行い、交通管理体制の適切な運用に努力するとともに、住民に対する防災教育を徹底すること。
 - 4 大規模災害発生時において被害規模を迅速に把握するため、情報収集・伝達体制の一層の強化を推進するとともに、国、地方公共団体、消防、警察及び自衛隊等の広域的な協力体制を含めた防災体制の確立を図るよう努めること。
 - 5 予測が難しい突発型の大規模災害発生に際しては、政府及び地方自治体の初動対応が極めて重要であることは今回の阪神・淡路大震災から得た教訓であり、国民の生命と財産を守るという政治の原点に立ち、非常災害時の政府の体制等国の危機管理体制の在り方について抜本的な検討を行うこと。
- 右決議する。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第4号）

【要旨】

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成12年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

地震防災対策特別措置法案（衆第9号）

【要旨】

本法律案は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災緊急事業5箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地震防災緊急事業5箇年計画の作成等

- (1) 都道府県知事は、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、地震防災緊急事業5箇年計画を作成することができるものとする。
 - (2) 地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業のうち、一定のものに要する経費に対する国の負担又は補助等の割合についての特例を定める。
- 2 地震調査研究推進本部の設置等
- (1) 総理府に、地震調査研究推進本部（以下「本部」という。）を置くこととし、その長を地震調査研究推進本部長として科学技術庁長官をもって充てるものとする。
 - (2) 本部に、地震に関する観測等の推進についての総合的かつ基本的な施策の立案、総合的な調査観測計画の策定等について調査審議させるため、政策委員会を置くものとする。
 - (3) 本部に、地震に関する調査結果等の収集、整理及び分析並びにこれに基づく総合的な評価を行わせるため、地震調査委員会を置くものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 1 本法は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としていることにかんがみ、地震防災対策の円滑かつ速やかな実施を図ることは、現下の緊急かつ最重要課題であり、政府は地震防災対策の実施に万全を期すること。
 - 2 地震災害発生の際に、国民の生命及び身体の安全を確保し、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設の整備に係る事業の実施が極めて重要であり、地震防災対策を推進する上で不可欠なものであることから、政府は本事業の積極的な推進を図ること。
- 右決議する。

(4) 委員会決議

兵庫県南部地震の緊急災害対策に関する決議

去る1月17日に発生した兵庫県南部地震は、5,000名を超える尊い人命を奪い、家屋やビルの倒壊、鉄道・高速道路・港湾等の損壊、電気・ガス・水道等ライフラインの寸断、また地震後に発生した火災による家屋等の焼失など、戦

後最大規模の大災害になっており、その被害は市民生活を麻痺させ、兵庫県南部地域の都市機能を壊滅させるものである。避難住民は30万人余に達し、被災者は長期化する避難生活のなかで断続的余震に怯えながら、不安な日々を送っている。

未曾有の被害は、国民生活に甚大な被害をもたらし、内外の経済に深刻な影響を与えるものであり、その救済と復旧は、国家を挙げて取り組むべき課題である。

災害対策特別委員会では、1月26日、27日の2日間、兵庫県南部地震による被害状況調査のため兵庫県に委員派遣を行って当面の緊急対策における課題について検討してきたところである。

政府においては、応急対策に全力を挙げているが、被災者に対する生活援助措置、ライフラインの復旧、安全対策及び復旧・復興対策等について可能な限りの措置を積極的に講ずべきである。特に現時点において緊急を要する次の事項について万全を期するとともに、防災体制の見直しを行い、災害に強い都市づくりのため抜本的対策を樹立すべきである。

- 1 被災住民の生活に必要な物資の確保と迅速な供給に努めるとともに、医療救護体制及び環境衛生対策の充実等住民の心身の健康に万全を期すること。
特に、障害者、高齢者、乳幼児、外国人等にきめ細かな対策を講ずること。
- 2 被災者に対する災害弔慰金等の早期支給、生活資金の貸付制度の弾力的活用、所得税等の軽減措置の拡大、各種保険金の支払の迅速化を図るとともに、住宅被害については、その再建に対する融資制度の適切かつ迅速な運用に努め、被災者等支援のため遺漏なきよう万全を期すること。
- 3 生鮮食料品、建設資材等の安定供給を図るため、流通機能の早期回復に努めるとともに、不当な価格上昇を抑制するため、物価監視等の対策を講ずること。
- 4 避難住民の住居を緊急に確保するため、必要な応急仮設住宅等を早急に建設するとともに、既存の公営住宅、宿泊施設等の活用を図るほか、全国の地方自治体、企業等に協力を要請するなど、遺漏なきよう対処すること。
- 5 社会福祉施設、文教施設等の早期復旧を図り、その活動の再開に向けて、財政支援等適切な措置を講ずること。
- 6 被災者の就業対策については、事業者へ雇用関係の維持を強く要請するとともに、被災事業所の休業等に伴う一時的離職者に対する失業給付について弾力的運用を行う等適切な措置を講ずるほか、雇用機会確保のため職業紹介・斡旋に努めること。
- 7 被災中小企業者、被災農林漁業者等に対する各種融資措置の弾力的運用を

図る等適切かつ円滑な実施に努めるほか、必要に応じ仮設共同工場・仮設共同店舗の建設を図ること。また、被災農林水産関係施設等の早期復旧を図ること。

- 8 道路、鉄道、情報通信、ライフライン等の被災施設の早期復旧を図るとともに、当面の代替・緊急輸送対策に万全を期すること。
 - 9 国際貿易港である神戸港の重要性にかんがみ、被災施設の早急な復旧を図ること。
 - 10 被災地の安全を確保するため、治安の維持に努めるとともに、防災通信施設等の早期復旧・設置を図ること。
 - 11 瓦れき処理について適切に対処するとともに、被災した建築物の安全度判定の実施に全力を挙げ、建物の崩落、がけ崩れその他の二次災害の防止に万全を期すること。
 - 12 被災者に対する的確な災害関連情報を提供すること。
 - 13 応急対策及び復旧対策に係る財政、金融、租税及び地方交付税等については適切な措置を講ずることにより地方負担を極力抑制すること。
- 右決議する。

(5) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
44	阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案	衆	7. 2.17	7. 2.17 (予備)	7. 2.21 可 附帯決議	7. 2.22 可 決	7. 2.17	7. 2.17 可 附帯決議	7. 2.21 可 決	7. 2.17 衆参本会議趣旨説明
52	阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案	〃	2. 24	2. 24 (予備)	2. 28 可 決	2. 28 可 決	2. 24	2. 27 可 決	2. 27 可 決	2. 24 衆参本会議趣旨説明
102	災害対策基本法の一部を改正する法律案	〃	5. 23	6. 5	6. 7 可 附帯決議	6. 9 可 決	6. 1	6. 1 可 附帯決議	6. 2 可 決	6. 1 衆本会議趣旨説明 6. 5 参本会議趣旨説明

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
4	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	災害対策特別委員長 日野市朗君 (7. 3.14)	7. 3.14	7. 3.14	7. 3.14 (予備)	7. 3.15 可 決	7. 3.17 可 決			7. 3.14 可 決	
9	地震防災対策特別措置法案	災害対策特別委員長 日野市朗君 (7. 6. 8)	6. 8	6. 8	6. 8	6. 9 可 附帯決議	6. 9 可 決			6. 8 可 決	

【選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において選挙制度に関する特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも成立した。

また、本委員会付託の請願1種類3件はいずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行の基準が実情に即さないものになり、最近における公務員給与の改定、物価の変動等を勘案して、執行経費の基準を改定しようとするものである。

委員会においては、今回の改定で超過負担解消の有無、阪神・淡路大震災地域における地方選挙実施への支障、基準額改定への地方からの要望、最高裁判官国民審査における視覚障害者の点字投票などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた地域について、平成7年4月に予定されている統一地方選挙の期日を延期するなどの措置を講じようとするものである。

その内容は、統一地方選特例法で、平成7年4月9日及び23日に行うとされている選挙期日に選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村又はその市町村を包括する府県の任期満了による選挙期日は、平成7年6月11日とすることなどである。

委員会においては、本法律案が憲法第95条の地方自治特別法の規定に抵触の有無、今回の立法形式をめぐる問題、議員及び長の任期が4年を超える問題点、投票のための職員と投票所の確保、被災者の投票権を保障するための努力などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

(2) 委員会経過

○平成7年1月20日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年2月15日（水）（第2回）

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第42号) について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第42号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

○平成7年3月8日(水) (第3回)

- 阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第66号)(衆議院送付)について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第66号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

○平成7年6月14日(水) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第167号外2件を審査した。
- 選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第42号)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。
- 2 最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である印刷費その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。
- 3 政見放送公営費及び経歴放送公営費を算定種目に加える。
- 4 ポスター掲示場の経費の額について、その算定の単位を候補者数ではなく掲示場の区画数とする。
- 5 この法律は、公布の日から施行する。

阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第66号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた地域について、平成7年4月に予定されている統一地方選挙の期日を延期する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 選挙の期日

- (1) 平成7年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（その区域の全部又は一部が阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項に規定する特定被災区域内にある地方公共団体のうち、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として自治大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）及び指定市町村の区域を包括する府県（以下「指定府県」という。）に限る。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、平成7年6月11日とする。
- (2) (1)に掲げる指定市町村又は指定府県の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が一定の期間に生じた場合においても、当該選挙の期日は、平成7年6月11日とする。
- (3) (1)による指定をしたときは、自治大臣は、直ちにその旨を告示しなければならないものとする。
- (4) (1)による指定に当たっては、自治大臣は、あらかじめ当該府県の選挙管理委員会の意見を聴かなければならないものとし、当該府県の選挙管理委員会が自治大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴くものとする。

2 任期の特例

1の(1)に掲げる地方公共団体の議会の議員又は長の任期は、平成7年6月10日までの期間とする。

3 その他

- (1) 1により行われる各選挙については、公職選挙法第119条の同時選挙の規定を適用するものとする。
- (2) この法律は、公布の日から施行するものとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
※ 4 2	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案	参	7. 2. 13	7. 2. 13	7. 2. 15 可 決	7. 2. 17 可 決	7. 2. 13 (予備) 公選法 調査特委	7. 2. 28 可 決	7. 3. 2 可 決	
6 6	阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案	衆	3. 3	3. 3 (予備)	3. 8 可 決	3. 8 可 決	3. 3 公選法 調査特委	3. 7 可 決	3. 7 可 決	

【沖繩及び北方問題に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において沖繩及び北方問題に関する特別委員会に付託された法律案は、衆議院議員提出1件であり、成立した。

本委員会付託の請願1種類1件を採択した。

なお、戦後50年の節目の年に当たり北方領土の解決促進に関する決議を行った。

〔法律案の審査〕

沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖繩県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置等を講じ、もって沖繩県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とするものである。本法律案は、第129回国会に提出され、以来、衆議院において継続審査となり、今国会において修正議決の上、本院に送付されたものである。

委員会においては、発議者衆議院議員上原康助君から趣旨説明を、衆議院における修正部分についての説明を衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員長鈴木宗男君からそれぞれ聴取し、討論の後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月17日、山口総務庁長官、河野外務大臣及び小澤沖繩開発庁長官から所信を聴取した。また、同日、委員派遣の報告を聴取した。

同派遣は、第131回国会閉会中の平成6年12月14日から16日まで北海道において、北方領土及び隣接地域の諸問題等に関する実情調査のため実施し、北海道当局、北方関係団体、根室管内1市4町及び根室海上保安部等から概況説明等を聴取し、北海道東方沖地震に係る被害箇所、陸上自衛隊北部方面総監部等を視察した。

3月10日、平成7年度沖繩及び北方問題に関しての施策のうち、沖繩の厚生年金格差是正問題、沖繩の米軍基地問題、沖繩の振興開発、北方四島との交流事業、北方四島海域における漁業問題、北方領土隣接地域の振興等の問題について質疑を行った。

3月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度総理府（総務庁（北方対策本部）、沖繩開発庁）及び沖繩振興開発金融公庫関係予算の審査を行い、沖繩の学校教育問題、不発弾処理、沖繩の振興開発、沖繩の水不足、航空運賃割引問題、沖繩の米軍基地問題、北方四島ビザなし交流等について質疑を行った。

4月26日、沖繩及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、国会

議員の北方四島ビザなし交流への参加、北方四島周辺水域における漁業の安全操業、ロシアの国内情勢、対露支援、サハリンからの引揚船撃沈事件、在沖米軍基地の整理縮小等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成7年1月20日(金) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年2月17日(金) (第2回)

○平成7年度沖縄及び北方問題に関する施策について山口総務庁長官、河野外務大臣及び小澤沖縄開発庁長官から所信を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年3月10日(金) (第3回)

○平成7年度沖縄及び北方問題に関する施策に関する件について小澤国土大臣、山口総務庁長官、政府委員、厚生省、農林水産省、外務省、総務庁、水産庁、北海道開発庁及び運輸省当局に対し質疑を行った。

○平成7年3月20日(月) (第4回)

○平成7年度一般会計予算(衆議院送付)

平成7年度特別会計予算(衆議院送付)

平成7年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(総務庁(北方対策本部)、沖縄開発庁)及び沖縄振興開発金融公庫)について山口総務庁長官及び小澤沖縄開発庁長官から説明を聴いた後、小澤沖縄開発庁長官、山口総務庁長官、政府委員、文化庁、文部省、総務庁、防衛施設庁及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成7年4月26日(水) (第5回)

○国会議員の北方四島ビザなし交流参加に関する件、北方四島周辺水域における漁業の安全操業に関する件、ロシアの国内情勢に関する件、対露支援に関する件、サハリンからの引揚船撃沈事件に関する件、在沖米軍基地の整理縮小に関する件等について河野外務大臣、政府委員、総務庁、北海道開発庁及び防衛施設庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年5月17日(水) (第6回)

○沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案(第129

回国会衆第12号) (衆議院提出) について発議者衆議院議員上原康助君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長鈴木宗男君から説明を聴き、討論の後、可決した。

(第129回国会衆第12号)

賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、二院

反対会派 なし

○平成7年6月7日(水) (第7回)

○北方領土問題の解決促進に関する決議を行った。

○平成7年6月14日(水) (第8回)

○請願第1328号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

○沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案

(第129回国会衆第12号)

【要旨】

本法律案は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置等を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国は、駐留軍用地について、返還の見通しがたった場合には、速やかに、その旨を当該土地の所有者等に通知するよう努める。
- 2 国は、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴き、日米地位協定に基づく合同委員会において返還が合意された駐留軍用地について返還実施計画を定めなければならない。
- 3 国は、駐留軍用地の所有者等に当該土地を返還する場合、その者の請求により、周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう、原状回復措置その他政令で定める措置を講ずる。
- 4 国は、米国から駐留軍用地の返還を受けた場合において、所有者等が引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該所有者等に対し、返還の日の翌日から3年間を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき給付金を支給する。給付金の額は、当該土地について国が支払った賃

借料又は土地収用法に規定する補償金に相当する額を基準とし、その支給の限度額は、年間1,000万円、総額3,000万円とする。

- 5 関係市町村の長は、返還が合意された駐留軍用地等を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができる。沖縄県知事は、返還が合意された駐留軍用地等を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、県総合整備計画を定めることができる。
- 6 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、総合整備計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、都市計画法等による処分について適切な配慮をする。国は、駐留軍用地跡地等の利用促進のために必要な措置を講じ、国有財産の活用について適切な配慮をする。
- 7 この法律は、平成7年6月20日から施行し、平成14年6月19日限り、その効力を失う。

(4) 委員会決議

北方領土問題の解決促進に関する決議

本年は、戦後50年の節目の年に当たる。しかるに、今日なお、我が国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の返還が実現せず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。

北方領土問題の解決を求める国民の総意に思いを致し、「東京宣言」を基盤とした領土返還交渉の促進、日露関係全般の均衡のとれた形での拡大、北方四島交流等の推進による両国民の相互理解の増進等の更なる努力を通じて、両国関係の完全な正常化が実現されなければならない。

政府は、戦後半世紀を経ようとする今日、国民の悲願にこたえ、決意を新たにして、北方領土問題に関する我が国の基本方針に基づき、北方領土問題を解決して、平和条約を締結し、日露間に真の安定的な平和友好関係を確立するよう、全力を傾注すべきである。

右決議する。

(5) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
129 -12	沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案 題名を「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案」と修正	上原 康助君 外8名 (6. 6.23)		7. 5. 9	7. 5. 9	7. 5.17 可 決	7. 5.19 可 決	7. 1.20	7. 4.27 修 正	7. 5. 9 修 正	

【地方分権及び規制緩和に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において地方分権及び規制緩和に関する特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件が成立した。

また、本委員会付託の請願3種類、4件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

地方分権推進法案の提出に至る経過及びその内容、審査経過は以下のとおりである。

地方分権に関しては、戦後半世紀にわたり、多くの提言、勧告がなされてきた。臨時行政改革推進審議会（第3次行革審）の「豊かな暮らし部会」が、国と地方の権限の抜本的再配分について論議を行い、平成4年6月、法改正を要しない特定の事項について地方分権の試行的実現を図る「地方分権特例制度」（パイロット自治体制度）が、第3次行革審の第3次答申としてまとめられ、国会においても、その在り方について、活発な論議が行われた。

その後、平成5年6月の第126回国会において、衆・参両院の本会議で「地方分権の推進に関する決議」が全会一致で行われた。地方分権推進の決議は、史上初めてであり、極めて大きな政治課題と認識されることとなった。

平成5年10月28日には、第3次行革審は、最終答申において、地方分権推進のため6項目の提言を行っている。それは、①抜本的な地方分権の必要性、②国と地方の役割分担の本格的な見直し、③国からの権限の移管等の推進、④地方自治体の財政基盤の強化、⑤自律的な地方行政体制の確立、⑥地方分権に関する立法化等の推進である。政府は、これを受けて、平成6年2月8日、閣議決定した「今後における行政改革の推進について」（中期行革大綱）において、地方公共団体を含む関係者の意見をも踏まえつつ検討を行い、国・地方の関係等の改革に関する大綱方針を平成6年度内に策定し、大綱方針の策定後、直ちに地方分権推進に関する法律の制定を目指すことを打ち出した。これを同年3月に行われた細川総理の所信表明では、策定は「平成6年内」に繰り上げられ、政治公約となった。

その後、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会からなる地方6団体は、「地方分権の推進に関する意見書 ― 新時代の地方自治 ― 」をまとめ、平成6年9月26日に国会に意見書を提出し、内閣に対し意見を申し出た。

一方、平成6年4月から発足した第24次地方制度調査会は、内閣総理大臣

（当時は羽田総理）から諮問を受け、大綱方針策定に向けて検討を行い、10月に中間報告、11月22日には「地方分権の推進に関する答申」を村山総理に提出した。

政府は、以上のような答申・意見書を受け、平成6年12月25日、地方分権の推進に関する大綱方針を閣議決定した。そこでは、法律の制定について「委員会の設置を含む地方分権の推進に関する法律案について、早急に検討を進め、具体的成案を得て通常国会に提出する。」とされていた。

本法律案は、以上のような経過を踏まえて提出されたものである。

その内容は、第1に、地方分権の推進は、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力の満ちた地域社会の実現を図ることを基本理念とし、国及び地方公共団体の責務について規定すること。

第2に、地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務など国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うことを基本方針とし、国は地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団体に対する国の関与、必置規制、機関委任事務、補助金等の整理及び合理化その他所要の措置を講ずること。また、国は地方税財源の充実確保を、地方公共団体はその行政体制の整備確立を図ること。

第3に、政府は、地方分権の推進に関する基本方針に即して地方分権推進計画を作成し、国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならないこと。

第4に、両院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員7名からなる地方分権推進委員会を総理府に設置し、委員会は、地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を勧告するとともに、計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づいて必要な意見を述べること、また、委員会に事務局を設けることなどである。

なお、衆議院において、この法律案の対案として「地方分権の推進に関する法律案」が提出され、政府案とともに論議された後、内閣提出の本法律案が一部修正されて可決された。それは、第5条に「地方自治の確立を図る観点からの」という文言が加わり、第11条には、第2項「内閣総理大臣は、前条第1項の勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。」が追加された。

委員会においては、地方分権を今推進することの意義、国と地方公共団体との役割分担の明確化、分権に伴う地方税財源の充実確保の方策、国と地方との人事交流の在り方、地方公共団体側の意見の反映できる委員会委員の人選の必

要性、5年間の時限立法の妥当性と具体的スケジュールなどの質疑が行われた。この間、富山・大分両県に委員が派遣され、地方公聴会が開催されるとともに、参考人からの意見聴取も行われている。

質疑終局後、勝木理事から、国の役割の一層の限定と地方公共団体の役割の明確化、機関委任事務制度、地方債許可制度等の廃止、委員への地方6団体推薦者の参加等を内容とする修正案が提出され、討論の後、修正案は否決され、本案は原案どおり可決された。なお、機関委任事務の整理・合理化と制度の在り方の検討外3項目の附帯決議が行われた。

〔国政調査等〕

4月24日、規制緩和推進計画について、山口総務庁長官及び政府委員より説明を聴取した。また、6月2日、地方分権の推進及び規制緩和に関する調査のうち、規制緩和に関する件について、参考人として、経済団体連合会流通委員会委員長代行・企画部会長、株式会社クレディセゾン相談役青木辰男君、政治評論家屋山太郎君及び日本消費者連盟運営委員長富山洋子君の出席を求め、意見を聴取した後、質疑を行い、また、政府に対する質疑も行った。

(2) 委員会経過

○平成7年1月20日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年2月15日（水）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方分権の推進及び規制緩和に関する件について山口総務庁長官から所信を聴いた。
- 地方分権の推進に関する件について野中自治大臣から発言があった。
- 当面の行政改革の推進方策及び地方分権の推進に関する大綱方針について政府委員から説明を聴いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成7年2月17日（金）（第3回）

- 地方分権の推進に関する件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

東洋大学法学部教授

坂田 期雄君

金谷町長

孕石 善朗君

立教大学法学部教授

新藤 宗幸君

○平成7年3月15日（水）（第4回）

- 地方分権の推進及び規制緩和に関する件について山口総務庁長官、野中自治大臣、政府委員、農林水産省、通商産業省、運輸省及び内閣官房当局に対し質疑を行った。

○平成7年4月24日（月）（第5回）

- 地方分権推進法案（閣法第61号）（衆議院送付）について山口総務庁長官から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院地方分権に関する特別委員長代理山本拓君から説明を聴いた。
- 規制緩和推進計画について山口総務庁長官及び政府委員から説明を聴いた。

○平成7年4月26日（水）（第6回）

- 地方分権推進法案（閣法第61号）（衆議院送付）について山口総務庁長官、野中自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- また、同案審査のため委員派遣を行うこと及び参考人の出席を求めることを決定した。

○平成7年4月28日（金）（第7回）

- 規制緩和推進計画について山口総務庁長官、政府委員、厚生省、運輸省、建設省、自治省、大蔵省、公正取引委員会及び労働省当局に対し質疑を行った。
- 地方分権推進法案（閣法第61号）（衆議院送付）について山口総務庁長官、野中自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成7年5月10日（水）（第8回）

- 地方分権推進法案（閣法第61号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

早稲田大学政治経済学部教授	寄本	勝美君
地域活性化研究所代表	川島	正英君
自治体問題研究所常務理事	池上	洋通君
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 地方分権推進法案（閣法第61号）（衆議院送付）について山口総務庁長官、野中自治大臣、政府委員、厚生省、大蔵省及び労働省当局に対し質疑を行った。

○平成7年5月12日（金）（第9回）

- 地方分権推進法案（閣法第61号）（衆議院送付）について村山内閣総理大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第61号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年6月2日(金) (第10回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 規制緩和に関する件について以下の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、山口総務庁長官、政府委員、建設省、農林水産省、文化庁、国土庁、労働省、通商産業省、経済企画庁及び消防庁当局に対し質疑を行った。

経済団体連合会流通委員会委員長代行・企画部会長、株式会社クレディセゾン相談役	青木	辰男君
政治評論家	屋山	太郎君
日本消費者連盟運営委員長	富山	洋子君

○平成7年6月14日(水) (第11回)

- 請願第11号外5件を審査した。
- 地方分権の推進及び規制緩和に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

地方分権推進法案(閣法第61号)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 総則

- (1) この法律は、地方分権の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
- (2) 地方分権の推進は、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。
- (3) 国は、地方分権の推進に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有し、地方公共団体は、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体を通じた行政

の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

2 地方分権の推進に関する基本方針

- (1) 地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとの観点から地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うべきこと旨として、行われるものとする。
- (2) 国は、国と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団体に対する国の関与、必置規制、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務（機関委任事務）及び地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。
- (3) 国は、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るものとする。
- (4) 地方公共団体は、行政及び財政の改革の推進その他必要な措置を講ずることにより地方分権の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとし、国は、地方公共団体に対し必要な支援を行うものとする。

3 地方分権推進計画

- (1) 政府は、地方分権の推進に関する基本方針に即し、地方分権推進計画を作成しなければならない。
- (2) 内閣総理大臣は、地方分権推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- (3) 政府は、地方分権推進計画を国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 地方分権推進委員会

- (1) 地方分権推進委員会（以下「委員会」という。）を総理府に置く。委員会は、地方分権の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づき、地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するとともに、地方分権推進計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べる。
- (2) 内閣総理大臣は、委員会の勧告又は意見を尊重しなければならない。

- (3) 委員会は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する非常勤の委員7人をもって組織し、委員会に事務を処理するため事務局を置く。
- (4) 委員会は、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるものとしているほか、特に必要があると認めるときは、自ら行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査することができるものとする。

5 附則

- (1) この法律は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、委員会の委員について両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。
- (2) この法律は、前号の政令で定める日から起算して5年を経過した日にその効力を失うものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、地方公共団体に対する国の関与等の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるについて、「地方自治の確立を図る観点からの」の文言を加えるとともに、内閣総理大臣は、委員会から勧告を受けたときは、これを国会に報告する旨の修正が行われた。

【附帯決議】

地域における行政の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、政府は、本法施行に当たり、左記の事項について善処すべきである。

- 1 国と地方公共団体との役割分担を明確にすること。
- 2 地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理・合理化については、廃止を含め積極的に推進するとともに、制度そのものの在り方についても検討すること。
- 3 地方公共団体が事務事業を自主的・自立的に執行できるよう、課税自主権を尊重しつつ、地方税財源の充実・強化を図るとともに、地方債許可制度については、一層の弾力化、簡素化を図ること。
- 4 地方分権推進委員会の委員の人選に当たっては、地方公共団体の意見が十分反映されるよう配慮すること。また、地方分権推進委員会の運営に当たっては、自主性が確保されるとともに、審議状況ができるだけ周知されるよう配慮すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
61	地方分権推進法案	衆	7. 2.28	7. 4.24	7. 5.12 可決 附帯決議	7. 5.15 可決	7. 3.10 地方分権 特委	7. 4.14 修正議決	7. 4.14 修正議決	7. 3.10 衆本会議趣旨説明 4.24 参本会議趣旨説明

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
2	地方分権の推進に関する法律案	冬柴 鐵三君 外3名 (7. 3. 8)	7. 3. 9		7. 4.24 (予備)			7. 3.10 地方分権 特委	未了	7. 3.10 衆本会議 趣旨説明	

【中小企業対策特別委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において中小企業対策特別委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、すべて成立した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

現下の日本経済は、円高の進展、内外価格差の存在等により企業の海外進出が進み、産業空洞化が懸念されている。また、国内産業の成熟化等により経済活力の低下が懸念されている。

このような状況下で、本法律案は新たな商品・役務を生み出す取組み、すなわち中小企業の創造的事業活動の促進を通じて、新たな事業分野の開拓を図ることが重要であることにかんがみ、企業家精神に富む中小企業の創業及び研究開発等を支援するため、創業後5年未満の製造業等の中小企業者及び収入金額に比べて一定比率以上の試験研究費を計上している中小企業者に対し、設備投資減税等の支援措置を講ずることとしている。また、著しい新規性を有する技術の研究開発及びその成果の事業化を行う中小企業者であって、具体的な計画を策定し、都道府県知事の認定を受けた者に対して、中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例、課税の特例等による支援措置を講ずることとしている。

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主や役員が相互扶助の精神に基づいて掛金を積み立て、事業の廃止、役員のリタイア等の事態に備えるための制度で、中小企業事業団により運営されている。本制度については、昭和40年に創設されて以降、高齢化の進行、金融自由化の進展等社会経済環境に大きな変化がみられ、また、小規模企業も、経済の活力低下や産業空洞化が懸念される中において、事業所数の減少等深刻な問題に直面している。

このような状況下で、本法律案は、小規模企業経営を支える同制度の安定的運営と一層の充実を図るため、共済金の額を固定額の基本共済金と金利変動に応じた付加共済金による二階建て方式とするとともに、中小企業事業団の行う還元融資の対象に、共済契約者の事業に関連する資金及び創業・転業のための

資金を追加しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括議題とし、金融の自由化が進展する中で、共済制度の安定的運用、中小企業の開業率の向上、研究開発等事業計画の弾力的な認定等について質疑が行われ、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案は全会一致で可決され、また小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案は多数をもって可決された。

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

現行法は平成5年11月に制定され、経済の構造的変化の影響を受け、生産額又は取引額が相当程度減少している中小企業者で、新分野進出や海外展開に係る計画を策定した者に対して支援措置が講じられている。しかし、最近、中小企業者は、急激な円高により事業活動に支障が生ずるなど、深刻な問題に直面している。

本法律案は、このように中小企業者を取り巻く環境が一層厳しくなっている中、中小企業者が前向きに事業活動に取り組み、環境に適応していくことができるよう、急激な円高による影響を受け、または受ける恐れのある中小企業者が行う新分野進出等、新商品又は新技術の開発、その他新たな事業活動及びこれらの準備のための事業活動に対して、中小企業近代化資金等助成法の特例、租税特別措置法の特例等による支援措置を講じようとするものである。

委員会においては、中小企業への円高の影響と本法による施策の効果、現行法による新分野進出等の計画の実施状況、事業展開計画の承認要件等について質疑が行われ、本法律案は全会一致で可決された。

〔国政調査等〕

2月10日、橋本通商産業大臣から、中小企業対策の基本施策及び平成7年兵庫県南部地震について、所信及び報告を聴取した。

次いで、3月10日、中小企業対策の基本施策及び阪神・淡路大震災について質疑を行い、中小企業の果たす役割と今後の中小企業対策の在り方、急激な円高の影響と対策、中小企業の定義の見直し、阪神・淡路大震災被災中小企業支援対策、製造物責任法施行に伴う対策、特殊法人の統合問題、産業空洞化の影響と対策等の問題が取り上げられた。

また、3月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度通商産業省所管（中小企業庁）、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫に関する予算の審査を行い、円高と中小企業対策、大規模小売店舗法の今後の取扱い、阪神・淡路大震災被災中小企業対策、信用保証協会の経営状況、検眼時における規制

緩和、下請企業対策等について質疑が行われた。

6月13日には、中小企業対策樹立に関する調査のため、参考人として、文理情報短期大学教授柏木孝之君、ゼンキン連合書記長相馬末一君、全国卸商業団地協同組合連合会副会長吉野哲治君及び財団法人KSD中小企業経営者福祉事業団理事長古関忠男君の出席を求め、これからの中小企業政策の課題に関する意見を聴取した。

参考人に対し、価格破壊の実態と流通機構の問題点、開廃業率の逆転を踏まえた対策、技術能力の開発へ向けた取組み、時短問題への認識、資金確保のための弾力的な金融措置、中堅企業の捉え方と支援策、中小企業と規制緩和、創業支援策の具体的方向等について質疑が行われた。

なお、広島県及び山口県における中小企業の実情に関する調査のため、平成6年12月13日から15日までの3日間、広島県及び山口県に委員派遣を行い、その派遣委員の報告が2月10日に行われた。

(2) 委員会経過

○平成7年1月20日(金) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年2月10日(金) (第2回)

- 中小企業対策の基本施策に関する件及び平成7年兵庫県南部地震に関する件について橋本通商産業大臣から所信及び報告を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年3月10日(金) (第3回)

- 中小企業対策の基本施策に関する件及び阪神・淡路大震災に関する件について橋本通商産業大臣、政府委員、労働省、経済企画庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。
- 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)
中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案(閣法第18号)(衆議院送付)
以上両案について橋本通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月16日(木) (第4回)

- 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案（閣法第18号）
（衆議院送付）

以上両案について橋本通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行い、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について討論の後、両案をいずれも可決した。

（閣法第19号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り
反対会派 共産

（閣法第18号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし

○平成7年3月20日（月）（第5回）

○平成7年度一般会計予算（衆議院送付）

平成7年度特別会計予算（衆議院送付）

平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（通商産業省所管（中小企業庁）、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫）について参考人の出席を求めることを決定し、橋本通商産業大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、労働省、建設省、厚生省当局及び参考人国民金融公庫副総裁土田正顕君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成7年5月19日（金）（第6回）

○理事の補欠選任を行った。

○特定中小企業者の新分野進出等による構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）について橋本通商産業大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第100号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし

○平成7年6月13日（火）（第7回）

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○これからの中小企業政策の課題に関する件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

文理情報短期大学教授

柏木 孝之君

ゼンキン連合書記長

相馬 末一君

全国卸商業団地協同組合連合会副会長

吉野 哲治君

○平成7年6月14日（水）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 中小企業対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案（閣法第18号）

【要旨】

本法律案は、我が国産業構造の転換の円滑化と国民経済の健全な発展に資するため、中小企業の創造的事業活動の促進を通じて、新たな事業分野の開拓を図ることが重要であることにかんがみ、中小企業の創業及び技術に関する研究開発等を支援するための、中小企業投資育成株式会社法の特例措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

この法律において「特定中小企業者」を、中小企業者のうち特に「設立の日以後5年を経過していない法人又は事業を開始した日以後5年を経過していない個人であって、近年における経済の多様かつ構造的な変化による影響を受けており、当該業種における事業活動の活性化の促進が新たな事業分野の開拓に資する工業等の業種に属する事業を行うもの」、及び「前事業年度又は前年において試験研究費の額の収入金額に対する割合が一定の割合を超えるもの」と定義する。

この法律において「研究開発等事業」とは、「生産、販売若しくは役務の提供の技術（著しい新規性を有するものに限る。）に関する研究開発、その成果の利用又は当該成果の利用のために必要な需要の開拓を行うこと」と定義する。

2 事業活動指針

通商産業大臣は、中小企業近代化審議会等の意見を聴いて、研究開発等事業の内容その他創業及び研究開発等に際し配慮すべき事項について事業活動指針を定めなければならない。

3 研究開発等事業計画の認定等

中小企業者等又は事業を営んでいない個人は、単独で又は共同で行おうとする研究開発等事業に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができる。

4 資金の確保

国及び地方公共団体は、認定研究開発等事業計画に従って行われる研究開発等事業に必要な資金の確保に努める。

5 支援措置

特定中小企業者は、中小企業投資育成株式会社法の特例、課税の特例等による支援措置を受けることができる。

研究開発等事業計画の認定を受けた中小企業者若しくは事業を営んでいない個人は、中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例、課税の特例等による支援措置を受けることができる。

6 国及び地方公共団体の施策

国は、中小企業の創造的事業活動を促進するため、創業及び研究開発等に関する情報の提供、技術又は経営管理に関する研修等の人材の養成、組織化の推進等中小企業の創業及び研究開発等の円滑化のために必要な施策を総合的に推進するよう努める。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努める。

7 報告の徴収、罰則等

都道府県知事は、認定研究開発等事業計画の実施状況に係る報告の徴収及び報告義務違反に対する罰則等について必要な規定を設ける。

8 法律の失効

この法律は、施行の日から10年以内に廃止するものとする。

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案

(閣法第19号)

【要旨】

本法律案は、高齢化の進行、金融自由化の進展等小規模企業共済制度を取り巻く社会経済環境の変化及び経営資源の高度化、需要構造の多様化等小規模企業を取り巻く経営環境の変化に対応し、同制度の安定と一層の充実を図るため、共済金の額を基本共済金と付加共済金の二階建てに改めるとともに、共済契約者に対する貸付制度を拡充する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 小規模企業共済法の一部改正

- (1) 共済金の額は、掛金月額及び掛金納付月数に応じて定める金額（基本共済金）に金利の変動に応じて算出する金額（付加共済金）を加えた金額とする。
- (2) 共済契約者は、一定の場合に、掛金を納付しないことができることとする。

(3) 第二種共済契約制度を廃止し、この法律の施行前に締結された第二種共済契約については、引き続き効力を有するものとする。

2 中小企業事業団法の一部改正

事業団は、共済契約者又は共済契約者であった者のうち解約事由発生後解約手当金の支給の請求をしていないものに対し、その者の事業に必要な資金及びその事業に関連する資金の貸付を行うこととする。

3 経過措置

この法律の施行前に共済契約者となった者に対する共済金の算定等に関する経過措置を定める。

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第100号）

【要旨】

本法律案は、最近の貿易事情その他の国際経済に係る事情の急激な変化にかんがみ、これらの変化に適応するため中小企業者が行う事業展開を円滑にするため、中小企業近代化資金等助成法の特例等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

この法律により支援対象となる「特定中小企業者」の定義を、「近年における経済の多様かつ構造的な変化による影響を受けている工業等の業種（特定業種）に属する事業を営む中小企業者及びこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等」に改正する。

2 新分野進出等計画の承認

特定中小企業者であって経済の構造的変化による影響を受け、又は受けるおそれがあるものであって、一定の要件に該当するもの及びこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等は、新分野進出又は海外における事業の開始若しくは拡大に関する計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができる。

3 事業の展開

特定中小企業者であって経済の構造的変化のうち最近の貿易事情その他の国際経済に係る事情の急激な変化による影響を受け、又は受けるおそれがあるものであって、一定の要件に該当するもの及びこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等は、新分野進出等、経済の構造的変化への適応のための新たな事業活動及びこれらの準備のための事業活動に関する計画（事業展開計画）を作成し、平成9年5月31日までに都道府県知事に提出して、そ

の承認を受けることができる。

4 支援措置

事業展開計画の承認を受けた特定中小企業者は、中小企業近代化資金等助成法の特例、租税特別措置法の特例等による支援措置を受けることができる。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決	本会議決	委員会付託	委員会決	本会議決	
※ 18	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案	衆	7. 2. 6	7. 2.21 (予備)	7. 3.16 可決	7. 3.17 可決	7. 2. 6 商工	7. 2.21 可決	7. 2.23 可決	
※ 19	小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案	〃	2. 6	2.21 (予備)	3.16 可決	3.17 可決	2. 6 商工	2.21 可決	2.23 可決	
100	特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	5.15	5.15 (予備)	5.19 可決	5.19 可決	5.15 商工	5.17 可決	5.18 可決	

2 委員会未付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（11件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 決	
10	総理府設置法の一部を改正する法律案	海部 俊樹君 外26名 (7. 6. 14)	7. 6. 15					未	了		
11	大蔵省設置法の一部を改正する法律案	海部 俊樹君 外26名 (7. 6. 14)	6. 15					未	了		
12	厚生省設置法の一部を改正する法律案	海部 俊樹君 外26名 (7. 6. 14)	6. 15					未	了		
13	工業技術院設置法の一部を改正する法律案	海部 俊樹君 外26名 (7. 6. 14)	6. 15					未	了		
14	文化科学省設置法案	海部 俊樹君 外26名 (7. 6. 14)	6. 15					未	了		

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
15	通商産業省設置法の一部を 改正する法律案	海部 俊樹君 外26名 (7. 6.14)	7. 6.15					未	了		
16	国土建設省設置法案	海部 俊樹君 外26名 (7. 6.14)	6.15					未	了		
17	内閣法の一部を改正する法 律案	海部 俊樹君 外26名 (7. 6.14)	6.15					未	了		
18	国家行政組織法の一部を改 正する法律案	海部 俊樹君 外26名 (7. 6.14)	6.15					未	了		
19	国家公務員法の一部を改正 する法律案	海部 俊樹君 外26名 (7. 6.14)	6.15					未	了		
20	特殊法人の整理及び合理化 に関する法律案	海部 俊樹君 外26名 (7. 6.14)	6.15					未	了		

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うことを目的に、第124回国会の平成4年8月7日に設置されて以来、3年間にわたる調査活動のテーマとして「21世紀に向けた日本の責務」を設定し、鋭意調査を進めてきた。今国会においては、これまでの調査を踏まえ、「アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて」の下、アジア太平洋地域における信頼醸成の構築、国際文化交流の推進及び政府開発援助の在り方などについて調査を進めた。

今国会の会期中、調査は2回行われた。まず、平成7年2月8日（水）に政府開発援助の在り方について下村恭民君及び杉下恒夫君の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。次いで2月15日（水）に「21世紀に向けた日本の責務 — アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて — 」について、委員の意見表明及び委員間の自由討議を行った。

これまで3年間の調査をもとに9の課題、18の提言からなる最終報告書を取りまとめ、6月8日、これを議長に提出するとともに、16日、本会議においてその概要について口頭報告を行った。

〔調査の概要〕

今国会における参考人からの意見聴取、質疑及び委員による意見交換等の概要は以下のとおりである。

1 アジア太平洋地域における平和の構築を目指して

民族、宗教等、様々な分野における多様性を特色とするアジア太平洋地域において平和の構築をどのように進めていくべきかについては、ASEAN地域フォーラムやアジア太平洋経済閣僚会議等多国間の枠組みを活用して、この地域の特性に合わせた相互信頼関係を育てるシステムづくりが重要であるとの認識の下、まず、アジア太平洋地域諸国の国防白書の作成・公表等、軍事情報の公開を促すシステムづくりや2国間あるいは多国間での外交官の交流制度や防衛、安全保障の実務者の交流、対話の促進を図る必要があるとの見解が示された。また、海上保安、海洋環境の保護、地震、風水害などの防災対策等、非軍事的な分野での協力ネットワークを多角的に築いていくことも信頼醸成構築の一つの姿といえるとともに、アジア各国と防災問題について共同して取り組み、共同の防災訓練センター、災害予防・災害発生時の相互

支援システムを作ることも大切であるとの意見が示された。なお、カンボジア等における地雷除去等について多国間の枠組みをつくり、協力していくことも肝要である等の意見が述べられた。

2 国際文化交流の多元的かつ多面的な推進を図るために

国際的な相互理解を増進し、相互信頼関係を構築するために重要な手段である国際文化交流を推進する方途として、まず、国際文化交流の実施体制の拡充、文化財赤十字構想等の国際的文化財の保存、修復活動への支援の充実、日本からの文化発信に関する基盤の整備等について着実な推進に努めることが必要であるとの見解が示された。また同様に、アジア太平洋情報文化センターや、九州地域にその特性を生かしアジア太平洋地域との交流拠点の設置を図るとともに、国際交流団体に対する寄附の際の税制上の優遇措置及び特定公益増進法人の認定の促進、それに留学生の受入れや入国手続の簡素化等を図ることも重要であるとの意見が示された。さらに、アジア太平洋地域との若者を中心とする人的交流の活発化を図るため、エラスムス計画やコメント計画等のアジア太平洋版システムづくりを進めるとともに、国際バカロレアへの積極的対応を図ることが必要であるとの認識も示された。また、歴史の共通認識を育むため国際教科書センターを設置し、近隣諸国と歴史の教科書や副読本の共同編集に取り組むことも肝要である等の意見が述べられた。

3 国民の理解、支持、参加を得た経済協力を進めるために

国民の理解、支持、参加を得たODAの在り方はどうあるべきかについて、まず、日本のODAは全体としてかなり成功しており、国益と人道的側面を併せて求めていくべきであるという意見が表明された一方、日本のODAでは、開発途上国の底辺層、少数民族等の声が反映されておらず、国際通貨基金（IMF）、世界銀行の融資に追随する結果、開発途上国の一部特権階層、日本の大企業を潤すだけになっているとの見解も示された。さらに、経済協力に関する基本法をめぐっては、まずODAは外交政策の一環であり、ODAの内容をあらかじめ法律で規制することは外交上得策とは言えないし、参議院決議を反映した政府開発援助大綱が策定され、ODAの実施状況に関する年次報告書も提出されているので、国会の関与は当面この枠組みの中で主として事後のチェック機能に重点を置くべきであるとの意見が表明された一方、国民代表である立法府がODA基本法を制定し、基本理念・原則等を国内外に明確に示すべきであるとともに、政府開発援助大綱があるから基本法は要らないとの論議は国会の機能を軽視するものであり、基本法が援助の機動性、柔軟性を損なうとの指摘は国会の関与の方法によって克服できる問題であるとの見解も示された。また、援助行政の総合的推進、責任の所在の明

確化、透明性向上の観点から効率的、効果的な援助体制の在り方を検討するとともに、民間援助団体（NGO）、地方自治体等による国際協力への国民参加を支援する方針を基本法で明確にすることは、外交の幅を拡大する上で有意義である等の意見が述べられた。

（2）調査会経過

○平成7年1月25日（水）（第1回）

- 理事の辞任を許可した。
- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○平成7年2月8日（水）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 「21世紀に向けた日本の責務 — アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて —」のうち、政府開発援助の在り方について参考人埼玉大学教授下村恭民君及び読売新聞解説部次長杉下恒夫君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成7年2月15日（水）（第3回）

- 「21世紀に向けた日本の責務 — アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて —」について意見の交換を行った。

○平成7年6月8日（木）（第4回）

- 国際問題に関する調査報告書を提出することを決定した。
- 国際問題に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

（3）調査会報告要旨

国際問題に関する調査報告

【要旨】

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成4年8月7日に設置された後、「21世紀に向けた日本の責務 — アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて —」のテーマの下、調査を進めてきた。去る6月8日、3年間にわたる調査を踏まえ、9の課題と18の提言を含む調査報告書を取りまとめ、同日、議長に提出した。その主な内容は次のとおりである。

1 アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて

アジア太平洋地域は、民族、宗教、文化等の多様性、経済発展段階の相違等を背景として、政治・安全保障、経済・社会開発、環境保全、文化交流等の様々な分野での地域協力の推進が課題となっている。我が国は、歴史的、地理的、政治的及び経済的に深い絆で結ばれてきたアジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて積極的な役割を果たしていかなければならない。

2 アジア太平洋地域における平和の構築を目指して

アジア太平洋地域において平和を構築するためには、平和、軍縮、経済、文化を始めとする各般の分野における対話と協力の仕組みが強固になることが大切である。我が国は、地域協力に参画するとともに、様々な主体による地域協力の多元的な発展を目指していく必要がある。提言の主なものは次のとおりである。

- (1) 平和の構築、経済協力、国際交流等の広範な問題について議員間の対話を深めるため、議員交流の活発化に努めること。アジア太平洋諸国との間で、海洋汚染防止、捜索救助等の海上保安分野の協力を強化するとともに、共同防災訓練センターの創設等、防災協力及び災害時の相互支援体制の確立に努力すること。
- (2) 安定した国造りに向けて、関係諸国の主権、地域住民の要望、環境保全に十分配慮しつつ、交通、情報通信、河川開発等の分野で、多国間の枠組みによる経済社会基盤整備のプロジェクトを推進するよう提唱すること。カンボジア等における地雷除去等の安全確保、復興支援のための協力を強化すること。

3 国際文化交流の多元的かつ多面的な推進を図るために

国際文化交流の更なる進展のためには、国、地方自治体、民間団体、個人等の様々な主体により、人的交流、国際文化協力を始めとする幅広い活動が推進される必要がある。提言の主なものは次のとおりである。

- (1) 国際交流基金について「機構・事業拡充5か年計画」を策定し、予算、人員の増強を計画的に推進するとともに、事業内容の充実、多様化に努めること。国際文化交流活動の推進基盤を確固たるものとしていくため、専門家として国際文化交流に携わる人材の養成を組織的に進めること。
- (2) 地方自治体、民間団体の主体性を尊重し、国と地方の協調、連携を重視して、地方、民間の国際交流活動の支援に努めること。視聴覚メディア、インターネット等を活用し、日本の文化、社会等に関する情報を国際社会に発信し得るよう情報通信基盤の整備を促進すること。
- (3) 国際的な文化遺産保存修復活動を支援するため、国際文化協力ネットワ

ークを構築するよう提唱し、政府、民間の国際文化協力の組織的な推進体制の確立に努めること。民間における文化遺産保存修復活動に対する支援を強化すること。ユネスコの文化遺産保存事業に対する協力を拡充すること。

4 国民の理解、支持、参加を得た経済協力を進めるために

アジア太平洋地域における我が国の経済協力、特に政府開発援助（ODA）の果たした役割を踏まえ、今後とも国民の理解、支持、参加を得た経済協力を推進していくことが重要である。本調査会における調査、委員間の意見交換を踏まえ、ODAの在り方及び経済協力に関する基本法の立法化について、引き続き検討が深められるべきである。提言の主なものは次のとおりである。

- (1) ODAによる環境、人口、難民、エイズ、麻薬等の地球規模問題に対する支援をより一層拡充すること。開発途上国の自立的発展に資する人材養成のため、教育援助、人造り援助を強化すること。
- (2) 民間援助団体（NGO）に対する支援を拡充するため、NGO事業補助金、草の根無償資金協力経費を段階的に拡充するとともに、地方自治体による国際協力との連携を強化し、支援を拡充すること。
- (3) ODAに関する情報公開の推進、広報活動の強化、開発協力に関する教育の振興に努めること。
- (4) 「要員拡充五か年計画」の下、計画的な援助実施要員の拡充を図ること。援助関係省庁、実施機関の連携を強化すること。
- (5) 高等教育機関における国際開発協力等の課程の拡充等、国際的な責務を果たし得る専門家の養成とその待遇向上のプランを策定するとともに、開発援助に関する教育研究体制を充実すること。
- (6) 国会のODAに対する関与を実質的に強化する視点から、ODA案件に対する海外実情調査を含め、ODAの在り方について恒常的な調査、審議が進められるべきこと。
- (7) 5か年を目途とする「援助事後評価中期計画」を策定し、計画的に事後評価を推進するとともに、評価結果が次年度以降の援助政策に反映されるフィードバックシステムの強化を図ること。

【国民生活に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、平成4年8月に設置されて以来、今期3年間のテーマを「本格的高齢社会への対応」とし、調査を続けてきた。

調査の初年度においては、高齢社会の現状と課題について概観するとともに、高齢者の介護と生活環境の整備の問題を中心に10項目の提言を含む中間報告を取りまとめ、平成5年8月、議長に提出した。

また、2年度目においては、前年度の提言についてのフォローアップを行うとともに、高齢者福祉の視点から、家族、医療、生活保障の3つの分野について検討を加え、14項目の提言を含む中間報告を取りまとめ、平成6年6月、議長に提出した。

3年度目の調査に入った前国会においては、前年度の提言についてのフォローアップを行うとともに、本格的高齢社会に対応するための施策はいかにあるべきか、その基本理念・施策の基本的な在り方等に関して調査を行った。

今国会においては、調査会設置の趣旨を踏まえ、これまでの調査結果に基づく立法措置を視野に入れ議論を進めた。その結果、高齢社会における施策の総合的推進を図るための基本的な法律の制定が必要であるとの共通認識を確認した。

この共通認識の下に、高齢社会対策の基本的方向等を内容とする法律骨子案について協議を重ね、6月2日の調査会において、各会派の総意をもって高齢社会対策基本法案を起草、提出した。

同法案は、同5日の参議院本会議で全会一致をもって可決、衆議院へ送付され、衆議院で継続審査となった。

また、6月16日の調査会において、3年間にわたる調査を踏まえ、**高齢社会対策基本法案**を提出するに至るまでの調査の概要等について取りまとめた調査報告書の提出を決定し、これを議長に提出するとともに、同日の本会議において、会長がその概要を報告した。

〔調査の概要〕

我が国は世界に例を見ない急速な高齢化が進展する中で、これらの変化に対応する社会のシステムが必ずしも十分ではなく、国民の間に高齢化や自らの高齢期に対する不安が生じている。

このような状況にかんがみ、本調査会は、21世紀の本格的な高齢社会に備え、残された貴重な期間内に国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる

社会を実現するため、高齢社会対策の基本理念としてあるべき社会の姿を明示するとともに、その方向に沿って、国を始め社会全体として高齢社会対策を総合的に推進し、社会のシステムを再構築する必要があるとの認識に至った。

このため、高齢社会対策の基本理念として、「公正で活力ある社会」、「地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会」、「健やかで充実した生活を営むことができる社会」を構築すべきことを明らかにした。

また、基本理念を実現するため、国民生活の基本となる就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境の4つの分野のシステムについて、具体的な施策を実施する上での基本的な考え方を明らかにした。なお、施策の実施に当たっては、関係行政機関の施策について総合的に調整し、実施していく推進体制が必要であることを明らかにした。

1 就業・所得

(1) 高齢者の雇用機会の確保

公的年金の支給開始年齢との接続を確保するためにも、少なくとも希望に応じ65歳までの継続雇用を促進する必要がある。

(2) 家庭生活と職業生活の両立支援等

男女を問わず、家庭生活と職業生活の両立が可能となるよう、施策を講じていく必要がある。特に、女性の就業促進には、育児休業・介護休業制度の充実・導入促進、多様な保育サービスの提供が必要である。

(3) 労働時間短縮

労働時間短縮によって自由時間を確保することが必要である。自由時間の確保は、現役世代が自らの能力の研さんやボランティア活動に参加することなどを通じて地域社会とのつながりを持つことを可能にするものである。

(4) 公的年金制度の安定等

高齢期の生活の安定に資するため、公的年金について、雇用との連携を図り、高齢期の生活を保障する支柱として必要な給付水準を確保するとともに、制度の長期的安定と世代間の負担の公平を図ることが必要である。

2 健康・福祉

(1) 保健・医療・福祉サービスの総合化

個々の高齢者の身体的症状やニーズに応じ、適切かつ効果的にサービスを提供するには、保健・医療・福祉の各サービスの緊密な連携やサービス提供の主体である「公」と「民」の連携によるサービスの総合化が必要である。

(2) 健康づくり

個人が健康に関する自覚と認識を深め、生涯を通じて適切な健康づくりや成人病の予防などに取り組める体制を確立していく必要がある。

(3) 医療供給体制の整備等

国民が適切な医療サービスを受けられるよう、患者の症状に応じた医療施設機能の体系化を進めるとともに、訪問看護等の在宅医療を含む地域医療体制の整備を図る必要がある。

(4) 介護環境の整備等

介護が必要になった場合においても、残存機能を最大限に活用できるような介護サービスが適切に提供されることによって、尊厳を持った生活が保障されることが必要である。

(5) 人材の確保

介護の基盤づくりには、看護婦、ホームヘルパー、理学療法士、作業療法士など看護・介護等に携わるマンパワーの確保を図っていくことが重要である。

(6) 福祉用具等の開発普及

在宅や施設における高齢者の自立を促進するとともに、看護・介護等を行う者の負担を軽減するため、車いす等の福祉用具、在宅医療に適した医療機器・用具、医療情報システムについての研究開発や普及が必要である。

(7) 民間福祉サービスの健全な育成等

国民の福祉に対するニーズの多様化に対応するため、民間サービスの提供にも期待がかけられている。このため、その健全な育成が必要である。

(8) 福祉等に関する教育の充実

「福祉の心」を育てることは、連帯の精神に立脚した社会を構築するための基盤である。そのため、学校、企業、地域、家庭等での取り組みが必要である。

3 学習・社会参加

(1) 生涯学習の機会の確保等

国民が生きがいを高め、豊かに生活するためには、生涯にわたって学習活動、文化活動、スポーツ活動の推進が重要である。

(2) 地域における社会参加の促進

高齢者の社会参加及び住民の交流の機会の確保や必要な情報の提供に努めるとともに、福祉等のボランティア活動の推進に努めることが必要である。

4 生活環境

(1) 福祉のまちづくり

高齢者が住み慣れた地域において、自立した日常生活や社会活動への参加ができるよう、建築物、交通施設、道路等についてバリアフリー化された生活空間を面的に整備する福祉のまちづくりを推進していく必要がある。

(2) 高齢者に適した住宅の整備等

バリアフリー化のための住宅建築基準の策定、公的住宅のバリアフリー化、住宅改造に対する公的支援などの施策を推進する必要がある。

(3) 高齢者に対する防災・防犯体制の整備等

高齢者を犯罪の被害、災害等から保護する体制を整備するとともに、交通の安全を確保するための総合的な対策を推進していく必要がある。

以上のような調査内容を踏まえて、本調査会は、**高齢社会対策基本法案**を起草し、提出するとともに、3年間にわたる調査活動の概要、高齢社会対策基本法の趣旨と施策の基本的方向等を明らかにした調査報告書を提出した。

(2) 調査会経過

○平成7年1月25日（水）（第1回）

- 理事の辞任を許可した。
- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 国民生活に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○平成7年2月9日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成7年6月2日（金）（第3回）

- 高齢社会対策基本法案**の草案について調査会長から説明を聴いた後、調査会提出の法律案として提出することに決定した。

○平成7年6月16日（金）（第4回）

- 国民生活に関する調査報告書を提出することを決定した。
- 国民生活に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

(3) 調査会報告要旨

国民生活に関する調査報告

【要旨】

本調査会は、今期の調査テーマを「本格的高齢社会への対応」とし、活動を続けてきた。平成7年6月2日、この3年間にわたる調査を踏まえ、各会派の

総意をもって高齡社会対策基本法案を起草、提出した。同法案は、同5日の参議院本会議で全会一致をもって可決、衆議院に送付された。

このたび、高齡社会対策基本法案を提出するに至るまでの調査の概要及び法律の趣旨と施策の基本的方向について取りまとめた報告書がまとまり、これを議長に提出した。その主な内容は以下の通りである。

1 高齡社会対策基本法案の提出

高齡社会対策基本法案は、我が国における急速な高齡化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齡社会対策の総合的な推進を図るため、高齡社会対策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齡社会対策の基本となる事項、高齡社会対策会議の設置等を定めるものである。

2 高齡社会対策基本法案を提出するに至るまでの調査の概要

当調査会は、平成4年8月に設置されて以来、本格的な高齡社会に対応するための課題について、参考人からの意見聴取、公聴会の開催、政府からの説明聴取、有識者を招いての勉強会、海外派遣や委員派遣等による現地調査、委員間のフリートーキングなどの活動を行ってきた。

平成5年8月には、初年度の調査のまとめとして、高齡社会の現状と課題を概観するとともに、高齡者福祉の基本的方向について検討し、「『長寿社会対策10か年計画』の策定」、「高齡社会における施策の総合的な推進を図るための基本的な法律の制定」など10項目の政策提言を含む中間報告を決定し、議長に提出した。

また、平成6年6月には、2年度目の調査のまとめとして、初年度の調査報告の提言部分を中心としたフォローアップを行うとともに、家族・医療・生活保障の3つの分野について高齡者福祉の視点から施策を検証し、「高齡者向け住宅の整備促進・福祉のまちづくりの推進」「個々の高齡者のニーズに対応した介護システムの構築」など14項目の政策提言を含む中間報告を決定し、議長に提出した。

3年度目においては、2年度目の調査報告の提言部分を中心としたフォローアップを行うとともに、参考人からの意見聴取や委員間での意見交換などにより、高齡社会に対応するための施策の在り方等についての検討を重ねて、高齡社会対策基本法案を取りまとめ、提出した。

3 高齡社会対策基本法の趣旨と施策の基本的方向

(1) 社会のあるべき姿

国民が高齡化や自らの高齡期に不安を抱くことなく、長寿を喜び合えるようにするためには、すべての国民が等しくかけがえのない個人として互

いに尊重し合い、その生涯を自らの選択に基づいて、生き生きとして安心して暮らし、また、すべての国民が地域での主役としてその役割を担い、自己責任と他者への思いやりを持つ自立と連帯の社会でなければならない。こうした社会を実現するため、高齢社会対策基本法は、高齢社会対策の基本理念として社会のあるべき姿を描き、「公正で活力ある社会」「自立と連帯の精神に立脚した社会」「豊かな社会」を構築すべきことを明らかにした。

(2) 高齢社会対策の基本となる事項

高齢社会対策は、高齢化の進展に適切に対処するため、社会のシステムを再構築し、高齢社会における国民生活の安定向上を図ろうとするものである。このため、国民生活の基本となる就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境の4つの分野のシステムについて、施策を実施する上での基本的な考え方を明らかにした。

就業・所得については、高齢者の雇用機会の確保、家庭生活と職業生活の両立支援、労働時間短縮、公的年金制度の安定等が必要である。健康・福祉については、保健・医療・福祉サービスの総合化、健康づくり、医療供給体制の整備、介護環境の整備、人材の確保、福祉用具等の開発普及、民間福祉サービスの健全な育成、福祉等に関する教育の充実等が必要である。学習・社会参加については、生涯学習の機会の確保、地域における社会参加の促進等が必要である。生活環境については、福祉のまちづくり、高齢者に適した住宅の整備、高齢者に対する防災・防犯体制の整備等が必要である。

また、高齢社会対策の総合的推進のためには、内閣総理大臣を長とする高齢社会対策会議の設置、高齢社会対策に関する年次報告の国会への提出を義務づけることも必要である。

(4) 付託議案審議表

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
6	高齢社会対策基本法案	国民生活に関する調査会長 鈴木省吾君 (7.6.2)	7.6.2	7.6.5			7.6.5 可決			継続審査 (内閣)	

【産業・資源エネルギーに関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

平成4年8月に設置された第3次の産業・資源エネルギーに関する調査会は、「21世紀に向けての産業・資源エネルギー政策の課題」のテーマの下、産業問題と資源エネルギー問題についてそれぞれ年次別にテーマを定め、長期的かつ総合的に調査を進めてきた。この間、45名の参考人の招致、2回の地方公聴会、さらには6回にわたる議員間の自由討議を行った。

最終年度に当たる本年度の調査は、過去2年間の取りまとめとともに、産業問題では「産業構造の変化と雇用問題」「企業の社会貢献活動（フィランソロピー活動）」、資源エネルギー問題では「エネルギーの有効利用と新エネルギーの開発」「技術開発と研究体制の整備」についても調査を進めた。

今国会では、3年間の議論を踏まえて、委員から立法化の必要性が提唱された事項について立法化の検討を行うとともに、調査報告書の作成に向けての討議を行った。

この間、2月1日（水）から2日（木）にかけて新潟県に委員派遣を行い、また、千葉県において新エネルギーシステムについての視察を行った。

これらの調査を経て、6月8日、12項目の提言を含む第3次の調査報告を取りまとめて議長に提出し、6月16日、本会議においてその概要の報告を行った。

〔調査の概要〕

（調査報告の概要）

1 21世紀に向けての産業経済の課題

(1) 内需主導型経済への移行

我が国の経済は長期的には成長率が鈍化すると見られ、このような下で持続可能な発展を維持していくためには、我が国経済の情報化、高齢化、国際化の進展に合わせて、情報・通信基盤の整備を始め、環境、医療、福祉等生活関連分野への社会資本投資を継続しながら、個人消費や民間投資を誘発させる内需主導型経済構造へと転換していく必要がある。

(2) 産業空洞化への対応と新産業の創出

国際化の進展に伴って、我が国産業の空洞化が懸念されるが、この懸念を解消し、雇用不安に対処していくためには、規制緩和の推進、内外価格差の是正、自由競争の促進、新産業の創出・育成等を図っていく必要がある。特に新産業の育成のため、技術研究開発投資の減少に歯止めをかけ、ベンチャービジネスに対する資金調達、人材育成のための環境整備を図る

ことが重要である。

(3) 物流部門の効率化

我が国産業経済の円滑な発展に欠くことのできない物流分野の効率化、合理化を図るため、規制緩和、幹線物流におけるモーダルシフトの推進、物流インフラの整備、中小事業者の共同化等の施策の推進が求められる。

(4) 安定した労働力需給の維持と円滑な労働力移動に向けた施策

今後の我が国労働力市場は、少子化等を背景とした若年労働力の供給制約により、労働力需給のバランスを失わせる懸念がある。そのため、女性雇用の拡大や高齢者雇用の促進を図るための公正な労働基準の確立、能力開発等の奨励・支援の強化等、働きやすい環境整備を図ることが必要である。

また、産業構造変化に対応して、円滑な労働力移動が行えるよう職業訓練や職業教育の充実等の雇用保護施策を拡充していくことも重要である。

(5) 21世紀型企業の構築と社会貢献活動の推進

21世紀に向けての企業は収益性志向と社会的責任の大きさに見合った社会的役割との調和を求められており、「見識ある自己利益」と「市民社会」の概念を経営に取り込み、社会貢献活動を推進して行く必要がある。

そのため、企業理念の明確化、従業員のボランティア活動参加支援のための社内体制の整備等を図るとともに、社会貢献活動推進のための環境整備として、寄付金税制の見直し、民間非営利公益団体の法的地位の確立等の施策が求められる。

2 21世紀に向けての資源エネルギー政策の課題

(1) エネルギー利用の効率化と環境問題

今後のエネルギー需給上の問題としては、地球環境問題への対応、原子力発電の立地の困難性等によるエネルギー供給面の制約が考えられ、省エネルギーの推進が求められているが、民生及び運輸の両部門において需要の伸びは大きい。

そのため、エネルギー利用の効率化の一環としてコージェネレーション等の普及を図り、省エネルギー技術の研究開発を一層推進するとともに、設備の開発途上国への移転等の国際協力を進めていくことが重要である。

(2) エネルギー供給体制の整備

エネルギー需要が長期的には増大し、需給が逼迫しかねない見通しの下で、エネルギー資源小国である我が国にとって、エネルギーの安定供給のためには、多様なエネルギーの複合的な導入・利用を進める等、長期的展望に立った対策を講じていく必要がある。

(3) 原子力発電の現状と課題

電力の安定供給と非化石エネルギーの導入促進が急がれるなか、ベース供給力の中核を担う原子力発電については、立地難によりその建設期間が長期化しており、国も地域振興のためのインフラ整備等の積極的な支援策を講じて問題の解決に努めるべきである。これに対し、原子力の安全性等への疑問やシビアアクシデントについて適切に対応する必要性から慎重意見がある。

今後の課題としては、安全審査の透明性の確保、プルトニウム管理・安全性の確認、核燃料リサイクルの遅れ、耐震設計審査指針の見直し等が指摘できる。

(4) 新エネルギーの導入及び普及の促進

持続可能な開発のためには、新エネルギーの開発・普及は極めて重要であり、そのためには、大量生産・普及による生産・流通コストの削減や関連諸規制の緩和等が必要である。

こうした下で、期待される太陽光発電や新たな環境負荷のない廃棄物発電等の普及のためには、公的助成の一層の拡充、公的施設への設置の促進、公共投資計画への明確な位置付け等が求められる。

(5) エネルギー研究開発の人材確保

エネルギーの研究開発には幅広い見識を有する創造的な人材が必要であるが、最近の若者の理工系離れは激しく、エネルギー技術の継承について深刻な問題となりつつある。このような事態に対応するために、官、学だけでなく政治の面からも理工系離れを防ぐ環境づくりをし、理工系人材の質、量の維持、向上に努めるべきである。

3 立法措置の検討

3年間の調査の過程を通じ、委員から立法化の必要性が指摘された事項のうち、次の3項目を立法化検討施策案として整理し、委員間討議を行った。

(1) 経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時施策案

最近の円高の進行は、企業とりわけ加工組立型製造業等の海外進出行動に拍車をかけ、我が国産業の空洞化が懸念されている。そのため、これら産業向けに物資や役務を提供する特定業種において、その効率化を図るとともに輸入を促進し、もって、我が国経済の国際的な調和と活力ある発展を図ることを目的とする。

(2) 企業によるフィランソロピー活動（社会貢献活動）の推進施策案

最近における社会構造の変化に対応して、企業の社会的責任の確立が求められていることに対処するため、企業が「企業市民」としてフィラ

ンソロピー活動を行う場合の基本原則、指針を定めるとともに、民間非営利団体の情報開示、行政の役割を明らかにすることにより、その環境整備を促進し、もって継続的、効率的な活動の推進に資することを目的とする。

(3) 新エネルギーシステムの導入促進に関する施策案

国民生活の向上に伴うエネルギー需給の逼迫化と化石燃料の消費増大による環境汚染に対応し、都市及び住宅等の事業において、国及び地方公共団体等が率先して新エネルギーシステムの導入を図ることとし、そのための体制整備とともに、国民の省エネルギー意識の啓蒙と災害時におけるエネルギー供給の安定を図ることを目的とする。

なお、3施策案のうち、「新エネルギーシステムの導入促進に関する施策案」はさらに立法化に向け、「新エネルギーシステムの導入の促進に関する法律案大綱（素案）」としてまとめるとともに、新エネルギー対策の実情について政府からの説明を聴取した。

4 提言

第3次の調査を踏まえ、政策的対応を要するものとして12項目にわたる提言を行った。

まず、「21世紀に向けての産業経済の課題」としては、持続的内需主導型経済の実現と国民生活に密着した公共投資の拡充、規制緩和等による内外価格差是正に向けての総合的施策の推進、産業構造の変化に伴う新産業の育成並びに中小企業対策、労働力移動円滑化のための労働者保護対策、物流分野におけるモーダルシフト推進のためのインフラ等の環境整備、企業の社会貢献活動（フィランソロピー活動）の推進と民間非営利公益活動の振興の6項目を、また、「21世紀に向けての資源エネルギー政策の課題」としては、省エネルギー対策の推進と国民意識の啓蒙、エネルギー供給体制の整備、公共施設、都市整備及び住宅建設等への新エネルギーシステムの導入促進、エネルギー・資源リサイクルに向けた廃棄物発電の推進、原子力発電における耐震性等の安全及び危機管理対策の推進、利用拡大が進む天然ガスの供給体制の整備の6項目について提言を行った。

(2) 調査会経過

○平成7年1月24日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成7年2月15日（水）（第2回）

- 21世紀に向けての産業・資源エネルギー政策の課題に関する件について意見の交換を行った。

○平成7年4月26日（水）（第3回）

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 産業・資源エネルギーに関する調査会最終報告骨子案、経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時施策案、企業によるフィランソロピー活動（社会貢献活動）の推進施策案及び新エネルギー・システムの導入促進に関する施策案の4案について意見の交換を行った。

○平成7年5月24日（水）（第4回）

- 政府における新エネルギー対策の実情に関する件について政府委員及び環境庁当局から説明を聴いた後、政府委員、環境庁及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成7年6月8日（木）（第5回）

- 産業・資源エネルギーに関する調査報告書を提出することを決定した。
- 産業・資源エネルギーに関する調査の報告を申し出ることを決定した。

（3）調査会報告要旨

産業・資源エネルギーに関する調査報告

【要旨】

本調査会は、第124回国会に設置され、「21世紀に向けての産業・資源エネルギー政策の課題」について、長期的かつ総合的に調査を行うこととなった。このテーマの下に、産業問題と資源エネルギー問題について、それぞれ年次別にテーマを定め、初年度は「労働力問題」と「省エネルギー対策」を、第2年度は「企業行動の在り方」と「エネルギー供給体制」をテーマに調査を進め、平成5年6月及び平成6年6月にそれぞれ調査報告書（中間報告書）を議長に提出した。

本年度は、過去2年間の調査の取りまとめを行うとともに、「産業構造の変化と雇用問題」、「新エネルギーの開発」等についても調査を行った。また、この過程において、産業の円高対応策、企業の社会貢献活動推進策、新エネルギーシステムの導入促進策の3項目の立法化の検討を行い、「新エネルギーシステムの導入の促進に関する法律案大綱（素案）」をまとめた。こうした調査を踏まえ、12項目の提言を含む調査報告を取りまとめ、議長に提出した。

21世紀に向けての産業・資源エネルギー政策の課題と提言の主な内容は次のとおりである。

1 21世紀に向けての産業経済の課題

- (1) 持続的内需主導型経済の実現と国民生活に密着した公共投資の拡充
内需主導型経済構造の実現のため、規制緩和推進計画の前倒し実施や社会資本の充実、国民生活の質的向上に重点を置いた公共投資の配分を検討していくことが重要である。
- (2) 規制緩和等による内外価格差是正に向けての総合的施策の推進
内外価格差是正のため、内需の振興、輸入の促進等円高対策を着実に推進するとともに、内外価格差是正に関する総合計画を策定し早期に実施する必要がある。
- (3) 産業構造の変化に伴う新産業の育成並びに中小企業対策
産業構造変化に即応した新産業育成のため、研究開発体制の強化、資金調達や人材育成のための環境整備を図るとともに、中小企業が構造変化に適切に対応できるための対策を講ずることが重要である。
- (4) 労働力移動円滑化のための労働者保護対策
産業構造変化や空洞化による深刻な雇用問題懸念に対処するため、女性や高齢者への適切な対策の実施、新規・成長産業への円滑な労働力移動のための労働者の雇用保護施策を図ることが重要である。
- (5) 物流分野におけるモーダルシフト推進のためのインフラ等の環境整備
物流部門における労働力不足や道路混雑による輸送力低下、環境汚染等の課題に対処するため、モーダルシフトの推進やインフラ整備促進のための公共事業予算の増額に努力することが重要である。
- (6) 企業の社会貢献活動（フィランソロピー活動）の推進と民間非営利公益活動の振興
企業の社会貢献活動推進のため、損金算入限度額の拡大等の寄付金税制の見直し、従業員のボランティア活動参加支援のための社内体制の整備、行政による支援体制の整備等を図ることが重要である。

2 21世紀に向けての資源エネルギー政策の課題

- (1) 省エネルギー対策の推進と国民意識の啓蒙
長期的なエネルギー需給安定化のために、省エネルギー型都市建設、廃熱の多段階利用研究、国民生活における省エネルギー意識の啓蒙等を図ることが重要である。
- (2) エネルギー供給体制の整備
国民生活や産業活動に不可欠のエネルギーの安定供給体制の整備を図る

とともに、地球環境問題に対応するための教育等を通じた国民への理解、技術協力等を通じた国際協力を進めることが重要である。

(3) 公共施設、都市整備及び住宅建設等への新エネルギーシステムの導入促進

エネルギー需給の逼迫化、地球環境汚染及び災害時のエネルギー安定供給に資するため、国等は公共施設等への新エネルギーシステムの導入を促進、奨励するとともに、その普及について国民の理解と協力を求めることが重要である。

(4) エネルギー・資源リサイクルに向けた廃棄物発電の推進

廃棄物発電等廃熱の有効利用の観点から、一定規模以上の地方公共団体において、公共投資として廃棄物発電の導入推進対策の充実を図ることが重要である。

(5) 原子力発電における耐震性等の安全及び危機管理対策の推進

原子力発電施設、核燃料再処理及び廃棄物施設等の立地、運転等に係わる厳格な安全の確立が図られるよう、地震対策を含む安全指針の整備や各種安全施策の充実・強化を図ることが重要である。

(6) 利用拡大が進む天然ガスの供給体制の整備

環境上優れたエネルギーである天然ガスの供給体制充実のため、日本列島ガスパイプライン構想の立法化を含めた体制整備を進めることが重要である。

1 議案審議概況

【概 観】

今国会、内閣から新たに提出された法律案は、阪神・淡路大震災復興関連法案16件を含む102件であり、すべて成立（2件が衆議院、1件が参議院修正）した。成立率（成立件数を提出件数で除したもの）は100%で、常会及びそれに代わる特別会において初めてのことである。なお、参議院先議の閣法は、昭和42年以降では最多の19件であった。

予算は、12件が提出され、いずれも成立した。

条約は、新たに18件が提出され、いずれも承認された。

衆法は、今国会新たに20件提出され、7件が成立した。また、前国会から衆議院で継続していた4件の衆法のうち、2件が成立（1件は衆議院修正）し、1件が委員会の許可を得て撤回され、残り1件は同院でさらに継続審査となった。

参法は、新たに6件が提出され、2件が成立し、1件が衆議院で継続審査となった。また、1件が委員会の許可を得て撤回され、2件は審査未了となった。

このほか、承認案件の3件はいずれも承認されたが、予備費6件、決算調整資金1件、決算4件はいずれも議決されるに至らなかった。さらに、本会議決議案が6件提出され、3件が成立した。

【議案の審議状況】

今国会は、会期中に統一地方選挙、会期終了後には参議院議員の任期満了による通常選挙を控え、国会召集直前の1月17日に発生した阪神・淡路大震災の被害に対する復興の中での常会の開幕となった。

〔予算の審議〕

まず、平成7年度総予算は、今国会の召集日の1月20日に平成6年度第1次補正予算と同時に提出された。

衆議院における総予算の審議は、総理の施政方針演説（1月20日）に対する各党の代表質問（1月23日から25日まで）が終了した翌日、1月26日の阪神・淡路大震災に関する集中審議から始まった。審議入りしてからも大きな混乱はほとんどなく、総括質疑、一般質疑、公聴会、分科会等の日程が順調に消化された。また、行政改革及び東京共同銀行問題等に関する集中審議を行った。過去において最も早い昭和26年度総予算と同じく2月27日に衆議院を通過した。なお、新進党及び共産党は、それぞれ委員会において総予算の編成替えを求める動議を提出したが、いずれも否決された。

本院における総予算の審議は、2月8日から始まり、総括質疑、公聴会、委

嘱審査、締めくくり総括質疑を行い、3月22日の本会議で可決、成立した。本院においても、総括質疑に入る前に阪神・淡路大震災に関する集中審議を行い、総括質疑後、金融、阪神・淡路大震災、行政改革等について集中審議を行った。平成7年度総予算は、過去最も早く成立した昭和27、31両年度の3月27日よりも5日早く成立した。

また、今国会は、総予算が成立するまでの間、総予算と同時に提出された平成6年度第1次補正予算が衆議院2日、参議院1日の審議を経て2月9日に、阪神・淡路大震災への復興対策費を盛り込んだ平成6年度第2次補正予算が2月28日にそれぞれ成立している。阪神・淡路大震災からの復旧・復興のほか、円高への対応を主な内容とする平成7年度第1次補正予算が5月15日に国会に提出され、5月19日に成立した。

〔法律案の審議〕

— 閣 法 —

次に、法律案の審議であるが、閣法については平成6年度1次補正関連6法案の審議から始まった。年度末の3月末日までに日切れ法案21件を含む60件が成立しており、その成立率は63.2%であった。成立率及び成立件数ともに昭和38年以来最高であった。さらに、4月には26件が成立しており、ここで連休前の成立率は88.7%に至り、昭和35年以来最高の成立率であった。そして、5月に12件、6月には残り4件を会期を1週間余り残してすべて成立させた。

成立した主な閣法を挙げると、阪神・淡路大震災からの復興対策の基本理念を定め、総理府に首相を本部長とする「阪神・淡路復興対策本部」を設置しようとする**阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案**（2月22日成立、以下括弧内は成立日）、国民健康保険制度において個別・特別対策の拡充等を行うほか、老人医療費に係る各保険者からの拠出金の負担方法について所要の改正を行おうとする**国民健康保険法等の一部を改正する法律案**（3月29日）、「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」の適確な実施を確保するための所要の措置を内容とし、本院で一連のサリン事件の発生にかんがみ施行期日の修正が行われた**化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案**（3月30日）、サリン等の製造、所持等を禁止するとともに、サリン等を発散させる行為についての罰則及びサリン等の発散による被害が発生した場合の措置等を定める**サリン等による人身被害の防止に関する法律案**（4月19日）、片仮名交じりの文語体で書かれている現行刑法を平仮名書きに改め、尊属加重規定及びいんあ者規定を削除する**刑法の一部を改正する法律案**（4月28日）、地方分権の推進に関する大綱方針に基づき、地方分権の推進に関する基本理念、基本方針を定めるとともに、総理府に地方分権

推進委員会を設置するものとする**地方分権推進法案**（衆議院修正、5月15日）、本院先議法律案であり、輸入食品の安全確保対策の推進、添加物規制の見直し、自主的衛生管理の推進、営業規制の簡素化、栄養成分の表示の適正化等の所要の措置を講ずる**食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案**（5月18日）、金融の自由化・国際化等の保険制度を取り巻く環境の変化に対応するため、生損保会社の相互参入を認める**保険業法案及び保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**（5月31日）、介護休業制度を法制化しようとする**育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案**（衆議院修正、6月5日）、緊急通行車両の通行を確保するため、車両の運転者の義務、警察官・自衛官及び消防吏員による措置を定める**災害対策基本法の一部を改正する法律案**、市町村に対して分別収集を、特定事業者に対して再商品化の義務を課す**容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案**（6月9日）等がある。

— 衆 法 —

次に、成立した主な衆法を挙げると、131回国会に提出され、衆議院で継続になった国民の祝日に「海の日（7月20日）」を加える**国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案**（2月28日）、129回国会から継続されている沖縄県の駐留軍用地の返還を促進し駐留軍用地跡地についても総合的かつ計画的に有効利用できるように必要な措置を講じる**沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案**（衆議院修正、5月19日）、地震防災緊急事業5箇年計画の作成及びこれに基づく事業にかかる国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制を整備する**地震防災対策特別措置法案**（6月9日）等がある。なお、新進党から行政改革関連法案として、**内閣法の一部を改正する法律案**外10件が提出されたがいずれも同院において審査未了となった。

— 参 法 —

参法で成立したものは、緑の募金の健全な発展を図るための国土緑化推進機構及び都道府県緑化推進委員会の指定、国民・事業者等が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図る等の措置を講じようとする**緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案**（4月27日）、大深度地下の適正かつ計画的な利用の確保とその公共的利用の円滑な推進に資するため、総理府に臨時大深度地下利用調査会を設置する**臨時大深度地下利用調査会設置法案**（6月16日）の2法案がある。また、国民生活に関する調査会長提出の高齢社会対策の総合的な推進を図るため、その基本理念を定め並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに高齢社会対策の基本となる事項を定める**高齢社会対策基本法案**は、衆議院で継続審査となった。閣法の対案として提出された介護休業

等に関する法律案は、委員会において、修正案を提出するため撤回された。

〔条約の審議〕

条約は、18件提出され、うち8件が参議院先議であったが、すべてが承認された。その主なものを挙げると、化学兵器の全面的な禁止及びそれを確保するための厳格な検証措置の適用等について定める化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件（4月28日）、国連平和維持活動（PKO）に参加する要員等に対する攻撃を訴追・処罰する規定を定める国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件（5月19日）、中央政府等が行う政府調達に係る法令等について、他締約国の産品・サービス及び供給者に対し内国民待遇及び無差別待遇を与えること等について定める政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件（5月31日）等である。

〔その他の審議〕

— 承認案件 —

このほか成立した内閣提出議案としては、放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（7年度NHK予算）等の承認案件が3件ある。

— 本会議決議 —

本会議決議案は、兵庫県南部地震災害対策に関する決議案及び兵庫県南部地震災害に対する国際的支援等に感謝する決議案がいずれも2月9日に議決され、北方領土問題の解決促進に関する決議案が6月9日に議決された。また、予算委員長坂野重信君解任決議案及び内閣総理大臣村山富市君問責決議案は、本会議に上程されたが、いずれも否決された。

なお、終盤国会の焦点となったいわゆる戦後50年決議については、衆議院で与党から提出され新進党欠席のまま可決されたが、本院においては、共産党から戦争終結50周年にあたっての決議案が提出されたものの、与野党の話し合いがつかず本会議に上程されなかった。

〔阪神・淡路大震災関連法律等一覧〕

件名	付託委員会	主な内容	提出月日	成立月日
公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律（閣法第31号）	環境	補償給付に係る認定の更新について災害等の場合における特例措置を設け、阪神・淡路大震災については遡及適用する。	7. 2. 10	7. 3. 10
阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（閣法第44号）	災害	阪神・淡路地域の復興についての基本理念、阪神・淡路復興対策本部の設置等。5年間の時限立法。	2. 17	2. 22
阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（閣法第45号）	大蔵	平成6年分に遡って減免が受けられる所得税法その他国税関係法律の特例等。住宅や家具等損失分を平成6年分の総所得から雑損控除する。	2. 17	2. 17
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（閣法第46号）	〃	災害減免法の適用（所得税の減免及び徴収猶予）を受けられる所得限度額の1,000万円への引上げ等。	2. 17	2. 17
被災市街地復興特別措置法（閣法第47号）	建設	被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るための都市計画、土地区画整理事業、住宅の供給等に関する特別措置を定める。	2. 17	2. 24
地方税法の一部を改正する法律（閣法第48号）	地方	個人住民税に関して国税に倣った雑損控除額の特例等。	2. 17	2. 17
平成6年度第2次補正予算	予算	阪神・淡路大震災の応急的な復興費用。当面の復旧事業、がれき処理、仮設住宅の建設、被災者への弔慰金等。	2. 24	2. 28
阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（閣法第52号）	災害	今回限りの特例として、自治体への財政援助、社会保険加入者等の負担軽減、中小企業者等被災者への金融支援等。	2. 24	2. 28
阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律（閣法第53号）	大蔵	平成6年分の所得税減免等の歳入減、災害救助等関係経費の歳出増に対応するための特例公債の発行等。	2. 24	2. 28
平成6年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（閣法第54号）	地方	平成6年度の地方交付税の総額に300億円を加算すること等、国税の減収に伴う地方交付税交付金の減額繰り延べ。	2. 24	2. 28
阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法（閣法第55号）	内閣	許可等の有効期間等の6月30日を限度とする延長と届出等の法令上の義務の期限内不履行の場合の免責等。	2. 24	2. 28

件名	付託委員会	主な内容	提出月日	成立月日
阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法（閣法第56号）	労働	復興に伴う公共事業における被災地の失業者の雇用比率を原則40%とし、復興事業への被災住民の優先的雇用等。	7. 2. 24	7. 2. 28
阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（閣法第66号）	選挙	平成7年4月予定の統一地方選の兵庫県議選、神戸・西宮・芦屋市議選、芦屋市長選の投票日を6月11日に延期。	3. 3	3. 8
阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律（閣法第74号）	法務	阪神・淡路大震災に起因する民事紛争に係る民事調停法による被災者の調停申立ての手数料の免除措置等。	3. 7	3. 10
阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律（閣法第88号）	〃	震災被害で債務超過の法人に対する2年間の破産宣告の猶予、最低資本金の制限に関する経過措置の1年間の延長等。	3. 14	3. 17
被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（閣法第89号）	〃	全壊した分譲マンション等の建替えに必要な所有者の同意を全員から5分の4以上に改正等。	3. 14	3. 17
阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案の一部を改正する法律（閣法第91号）	大蔵	被災者・被災企業を対象に所得税法その他国税関係法律の特例、法人税の繰戻し還付、地価税の減免等。	3. 24	3. 24
地方税法の一部を改正する法律（閣法第92号）	地方	滅失・損壊家屋に代わる家屋等に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置の創設、不動産取得税の非課税措置等。	3. 24	3. 24
平成7年度第1次補正予算	予算	がれき処理、公共事業、病院等施設補修等、阪神・淡路大震災の本格的復旧・復興対策及び緊急防災対策。	5. 15	5. 19
平成7年度における公債の発行の特例に関する法律（閣法第99号）	大蔵	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係の特例措置による減収、震災復旧経費等を補う特例公債の発行等。	5. 15	5. 19
地方交付税法の一部を改正する法律（閣法第101号）	地方	地方交付税の総額を確保するため、平成7年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずる等。	5. 15	5. 19

なお、内容の概要については、「IVの1の(4) 成立議案の要旨」及び「財政演説 (2) (3)」を参照されたい。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣法		102	102	0	0	0	0	0	0	
参法	新規	6	2	0	0	2	1	0	0	撤回 1
	参継									
衆法	新規	20	7	0	0	0	0	1	12	
	衆継	4	2	0	0	0	1	0	0	撤回 1
予算		12	12	0	0	0	0	0	0	
条約		18	18	0	0	0	0	0	0	
承認		3	3	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新規	7	0	0	0	0	7	0	0	
	衆継	7	0	0	0	0	7	0	0	
決算 その他	新規	4	0	0	0	4	/			
	継続	3	0	0	0	3				
決議案		6	3	0	2	1				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、（修）は衆議院修正を示す。

ゴシックは、阪神・淡路大震災関連の法律案、予算を示す。

◎内閣提出法律案（102件）

●両院通過（102件）

- 1 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案
- 2 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 3 平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案
- 4 青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案
- 5 農業改良資金助成法の一部を改正する法律案
- 6 農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案
- 7 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 8 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 9 恩給法等の一部を改正する法律案
- 10 国立学校設置法の一部を改正する法律案
- 11 国民健康保険法等の一部を改正する法律案
- 12 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案
- 13 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案
- 14 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案
- 15 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案
- 16 地方税法の一部を改正する法律案
- 17 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案
- 18 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案
- 19 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案
- 20 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

- 21 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 22 都市再開発法等の一部を改正する法律案
- 23 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 24 旅券法の一部を改正する法律案
- 25 中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案
- 26 漁業災害補償法の一部を改正する法律案
- 27 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 28 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（修）
- 29 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
- 30 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 31 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案
- 32 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 33 国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案
- 34 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案
- 35 精神保健法の一部を改正する法律案
- 36 結核予防法の一部を改正する法律案
- 37 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
- 38 電線共同溝の整備等に関する特別措置法案
- 39 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 40 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案
- 41 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案
- 42 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
- 43 海上衝突予防法の一部を改正する法律案
- 44 阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案
- 45 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案
- 46 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案
- 47 被災市街地復興特別措置法案
- 48 地方税法の一部を改正する法律案
- 49 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

- 50 石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案
- 51 電気事業法の一部を改正する法律案
- 52 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案
- 53 阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律案
- 54 平成6年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案
- 55 阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案
- 56 阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案
- 57 道路交通法の一部を改正する法律案
- 58 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
- 59 旅行業法の一部を改正する法律案
- 60 郵便振替法の一部を改正する法律案
- 61 地方分権推進法案（修）
- 62 大気汚染防止法の一部を改正する法律案
- 63 更生保護事業法案
- 64 更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 65 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案
- 66 阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
- 67 許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案
- 68 電波法の一部を改正する法律案
- 69 河川法の一部を改正する法律案
- 70 古物営業法の一部を改正する法律案
- 71 郵便貯金法の一部を改正する法律案
- 72 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
- 73 郵便法の一部を改正する法律案
- 74 阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案

- 75 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
- 76 都市緑地保全法の一部を改正する法律案
- 77 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
- 78 地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
- 79 悪臭防止法の一部を改正する法律案
- 80 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案《修》
- 81 農業者年金基金法の一部を改正する法律案
- 82 農産物検査法の一部を改正する法律案
- 83 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
- 84 電気通信事業法の一部を改正する法律案
- 85 放送法の一部を改正する法律案
- 86 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案
- 87 緊急失業対策法を廃止する法律案
- 88 阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案
- 89 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案
- 90 刑法の一部を改正する法律案
- 91 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 92 地方税法の一部を改正する法律案
- 93 保険業法案
- 94 保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 95 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案
- 96 サリン等による人身被害の防止に関する法律案
- 97 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案
- 98 平成7年度における公債の発行の特例に関する法律案
- 99 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 100 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 101 地方交付税法の一部を改正する法律案
- 102 災害対策基本法の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（6件）

●両院通過（2件）

- 3 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案

5 臨時大深度地下利用調査会設置法案

●衆議院継続（1件）

6 高齢社会対策基本法案

●本院未了（2件）

1 地方自治法の一部を改正する法律案

2 ボランティア基本法案

●撤回（1件）

4 介護休業等に関する法律案

◎衆議院議員提出法律案（24件）（うち衆議院において前国会から継続4件）

●両院通過（9件）（うち衆議院において前国会から継続2件）

1 平成6年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

4 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

5 山村振興法の一部を改正する法律案

6 半島振興法の一部を改正する法律案

7 優生保護法の一部を改正する法律案

8 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案

9 地震防災対策特別措置法案

（第129回国会提出）

12 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案

（第131回国会提出）

7 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院継続（1件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

（第129回国会提出）

7 臓器の移植に関する法律案

●衆議院否決（1件）

3 介護休業等に関する法律案

●衆議院未了（12件）

2 地方分権の推進に関する法律案

10 総理府設置法の一部を改正する法律案

11 大蔵省設置法の一部を改正する法律案

12 厚生省設置法の一部を改正する法律案

13 工業技術院設置法の一部を改正する法律案

14 文化科学省設置法案

- 15 通商産業省設置法の一部を改正する法律案
- 16 国土建設省設置法案
- 17 内閣法の一部を改正する法律案
- 18 国家行政組織法の一部を改正する法律案
- 19 国家公務員法の一部を改正する法律案
- 20 特殊法人の整理及び合理化に関する法律案

●撤回（1件）（うち衆議院において前国会から継続1件）
（第128回国会提出）

- 11 外国産牛肉輸入調整法案

◎予 算（12件）

●両院通過（12件）

- 1 平成6年度一般会計補正予算（第1号）
- 2 平成6年度特別会計補正予算（特第1号）
- 3 平成6年度政府関係機関補正予算（機第1号）
- 4 平成7年度一般会計予算
- 5 平成7年度特別会計予算
- 6 平成7年度政府関係機関予算
- 7 ※平成6年度一般会計補正予算（第2号）
- 8 ※平成6年度特別会計補正予算（特第2号）
- 9 ※平成6年度政府関係機関補正予算（機第2号）
- 10 ※平成7年度一般会計補正予算（第1号）
- 11 ※平成7年度特別会計補正予算（特第1号）
- 12 ※平成7年度政府関係機関補正予算（機第1号）

◎条 約（18件）

●両院通過（18件）

- 1 中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 2 航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 3 1994年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件
- 4 1988年5月31日に総会において採択された1928年11月22日の国際博覧会に関する条約（1948年5月10日、1966年11月16日及び1972年11月30日の議定書並びに1982年6月24日の改正によって改正され及び補足されたもの）の改正の受諾について承認を求めるの件

- 5 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めめるの件
- 6 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めめるの件
- 7 原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めめるの件
- 8 家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（第156号）の締結について承認を求めめるの件
- 9 1994年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めめるの件
- 10 1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件
- 11 万国郵便連合憲章の第五追加議定書の締結について承認を求めめるの件
- 12 万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めめるの件
- 13 小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めめるの件
- 14 郵便為替に関する約定の締結について承認を求めめるの件
- 15 郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めめるの件
- 16 国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について承認を求めめるの件
- 17 平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件
- 18 政府調達に関する協定の締結について承認を求めめるの件

◎承認を求めめる件（3件）

●両院通過（3件）

- 1 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めめるの件
- 2 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めめるの件
- 3 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めめるの件

◎予備費等承諾求めめるの件（14件）（うち衆議院において前国会から継続7件）

●衆議院継続（14件）（うち衆議院において前国会から継続7件）

- 平成5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

- 平成5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 平成5年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）
- 平成5年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書
- 平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

（第129回国会提出）

- 平成4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 平成4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成4年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）
- 平成4年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書
- 平成5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成5年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

◎決算その他（7件）

●未了（7件）

- 平成4年度一般会計歳入歳出決算、平成4年度特別会計歳入歳出決算、平成4年度国税収納金整理資金受払計算書、平成5年度政府関係機関決算書（第129回国会提出）
- 平成4年度国有財産増減及び現在額総計算書（第129回国会提出）
- 平成4年度国有財産無償貸付状況総計算書（第129回国会提出）
- 平成5年度一般会計歳入歳出決算、平成5年度特別会計歳入歳出決算、平成5年度国税収納金整理資金受払計算書、平成5年度政府関係機関決算書
- 平成5年度国有財産増減及び現在額総計算書

○平成5年度国有財産無償貸付状況総計算書

○日本放送協会平成5年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

◎決議案（6件）

●可決（3件）

- 1 兵庫県南部地震災害対策に関する決議案
- 2 兵庫県南部地震災害に対する国際的支援等に感謝する決議案
- 4 北方領土問題の解決促進に関する決議案

●否決（2件）

- 3 予算委員長坂野重信君解任決議案
- 6 内閣総理大臣村山富市君問責決議案

●未了（1件）

- 5 戦争終結50周年にあたっての決議案

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、2,205件（153種類）であり、このうち特に件数の多かったものは、「小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願」199件、「建設省の定員の大幅増員に関する請願」107件、「従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願」94件、「水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願」94件などであった。

各委員会への付託件数は、内閣250件、地方行政2件、法務71件、大蔵40件、文教102件、厚生724件、農林水産21件、商工36件、運輸190件、通信24件、労働133件、建設303件、議院運営192件、環境94件、災害対策12件、選挙制度3件、沖縄・北方1件、分権・緩和6件であった。

また、取り下げられた請願は1件（付託後）であった。

なお、「廃棄物の減量化・再生利用促進のための法制定に関する請願」外1件は、当初厚生委員会に付託したが、6月5日に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案（閣法第97号）」が商工委員会に付託されたため、同日、同委員会に付託変更した。

次に、請願者の総数は729万360人に上り、このうち「戦争の反省と謝罪の国会決議反対に関する請願」は請願者数が100万人を超えている。

また、請願書の紹介提出期限については、6月1日の議院運営委員会理事会において会期終了日の10日前の同月8日までと決定された。なお、最終回の付託請願については、13日に各委員会の請願審査が予想されたため、請願文書表の配付を待たず、12日に原本付託した。

6月14日及び15日、各委員会において請願の審査が行われ、8委員会において639件（30種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで、16日の本会議において「鉄道共済年金の長期的安定及び給付と負担の公平に関する請願」外638件が採択され、即日内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、29.0％であり、また種類別の採択率（採択数／付託数）は、19.7％であった。

2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委 員 会	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	250	39	0	211	39	
地方行政	2	0	0	2	0	
法 務	71	24	0	47	24	
大 蔵	40	0	0	40	0	
文 教	102	28	0	74	28	
厚 生	724	408	0	316	408	
農 林 水 産	21	0	0	21	0	
商 工	36	0	0	36	0	
運 輸	190	0	0	190	0	
通 信	24	0	0	24	0	
労 働	133	6	0	127	6	
建 設	303	132	0	171	132	
議 院 運 営	192	0	0	192	0	
環 境	94	0	0	94	0	
災 害 対 策	12	1	0	11	1	
選 挙 制 度	3	0	0	3	0	
沖 縄 ・ 北 方	1	1	0	0	1	
分 権 ・ 緩 和	6	0	0	6	0	
合 計	2,204	639	0	1,565	639	提出総数 2,205件
						取下げ 1件

3 本会議において採択された請願件名一覧

- 内閣委員会 39件
 - 鉄道共済年金の長期的安定及び給付と負担の公平に関する請願（第5号外4件）
 - 元陸海軍従軍看護婦に対する処遇に関する請願（第596号外28件）
 - 山西省残留犠牲者の救済措置に関する請願（第896号外4件）

- 法務委員会 24件
 - 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願（第1523号外23件）

- 文教委員会 28件
 - 私学助成制度の充実・強化に関する請願（第72号）
 - いじめ問題解決のための施策の充実に関する請願（第157号外3件）
 - 豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する請願（第2062号外22件）

- 厚生委員会 408件
 - 身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願（第16号外5件）
 - 介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願（第22号外5件）
 - 重度障害者のケアハウスの設置に関する請願（第23号外5件）
 - 重度頸（けい）髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願（第26号外5件）
 - 医療制度の対策と改善に関する請願（第27号外5件）
 - 在宅障害者の介助体制確立に関する請願（第28号外5件）
 - カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願（第54号外1件）
 - 建設国保組合の制度安定と国庫補助増額に関する請願（第59号外2件）
 - 重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（第161号外3件）
 - 腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願（第675号外71件）
 - 軟骨異栄養症の患者の医療向上に関する請願（第830号）
 - 小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第1154号外198件）
 - 男性介護人に関する請願（第1173号外3件）
 - 重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願（第1175号外3件）

- 骨髄移植医療体制の拡充と整備に関する請願（第1408号外25件）
- 総合的難病対策の早期確立に関する請願（第1785号外45件）
- 骨粗しょう症予防のための健診体制の充実に関する請願（第2044号外10件）

- 労働委員会 6件
 - 障害者の雇用率引上げ、雇用完全実施、職域拡大及び指導の強化に関する請願（第19号外5件）

- 建設委員会 132件
 - 一般国道への障害者用公衆トイレの設置に関する請願（第17号外5件）
 - 建設省職員の増員に関する請願（第881号外18件）
 - 建設省の定員の大幅増員に関する請願（第1485号外106件）

- 災害対策特別委員会 1件
 - 地震に対する総合的な防災対策の確立に関する請願（第576号）

- 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 1件
 - 北方領土返還促進に関する請願（第1328号）

質問主意書一覧

(平成7年6月18日現在)

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
1	自衛隊の米軍に対する液体燃料の貸付けに関する質問主意書	正敏君	7. 1.27	7. 2. 1	7. 2.21	7. 2. 7 内閣から通知書受領 (2.22まで答弁延期)
2	返還高レベル放射性廃棄物に関する質問主意書	正敏君	1.30	2. 1	2.17	2. 7 内閣から通知書受領 (2.22まで答弁延期)
3	自衛隊法第100条の8に基づく自衛隊機派遣に関する質問主意書	栗原 君子君	2.13	2.15	3. 7	2.21 内閣から通知書受領 (3. 8まで答弁延期)
4	我が国における核政策に関する質問主意書	正敏君	2.13	2.15	3.14	2.21 内閣から通知書受領 (3.15まで答弁延期)
5	陸上自衛隊における定数と現員との差に関する質問主意書	正敏君	2.13	2.15	2.21	
6	防衛庁・自衛隊における秘密に関する質問主意書	正敏君	2.28	3. 6	3.10	
7	自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模に関する再質問主意書	正敏君	3. 3	3. 8	3.14	
8	陸上自衛隊における定数と現員との差に関する再質問主意書	正敏君	3. 3	3. 8	3.14	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書 受領月日	備考
9	マーシャル諸島ミリ環礁における旧日本軍の武器撤去と復旧問題に関する質問主意書	竹村 泰子君	7. 3. 8	7. 3. 16	7. 3. 31	7. 3. 22 内閣から通知書受領 (4. 3まで答弁延期)
10	自衛隊の米軍に対する液体燃料の貸付けに関する再質問主意書	翫 正敏君	3. 10	3. 16	3. 28	3. 22 内閣から通知書受領 (3. 29まで答弁延期)
11	防衛庁・自衛隊における秘密に関する再質問主意書	翫 正敏君	3. 15	3. 20	3. 24	
12	戦域ミサイル防衛構想に関する質問主意書	翫 正敏君	3. 22	3. 27	3. 31	
13	防衛庁・自衛隊における法律秘に関する質問主意書	翫 正敏君	3. 31	4. 5	4. 11	
14	国民医療に関する質問主意書	紀平 梯子君	4. 20	4. 24	5. 23	4. 28 内閣から通知書受領 (5. 24まで答弁延期)
15	防衛庁・自衛隊における法律秘に関する再質問主意書	翫 正敏君	4. 27	5. 8	5. 20	
16	活断層対策等に関する質問主意書	荒木 清寛君	5. 1	5. 10	6. 13	5. 16 内閣から通知書受領 (6. 14まで答弁延期)
17	防衛庁・自衛隊における法律秘の保全に関する質問主意書	翫 正敏君	5. 8	5. 10	5. 16	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書 受領月日	備考
18	ガス事業の地震対策に関する質問主意書	荒木 清寛君	7. 5.10	7. 5.15	7. 6.13	7. 5.19 内閣から通知書受領 (6.14まで答弁延期)
19	防衛庁・自衛隊における法律秘の保全に関する再質問主意書	畚 正敏君	5.18	5.22	5.26	
20	防衛庁・自衛隊における法律秘の定義に関する質問主意書	畚 正敏君	5.26	5.31	6. 6	
21	現職自衛官によるオウム真理教に対する部内資料提供に関する質問主意書	畚 正敏君	5.31	6. 5	6. 9	
22	教範類の雑誌掲載に関する質問主意書	畚 正敏君	6. 2	6. 7	6.13	
23	防衛庁・自衛隊における法律秘の公開・開示手続きに関する質問主意書	畚 正敏君	6. 5	6. 7	6.13	
24	国家公務員法第100条第1項及び第109条第12号における「秘密」の定義に関する質問主意書	畚 正敏君	6. 8	6.15		
25	運輸省鉄道施設耐震構造検討委員会第1次中間とりまとめ及び山陽新幹線等の運行再開に関する質問主意書	西野 康雄君	6. 9	6.15		
26	防衛庁・自衛隊における訓令秘に指定されていない法律秘の開示手続きに関する質問主意書	畚 正敏君	6.14	6.16		

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
27	返還ガラス固化体に関する質問主意書	三上 隆雄君	7. 6.14	7. 6.16		
28	教範類の雑誌掲載に関する再質問主意書	畷 正敏君	6.15	6.16		
29	小田急小田原線（世田谷代田駅～喜多見駅間）連続立体交差事業及び複々線化事業に関する質問主意書	上田 耕一郎君	6.15	6.16		
30	返還ガラス固化体の仕様、輸送及び日本の核廃棄物等に関する質問主意書	畷 正敏君	6.15	6.16		
31	首都圏中央連絡道路（神奈川県境～一般国道20号間）建設事業及び八王子都市計画道路3・3・2号線建設事業の環境影響評価に関する質問主意書	上田 耕一郎君	6.15	6.16		

・第132回国会の質問主意書に対する答弁書受領月日等の空欄については、次回「第133回国会 参議院審議概要」の質問主意書一覧の欄外を参照されたい。

・第131回国会の質問主意書に対する答弁書受領月日及び備考欄は、以下のとおりである。

- | | | | |
|----|---------------------------------------|---------------|--|
| 7 | 柏崎刈羽原子力発電所の地盤に関する質問主意書 | 6.12.20 | |
| 12 | 首都圏中央連絡道路（一般国道20号～埼玉県境間）建設事業に関する質問主意書 | 7. 1.13 | |
| 13 | 元従軍慰安婦への個人補償等に関する質問主意書 | 6.12.22 | |
| | 備考 | 12.13 | |
| | | 内閣から通知書受領 | |
| | | （12.26まで答弁延期） | |

1 国会会期一覽

※直近10国会を掲載した。

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第123回 (常会)	4. 1.24 (金)	4. 1.24 (金)	4. 6.21 (日)	150	—	150
第124回 (臨時会)	4. 8. 7 (金)	4. 8.10 (月)	4. 8.11 (火)	5	—	5
第125回 (臨時会)	4.10.30 (金)	4.10.30 (金)	4.12.10 (木)	40	2	42
第126回 (常会)	5. 1.22 (金)	5. 1.22 (金)	5. 6.18 (金) 衆議院解散	150	—	148
第127回 (特別会)	5. 8. 5 (木)	5. 8.12 (木)	5. 8.28 (土)	10	14	24
第128回 (臨時会)	5. 9.17 (金)	5. 9.21 (火)	6. 1.29 (土)	90	45	135
第129回 (常会)	6. 1.31 (月)	6. 2. 8 (火)	6. 6.29 (水)	150	—	150
第130回 (臨時会)	6. 7.18 (月)	6. 7.18 (月)	6. 7.22 (金)	5	—	5
第131回 (臨時会)	6. 9.30 (金)	6. 9.30 (金)	6.12. 9 (金)	65	6	71
第132回 (常会)	7. 1.20 (金)	7. 1.20 (金)	7. 6.18 (日)	150	—	150

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初 の国会回次	国会召集日
第 1 回	昭和 22. 4. 20 (日)	22. 5. 3	※25. 5. 2 28. 5. 2	第 1 回 (特別会)	22. 5. 20 (火)
第 2 回	25. 6. 4 (日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第 8 回 (臨時会)	25. 7. 12 (水)
第 3 回	28. 4. 24 (金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第 16 回 (特別会)	28. 5. 18 (月)
第 4 回	31. 7. 8 (日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第 25 回 (臨時会)	31. 11. 12 (月)
第 5 回	34. 6. 2 (火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第 32 回 (臨時会)	34. 6. 22 (月)
第 6 回	37. 7. 1 (日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第 41 回 (臨時会)	37. 8. 4 (土)
第 7 回	40. 7. 4 (日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第 49 回 (臨時会)	40. 7. 22 (木)
第 8 回	43. 7. 7 (日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第 59 回 (臨時会)	43. 8. 1 (木)
第 9 回	46. 6. 27 (日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第 66 回 (臨時会)	46. 7. 14 (水)
第 10 回	49. 7. 7 (日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第 73 回 (臨時会)	49. 7. 24 (水)
第 11 回	52. 7. 10 (日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第 81 回 (臨時会)	52. 7. 27 (水)
第 12 回	55. 6. 22 (日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第 92 回 (特別会)	55. 7. 17 (木)
第 13 回	58. 6. 26 (日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第 99 回 (臨時会)	58. 7. 18 (月)
第 14 回	61. 7. 6 (日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第 106 回 (特別会)	61. 7. 22 (火)
第 15 回	平成 元. 7. 23 (日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第 115 回 (臨時会)	平成 元. 8. 7 (月)
第 16 回	4. 7. 26 (日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第 124 回 (臨時会)	4. 8. 7 (金)
第 17 回	7. 7. 23 (日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第 133 回 (臨時会)	

※は、任期3年議員（第1回通常選挙のみ）の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(召集日 平成7年1月20日現在)

内閣総理大臣	村山 富市 (衆・社会)	建設大臣	野坂 浩賢 (衆・社会)
[副総理] 外務大臣	河野 洋平 (衆・自民)	自治大臣 国家公安委員会委員長	野中 広務 (衆・自民)
法務大臣	前田 勲男 (参・自民)	内閣官房長官	五十嵐 広三 (衆・社会)
大蔵大臣	武村 正義 (衆・さきがけ)	総務庁長官	山口 鶴男 (衆・社会)
文部大臣	与謝野 馨 (衆・自民)	北海道開発庁長官 沖縄開発庁長官 国土庁長官	小澤 潔 (衆・自民)
厚生大臣	井出 正一 (衆・さきがけ)	防衛庁長官	玉沢 徳一郎 (衆・自民)
農林水産大臣	大河原 太一郎 (参・自民)	経済企画庁長官	高村 正彦 (衆・自民)
通商産業大臣	橋本 龍太郎 (衆・自民)	科学技術庁長官	田中 真紀子 (衆・自民)
運輸大臣	亀井 静香 (衆・自民)	環境庁長官	宮下 創平 (衆・自民)
郵政大臣	大出 俊 (衆・社会)	国務大臣 (震災対策担当)	小里 貞利 (衆・自民)
労働大臣	浜本 万三 (参・社会)	内閣法制局長官	大出 峻郎

4 参議院改革協議会

平成7年6月1日の参議院改革協議会（第3回）において、去る2月8日、3月15日及び5月25日に座長に提出された各小委員会報告書について小委員長から説明を聴いた後、これらの報告を議長への答申とすることに協議決定した。

また、翌2日、議院運営委員会理事会において参議院改革協議会答申の実施について協議決定した。

報告書の内容は、以下のとおりである。

参議院改革協議会報告書

本協議会は、小委員会から去る2月8日に報告書（別紙1）が提出され、議院運営委員会における各会派の合意に基づき本年3月から実施されている「参議院本会議議事速報」及び「参議院予算委員会総括質疑速報」の発行については、これを了承するとともに、今後引き続き会議録作成過程のシステム化及び組織の拡充を図ることにより、「速報」の発行範囲の拡大に努めるべきものと認めた。

さらに、小委員会から去る3月15日に提出された「秘密会会議録公開の問題」に関する報告書（別紙2）並びに去る5月25日に提出された「請願審査の充実等」、「国会会議録データベース構築の推進」、「委員会会議録の公共図書館への提供」及び「調査会の活性化推進」の4項目に関する報告書（別紙3）に基づき協議した結果、右報告を了承するとともに、前記と併せ、これを本協議会の答申とすることとした。

よってここに報告する。

平成7年6月1日

参議院議長 原文兵衛殿

参議院改革協議会座長 小川 仁一

【別紙1】

参議院改革協議会小委員会報告書

本小委員会は、「参議院本会議議事速報」及び「参議院予算委員会総括質疑

速報」の発行について鋭意検討を行った結果、結論を得たので報告する。

平成7年2月8日

参議院改革協議会座長 小川 仁一殿

参議院改革協議会小委員長 田沢 智治

参議院本会議議事速報及び参議院予算委員会総括質疑速報の発行について

開かれた分かりやすい国会を目指すためには、審議の内容を中心とする国会の情報を直接、間接を問わず国民に広くかつ速やかに知らせるシステムを整備していくことが必要である。

そのためには、委員会公開の問題、委員会会議録の公共図書館への提供、会議録の早期発行あるいは「速報」の発行、テレビ中継による映像の提供、検索のためのコンピューターを用いた会議録データベースの構築、さらには現在まで未公開の秘密会会議録の公開の問題等、検討すべき課題は多い。

本小委員会は、昨年12月の再発足に当たって、当面の検討項目を選定した際にもこれらの観点を含めテーマ選びを行ったところである。

これらの検討項目のうち、会議録の早期発行については、従来からその実現のための方策が講じられてきたが、会議録の性格上、その発行期日を大幅に短縮することはなお困難な実情にある。そこで、ワードプロセッサ等OA機器の整備拡充を図り、さらに、事務体制の工夫を加え、正規の会議録とは別に、当面、他の会議と競合することの少ない本会議及び予算委員会総括質疑についてその内容を「速報」の形で発行する方途について検討した。

その結果、本小委員会は、他の問題に先立ち、本会議及び予算委員会の総括質疑について、次の要領によりそれぞれ「速報」を新たに発行することが適当であるとの意見で一致した。

参議院本会議議事速報及び参議院予算委員会総括質疑速報発行要領

1 発行開始時期

本会議議事速報については平成7年3月1日以降開かれる本会議から、予算委員会総括質疑速報については第132回国会予算総括質疑から発行する。

2 配付

会議の翌日に全議員に配付する。その他、各会派事務室、政府委員室、記

者クラブ等にも配付する。

3 会議録との関係

「速報」は、最終校閲を完了していない速記録原稿によって作成した未定稿版とする。参議院規則に基づく会議録及び予算委員会会議録は、更に最終校閲を加えて従来どおり作成する。

4 「速報」に掲載する内容

速記を付した部分はすべて掲載するほか、予算委員会総括質疑速報においては答弁者の確認等の参考に供するため答弁者名簿を付する。その他の会議録掲載事項は掲載しない。

なお、予算委員会総括質疑速報については、午後6時以降の審議分は「その2」として後刻配付する。

5 発言訂正等の取扱い

(1) 「後刻速記録を調査して措置する」こととされた発言等であって、当日の午後6時までにその取扱いについて結論が得られた発言については、次のように取り扱う。

なお、午後6時までに結論の得られない発言については、「速報」には原発言のまま掲載し、会議録において処置する。

① 会議録から削除することに決した発言については、当該部分を削除し、太線（一）を用いて表示する。

② 訂正することに決した発言については、所定の手続を経た上訂正して掲載する。

(2) 発言者から訂正請求が出された発言については、次のように取り扱う。

① 単純な言い間違い等で記録部において事務的に処理できるものは訂正して掲載する。

② その他のものについては、議長あるいは委員長の決裁を得た上訂正して掲載するが、午後6時までに決裁が得られないものについては原発言のまま掲載し、会議録において処置する。

【別紙2】

参議院改革協議会小委員会報告書

本小委員会は、「秘密会会議録公開の問題」について鋭意検討を行った結果、結論を得たので報告する。

平成7年3月15日

参議院改革協議会座長 小川 仁一殿

参議院改革協議会小委員長 田沢 智治

秘密会会議録公開の問題について

戦前戦後を通じ、帝国議会の貴族院及び現行憲法下の参議院において秘密会が開かれ、多くの秘密会会議録が公開されないまま現在に至っている。近年、知る権利や情報公開に対する国民の関心が高まっていること、また、これらの未公開会議録は、歴史的資料として高い価値を有するものと推察され、研究者からもその公開を望む声が寄せられていることなど、秘密会会議録を公にする意義は大きいものと考えられる。

本小委員会においては、このような認識の下に、国会の情報をいかに国民に提供していくかとの観点から、秘密会会議録公開の問題について検討を行い、以下の結論を得た。

現行憲法下の国会における秘密会会議録については、そのうち特に秘密を要するとされた部分については公表しないこととなっている。この未公開会議録を一定期間（例えば50年）経過後に一定の手続に従って公開する制度を導入することは適当であると考えるが、そのためには法制の整備が必要であるので、今後、この点について両議院間において協議を進めることとする。

一方、帝国議会の貴族院秘密会議事速記録については、現行憲法下の本問題についての考え方を当てはめるとしても、既に作成後50年以上経過しており、また、貴族院と参議院との間に統治機構としての継続性はなく、秘密会議事速記録の刊行を禁じていた議院法も廃止され公開を妨げる規定もない。以上のことから、人的・物的に貴族院を引き継ぎ、これを保管している参議院が現在自らの判断で公開することは可能である。したがって、次の要領によりこれを公開することが適当である。

- 1 貴族院の秘密会の議事速記録は、議長の決定に基づきこれを公開する。ただし、議長において特に秘密を要すると認める部分については、この限りでない。
- 2 特に秘密を要するかどうかの認定に当たっては、国の重大な利益に対する悪影響の有無、個人の秘密に対する不当な侵害の有無などを総合的に考慮する。
- 3 公開する議事速記録の公開の方法、公開の手続その他公開に関し必要な事

項は、事務総長が定める。

【別紙3】

参議院改革協議会小委員会報告書

本小委員会は、「請願審査の充実等」、「国会会議録データベース構築の推進」、「委員会会議録の公共図書館への提供」及び「調査会の活性化推進」の4項目について鋭意検討を行った結果、結論を得たので報告する。

平成7年5月25日

参議院改革協議会座長 小川 仁一殿

参議院改革協議会小委員長 田沢 智治

請願審査の充実等について

請願は、すべての人がその要望を国や地方公共団体に直接申し立てることができる基本的権利であり、議院にとっては、民意を把握するための重要な手段でもある。特に、「国民に開かれた国会」の実現を目指している本院にとっては、国民と国会を結ぶ請願について、審査のより一層の充実を図り、国民の声を国政に反映させることが重要である。

本小委員会は、このような認識の下に、請願審査充実の具体的方策について鋭意検討を行った結果、次のような改善策を採ることが適当であるとの意見で一致した。

1 請願の審査方法

請願の審査内容の充実に関しては、参議院改革協議会及び議院運営委員会理事会における協議に基づき、昭和55年2月20日（第91回国会）、議院運営委員長から各委員長に対して「各委員会は、理事会において、その取扱いにつき意見の一致をみた付託請願から逐次処理すべきである」との要請を行っている。

さらに、昭和60年6月19日（第102回国会）の参議院改革協議会答申においても、以下の諸点について提言したところであるが、この際、改めて各委員長に対し協力を要請し、これら提言の趣旨の徹底を図る。各委員会においても、これら提言をより実効あらしめるため、例えば、請願の付託後速やか

にこれを理事会に報告するとともに、採択した請願については内閣からの「処理経過」の受領後これを委員会で取り上げるなどの措置を採ることが望まれる。

- (1) 請願審査の時期については、第91回国会（昭和55年2月20日）における議院運営委員長の各委員長に対する要請にもかんがみ、会期末に一括して審査される傾向にあるのを改め、会期中においても積極的に審査する。
- (2) 緊急に措置する必要がある請願については、その内容に応じて、時機を失しないよう審査する。
- (3) 議案の審査及び国政調査に当たっては、これに関連する請願に十分配慮する。
- (4) 請願審査に当たっては、各委員会の実情に応じ、自主的に請願審査の実をあげるよう努める。
- (5) 採択した請願について、国会で処理できるものについては、積極的にその実現に努めるとともに、内閣に送付したものについては、政府の処理状況を聴取するなど、その願意の実現を図る。

2 請願の審査結果通知

請願紹介議員から請願者へ審査結果を連絡する際の利便を図るため、事務局から紹介議員に対し、当該議員紹介に係る請願に関する採択、不採択等の審査結果を議了後速やかに通知する。

国会会議録データベース構築の推進について

近年、国会情報、特に国会会議録の内容を迅速かつ容易に検索できる環境を整備すべきであるという要請が強まっている。議員の立法調査活動に対する支援を一層強化するとともに、「国民に開かれた国会」を更に推進するためには、会議録情報の提供手段を抜本的に改善することが必要である。参議院改革協議会は、昭和60年11月20日の議長への答申において、国会会議録システムの構築について、関係機関と共同して検討を進めるよう指摘したところである。

この課題に対処するため、事務局においては、平成4年に衆議院及び国立国会図書館と「会議録フルテキスト・データベース検討会」を組織し、国会会議録のフルテキスト・データベースの構築に向け、検討を重ねてきた。そして、平成6年度には、外部研究機関への委託調査を実施するとともに、平成7年度にはその結果を踏まえてシステム構築のための基本的な諸問題を解決するため実証試験を伴った調査を実施する段階を迎えている。

本小委員会は、このような経過を踏まえて検討を行った結果、現在の会議録による情報提供は、その役割を失うことはないものの、利用者の多様なニーズ

にこたえられないこと等の問題があることにかんがみ、最近における情報処理・情報通信技術の発展に対応して国会会議録のフルテキスト・データベースを構築し、電子情報として提供していくことが必要であり、次のような推進策を講ずべきであるとの意見で一致した。

- 1 事務局は、衆議院及び国立国会図書館と連携して、「国会会議録フルテキスト・データベース」の構築に向け、その推進体制を早急に整備するとともに、具体的な実行計画を作成し、できるだけ早期に利用が可能となるよう積極的に業務を推進する。
- 2 このデータベースの開発に当たっては、会議録作成過程からシステム化を図るとともに、国会議員を始め国民のニーズに立脚した利便性の高い、操作性の良い検索システムを構築するほか、未定稿段階の会議録が検索できるシステムを併せて構築し、今国会から発行されることとなった本会議議事速報及び予算委員会総括質疑速報によってカバーできない委員会等の質疑内容が議員事務室等から迅速に検索できるよう配慮する。
- 3 将来的には、国際化への対応を考慮し、インターネット等を通じて情報を発信できるよう機能の拡充を図るとともに、マルチメディア時代への対応についても今後検討を行う。

委員会会議録の公共図書館への提供について

都道府県及び政令指定都市の議会図書室への委員会会議録の無償配付は、昭和48年以来、衆議院と歩調を合わせて、国立国会図書館を通じて実施してきたものである。

昭和60年には、委員会会議録の公共図書館への無償配付の可能性について検討を行ったが、委員会会議録の部外持ち出しを禁止している衆議院との調整の問題等が指摘され、委員会会議録の無償配付先は従前同様とすることとした。

平成5年8月、事務局が実施した委員会会議録の利用状況等についてのアンケートの結果、本院送付の委員会会議録は地域住民等に十分に利用されていないことが判明した。

一方、昨年12月、衆議院は衆議院規則の委員会会議録の持出禁止条項を削除したことから、委員会会議録の取扱いが本院同様とされた。

本小委員会は、これら諸般の事情を踏まえ、委員会会議録の配付の在り方について討議を重ねた。討議の過程においては、本院がこれまで実施してきた措置及び改善策について検討するとともに、今後の方策についても協議した。

その結果、「国民に開かれた国会」のより一層の推進のためには、一般国民が国会での実質的審議の場である委員会の会議録を容易に閲覧及び入手できる

ようにすることが肝要であることから、以下の措置を講ずべきであるとの意見で一致した。

- 1 一般国民が国会の会議録をより容易に閲覧できるようにする観点から、新たに公共図書館にも委員会会議録を無償配付する方向で検討を進める。
無償配付する公共図書館としては、当面、都道府県及び政令指定都市の中央図書館とし、衆議院と連携して実施するよう努めることとする。
- 2 委員会会議録の都道府県及び政令指定都市の議会図書室への無償配付については、一般国民のみならず、地方議会関係者への便宜を図る観点から行われていることにかんがみ、引き続き実施することとする。
- 3 委員会会議録の無償配付については、現在検討が進められている国会会議録のデータベース化が図られた段階で、再検討することとする。
- 4 委員会会議録の閲覧方法等が地域住民に十分周知されていない現状にかんがみ、都道府県広報誌を通じて閲覧方法の周知徹底を図るよう都道府県に要請する等一般国民への積極的な広報活動を実施することとする。
- 5 委員会会議録の購入希望者については、これまで財団法人を通じて有償頒布を実施しているが、委員会会議録の入手の機会をより多くの一般国民が享受できるようにする観点から、今後、その入手方法について大学図書館等に対する広報活動を強化することとする。

調査会の活性化推進について

参議院の調査会は、昭和61年に設置されて以来これまで3期9年間、国政の基本的事項に関し、長期的、総合的な観点から調査を行う参議院独自の機関として、委員相互間の自由討議、公聴会や地方公聴会の開催、参考人との意見交換などの活動を展開し、様々な政策提言等を行ってきた。

本小委員会は、こうした調査会制度の意義及び各調査会の活動実績を踏まえて検討を重ねた結果、次期においても参議院の特色ある制度として調査会を存続させるとともに、なお一層その充実改善を図っていくべきであるとの意見で一致した。

次期における調査会の数及び名称、充実改善のための方策等具体的な事項は以下のとおりである。

- 1 調査会の数、名称及び委員数について
 - (1) 調査会の数は、現行のとおり3とする。
 - (2) 調査会の名称は、なるべく広範な事項を調査し得るとともに、これまでの調査会活動との継続性にも配慮し、また新しい国民のニーズに的確に対応することができるよう、以下の3調査会とする。

- 国際問題に関する調査会
- 国民生活・経済に関する調査会
- 行財政機構及び行政監察に関する調査会

(3) 委員数は、3調査会いずれも25人とする。

2 調査会の理事及び委員の在任期間について

調査会の理事及び委員の在任期間について、各会派においては、3年間という調査会活動の特性にかんがみ、十分配慮するものとする。

特に理事については、調査会運営や報告書の作成等に中心的な役割を果たすことから、調査の継続性の観点を重視し、原則として、継続して在任するよう特段の配慮をすることが望ましい。

3 調査会の運営について

調査会の運営については、「調査会の設置及び運営基準」（昭和61年5月22日議院運営委員会決定）に基づき、各調査会において自主的に行われているが、自由討議、公聴会、参考人からのヒアリングなど特色ある活動を一層積極的に行うほか、議員立法や他の委員会への立法勧告の制度を活用するよう取り組むものとする。

また、調査項目については、中長期的な視野を基本としつつ、関連した当面の課題についても取り上げ、その調査の結果については適宜報告を行い、公表することが望ましい。

4 報告書の取扱いについて

報告書については、これを議長に提出した後、調査会長名で関係各省庁等に対して適宜送付することとする。また、報告書を公にする際には、分かりやすい概要等を作成するなど、積極的に広報活動を行う。

さらに、これまでの報告書において行った提言等について、これに関連した政府の施策や対応を確認するなど、フォローアップを積極的に行い、報告書の内容実現に努めるべきである。

5 その他

(1) 調査会のメンバーを中心とした海外派遣については、現在毎年1班ずつ、3年間で一巡するよう行われているが、例えば、これを2年度目に行うなど、最も効果的な時期に実施できるよう配慮する。

(2) 調査会が独自のデータを持ち、また、外部の有識者の意見を聴きながら調査を進めるためには、委託調査の手法が有効である。このため、委託調査のための予算を充実させる。

(3) 事務局においては、調査会のスタッフの充実、連携の強化等に努めるものとする。

5 本会議・委員会傍聴者数の推移

国会回次	総計	内 訳	
		本 会 議	委 員 会
1 2 3 (常 会)	5, 2 9 8	1, 1 9 2	4, 1 0 6
1 2 4 (臨時会)	1 0 9	4 6	6 3
1 2 5 (臨時会)	7 6 0	3 9 0	3 7 0
1 2 6 (常 会)	2, 6 0 9	7 9 5	1, 8 1 4
1 2 7 (特別会)	2 1 3	2 1 0	3
1 2 8 (臨時会)	2, 2 3 0	8 8 2	1, 3 4 8
1 2 9 (常 会)	1, 9 1 8	6 2 0	1, 2 9 8
1 3 0 (臨時会)	3 9 2	2 7 0	1 2 2
1 3 1 (臨時会)	2, 0 0 7	7 2 1	1, 2 8 6
1 3 2 (常 会)	1, 3 8 8	3 5 4	1, 0 3 4

直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

6 参議院参観者数の推移

(第132回国会終了日 平成7年6月18日現在)

年	総計	参 観 内 訳				
		一 般	小・中学	高 校	外 国 人	特 別
平成3	178,861	39,347	136,779	1,827	400	508
4	187,510	44,437	139,428	2,521	760	364
5	181,231	46,833	130,828	2,197	1,306	67
6	166,708	38,331	125,641	1,817	876	43
7	108,643	12,269	95,446	536	392	0

特別参観とは、「議場内特別参観」のことで、国会閉会後の毎月第1及び第3日曜日に限り実施している参観である。

7 外国議会議長等招待者一覧

○ 両院議長が招待したもの

招待状宛先	発送年月日	訪日議員数	滞在期間
中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長一行	6. 8. 8	5	7. 4. 10～ 4. 17

8 参議院議員海外派遣一覧

目 的	議長決定	派 遣 議 員	派 遣 地	日数	派遣報告
第15回日本・EU議員会議 (ブッセル)出席並びに各国の政治経済事情等視察	7. 2. 3	大木 浩君	フランス	8	7. 6. 16 議院運営 委員会に 報告書を 提出
		志苦 裕君	ベルギー	8	
		荒木 清寛君	イギリス	8	
第93回列国議会同盟会議 (マドリド)出席並びに各国の政治経済事情等視察	3. 8	小野 清子君	イギリス	11	
		刈田 貞子君	スペイン	11	
		池田 治君	フランス	11	

9 国会関係日誌 (6.12.10~7. 6.18)

【第131回国会（臨時会）閉会后】

平成6年

- 12.10(土) ○新進党、結党大会（参議院議員36人、衆議院議員178人で発足）
 - 大江健三郎氏へのノーベル文学賞授賞式
 - 13(火) ○参文教委（いじめ問題等に関する件）
 - 14(水) ○参内閣委（U X機種選定に関する件等）
 - 15(木) ○衆・院内団体「改革」の解散及び「新進党」（所属議員178人）の結成
 - 「平成7年度税制改正大綱」を閣議決定
 - 16(金) ○松下康夫氏の日銀総裁就任を閣議決定
 - 19(月) ○「行政改革委員会」発足（委員長に飯田庸太郎元経団連副会長）
 - 21(水) ○院内会派「公明党・国民会議」の解散及び「新進党」（所属議員35人）、「公明」（所属議員12人）の結成
 - 25(日) ○「平成7年度予算案」「財政投融资計画」及び「地方分権大綱」を閣議決定
 - 衆院へ小選挙区比例代表並立制を導入する改正公職選挙法、施行
 - 28(水) ○「三陸はるか沖地震」発生
-

平成7年

- 1. 1(日) ○政党助成法、政党法人格付与法、改正政治資金規正法、施行
- 4(水) ○政党助成交付の届出（～17日 共産党を除く10政党が届出）
- 9(月) ○衆・院内団体「自由連合」結成（柿澤前外相、大内元民社党委員長ら8名）
- 10(火) ○村山総理、日米首脳会談のため、訪米（～13日）
- 17(火) ○「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」発生
 - 「兵庫県南部地震非常災害対策本部」の設置を閣議決定
- 18(水) ○堂本暁子、西岡瑠璃子両議員、「日本社会党・護憲民主連合」を退会
- 19(木) ○村山総理、土井衆議院議長、阪神・淡路大震災被災地を視察
 - 「兵庫県南部地震緊急対策本部」を設置
 - 院内会派「新進党」「公明」の解散及び「平成会」の結成
 - 衆・院内団体「自民党」「自由連合」の解散及び「自由民主党・自由連合」への名称変更
 - 河本英典議員、「新緑風会」を退会

【第132回国会（常 会）】

1. 20(金) ○ 第132回国会（常会）召集
 - 開会式
 - 参本会議（議席の指定、特別委の設置、政府 4 演説）
 - 衆本会議（議席の指定、特別委の設置、政府 4 演説、兵庫県南部地震の報告）
 - 小里北海道・沖繩開発庁長官を兵庫県南部地震対策担当相に任命
 - 衆災害特委（兵庫県南部地震・三陸はるか沖地震災害の説明）
 - 23(月) ○ 衆本会議（政府 4 演説に対する代表質問 ～24日）
 - 24(火) ○ 参本会議（平成 7 年兵庫県南部地震災害に関する報告の後、政府 4 演説及び報告に対する質疑 ～25日）
 - 25(水) ○ 衆参予算委（平成 7 年度予算及び平成 6 年度第 1 次補正予算の趣旨説明）
 - 26(木) ○ 野末陳平、山田勇両議員、「新緑風会」を退会し、「平成会」に入会
 - 衆予算委（集中審議 平成 7 年兵庫県南部地震災害対策）
 - 衆参災害特委（委員派遣 ～27日 神戸市・淡路島等）
 - 27(金) ○ 中尾則幸議員、「日本社会党・護憲民主連合」を退会
 - 衆予算委（総括質疑 ～2月3日）
 - 30(月) ○ 平井卓志議員、「自由民主党」を退会、無所属
 - 中尾則幸議員、「新党・護憲リベラル」に入会
 - 「新党・護憲リベラル」、「新党・護憲リベラル・市民連合」へ会派名変更
 - 31(火) ○ 天皇、皇后両陛下、阪神・淡路大震災被災地を御訪問
-
2. 1(水) ○ 衆災害特委（兵庫県南部地震の緊急災害対策に関する決議）
 - 2(木) ○ 参災害特委（兵庫県南部地震の緊急災害対策に関する決議）
 - 7(火) ○ 衆予算委（平成 6 年度第 1 次補正予算を可決）
 - 衆本会議（平成 6 年度第 1 次補正予算を可決、「兵庫県南部地震の災害対策に関する決議案」及び「兵庫県南部地震に関し国際的支援に対する感謝決議案」を可決）
 - 8(水) ○ 参予算委（集中審議 平成 7 年兵庫県南部地震災害対策）
 - 参改協小委員会、「参議院本会議議事速報」及び「参議院予算委員会総括質疑速報」発行についての報告書を提出
 - 衆予算委（中央公聴会 ～9日）
 - 9(木) ○ 参予算委（平成 6 年度第 1 次補正予算を可決）

- 9(木) ○ **参本会議** (「兵庫県南部地震災害対策に関する決議案」及び「兵庫県南部地震災害に対する国際的支援等に感謝する決議案」、平成6年度第1次補正予算を可決、平成5年度決算の概要報告)
- 10(金) ○ 衆予算委 (一般質疑 ~16日)
 - 「阪神・淡路復興委員会」設置を閣議決定
- 14(火) ○ 「兵庫県南部地震災害」の呼称を「阪神・淡路大震災」に統一
 - 政府、特殊法人の整理・合理化案を閣議に報告
- 15(水) ○ 平井卓志議員、「平成会」に入会
- 16(木) ○ 「阪神・淡路復興委員会」初会合 (委員長に下河辺淳氏)
 - 衆議運理事会 (本会議・予算委総括質疑の議事録速報版の翌日配付の4月1日実施を了承)
- 17(金) ○ **衆参本会議** (阪神・淡路復興委特別顧問への後藤田正晴代議士就任に関し、国会法第39条ただし書の規定により議決)
- 20(月) ○ 衆予算委 (分科会 ~21日)
- 22(水) ○ 衆予算委 (集中審議 行政改革・東京共同銀行問題等 ~23日)
 - ロッキード事件丸紅ルート上告審の最高裁大法廷判決
 - **参本会議** (阪神・淡路大震災復興基本方針・組織法案を可決)
- 23(木) ○ 衆予算委 (締めくくり総括質疑 ~24日)
 - 行政改革委員会、当面の活動方針「国民のための行政改革を推進するために」を首相に提出
- 24(金) ○ 規制緩和検討委員会、意見報告を行政改革推進本部へ提出
 - **衆参本会議** (財政演説)
 - 衆予算委 (平成6年度第2次補正予算の趣旨説明)
 - 石原官房副長官退任、後任は古川貞二郎前厚生事務次官
 - 特殊法人14を7法人に統合する特殊法人改革案を閣議決定
- 25(土) ○ 衆予算委 (平成7年度予算、平成6年度第2次補正予算を可決)
- 26(日) ○ 皇太子御夫妻、阪神・淡路大震災被災地を御訪問
- 27(月) ○ 衆本会議 (平成7年度予算、平成6年度第2次補正予算を可決)
- 28(火) ○ 参予算委 (平成6年度第2次補正予算の趣旨説明、可決)
 - **参本会議** (平成6年度第2次補正予算、旅券改正法案、祝日法改正法案を可決)

-
- 3. 1(水) ○ 参予算委 (総括質疑 ~9日)
 - 「阪神・淡路復興委員会」、緊急提言を村山総理に報告
 - 2(木) ○ 山田勇議員、「平成会」を退会

- 5(日) ○ 神戸、宝塚、尼崎 3 市で阪神・淡路大震災の合同慰霊祭（皇太子御夫妻、村山総理、両院議長らが出席）
- 6(月) ○ 三石久江議員、「新党・護憲リベラル・市民連合」を退会
- 7(火) ○ 円相場で 1 ドル=90円を突破（ニューヨーク外国為替市場）、8 日、東京市場で一時 1 ドル=88円75銭を記録
- 9(木) ○ 衆予算委（証人喚問 東京共同銀行問題 高橋治則・前東京協和信組理事長、鈴木紳介・前安全信組理事長）
- 10(金) ○ 参予算委（中央公聴会）
 - 村山総理、国連社会開発サミット（コソボ）へ出発（～12日）
 - 衆本会議（地方分権推進法案と対案の趣旨説明）
- 13(月) ○ 参予算委（一般質疑 ～20日）
 - 文部省の「いじめ対策緊急会議」、最終報告書提出
- 14(火) ○ 参予算委（集中審議 金融、震災対策及び行政改革等 ～15日）
 - 政府・与党、日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合を決定
- 15(水) ○ 参本会議（平成 7 年度地方財政計画についての報告）
- 16(木) ○ 参予算委（参考人招致 東京共同銀行問題 堀江鐵彌・日本長期信用銀行頭取、三重野康・前日本銀行総裁）
 - 山本富雄議員逝去（自民党、群馬県選出）
 - 参改協小委員会、秘密会会議録公開の問題についての報告書を座長に提出
 - 大蔵省、東京都、大口預金者と融資先の実名リストを衆議院議長に提出
 - 衆予算委（秘密会 東京共同銀行問題 実名リスト閲覧）
- 17(金) ○ 参予算委（委嘱審査 常任委員会）
 - 参本会議（地方税法改正案、地方交付税法等改正案、租税特別措置法改正案を可決）
 - 衆本会議（国民健康保険法等改正案を可決）
- 20(月) ○ 参予算委（委嘱審査 特別委員会）
 - （秘密会 東京共同銀行問題 実名リスト閲覧）
 - 地下鉄駅構内毒物使用多数殺人事件（地下鉄サリン事件）発生
- 22(水) ○ 参予算委（締めくくり総括質疑、平成 7 年度予算を可決）
 - 参本会議（平成 7 年度予算を可決）
- 23(木) ○ 青島幸男、山田勇両議員、公選法第90条の規定により退職
- 24(金) ○ 参本会議（国民健康保険法等改正案の趣旨説明）
 - 衆本会議（育児休業法改正案、介護休業等改正案の趣旨説明）
- 27(月) ○ 第93回 I P U 国際会議（～ 4 月 1 日 マドリド）

- 28(火) ○ 連立与党代表団、北朝鮮訪問（～30日）
- 29(水) ○ 参予算委（証人喚問 東京共同銀行問題 高橋治則・前東京協和信組理事長、堀江鐵彌・日本長期信用銀行頭取）
- 参本会議（国民健康保険法等改正案、化学兵器禁止法案を可決、NHK予算を承認）
- 30(木) ○ 衆予算委（証人喚問 東京共同銀行問題 三重野康・前日本銀行総裁、堀江鐵彌・日本長期信用銀行頭取、川内康平・元東京協和信組専務理事）
- 衆本会議（化学兵器禁止法案及び条約を可決、承認）
- 名古屋地裁、近藤豊代議員を所得税法・政治資金規正法違反で実刑判決
- 國松孝次・警察庁長官狙撃事件
- 31(金) ○ 「規制緩和推進5カ年計画」を閣議決定
-

4. 2(日) ○ 連立与党代表団、韓国訪問（～3日）
- 3(月) ○ 参予算委（集中審議 地下鉄構内毒物使用多数殺人事件等）
- 9(日) ○ 第13回統一地方選で、東京都知事に青島幸男・前参議院議員、大阪府知事に山田勇・前参議院議員が当選
- 10(月) ○ 喬石・中国全人代常務委員長、衆参両院議長招待で来日（～17日）
- 中央選挙管理会、青島幸男議員の東京都知事選立候補に伴う二院クラブの名簿順位繰り上げによる山田俊昭氏の当選を正式決定
- 11(火) ○ 衆予算委（証人喚問 東京共同銀行問題 増淵稔・日本銀行信用機構局長、田中重彦・元イ・アイ・イーインターナショナル副社長（元日本長期信用銀行取締役）、小久保久・東京都労働経済局長）
- 山田俊昭議員、「二院クラブ」へ入会
- 衆議院、阪神・淡路大震災による被害状況及び復旧状況等調査議員団を派遣（～12日）
- 12(水) ○ 衆分権特委（地方分権推進法案の地方公聴会 福島市、大津市）
- 13(木) ○ 衆本会議（銃刀法改正案を可決）
- 14(金) ○ 参本会議（食品衛生法及び栄養改善法改正案、化学兵器禁止条約、刑法改正案の趣旨説明）
- 衆本会議（地方分権推進法案を修正議決）
- 「緊急円高・経済対策」を経済対策閣僚会議及び閣議で決定
- 日本銀行、公定歩合を史上最低水準の年1.0%と決定、即日実施
- 18(火) ○ 参議院、阪神・淡路大震災による被害状況及び復旧状況等調査議員

員団を派遣（～19日）

- 19(水) ○東京外国為替市場で一時1ドル=79円75銭
○参本会議（サリン防止法案を可決）
○衆本会議（サリン防止法案を可決、石原慎太郎代議士の辞職許可）
- 20(木) ○衆予算委（集中審議 円高等経済問題及びサリン問題等）
○参予算委（集中審議 円高問題及び景気対策等）
- 24(月) ○参議院比例代表選のための政党名称の届出受付開始（～29日）
○参本会議（地方分権推進法案の趣旨説明）
- 26(水) ○参本会議（食品衛生法及び栄養改善法改正法案を可決）
○名古屋地裁、所得税不正還付事件で大谷忠雄代議士に有罪判決
- 27(木) ○阪神・淡路大震災の救助・生活支援の自衛隊、全面撤収
- 28(金) ○「兵庫県南部地震緊急対策本部」の廃止、業務は「阪神・淡路復興対策本部」への統合を閣議決定
○参本会議（化学兵器禁止条約を承認、刑法改正案、銃刀法改正案、放送法改正案を可決）
○村山総理、「オウム真理教事件」等で緊急記者会見
-

5. 2(火) ○村山総理、中国訪問（～6日）
- 8(月) ○北村哲男議員、社会党を離党
○野末陳平議員、新進党を離党、「平成会」所属
- 9(火) ○参分権特委（地方分権推進法案の地方公聴会 富山市、別府市）
○衆本会議（駐留軍用地返還特別措置法を修正議決）
○衆・院内団体「無所属クラブ」の結成（金田誠一代議士ら3名）
- 10(水) ○東京地検・警視庁、2信組乱脈融資疑惑で強制捜査に着手
○衆労働委（育児休業法等改正案の地方公聴会 名古屋市）
- 11(木) ○NPT再検討・延長会議、NPTの無期限延長を全会一致で採択（日本時間12日）
○衆本会議（中西啓介代議士の辞職許可）
- 15(月) ○衆本会議（平成7年度第1次補正予算の財政演説）
○参本会議（育児休業法等改正案、介護休業等法案の趣旨説明、地方分権推進法案を可決、財政演説）
○太田誠一代議士、院内団体「新進党」を離脱
- 16(火) ○参本会議（財政演説に対する質疑）
○衆本会議（財政演説に対する質疑、保険業法案を可決）
○衆予算委（平成7年度第1次補正予算の趣旨説明）
- 16(火) ○オウム真理教・麻原教祖、逮捕

- 16(火) ○米、日米自動車問題に絡み、対日制裁候補1次リストを発表
- 17(水) ○政府、自動車問題で米国をWTOに提訴
- 18(木) ○衆予算委(平成7年度第1次補正予算を可決)
- 衆本会議(介護休業等改正案を否決、育児休業等改正案を修正議決、食品衛生法及び栄養改善法改正案、平成7年度第1次補正予算を可決)
- 19(金) ○参予算委(平成7年度第1次補正予算の趣旨説明、可決)
- 参本会議(坂野重信予算委員長解任決議案を否決、駐留軍用地返還特別措置法案、平成7年度第1次補正予算、補正予算関連4法案を可決)
- 22(月) ○野坂建設大臣、長良川河口堰の23日からの本格運用を発表
- 23(火) ○衆本会議(野中国務大臣のオウム真理教関連事件の報告)
- 山花貞夫代議士ら5名、院内団体「日本社会党・護憲民主連合」を離脱
- 24(水) ○北村哲男、本岡昭次両議員、「日本社会党・護憲民主連合」を退会
- 参本会議(野中国務大臣のオウム真理教関連事件の報告)
- 25(木) ○最高裁、東京高裁判決を破棄し、山崎順子議員の繰り上げ当選を有効とする逆転判決
- 参改協小委員会、4項目の小委員会報告書を座長へ提出
 - 小林正議員、新進党を離党
- 28(日) ○田英夫議員ら、「新党・護憲リベラル」を解党し、新政党「平和・市民」の結成を発表
- 29(月) ○北村哲男、本岡昭次両議員(代表)、新会派「民主の会」を結成
- 衆・院内団体「民主の会」の結成(後藤茂(代表)、山花貞夫代議士ら5名)
- 31(水) ○参本会議(保険業法案を可決)
- 参労働委(介護休業等改正案の地方公聴会 仙台市)
 - 青島東京都知事、世界都市博覧会の中止を最終決断
-
6. 1(木) ○参改協、小委員会報告書を議長へ提出
6. 2(金) ○参議運委(貴族院秘密会議事速記録の公開を決定)
- 参国民生活調査会(高齢社会対策基本法案を調査会提出法案と決定)
 - 衆本会議(容器包装分別収集・再商品化促進法案、災害対策基本法案を可決)

- 5(月) ○ 参議院、帝国議会貴族院秘密会議事速記録の一般公開開始
 - 参本会議 (育児休業等改正案、高齢社会対策基本法案を可決、容器包装分別収集・再商品化促進法案の趣旨説明)
- 6(火) ○ 衆予算委 (集中審議 旧東京協和・安全両信組問題等 証人喚問採決を求める動議提出で紛糾、午後空転)
 - 衆厚生委 (臓器移植法案の趣旨説明)
 - 舩正敏議員、三石久江議員ら、新政治団体「憲法を活かそう連帯」(連帯)の結成を発表
 - 国会等移転調査会、「首都機能移転の範囲と手順・新首都の都市づくり」(第2次中間報告)を村山総理に提出
- 7(水) ○ 衆参沖北特委 (北方領土問題の解決促進に関する決議)
- 8(木) ○ 「新党・護憲リベラル・市民連合」、「平和・市民」へ会派名変更
 - 衆本会議 («北方領土問題の解決促進に関する決議案」、地震防災対策特別措置法案を可決)
- 9(金) ○ 参本会議 (容器包装分別収集・再商品化促進法案、災害対策基本法改正案を可決、「北方領土問題の解決促進に関する決議案」を可決)
 - 衆本会議 («歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議案」を可決 新進党は欠席)
- 12(月) ○ 衆予算委 (集中審議 旧東京協和・安全両信組問題等)
- 13(火) ○ 衆本会議 (土井衆議院議長・鯨岡副議長不信任決議案、中村議運委員長解任決議案、村山内閣不信任決議案を否決)
 - 第17回参議院議員通常選挙の日程、公示7月6日、投票7月23日の方針を政府・与党首脳連絡会議で報告
- 14(水) ○ 参本会議 (村山総理問責決議案を否決)
 - 衆予算委 (佐藤観樹委員長不信任動議を否決)
 - 村山総理、ハリファクス・サミット出席等のため出発(～20日)
- 15(木) ○ ハリファクス・サミット開幕 (日本時間 ～17日)
- 16(金) ○ 参本会議 (地方分権推進委員会委員7名に同意、調査会報告、請願審査、決算委員長の指名、会期末手続)
 - 衆本会議 (地方分権推進委員会委員7名に同意、会期末手続)
- 17(土) ○ 衆予算委 (証人喚問 旧東京協和・安全両信組問題 山口敏夫代議士及び中西啓介前代議士)
- 18(日) ○ 第132回国会(常会)終了

— 差しかえのお願い —

第132回国会「参議院審議概要」7ページ「I 国会概観」中、下記の箇所の差しかえをお願いいたします。

【法案等の成立件数等】

今国会に提出された政府提出法案は102件であり、順調な国会審議を受けて全てが成立した。このうち、阪神・淡路大震災復興関連法案が16件、平成7年度予算関連法案が29件、平成6年度及び7年度両年度の補正予算関連法案が10件、その他の法案が47件であった。

また、条約も提出された18件全てが承認された。

参議院議員提出法案は、提出された6件中2件が成立し、衆議院議員提出法案は、24件（うち4件は前国会から継続）中9件が成立した。

参議院議員提出法案のうち、高齢社会対策基本法案は、国民生活に関する調査会の提出に係るものであり、5日の本会議で全会一致をもって可決され、衆議院に送付された。衆議院では、継続審査となった。

（詳細は、Vの1「議案審議概況」を参照されたい。）

平成7年7月5日

参議院事務局